

令和元年度関係各課の取組み状況等一覧

令和2年度第1回仙台市自殺対策連絡協議会
参考資料5 令和2年12月2日

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	1	児童、高齢者、障害者に向けた虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とした、ホームページやリーフレット等による、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待に関する各種相談機関や相談ダイヤルの周知	健康福祉局 子供未来局	健康福祉局	障害企画課	障害者に対する虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とした、様々な手法（ホームページ、リーフレット等）を用いた、障害者虐待に関する各種相談機関や相談ダイヤルの周知	障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル周知カードを増刷し、窓口を設置。	引き続き、相談ダイヤルの周知に努める。	相談ダイヤルの周知に努めるとともに、相談があった際に速やかに対応するため、関係機関との連携の強化を図る。	障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル周知カードを窓口を設置し、事業の周知を継続した。	引き続き、障害者虐待の早期発見や早期対応に努める。	
	健康福祉局			高齢企画課	高齢者に対する虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とし、リーフレットを用いた、高齢者虐待に関する各種相談機関の周知	各区、包括支援センターにリーフレットを配布し、高齢者に対する虐待相談窓口の周知を行った。	事業概要通り実施することができた。また、現在市民向けアンケートを包括へ依頼中である。	例年に引き続き各区、包括支援センターにリーフレットを配布し、高齢者に対する虐待相談窓口の周知を行う予定である。また、リーフレットに関して市民向けアンケートを実施し効果検証を行う。	各区、包括支援センターにリーフレットを配布し、高齢者に対する虐待相談窓口の周知を行った。	事業概要通り実施することができた。また、現在市民向けアンケートを包括へ依頼中である。			
	子供未来局			子供家庭支援課	児童に対する虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とした、様々な手法（ホームページ、リーフレット等）を用いた、児童虐待に関する各種相談機関や相談ダイヤルの周知	児童相談所短縮ダイヤル「189」や虐待通告の義務付け等を広く一般の方に認知していただくため、街頭にて啓発活動を行った。 日時：平成30年11月30日 場所：JR仙台駅東西自由通路 内容：県・市・県警・法務局の4者で実施、コットンバッグやポケットティッシュ等を配布した。	配布予定数量を配りきれなかったことや、メディア露出も多かったことから、一般市民の方に児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や虐待通告の義務付け等を広く一般の方に認知していただくため、街頭にて啓発活動を行った。良かった。	今後も4者で協力し街頭啓発活動を行い、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や虐待通告の義務付け等を広く一般の方に認知していただく。	児童相談所短縮ダイヤル「189」や虐待通告の義務付け等を広く一般の方に認知していただくため、街頭にて啓発活動を行った。 日時：令和元年11月8日 場所：JR仙台駅東西自由通路 内容：県・市・県警・法務局の4者で実施、コットンバッグやポケットティッシュ等を配布した。	配布予定数量を配りきれなかったことや、メディア露出も多かったことから、一般市民の方に相談ダイヤルや通告義務等を知っていただく良い機会となった。			
方向性1	2	自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施	地域や会社、学校等の様々な場において、自死に関する適切な理解や、危機的状況においては援助を求めてよいという考え方を浸透させるための活動の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等を配布しています	期間に合わせて啓発用のポスターの掲示やリーフレットの配布を行った。	市民の方々への啓発を図りつつ、職員間における認識も高めることができた。	必要な要する方へ支援や相談機関に関する情報を提供できるよう、効果的な周知・広報の在り方について引き続き検討して参りたい。	期間に合わせて、支援情報や相談機関が掲載されている啓発用のポスターの掲示やリーフレットの配布を行った。	市民の方々への啓発を図るとともに、職員間における認識も高めることができた。	
	健康福祉局			精神保健福祉総合センター	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	自殺予防週間である9月及び自殺対策強化月間である3月に合わせて、ポスターの作成や、相談会等を実施しています。	自殺予防週間（9月）にポスターを作成し、380か所の関係機関に446枚送付しました。 また、9月と3月に、「生活困りごと、こころの健康相談会」を実施し、弁護士と精神科医師、保健師や臨床心理士、精神保健福祉士が21件の相談に応じた。	ポスターによる普及啓発を実施したことにより、相談希望行動やゲートキーパーについての知識を広めることができました。多くの市民に親しみを感じ、関心を寄せてもらえるように、ポスターに心の健康づくりキャラクター「こごまる」を起用している。また、自殺予防週間と自殺対策月間に合わせて「生活困りごと、こころの健康相談会」を実施する。	自殺予防週間（9月）にポスターを作成し、377か所の関係機関に454枚送付した。また、9月と3月に、「生活困りごと、こころの健康相談会」を実施し、弁護士と精神科医師、保健師や公認心理士、精神保健福祉士が25件の相談に応じた。	ポスターの掲示を通じてより多くの市民に、ゲートキーパーの理解や、相談希望行動を喚起する自死予防に係る啓発活動を実施することができた。「生活困りごと、こころの健康相談会」では、自死の要因となる様々な問題に、法的に対応し、相談者の悩みを解決する一助となった。				
	健康福祉局			健康政策課	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等を配布しています	市内の相談先一覧を記載したリーフレットを作成し、仙台市各窓口や各種イベント等を通じ市民に配布。（※配布数は、次行に含めて把握しているため不明） ・「誰かに話してみませんか？」リーフレット ・「声がけからはじめよう」リーフレット ※ 年度末（H31.3月）作成のため配布少 ・「誰かに話してみませんか？」相談窓口一覧付き絆創膏	市の窓口留まらず、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。	市の窓口をはじめ、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知したが、より相談窓口を利用しやすくなるよう、必要に応じ、啓発物の内容の見直し等も行っていく。	市内の相談先一覧を記載したリーフレットを作成し、仙台市各窓口や各種イベント等を通じ市民に配布。 ・「誰かに話してみませんか？」リーフレット（4,300部） ・「声がけからはじめよう」リーフレット（4,900部） ・「誰かに話してみませんか？」相談窓口一覧付き絆創膏（4,800部）	市の窓口留まらず、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。今後、より多くの市民に情報が周知できる方法を検討していく必要がある。			
方向性1	2	自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施	地域や会社、学校等の様々な場において、自死に関する適切な理解や、危機的状況においては援助を求めてよいという考え方を浸透させるための活動の実施	青葉区	家庭健康課	心の健康づくり啓発	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、区役所内の健康づくり情報コーナーを活用し、各種リーフレットの配布、パネル展示等を行なっています。	3月自殺対策強化月間にパネル展示を実施。（2階、3階入り口）	入口付近の掲示のため、多くの来庁者に啓発する機会となった。	3月の自殺対策強化月間において、区役所2階と3階の入り口でこころの健康に関する内容の展示とリーフレットの配布を行い、多くの市民へ普及啓発を行う。	自主活動である被災者交流会や、企業や地区より依頼のあった健康教育、親子向けの地域のイベントなどに出向く際に、睡眠やストレスに関する標語や四コマ漫画（若い世代の健康づくりコンテスト入賞作品）が描かれたカードをポケットティッシュへ入れて配布した。3月の自殺対策強化月間に区役所3階入り口に自殺予防の掲示物と啓発リーフレットを設置。リーフレットは10種類、合計107部を配布。	ポケットティッシュを配布された方が標語や四コマ漫画のカードを見ている姿が見かけられたため、啓発を行うことができた。今年度もR元年度のコンテスト入賞作品を活用し、幅広い世代へ啓発を行う。3月の啓発は入口付近で行ったため、多くの来庁者に啓発する機会となり、様々なリーフレットを設置したことで市民の興味関心に合ったものを提供できた。		
	青葉区			障害高齢課	普及啓発	期間に合わせて、啓発ポスターの掲示等を行います。	啓発ポスターの掲示を行った	例年通り実施することができた。	事前に啓発媒体の内容を把握し、効果的な啓発を行ってきたい。	啓発ポスターの掲示を行った	例年通り実施することができた。			
方向性1	2	自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施	地域や会社、学校等の様々な場において、自死に関する適切な理解や、危機的状況においては援助を求めてよいという考え方を浸透させるための活動の実施	宮城総合支所	保健福祉課	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	期間に合わせて、支所内にポスターやグッズ等のブースを設け、啓発活動を行います。	自殺予防週間：期間に合わせて、こころの健康に関するポスターを掲示した。 自殺予防月間：期間に合わせて、支所内にこころの健康に関するポスターやグッズを置いたブースを設置した。	期間を活用し、来所者を対象に自殺予防について普及啓発することができた。 自殺予防月間：期間に合わせて、支所内にこころの健康に関するポスターやグッズを置いたブースを設置した。	・自殺予防週間：課啓発コーナーにて、こころの健康に関するポスター掲示、グッズ設置。 ・自殺対策強化月間：広瀬図書館との協働で、図書館内にこころの健康に関する特設ブースを開設した。	図書館と連携し、広く自殺予防について普及啓発することができた。			

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	2				宮城野区	家庭健康課	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	自殺予防週間である9月及び自殺対策強化月間である3月にあわせて、区役所口ビエで健康に関するパネル展等実施します。また、各事業、地区活動において健康に関する情報提供をします。	自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に合わせ、パネル・ポスター展示、リーフレット配布を実施。その他、区内理美容店・タクシー会社・各種健康教育・まつり・区内専門学校に啓発グッズやリーフレットを配布	平成30年度は新たに他事業と連携し、若年者（専門学校学生）に対し周知することができた。今後も引き続き様々な機会を捉え、周知対象の拡大を図っていきたい。	専門学校や理美容店・事業所へも周知を行うことができた。今後も引き続き様々な機会を捉え、周知対象の拡大を図ってきたい。	自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間に合わせ、パネル・ポスター展示、リーフレット配布を実施。その他、区内理美容店・タクシー会社・専門学校・自動車学校・児童館・各種健康教育・まつりにて啓発グッズやリーフレットを配布（配布数2,517部）。睡眠やこころの不調のサイン等こころの健康について身近に感じてもらえるような内容を取り上げ、啓発を行った。	他事業と連携し、若年者（専門学校学生・自動車学校・児童館利用の保護者等）や働き盛り世代（理美容店・事業所等）に対しても周知することができた。今後も他事業と連携しながら、重点アプローチ対象である若年者・働き盛り世代と関わる機会を捉え、周知対象の拡大を図ってきたい。	
方向性1	2				宮城野区	障害高齢課	自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発活動	メンタルヘルスに関するパネル・ポスター掲示、リーフレットなど配布します。	自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）での啓発活動	例年通り実施することができた。	例年通り実施予定	自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）での啓発活動	例年通り実施することができた。	
方向性1	2				若林区	家庭健康課	自殺予防週間（9月）自殺対策強化月間（3月）の推進	パネル展や、地域における健康教育などで、自殺対策に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	区役所で年間2回（計11日間）パネル展とリーフレット配布（2383部）。イオンスタイル卸町で啓発イベントを1回開催（3月）リーフレット配布（1441部）	区役所での啓発の他、大型店舗での啓発により、より多くの一般市民に啓発を実施することができた。	より多くの一般市民に啓発する機会として今後も継続して実施する予定である。大型店舗での啓発は令和2年3月に2回目の実施予定だが、店舗と連携しながら定着させていきたい。	区役所で2回（計13日間）パネル展とリーフレット配布（1210部）。イオンスタイル卸町と連携し、3月に啓発イベントを実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、中止となった。	パネル展において、ストレス対処方法や相談機関、ゲートキーパーについて一般市民に向けて広く普及啓発できた。	
方向性1	2				若林区	家庭健康課	復興公営住宅における啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、一部復興公営住宅に心のケア、ストレス対処法等をリーフレット配布による情報の発信を行います。	3月に復興公営住宅や防災集団移転地の訪問指導時に啓発リーフレット配布	強化月間について意識することで、心の健康について振り返るきっかけとなった。	心の健康について意識づけるきっかけとして、今後も媒体を活用しながら訪問していく。	3月に復興公営住宅や防災集団移転地の個別訪問やサロンの際に啓発リーフレット配布	強化月間について意識することで、心の健康について振り返るきっかけとなった。	
方向性1	2				若林区	障害高齢課	自殺予防週間（9月）自殺対策強化月間（3月）の推進	相談窓口ポスター掲示をし、自殺対策に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、相談窓口ポスター掲示を行った。	電話相談窓口等の問合せがあった。継続していきたい。	自殺予防週間や自殺対策強化月間、および通年で自殺予防の電話に関するポスター掲示を行ない普及啓発を図った。次年度以降も市民の目に留まりやすい相談窓口に掲示し普及啓発を図る。	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、相談窓口ポスター掲示を行った。また、相談時、適宜各種相談窓口の紹介を行った。	相談窓口の問い合わせや、実際に相談を受けた。今後も職員内での相談窓口の周知や、市民への普及啓発を継続したい。	
方向性1	2				太白区	家庭健康課	メンタルヘルスの啓発	自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせ心の健康や自殺予防に関するパネル展や啓発物の配布等の普及啓発を実施します。	ララガーデンや区役所でのパネル展示、パネル設置、啓発ティッシュ配布等を計7回実施	ララガーデンでパネル展示を行ったことで若い世代に啓発できた。	商業施設や区役所でのパネル展示、パネル設置、啓発ティッシュ配布等により区民への啓発を図る。	ララガーデンや区役所でのパネル展示、パネル設置、啓発ティッシュ配布等を計7回実施。若年者、勤労者を対象に通勤通学時間帯に街頭での啓発物配布を予定していたが、新型コロナウイルス対策のため中止となった。	ララガーデンでパネル展示を行ったことで若い世代に啓発できた。	
方向性1	2				太白区	障害高齢課	理容・美容衛生講習会	理容・美容衛生講習会の中で、ゲートキーパーの役割、気温的対応法、ストレスへの対応についての講話をした。	2回実施し161名が受講した	ゲートキーパーの役割を周知し、地域の身近なところで気づいてくれる人が増えた。	毎年のように参加いただいている方もいるため、基本的には大切な内容を繰り返し伝えながらも、その時々でこころの健康に関する他の話題も盛り込み実施していく。	2回実施し、149名が受講した。	ゲートキーパーの講話について、令和元年度は参加者が理容所・美容所に従事する方（勤労者）であることにも着目し、ゲートキーパーの視点に加え、自殺対策の重点対象の1つである「勤労者」の視点（セルフケアの重要性）に重きを置いた。毎年参加される方からはマンネリ化を指摘されることもあり、内容の工夫や今後の持ち方については検討が必要。	
方向性1	2				秋保総合支所	保健福祉課	自殺対策予防月間（3月）	所内に啓発ポスターを設置。リーフレットを設置し啓発を促す。	3月、所内ポスター、リーフレット設置	来所者が必ず目にする位置に設置。	3月所内に情報コーナーを設置予定。定期的な啓発期間を継続していく。	自殺対策強化月間に合わせ、3月に啓発コーナーを設置した。	来所者の目に留まりやすい位置に設置したことにより、より多くの市民に啓発することができた。	
方向性1	2				泉区	家庭健康課	心の健康づくり啓発事業	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、区役所内の健康づくり情報コーナーを活用し、啓発用のバッチや各種リーフレットの配布、パネル展示等を行っています。	9月の自殺予防週間では、商業施設（アリオ仙台泉店）での健康づくり啓発イベントで、心の健康づくりコーナーを設置し、ポスターを展示・リーフレットを48部配布した。3月の自殺対策強化月間では、区役所の健康づくり情報コーナーで、パネルやポスターを展示し、リーフレットを33部配布した。	こころの健康に関する情報提供と啓発を行うことで、病気の予防・早期発見・治療につなげることを大切さを啓発できた。今後も継続して実施する。	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、区役所内の健康づくり情報コーナーで、心の健康づくりに関するパネル展示及び啓発グッズやリーフレットを設置する予定。	9月の自殺予防週間に区民を対象とした睡眠講演会を開催し、55名参加。会場内で心の健康づくりのパネル展示を行い、リーフレット77部、絆創膏等の啓発グッズ99個を配布。3月の自殺対策強化月間では、区役所内の健康づくり情報コーナーでパネル展を行った他、区内・近隣の大学や施設、警察署等で啓発グッズやリーフレットの配布を行った。	講演会やパネル展示を通して、睡眠が心の健康にも繋がることについて区民へ啓発することができた。自殺予防週間や自殺対策強化月間の取り組みに関しては、今後も同様に継続していく。	
方向性1	2				泉区	家庭健康課	うつ病等の精神疾患に関する情報提供	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、うつ病等の精神疾患や相談機関が掲載されているリーフレットを設置しています。	9月の自殺予防週間では、区役所内の健康情報コーナーに啓発リーフレットを設置し16部配布した。	うつ病等の精神疾患に関する情報はあらゆる世代の市民に周知し病気の早期発見・治療につなげることが大切であるため、今後は年間を通じて啓発する。	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、区役所内の健康づくり情報コーナーに、相談機関一覧が掲載されているリーフレットを設置する予定。	9月に睡眠講演会の会場内で行ったパネル展の中で、うつ病に関する情報や相談先も掲示し啓発した。また、庁舎内の情報コーナーへパネル展示や相談機関一覧を設置した他、自殺対策強化月間に区内・近隣の大学や施設等で啓発グッズやリーフレット配布を行った。	不眠等の誰にでも起こりうる健康問題から、うつ病の兆候などにも気づけるよう、講演会やパネル展示を通して啓発を行うことができた。精神疾患を抱えた方の来所や相談も見受けられるため、必要としている人が適切な支援を受けられるよう、今後も相談機関一覧やリーフレット配布等で広く周知していく。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	2				泉区	障害高齢課	自殺対策強化月間における啓発活動	自殺対策強化月間に所内に啓発ポスターを設置。他、窓口にリーフレットおよびリーフレット入りポケットティッシュを設置し啓発を促す。	自殺対策強化月間に啓発ポスターを設置。看護系大学9校、自動車学校3校、復興公営住宅や事業関係で啓発グッズを配布。他、保険年金課、戸籍住民課、保護課等、自死リスクが高い客層が多い部署でグッズを設置して啓発した。	自殺ハイリスクな対象を家庭健康課と相談の上抽出し、その対象に向けた啓発ができたといえる。	今年度も自殺対策強化月間に啓発活動を実施する。対象は泉区の特徴にあわせて、自死率の高い対象者に働きかけを行う。今年度の実施。その評価を経て、対象者やアプローチ方法を検討する。	自殺対策強化月間に啓発ポスターを設置。商業施設、大学4校、周辺の施設・機関に啓発グッズを配置してもらえよう依頼。復興公営住宅や事業関係で啓発グッズを配布。他、保険年金課、戸籍住民課、保護課等、自死リスクが高い客層が多い部署でグッズを設置して啓発した。また、依頼があり、埋美容組合員に向けてゲートキーパー養成研修を実施。	自殺対策強化月間では、アプローチの対象者選定から健康増進係と打合せて啓発活動を実施しているが、実施後の反応の確認や実施後の評価ができておらず効果が回っていない。今後は実施後の評価も踏まえて、計画を立てられるといい。	
方向性1	3	心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知	ホームページやリーフレット等の情報提供ツールを活用した、市民向けの心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	精神保健福祉ハンドブック等の作成・配布	障害のある方やその家族が利用できる精神保健福祉に関する施策や制度、各種サービスや社会資源などを紹介する精神保健福祉ハンドブック等を作成し、区役所や医療機関、障害者相談支援事業所などで配布します。	平成30年度は、平成29年度の9,000部より1,000部多い10,000部作成し、区役所や医療機関、障害者相談支援事業所などで配布した。	より多くの方々に周知を図ることができた。	令和元年度も例年通り、区役所や医療機関などにおいて配布し、精神障害や精神疾患を抱える方やその家族が利用できるサービスなどの周知うことができたが、より効果的に情報を提供できるような周知先や配布数の検討を引き続き行って参りたい。	令和元年度は、平成30年度と同様の10,000部作成し、区役所や医療機関、障害者相談支援事業所などで配布した。	昨年度と同様に情報を必要とする方々に周知を図ることができた。	
方向性1	3				健康福祉局	障害者支援課	ひきこもりに関する相談機関のリーフレット	ひきこもり状態にある本人・その家族が抱える悩みに関し相談ができる窓口を記載したパンフレットの作成	ひきこもりに関連する困りごと一覧から相談先を探す形式のパンフレットを作成した(2,000部)。主に、民生委員児童委員、各区保健福祉センター等に配布した。	困りごとから相談先を探す形式にするなど、利用者が使いやすいよう工夫をすることで、適切な相談機関に繋がるきっかけを提供することができた。	民生委員児童委員への配布をはじめ、区役所・総合支所、市民センターなどの身近な場所に配置した。また、自然な形でひきこもり者本人や家族が相談窓口を知ることができるよう、本人・家族と接する機会が多い地域包括支援センターやケアマネジャー、内科医等のたかりつけ医や薬局などへの配布も行った(合計10000部)。来年度以降は、別途議論している外部有識者による検討会の結果も踏まえて、適切な情報提供の充実に努めてまいりたい。	ひきこもりに関連する困りごと一覧から相談先を探す形式のパンフレットを作成した(平成30年度と同様のもの、8,000部)。民生委員児童委員、各区保健福祉センターのほか地域包括支援センターやケアマネジャー、内科医等のたかりつけ医や薬局などへの配布も行った。	平成30年度の反省を踏まえパンフレットを増刷し、より市民の目に届きやすい場所に幅広く設置することができた。ひきこもりの方やそのご家族の方が抱える問題は多岐に渡ることから、その方々の状況に応じた必要な支援情報を提供できるように、掲載内容や設置場所について今後も検討を要する。	
方向性1	3				健康福祉局	障害者支援課	はあとページの作成・公開	障害のある方やその家族が利用できる精神保健福祉に関する施策や制度、各種サービスや社会資源などに関する情報をホームページでお知らせします。	例年と同様、内容を更新し掲載	古い情報が掲載されていることがあり、いかに最新の情報を更新していくかが課題と言える。	効果的・効率的に掲載情報が更新できるような、更新作業の手順を令和元年度より改め、試行的に実施しているところである。市民の方々が安心して活用できる内容を掲載するため、引き続き情報の更新の方法や掲載内容の検討を進めて参りたい。	例年と同様、内容を更新し掲載。より効果的・効率的に情報の更新が行えるよう手法の一部改めた。	更新の手法を改めたことで、作業の効率が上がった一方、掲載内容の確認を行った事業所や医療機関からは修正のための作業が煩雑になったとの声の一部からあった。令和元年度の反省を踏まえながら、今後も作業手順の見直しを図る必要がある。	
方向性1	3				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	うつ病やアルコール依存症等、対象別パンフレットの配布	精神疾患等の理解促進のリーフレット等を相談窓口等で配布しています。	若年層のアルコールに関する理解促進や、飲酒習慣を確認するためのパンフレットを作成し、相談窓口等で配布した。	アルコール依存症以外の依存症関連問題(薬物やギャンブル等)についても、相談窓口を明記したパンフレットを作成していく。	令和元年度に、アルコール・薬物・ギャンブルに関する理解の促進と相談窓口を周知するパンフレットを作成した。今後、各区役所等関係機関に設置し、配布していく。	依存症関連問題の相談窓口一覧のパンフレットを各区障害高齢化に40部、家庭健康課に10部、市内地域包括支援センター52か所、自助グループ等関連団体11か所に各3部ずつ送付した。	市民からの問い合わせや相談があった際に、適切な相談機関につながるきっかけを提供する一助となった。	
方向性1	3				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	広報誌「はあとぼーと通信」における啓発	精神疾患等に関する正しい理解を促す内容を盛り込んだ精神保健福祉総合センターの広報誌を、発行しています。	年2回発行(9月、3月)。区窓口等の関係機関で配布し、年間約3200部配布した。	広報誌を広く配布することにより、精神疾患等に関して、市民の理解をより広げることができた。	今後も、年2回(9月、3月)発行する。広く市民に周知するため、関係機関及び市内精神科医療機関へ設置し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及と啓発を図る。	年2回発行(9月、3月)。区窓口等の関係機関で配布し、年間約3,000部配布した。	広報誌を市民センターや図書館など市民が利用する機関にも配布先を広げ、ゲートキーパーやひきこもりに関する内容を掲載し、こころの健康づくりに係る啓発を幅広く実施した。	
方向性1	3				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	相談窓口の一元的な情報発信	ホームページやチラシ等により、各分野の相談窓口情報を一元的にわかりやすく周知します。	相談機関の情報を一覧にしたチラシを作成し、8,400枚、216機関に配布し、各種相談において活用頂きました。また、同様の情報をホームページで周知した。	チラシやホームページで、相談窓口を周知することは、悩みを抱えた市民が、適切な相談機関に繋がるために、有効です。今後も、情報を適宜更新し、市民に周知していく必要がある。	令和元年度は、多様な相談により幅広く対応できるように掲載機関を見直し、拡充を図った。今後も情報を更新し、配布する。また、同様の情報をホームページに掲載し、多くの市民が利用できるようにしていく。	相談機関の情報を一覧にしたチラシを作成し、8,280枚、212機関に配布し、各種相談において活用頂いた。多様な相談により幅広く対応できるように掲載機関を見直し、拡充を図った。また、同様の情報をホームページで周知した。	チラシやホームページで、相談窓口を周知することは、悩みを抱えた市民が、適切な相談機関に繋がるために、有効である。今後も、情報を適宜更新し、市民に周知していく必要がある。	
方向性1	3				健康福祉局	健康政策課	相談窓口の周知・啓発	市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットにより相談窓口を周知し、利用を啓発しています	各区・総合支所等で実施する区民まつりや各種イベントにおいて、啓発グッズやリーフレットを作成・配布。 ・「誰かに話してみませんか？」リーフレット(5,900枚) ・「声かけからはじめよう」リーフレット(277枚) ※年度末(H31.3月)作成のため配布少 ・「誰かに話してみませんか？」相談窓口一覧付き絆創膏(6,710セット)	市の窓口に留まらず、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。	市の窓口をはじめ、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知したが、より相談窓口を利用しやすくなるよう、必要に応じて、啓発物の内容の見直し等も行っていく。	市内の相談先一覧を記載したリーフレットを作成し、仙台市各窓口や各種イベント等を通じ市民に配布。 ・「誰かに話してみませんか？」リーフレット(4,300部) ・「声かけからはじめよう」リーフレット(4,900部) ・「誰かに話してみませんか？」相談窓口一覧付き絆創膏(4,800部)	市の窓口に留まらず、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。今後、より多くの市民に情報が周知できる方法を検討していく必要がある。	
方向性1	3				健康福祉局	健康政策課	相談窓口の周知・啓発	(仮)せんだい健康づくり推進会議を通じて、市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットを広く配布し、働き盛り世代に向けた周知・啓発を行います	会議は開催できなかったが、希望のあった一部の会議構成団体に対しリーフレットを配布、団体の各種イベント等を通じ市民に向けた周知・啓発を行いました	各構成団体の窓口や、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」を設置し、心の健康づくりに関するリーフレットの配布等による、相談窓口の周知を行うことができたので、今後、周知範囲の拡大を目指していく。	「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」を設置・開催し、心の健康づくりに関するリーフレットの配布等による、相談窓口の周知を行うとともに、団体の各種イベント等を通じ市民等に配布。(1,340部)	各構成団体の窓口や、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。今後、より連携を強化し、多くの市民に情報を周知できる方法を検討していく必要がある。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	3				健康福祉局	健康政策課	相談窓口の周知・啓発	市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットを活用し、働き盛り世代に向けた周知・啓発を行っています。こころの健康チェックウェブサイトにより、市内の相談窓口を周知します	仙台市HPへの、こころの健康チェックウェブサイト「こころの体温計」の掲載を開始し、市内の相談窓口を周知した。※ 年度末（H31.3月）導入開始のため、30年度分（H31年3月分のみ）のアクセス件数は不明。	市民が窓口等に出向くことなく、PCやスマホの操作だけで手軽に相談先情報を得ていただくことができた。	「こころの体温計」導入後、リーフレットによるウェブサイトの周知を行い、アクセス数も増加してきたので、必要に応じ、ウェブサイトのメニューの見直しや相談先情報の追加等も検討していく。（H31.4～R2.1月アクセス数：20,415件）	仙台市HPへの、こころの健康チェックウェブサイト「こころの体温計」を掲載し、市内の相談窓口を周知した。（アクセス数：24,667件）	市民が窓口等に出向くことなく、PCやスマホの操作だけで手軽に相談先情報を得ていただくことができたが、ウェブサイトをより知っていただくため掲載場所の変更等の工夫が必要。	
方向性1	3				青葉区	家庭健康課	心の健康に関する相談窓口の紹介	悩みや不安があるときに相談できる期間を掲載したリーフレットを窓口を設置します。健康教育や地域団体訪問時に啓発用ティッシュを配布。	心の健康づくり関連のリーフレット（相談先一覧の案内）などを増進係窓口を設置。健康教育や地域団体訪問時に啓発用ティッシュを配布。	引き続き、啓発を行い、幅広い世代へ周知を図っていく。	こころの健康づくりに関するリーフレットを窓口へ設置している。自主活動である被災者交流会や、企業や地区より依頼のあった健康教育、親子向けの地域のイベントなどに出向く際に、睡眠やストレスなどに関する啓発カードをポケットティッシュへ入れて配布。今後も継続し、幅広い世代へ普及啓発していく。	相談機関一覧等のチラシ、リーフレットを健康増進係の窓口に通年で設置。3月の自殺対策強化月間に区役所3階入り口にも設置。	定期的な補充が必要のため、必要な市民に情報提供ができていますと評価できる。事務室のレイアウト変更に伴い、設置スペースが狭くなったため、空きスペースへの設置、職員にチラシとリーフレットの存在を情報提供して相談や問い合わせの際に提供できるようにする。	
方向性1	3				青葉区	障害高齢課	各種リーフレット、ポスターの設置	所内に各種支援情報に関するリーフレット、ポスターを設置し支援情報を周知します。	リーフレット、ポスターを設置し周知をはかった。	例年通り啓発することができた。	リーフレットの常設はスペースの問題でできないが、相談者の状況に合わせた、丁寧な情報提供を行っていく。	リーフレット、ポスターを設置し周知をはかった。	例年通り啓発することができた。	
方向性1	3				宮城総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	こころの健康相談について市政だよりに記事を掲載し、管内住民に周知する。	毎月の青葉区版市政だよりにおいて、事業案内を掲載した。	当該事業のみならず相談先の周知の機会いもある。	毎月の市政だよりにおいて、事業案内を掲載するほか、各種関係機関向けの会議等においても周知する。	青葉区版市政だよりおよびホームページに事業案内を掲載した。	当該事業のみならず相談先の周知の機会いもある。	
方向性1	3				宮城総合支所	保健福祉課	心の健康に関する相談窓口の紹介	区役所内の健康づくり情報コーナー等において、悩みや不安があるときに相談できる機関を掲載したリーフレットを設置します。	保健福祉課前の情報コーナーにおいて、相談できる機関の一覧や精神保健福祉に関するパンフレット等を設置している。	引き続き、随時更新しながら設置継続できるとよい。	保健福祉課前の情報コーナーにおいて、相談できる機関の一覧や精神保健福祉に関するパンフレット等を設置する。	保健福祉課前の情報コーナーにおいて、相談できる機関の一覧や精神保健福祉に関するパンフレット等を設置している。	引き続き、随時更新しながら設置継続できるとよい。	
方向性1	3				宮城野区	家庭健康課	心の健康に関する相談窓口の紹介	区役所内の健康づくり情報コーナー等において、悩みや不安があるときに相談できる機関を掲載したリーフレットを設置します。	障害高齢課と連携し、9月（自殺予防週間）と3月（自殺対策強化月間）に合わせ、情報コーナーにポスター掲示やリーフレット配布を実施。	引き続き、9月（自殺予防週間）と3月（自殺対策強化月間）に合わせ、情報コーナーや他事業とも連携しながら、幅広い対象へ周知を図っていく。	健康づくり情報コーナーを充実させたり、他事業の場でも活用しながら心の健康づくりについて普及啓発を行うことができたため、次年度以降も継続して様々な場面で捉えて普及啓発を行ってきたい。	障害高齢課と連携し、9月（自殺予防週間）と3月（自殺対策強化月間）に合わせ、情報コーナーにポスター掲示やリーフレット配布を実施。その他、区内理美容店・タクシー会社・専門学校・自動車学校・児童館・各種健康教育・まつりに啓発グッズやリーフレットを配布（配布数2,517部）。その他、事業所・理美容店にこころの健康に関する健康教育を行った（参加者延117人）。	他事業と連携し、若年者（専門学校学生・自動車学校・児童館利用の保護者等）や働き盛り世代（理美容店・事業所等）に働きも周知することができた。また、対象のニーズや特徴を捉え、対象に合った啓発物を作成し周知啓発を行うことができた。次年度以降も継続して様々な場面・手法を用いて啓発を行ってきたい。	
方向性1	3				宮城野区	家庭健康課	「睡眠」を切り口とした働き盛り世代に対する啓発	仙台市国保特定健診受診者（40.50歳代）のうち「睡眠で十分に体調がとれていない」と回答した方に対し、睡眠に関するリーフレット・健康相談等の案内を送付します。	該当者257人に対し、睡眠に関するリーフレットを送付	今後も継続して実施し、健診結果をもとに変化を評価する。また、同様の手法で多量飲酒者へのアプローチについても検討。	対象者から健康相談が入るなど一定の効果を示している。今後も同様の手法でアプローチを継続していく。	該当者259人に対し、睡眠に関するリーフレットを送付	該当者数の変化は見られないが、「睡眠」は心身のバロメーターであることから継続的に実施していく。	
方向性1	3				宮城野区	障害高齢課	心の健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を窓口等で配布します。	適宜実施	例年通り実施することができた。	例年通り実施予定	適宜実施	例年通り実施することができた。	
方向性1	3				宮城野区	障害高齢課	各種リーフレット、ポスターの設置	所内に各種支援情報に関するリーフレット、ポスターを設置し支援情報を周知します。	適宜実施	例年通り実施することができた。	例年通り実施予定	適宜実施	例年通り実施することができた。	
方向性1	3				若林区	家庭健康課	健康情報コーナー	区役所1階の健康情報コーナーに心の健康に関するリーフレットを設置	3月に心の健康をテーマにリーフレットを設置	3月のパネル展と併せて実施できた。	一般市民への啓発の機会として、3月の強化月間に合わせて実施する予定。	3月に心の健康をテーマにリーフレットを配架	3月のパネル展と併せて実施できた。	
方向性1	3				若林区	障害高齢課	心の健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を窓口等で配布します。	心の相談などの相談機会を市政だよりにより掲載した。また、関係機関からのパンフレットなどを窓口を設置し、配布。	パンフレットやリーフレットなど、窓口へ設置だけでなく、相談に来た方に適宜お渡しできるように相談員や保健師に周知できるとよい。	パンフレットやリーフレットは、窓口へ配置する前に回覧し、所内で周知をはかった。次年度以降も、継続して心の相談の周知に取り組む。	こころの相談の相談機会を市政だよりにより毎月掲載した。また、区役所窓口以外の相談窓口のパンフレットを窓口へ設置し配布した。	相談を受ける相談員や保健師などに、相談窓口を市民に周知できるようにしていく。	
方向性1	3				太白区	家庭健康課	心の健康に関する相談窓口の周知	心の健康に関する情報や各種相談窓口の情報を掲載したパンフレットを配布します。	ララガーデンや区役所でのパネル展で啓発資料を設置し、567部配布した。	商業施設での配布により、幅広い年齢層の人に啓発できた。	商業施設や区役所でのパネル展で啓発資料を設置し啓発を継続する。	ララガーデンや区役所でのパネル展で啓発資料を設置し、824部配布した。	商業施設での配布により、幅広い年齢層の人に啓発できた。	
方向性1	3				太白区	障害高齢課	心の健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を窓口で配布。	心の相談のちらしを窓口へ設置	障害福祉サービス申請時等に周知ができる	継続して実施する。	心の相談に関するちらしを窓口へ設置	障害福祉サービス申請時等に周知ができた	
方向性1	3				秋保総合支所	保健福祉課	各種リーフレットの設置	所内に各種支援情報に関するリーフレットを設置し支援情報を周知します。	年間を通し各種リーフレットの設置	手に取りやすく配置。窓口待ち時間を活用できた。	様々な向きで来所した折にも情報が入るように今後も年間を通しリーフレットの設置を継続する。	年間を通し各種リーフレットの設置	手に取りやすく配置。窓口待ち時間を活用できた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	3				泉区	家庭健康課	心の健康に関する相談窓口の案内	区役所内の健康づくり情報コーナー等において、悩みや不安があるときに相談できる機関を掲載したリーフレットを設置しています。	年間を通じて区役所内の健康づくり情報コーナーにおいて相談できる機関を掲載したリーフレット20部配布した。また介護予防運動サポーター養成研修（5回目）で対象者31人にゲートキーパーや相談窓口について啓発した。	様々な場で相談機関を周知し、悩みや不安があるときに相談できる機関を周知し、本人や身近な人が気づき、病気の早期発見・治療につなぐための啓発ができた。今後も継続して実施する。	区役所内の健康づくり情報コーナーに、相談機関一覧が掲載されているリーフレットを設置する。また、健康増進係で随時行っている健康相談の中で、メンタルヘルスに関する相談があれば、必要に応じて相談先を紹介する。	区役所内の健康づくり情報コーナーに、相談機関一覧を掲載したリーフレットを設置し、年間を通して計53部配布した。また、窓口や電話等でメンタルヘルスに関する相談のあった方に対し、必要時相談窓口を紹介した。	年間を通して相談機関一覧を設置することで、必要な方に相談先を周知できたと考える。R2年度以降は、より幅広い世代の人に啓発できるよう、仙台市のホームページやFacebook等も活用しながら、引き続き啓発に努めていく。	
方向性1	3				泉区	障害高齢課	各種リーフレット、ポスターの設置	所内に各種支援情報に関するリーフレット、ポスターを設置し支援情報を周知する。	年間を通じて来庁者の見える位置場所にチラシやリーフレットを設置し、支援情報を周知した。	多くの来庁者に対して啓発を図ることができた。	年間を通じて周知をしていることにより、多くの市民の方々に普及啓発を図ることができている。今後も継続実施予定。	年間を通じて来庁者の見える位置場所にチラシやリーフレット、ポスターを設置し、支援情報を周知した。	多くの来庁者に対して、相談窓口等を周知することができたと思われる。	
方向性1	3				泉区	障害高齢課	こころの健康づくりの記事を市政だよりに掲載	こころの健康相談について市政だよりに記事を掲載し、区民に周知する。	市政だよりに毎月掲載し、区民に周知した。また、新たに市民向けのチラシも作成したため、それをもって区民や関係機関に周知した。	市政だよりによる周知と、必要と思われる方への個別アプローチにより、十分な周知ができたと考えられる。	引き続き、市政だより、泉区版ホームページへの掲載やチラシを作成することで、区民に対し広く周知を図る。	市政だよりに月ごとの予定、泉区版ホームページへ年間予定、チラシに前期・後期に半年ごとの予定をそれぞれ掲載し、区民や関係機関に周知した。	市政だより等により周知を行ったほか、必要と思われる方へ個別アプローチを行うことができて、相談につながったケースもあった。	
方向性1	3				泉区	障害高齢課	対人援助職に対するリーフレット入りティッシュの配布	高ストレスと言われる対人援助職に従事する各所属員に対して自死啓発のリーフレット入りティッシュを配布。	区職員、包括職員、障害者支援事業所等に配布。	30年度は市民に対する啓発を強化したため、前年度よりは対人援助従事者に対する啓発グッズ配布数は少なかった。	今後も市民に対する啓発を強化していく予定。対人援助職に対しては、関係者が集う会議等でグッズを用いた啓発を実施していく予定。	区職員、包括職員、障害者支援事業所等に配布。	地域包括支援センター職員などの対人関係者が集まる会議等で、ちらしを配布を行い、周知することができたと考えられる。	
方向性1	4	精神障害者家族教室（精神障害・精神疾患に関する理解促進）の実施	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象とした、心理教育の手法を用いた精神障害・精神疾患に対する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	健康福祉局各局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族教室（精神障害・精神疾患に関する理解促進）	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象に、心理教育の手法を用いた精神障害・精神疾患に対する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	各区において年間を通じ実施	各区において参加者の適切な理解を促すことができた一方、新規の参加をいかに促していくかが課題と言える。	各区において引き続き実施していく。	各区において、年間を通じ実施	各区において、参加者に精神障害・精神疾患に関する適切な理解を促進することができた一方、新規の家族、中でも比較的若年層の家族の参加をどのように促していくか検討していく必要がある。	
方向性1	4				青葉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害を抱える家族を対象に、精神障害に関する正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流をはかります。	年8回実施。参加者（延99人（実参34人））。	参加者の興味関心の高いテーマを把握し、実施することができたため、前年度よりも参加者数が増加した。	市政だよりで周知を図り、精神障害を抱えるご家族に関心の高いテーマなどを工夫して、継続して実施する。	年8回実施。延べ106人参加（新規20名）	参加者のニーズにあったテーマ選定、家族同士の交流を重視したこと、地区支援からの紹介などで昨年度よりも参加者が増加した。	
方向性1	4				宮城総合支所	保健福祉課	精神障害者家族教室	精神障害を抱える家族を対象とした教室を開催し、正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流の場を設けます。（年6回：7月～12月）	年6回。延べ参加者：40名	新規参加者が数名いたが、長年参加している家族からのサポートがなかつたため、継続的な家族同士の交流の機会となるようにする。なお、講師については当事者を経験専門家として積極的に取り入れて、実際に福祉サービスを活用している当事者や当事者家族に講師に来てもらい、経験を共有する場を設けていく。	実施：年11回。延べ参加者：77名。	・今年度は会によっては当事者の参加も可能とし、2名が家族に勧められて参加。家族を通して当事者同士の出会いにつながった。 ・家族同士ならではのエンパワメントがあり、グループとしての機能が上手く働いている。 ・家族教室に来られない方への周知は課題。		
方向性1	4				宮城野区	障害高齢課	精神保健家族教室	心の病気を持つ方の家族を対象とし、病気や福祉制度についての勉強や家族間の交流を行う集いの場です。	年12回実施。	新規参加者を定着するため工夫を行っている。	今年度は参加者のニーズに応じてテーマを設定し、障害福祉サービスや精神障害について理解を深めてきた。来年度も引き続き、精神疾患に関する理解を深められる機会を作っていく。	年12回実施。参加者数延べ102名。	例年通り実施できた。当事者だけでなく家族も自分自身を大切にできるようにテーマ設定を行った。	
方向性1	4				若林区	障害高齢課	精神障害者家族交流会	精神疾患に関する正しい知識の普及を図ります。	年10回（4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月）開催し、延べ49人が参加。	参加者が固定化しており、新規の参加者が増えない状況。積極的な周知を行い、一定の参加者を集めていく必要あり。	新規で2名の家族が参加。長年参加している家族が話をする等して、家族同士の交流の場となっていた。次年度も関係機関への周知や、個別相談時に家族へ相談するなど周知を行っていく。	年10回（5月、6月、7月、8月9月、10月、11月、12月、1月、2月）開催し、延べ42人が参加。	新規参加者と長年通い続けている参加者とのニーズの差があるので、新規参加者への支援体制の充実を図りたい。また、継続して新規参加者を募っていく。	
方向性1	4				太白区	障害高齢課	精神保健家族教室（①おしゃべりサロン・②家族勉強会）	精神障害者の家族を支援するために、居場所としての“サロン”と、知識・情報提供の場としての“勉強会”をそれぞれ行っている。	11回実施。25名、延べ89人が参加	講師を招いた勉強会の回には参加人数が多い。サロンは少人数でゆっくり話し合いができた。	サロンの日は人数は少ないが、同じ家族の立場でゆっくりと話し共感している方が参加しているため継続して実施する。	毎月市政だよりにて周知。初参加の人には事前に担当に連絡をいれてもらうようにした。また、相談時など適宜に個別に案内をした。おしゃべりサロンは10回実施。延べ98人参加。家族勉強会は1回実施（認知症家族交流会と合同実施）10人参加。	サロンは【フリートーク】と、お金のこと等【テーマ】を決めて実施した回に分けた。フリートークは少人数でゆったり話ができ、テーマを決めた回では、適宜講師を呼び、情報共有しながら実施できた。家族勉強会は精神と認知症合同で行ったが、それぞれ着目するポイントが異なったため、今後は別に実施することとした。	
方向性1	4				泉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害者の家族を対象に家族教室を実施。精神科医の講演や、家族同士の対話を通して精神疾患に関する理解を深める。	年8回実施。実数38名、延べ数91名。	前年度より参加者は少なかった。参加者の声より、制度やサービスについて正しい情報を知りたというニーズが高い。また、男性参加者のみで語る場のニーズはあるが、本事業では女性参加者が圧倒的に多いため、参加が遠のいている男性もいるようである。	引き続き精神障害者の家族を対象に実施。精神科医や福祉サービス事業所等による講演や家族同士の対話を通して精神疾患に関する理解を深めるとともに今後の当事者とかかわり方や生活について考えてもらう場とする。	年8回実施。実数53名、延数104名参加。	昨年度同様に、講話の回の方が参加者数は多い傾向にあった。今年度は初の試みとなる男性家族のみの座談会を開催することができた。親亡き後についての講話を開催したところ最も多い参加者数となり、家族の関心の高さがうかがえた。	
方向性1	5	東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施	東日本大震災に伴う心身の健康問題や生活再建に関する相談機関の周知、心身のストレスのケアに関する対応についての啓発活動の実施	健康福祉局各局	健康福祉局	障害者支援課	東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施	東日本大震災に伴う生活再建や心身の健康問題に関する相談機関、心身のストレスのケアに関する対応についての啓発活動の実施	各種相談会などの周知については部内や各区に案内チラシ等の設置を年間を通して行った。	各区において適切に啓発活動を行い広く市民の方に周知することができた。	各種のハンドブックやリーフレットを区保健福祉センター等へ設置し、引き続きの啓発活動を進める。	各種相談会については各区や総合支所、精神保健福祉総合センターに対して、相談窓口のチラシ等を設置し、年間を通して周知を行った。	各区において適切に啓発活動を行い広く市民の方に周知することができた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認						
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握			
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）	
方向性1	5				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施	東日本大震災に伴う生活再建や心身の健康問題に関する相談機関、心身のストレスのケアに関する対応についての啓発活動の実施	震災に関する相談機関や震災後の心のケアに関する情報を載せたパンフレット等を相談窓口等で配布している。	相談窓口一覧に震災に関する相談機関を掲載していることで、より多くの人に情報を周知できました。引き続き継続する必要があります。	令和元年8月「せんだい防災のひろば」に出展し、震災後の心のケアについて普及啓発活動を行った。震災に関する相談機関が入っている相談窓口一覧や、震災後の心のケアに関する情報をホームページに掲載したり、相談窓口等で配布を継続していく。	震災に関する相談機関一覧や震災後の心のケアに関する情報を載せたパンフレット等を相談窓口等で配布し、ホームページに掲載している。また、令和元年8月「せんだい防災のひろば」に出展し、震災後の心のケアについて普及啓発活動を行った。	幅広い世代の市民に向けて「震災後の心のケア」について周知を図ることにつながった。適切な相談機関につながるきっかけを提供することができた。		
方向性1	5				青葉区	家庭健康課	相談機関の周知	相談機関のリーフレットを窓口を設置。	相談機関のリーフレットを窓口を設置。	引き続き、必要な方が情報を入手できるように、常時設置していく。	相談機関のリーフレットを窓口を設置しており、こころの健康づくり講演会の際に会場へも設置したところ、持ち帰る方がいた。今後も窓口や機会をとらえて設置していく。市民が情報を得られるようにしていく。	相談機関一覧等のチラシ、リーフレットを健康増進係の窓口に通年で設置。3月の自殺対策強化月間に区役所3階入り口にも設置。	定期的な補充が必要なため、必要な市民に情報提供ができていますと評価できる。事務室のレイアウト変更に伴い、設置スペースが狭くなったため、空きスペースへの設置、職員にチラシとリーフレットの存在を情報提供して相談や問い合わせの際に提供できるようにする。		
方向性1	5				青葉区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	22回実施。相談件数(延)47件。	例年通り啓発することができた。	こころの健康相談は引き続き、市政だより等で広く周知し、また個別相談から心の相談の活用も回っていく。	32回実施。相談件数延べ65件。	精神疾患等の早期発見・早期治療のきっかけになっている。係の体制の変化より高齢者の相談も受け入れやすくなった。		
方向性1	5				宮城総合支所	保健福祉課	ほっこりほっこり通信	東日本大震災における被災者を対象に、健康に関する情報を掲載したお便りを送付します。（年3回：5月、8月、12月）	年3回（5、8、12月）発行。延494世帯に送付。	内容に対しての反応は乏しいが、ほっこり健康教室の新規参加者もあり、健康教室の案内ツールとしては有効。	ほっこり健康教室が今年度で事業終了となるため、ほっこり通信も今年度で終了。	H30年度で終了している。			
方向性1	5				宮城野区	家庭健康課	被災地域におけるこころの健康に関するリーフレット配布	震災ストレスと心のケアに関する普及啓発および相談先の周知を図るため、津波被害の大きかった浸水地域の世帯に対し、9月と3月にリーフレットを全戸配布します。	浸水地域の世帯に対し、9月は睡眠についてのリーフレット280部・3月はアルコールと相談窓口の案内についてのリーフレットを290部配布。	浸水地域へのリーフレット全戸配布は継続して実施していく。県調査の結果や町内会長等地域からの聞き取りを行いながら、配布リーフレットの内容を選定していく必要がある。	浸水地域へのリーフレット全戸配布は今後も継続して実施予定。町内会長へのヒアリングを行い、事業の効果や反応を探り、今後のリーフレット選定に活用していく。	浸水地域の世帯に対し、9月は睡眠についてのリーフレット、3月はこころのサインと相談窓口のリーフレットをそれぞれ350部配布した。	3月の啓発の際には東日本大震災の起きた月でもあることから、震災ストレスのしやすい時期であることやその他ストレス反応のしやすい出来事をまとめた資料を作成し、啓発を行った。啓発を通して町内会長と定期的に会っていることで、浸水地域住民の様子を伺いながら啓発内容を検討することができた。次年度も継続して、浸水地域に合った啓発内容を検討していく。		
方向性1	5				宮城野区	障害高齢課	心理講話（被災者の心のケア支援事業）	地域包括支援センターの依頼の元、高齢者の多い被災地において心の健康づくりをテーマに心理講話を実施します。	年2回実施（9月と12月）	例年通り実施することができた。	包括からの依頼に応じて検討	未実施			
方向性1	5				若林区	家庭健康課	被災者支援における相談機関の周知	浸水地域、防災集団移転団地への戸別訪問を実施し、健康支援と併せて相談機関一覧を配布し、周知を図ります。	防災集団移転地4ブロック（六郷・七郷浸水調査実施地域以外）を全戸訪問（275世帯）を行い、アンケートによる聞き取りと地域への結果のフィードバックを行った。	地域の課題や特性・住民の地域満足度や介入必要ケースの拾い上げ等ができた。	調査実施した結果をまとめ、各町内会長へ結果の報告と地域の課題や方向性について共有した。今後は今回の傾向や結果を生かしながら地域保健活動として取り組んでいけるよう実施していきたい。	実施なし（平成30年度で終了）	調査実施した結果をまとめ、各町内会長へ結果の報告と地域の課題や方向性について共有した。今後は今回の傾向や結果を生かしながら地域保健活動として取り組んでいけるよう実施していきたい。		
方向性1	5				若林区	家庭健康課	被災者へのヘルスアップ通信の配布	年間6回発行し復興公営住宅や関係機関に配布。生活習慣病や健康づくりに関する啓発と併せて、相談窓口の周知を図ります。	年間6回発行。2月号で自殺対策強化月間とゲートキーパーについて掲載し啓発。	例年並みに実施。	今後も、同様の頻度で実施していく予定。内容については、被災者に限ったものではないため、地域健康教育等、一般区民への啓発にも活用していく。	年間4回発行（計4920部）。1月号で自殺対策強化月間と睡眠、ゲートキーパーについて掲載し啓発。	被災者だけでなく、一般区民への健康情報発信のツールとしても活用できた。		
方向性1	5				若林区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	個別支援の中で必要時こころの相談などの相談窓口を周知する。	個別支援の中で心の相談や医療への受診勧奨を行った。	個々に応じた案内を行うことで、事業の総合的理解を得ることができた。	総合相談の中で、こころの相談を積極的に勧めることができた。結果、電話や窓口の相談だけでなく、医師に繋ぐことができていく。	窓口での来所相談の方を中心に、こころの相談や医療への受診勧奨を行った。	個々に応じた案内をすることができた。今後継続していく。		
方向性1	5				太白区	家庭健康課	被災地域におけるこころの健康に関するリーフレット配布	復興公営住宅に暮らす高齢者等に対して、健康支援と併せて相談機関一覧を配布し、周知を図ります。	復興公営住宅在住の高齢者等に相談機関一覧を536部配布した。	居住者の高齢化により、生活上の問題も変化してきており、多くの世帯に周知できた。	復興公営住宅在住の高齢者等に相談機関一覧を配布する。	復興公営住宅在住の高齢者等に相談機関一覧を536部配布した。	居住者の高齢化により、生活上の問題も変化してきており、対象者の相談に応じ周知と説明ができた。		
方向性1	5				太白区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	災害復興住宅等の個別訪問の際に周知、情報提供した。	個別訪問で気になる人に周知できた	災害復興住宅等の個別訪問の際に周知、情報提供する。	災害復興住宅等の個別訪問の際に周知、情報提供した。	個別訪問で気になる人に周知できた。		
方向性1	5				泉区	家庭健康課	被災者健康支援事業	年間6回、震災を理由に泉区内の民間賃貸住宅等のみならず仮設等に居住している方を対象に、健康づくりに関する情報や相談窓口の周知を図っています。	健康づくりに関する情報や相談窓口について、年6回（偶数月）、計180部の資料を配布した。	対象者数が減少したことにより、配布数も減少した。今後は復興公営住宅（市営住宅）での訪問支援の際にも啓発物を活用し、より多くの方へ情報を周知していく。	令和元年度も昨年と同様に啓発資料を配布した。大層飲酒は自殺のリスク高めると言われていることから、2月には適切な飲酒量について啓発した。今後もより対象者に合った情報を発信できるように啓発内容や時期について検討し、実施する。	健康づくり（熱中症予防、生活習慣病予防）や講演会のご案内など）年間を通して年6回180部配布	年々、配布部数の減少により今年度から配布を中止とする。		
方向性1	5				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	対象となる案件がなかったため実施なし。	対象案件には適切に対応していく	対象案件なし。対象案件がいた場合は適切に対応していく。	管内に対象がないため実施なし。			

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	5				泉区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	年間を通じ実施。必要に応じて、個別支援ケースに対して、こころの健康相談などの窓口を情報提供した。	例年通り、多くの人に対して相談窓口や心身面のストレスケアに関する情報提供をすることができた。	引き続き、こころの健康相談や各種相談窓口を案内することにより、どこにも相談できていない本人や家族が相談機関にアクセスできるようにしていく。	相談窓口案内のリーフレットやグッズの配布、健康づくり相談会の案内のチラシの配布などを行った。	被災者健康調査の結果に基づき、ハイリスクの方には、訪問してリーフレット等を手渡ししながら普及啓発を行うことができた。訪問時不在だった方には、当課の連絡先を残し、そこから連絡があり相談につながった方もいた。	
方向性1	6	高齢者の心の健康に関する啓発活動の実施	介護予防運動サポーター養成講座を活用した、高齢者の心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	高齢者の心の健康に関する啓発活動の実施	介護予防運動サポーター養成講座を活用した、高齢者の心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	5区1総合支所で講座実施。講座内の1コマを利用して啓発。	地域の高齢者の通いの場を支えるサポーターに高齢者の心の健康について伝えることは重要であり、今後も継続していく。	引き続き講座内で、心の健康についての啓発を実施していく。	5区1総合支所で講座実施。講座内の1コマを利用して啓発。	地域の高齢者の通いの場を支えるサポーターに高齢者の心の健康について伝えることは重要であり、今後も継続していく。	
方向性1	6				青葉区	障害高齢課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	介護予防運動サポーターの講座を活用し、高齢者のこころの健康に関する啓発を行う。	(No51に同じ) 介護予防サポータースキルアップ研修2回実施。延べ233人参加。アンカ-マネジメントのミニ講話実施。	地域で高齢者の介護予防推進に尽力してくれている多くのサポーターに心の健康づくりについて啓発することができた。	障害高齢課に事業移管	スキルアップ講座には人が参加。啓発等の実施無し。	サポーターのこころの健康面にも着目し、今後も実施を検討していく。	
方向性1	6				宮城総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループ育成支援事業	地域の高齢者の介護予防を目的として、介護予防自主グループを育成・支援しています。介護予防自主グループは、介護予防にとどまらず、社会参加の場や見守り合う体制など広く「地域づくり」として大きな役割を担っています。	・サポーター養成研修の実施（修了者6名）。 ・サポータースキルアップ研修の実施（全3回、延66名）。 ・青葉区合同でのサポーターまつり（管内12名）。	スキルアップ研修では、地域における介護予防について考えてもらえるようグループワークを実施したが、視界を広げることが難しい参加者もいた。研修に参加のグループが一定数いることから、研修に対するニーズ把握が課題。	運動にとどまらない介護予防についての正しい知識を提供し、より効果的な活動を行えるよう研修を企画する。また、地域の通いの場としてグループが機能し続けるよう支援していく。	・サポータースキルアップ研修の実施（全3回、延94名）。 ・青葉区合同でのサポーターまつり（管内7名）。	・自主グループの活動が介護予防につながるよう意識付けをしていくことも念頭に研修実施。 ・数年間参加のなかったグループが参加し、健康増進センターの継続支援の効果も見られている。 ・今後はサポーターのモチベーション向上や情報交換のための時間を設定していくとよい。	
方向性1	6				宮城野区	家庭健康課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターの養成講座（6月）やスキルアップ講座（9月）の場を活用し、高齢者の心の健康に関する啓発や相談窓口について周知します。	6月の介護予防運動サポーター養成講座で高齢者の心の健康について啓発（33人参加）。	これまで研修では、運動についての内容が主であったが、地域の健康づくりの役割を担ってもらうよう、フレイル予防と関連させ、高齢者のこころの健康づくりについても啓発していく必要がある。	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	
方向性1	6				若林区	障害高齢課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	介護予防運動サポーター養成講座において、高齢者の心の健康に関する啓発を行っています。	5～6月にかけて高齢者の心身の特徴についての講話を行った。対象者実35名	自分自身だけではなく周囲への関心や声かけ等ゲートキーパー的な必要も含めた啓発が実施できたが、踏み込んだ内容についてはできなかった。	H31年度は障害高齢課にて実施。講話の中に高齢者の心の健康についても触れ、心身ともにフレイル予防と絡めて次年度以降の啓発していく方向性	5～6月にかけてサポーター養成研修実施。高齢者の心身の特徴についての講話を行った。対象者実21名	自分自身だけではなく周囲への関心や声かけ等ゲートキーパー的な必要も含めた啓発が実施できたが、踏み込んだ内容についてはできなかった。	
方向性1	6				太白区	障害高齢課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターの養成講座やスキルアップ講座の場を活用し、高齢者の心の健康に関する啓発を行っています。	サポーター養成講座：5回 35名参加。 スキルアップ講座：計7回 延362名参加。	活動のバリエーションを広げ、参加者同士の交流もできた。ベテランにとっては自己効力感のアップにつながった。	令和元年度から当事業は障害高齢課へ移管済み	スキルアップ研修 6回 248人 リーダー交流会 1回 45人 全区合同スキルアップ研修（太白分）17人	活動のバリエーションを広げ、参加者同士の交流もできた。ベテランにとっては自己効力感のアップにつながった。	
方向性1	6				泉区	障害高齢課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターの養成講座やスキルアップ講座の場を活用し、高齢者の心の健康に関する啓発や相談窓口について周知します。	・サポーター養成研修 2クール実施（1クール5～7回）、実35人、延175人、サポーター34人養成 ・スキルアップ研修 5回実施。実156人、延218人	地域包括支援センターと連携し新たに4か所自主グループを立ち上げた。サポーターが参加しやすい日程や会場の確保が課題。	事務移管済のため障害高齢課にて回答	・介護予防運動サポーター養成研修 延べ153名参加し、サポーター31名養成。 ・介護予防の5つのポイントに沿って、こころの健康についても講話を実施。	地域の多くの高齢者と関わるサポーターに対し、心の健康が介護予防につながるということについて普及ができた。	
方向性1	6				秋保総合支所	保健福祉課	介護予防運動サポータースキルアップ研修	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターのスキルアップ講座の場を活用し、高齢者の心の健康に関する啓発や相談窓口について周知を行っています。	スキルアップ講座参加者延27名に周知	地域の支え手に情報の周知ができた。	今年度のスキルアップ講座では取り上げず。サポーターには地域支援者としてこころの健康づくり講演会参加を促した。今後もスキルアップ講座の場を意図的に活用していく。	介護予防自主グループ、高齢者サロン、民生委員、町内会長、福祉団体等の地域の支援者対象に、こころの健康づくり講演会を年1回開催し、36名参加した。	地域活動を担う支援者にストレス対処方法や地域の支援者としての役割について周知できた。	
方向性1	7	認知症に関する理解促進活動の実施	講演会等による、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症に関する理解促進活動の実施	講演会などによる、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	認知症ケアパス（全市版・個人版）を作成し包括支援センターや病院、薬局等へ配布。	認知症の正しい理解を普及するとともに、認知症と診断された本人やその家族の不安を和らげ、必要な相談機関につながるようさらなる周知を回す。	より必要な方に届けられるよう、配布先などを継続して検討していく。	全市版ケアパス、個人版ケアパスを各20,000部増刷し、各所へ配布。介護研修や各種団体の協議会等で配布し周知を行った。	認知症に関して不安に思っている本人や介護家族の方等、いろいろな状況の方に読んでいただき、必要な機関に繋がれるように周知を継続していく。	
方向性1	7				青葉区	障害高齢課	認知症公開講座	専門的立場の方を講師に迎え理解を深める	年2回実施。第1回目8月グループホーム管理者より「認知症の人との関わりについて」講話。36名参加。第2回目11月Drより「認知症について」講話。43名参加。	認知症について広く周知する機会となり、2回とも認知症についての知識を学べた等、満足度も高かった。次年度も継続して開催予定。	実施予定なし。	年2回実施。医師講話41人参加。対応講話37人参加。	全市的に開催しているのは青葉区のみであること、地域で包括が研修会や認知症カフェ等開催しているため、R1年度をもって廃止予定。	
方向性1	7				宮城野区	障害高齢課	認知症高齢者家族ほっと一息相談会	家族交流会や講演会などによる、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	年8回実施。内2回は講話	ピアカウンセリングの機能が果たせている。参加者のニーズを事業に活かしていく。	ピアカウンセリング機能の強化。認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行う。認知症当事者視点の支援についても取り入れていく。	年8回実施。内2回は講話	例年通り実施できた。 新規参加者の定稿の工夫と当事者視点を引き続き取り入れていく。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認						
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握			
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）	
方向性1	7				若林区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、認知症サポーターによる講話および相談会を開催します。	年1回実施（10月）開催し、16名が参加。	区役所外での開催だったため、区役所まで来ることが難しい地域の住民が参加、認知症に対する適切な知識を提供できた。	次年度は実施予定なし。しかし、認知症に対する適切な知識提供のため、必要時認知症サポーター医による協力を得る。	年2回実施（R1.6月、R2.1月）。実人数14名、延人数16名。 テーマ「男性介護者の介護体験談」「拒否的な言動がある方への対応に関する介護体験談」	各立場における家族の会役員の体験談を通して、認知症に対する正しい知識を提供できた。		
方向性1	7				太白区	障害高齢課	区民協働街づくり事業 認知症と暮らす地域づくり事業	認知症をテーマに地域での支えあいの大切さを理解することを目的に、平成26年度から開催。地域に包括支援センターと共催で事業を開催し、医師の講話や寸劇、相談機関の周知等を行っている。	①長町、②郡山、③富沢地区で実施。全部で356人の地域住民が参加した。	3年前の事業実施では、地域の役員を中心とした参加だったが、今回はより広く児童が参加する取り組みなど、対象を広げ実施した。	認知症について広く周知する内容から、今後は、認知症の人の立場に立ち、「自分だったらどんな関わりをして欲しいのか」といったより本人の視点を重視した内容を入れていく。	①西中田、②③袋原、④四郎丸地区で実施。計4回の実施で、208名の地域住民が参加した。	4年前の事業実施については、認知症について広く周知することが主目的であったが、認知症の本人視点を重視して内容を企画した。それによって、地域住民に、「単に支援するだけでなく、それぞれの意向を大切にしておく」という認識が深められた。		
方向性1	7				泉区	障害高齢課	認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターを対象にした研修の実施。認知症に関する適切な理解の促進や、サポーターが地域資源とつながり活動していくことを推進する。	ボランティア体験を含む全5回コースの講座を区内2地区で実施。参加者数は各エリアで20名弱。	両地区ともに貴重な人材を発掘、育成することができた。支え合いに関心のある住民が活動に結びつくように他地区での開催も継続する必要あり。参加者の次年度のフォローについては包括と共に検討していく。	今年度は開催から2年目となるが、講座の内容は毎回好評である。講座受講者がボランティアとなり、この講座開催を機に、地域の新たな集いの場が開発され、地域支援の一助ともなっている。次年度も同様に、区内2包括圏域で開催予定。	ボランティア体験を含む、全5回コースの講座を南光台包括圏域と寺岡包括圏域で開催。参加者数は、南光台圏域で22名、寺岡圏域で27名。参加延べ数にする、各々100名前後。	参加者は認知症の理解を深め、認知症に関する社会資源を知ることが出来たということがアンケートから把握。認知症の人も住みやすい地域とはどのような地域なのか、そのために何が出来るかということなどを考え、なんらかの活動に踏み出すきっかけになった。認知症の理解を深め、支え合いに関心のある住民が活動に結び付くことができるよう、他地区での開催も継続する必要がある。		
方向性1	8	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業（閉じこもり予防に関する啓発）の実施	復興公営住宅の入居者等を対象とした、運動教室を通じた新たな交流の場の提供、生活不活発病や閉じこもりの予防支援の実施	健康福祉局各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業	復興公営住宅の入居者等を対象に、運動教室を通して新たな交流の場を提供するとともに、身体能力の維持改善を図り、生活不活発病や閉じこもりを予防します。	実施箇所 4区7か所 運動教室実施回数 47回 参加者数 延781名	平成29年度と比較し、教室開催数に増減はないが、参加者数が大幅に増加している。運動教室の実施を通してコミュニティの形成と、活性化を図ることが出来ている。	運動教室の場が参加者同士の見守りの機会となっているため、今後も必要に応じたコミュニティの形成と、活動継続支援を行っていく。	介護予防や閉じこもり予防を目的に、3区5か所において、運動教室（実施回数30回）を実施し、延476名が参加した。	平成30年度と比較し、実施箇所・教室回数・参加者数が減少しており、徐々に支援目的がコミュニティの形成から活動継続のための支援へ移行してきている。令和2年度で本事業は終了となるため、今後の事業の取扱いを検討する。		
方向性1	8				青葉区	障害高齢課	シニア世代の健康づくり講座	復興公営住宅等住民に対し、閉じこもり予防・介護予防を目的に健康や運動を切り口とした支援を提供します。	健康教育を1回実施（14人参加）。シニア世代の健康づくり講座1コース（8回）実施。 他区内に7か所ある復興住宅のサロン、運動自主グループなどに出向き状況把握、支援者支援を行った。	シニア世代の健康づくり講座では自主活動が開始でき、被災者はじめ住宅住民の通いの場ができた。	障害高齢課に事業移管	フォローアップ研修を3グループに実施。	4グループほど継続活動はできており、復興住宅の集いの場となっている。体調不良などによりリーダー交代が必要になった場合、継続活動が難しくなる可能性あり。		
方向性1	8				宮城野区	家庭健康課	被災者健康教育	復興公営住宅等に暮らしている住民に対し、閉じこもり予防・生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康や運動を切り口とした支援を提供します。	復興公営住宅4か所・浸水地域2か所・防災集団移転地区1か所で運動教室を開催。区参加時の参加延べ人数は482人。内3か所は、運動教室終了後も自主的な活動を継続している。	自主的な活動につながった運動教室もあったが、既存町内会に比べ、コミュニティが希薄化していたり、住民の高齢化等あり、世話役がいない状況にある。他の運動グループの世話役や地域事業所から協力を得る等、継続して運動教室を開催できる方法を検討していく必要がある。	今後も引き続き各運動教室に参加しながら、安定した教室運営につながるよう支援を継続していく。住居の高齢化や資金面等により、運営が困難になっている教室も散見されるため、地域が相談しやすい関係継続させながら、様々な手法での支援を検討していきたい。	復興公営住宅5か所・浸水地域2か所・防災集団移転地区2か所の計9か所で運動教室を開催。内3か所は自主活動に移行できている。教室内で、時節にあった健康づくりについてのミニ講話を行い、延74回・715人に対し健康教育を実施した。その他、地域のサロンにも参加し延3回、41名にも健康教育を実施した。	運動教室や地域サロン等様々な通いの場に参加しながらミニ講話を行い、時節にあった健康づくりや生活不活発病、閉じこもり予防の啓発を行った。自主活動に移行できている運動教室もあるが、参加者の固定化・高齢化により参加者の減少や運営が困難になっている運動教室も出てきている。今後も運動教室に参加しながら地域が相談しやすい関係を継続させ、様々な手法での支援を検討していきたい。		
方向性1	8				若林区	家庭健康課	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業	復興公営住宅や防災集団移転地で暮らす住民に対し、閉じこもり予防、生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に、健康、運動を切り口とした支援を提供します。	中倉市営住宅にて6回 延べ98人	特に復興公営住宅の高齢化率が高く、キーパーソンの発掘・育成が課題。また、支援が長くなることで支援者への依存も強くなり自主化が難しい所もある。	キーパーソン不在のサロンについては、外部民間事業とチームを結成し、社会資源として継続できる新たな形を模索していく。	実施なし（平成30年度で終了）			
方向性1	8				太白区	家庭健康課	被災者向けコミュニティ形成事業	復興公営住宅等に暮らしている住民に対し、閉じこもり予防・生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に閉じこもり予防、孤立防止等のために運動や健康づくりを切り口とした健康教室を自実施します。	あすと長町、茂原第2復興公営住宅で実施。19回、322人参加。	運動を取り入れた教室を実施し、閉じこもり予防、孤立防止及びコミュニティの形成支援を実施することができた。	運動を取り入れた健康教室等閉じこもり予防、孤立防止のためのコミュニティ形成支援を行っていく。	あすと長町復興公営住宅で実施。11回、160人参加。（新型コロナウイルス対策のため3月中止となっている。）	運動を取り入れた教室を実施し、閉じこもり予防、孤立防止及びコミュニティの形成支援を実施することができた。		
方向性1	8				泉区	家庭健康課	復興公営住宅交流支援事業	運動と交流を目的に活動しているグループが、主体的に継続して活動できるよう支援しています。孤立しがちな男性被災者の交流会を実施しています。	男性入居者交流事業として泉中央市営住宅に入居している男性を対象に、男の手習い教室（そは打ち教室を9月に2回開催し実6名 延8人が参加。料理教室を2月に1回開催し実5名が参加）を開催した。	泉中央南・上谷刈地区連絡会を通じて集まった関係機関や町内会と連携・協働し実施した。周知にはチラシを使用し、そのチラシを活用して継続支援の方だけでなく、普段お会いできない方に訪問し、生活や健康面の情報を収集することができた。この事業は、今後も各機関と連携し、企画を検討していく。	男の手習い教室は昨年開始し、新規参加者が昨年度よりも増加し男性が参加しやすい内容を実施できたと考えられる。今後も町内会や各機関と連携しながらより男性が参加しやすい企画内容を検討し、男性の孤立化予防と参加者の交流の場となるよう支援していく。	男性入居者交流事業として泉中央市営住宅に入居している男性を対象に男の手習い教室（そは打ち教室を9月2回開催し実9名 延べ11名が参加、料理教室を2月に1回開催し実6名が参加）を開催した。	泉中央南・上谷刈地区連絡会を通じて集まった関係機関や町内会と連携し実施してきたが今年度、コロナウイルスの影響により飲食を伴う行事は困難。また町内会役員3役、全て交代により行事に関するニーズの変化あり。今後は町内会のニーズにも合わせた行事を検討していく必要がある。		
方向性1	9	地区健康教育（健康問題・健康保持に関する理解促進）の実施	地域住民・団体、企業等を対象とした、自死の要因となり得る健康問題や心身の健康保持に関する適切な理解の促進	健康福祉局各区	健康福祉局	健康政策課	各種健康教育	地域や地区組織、関係団体、職域等と連携をとりながら、健康づくり及び生活習慣病等の疾病予防を目的として実施しています	161回、延べ3360人。	心身の健康の保持増進について啓発することができた。	地域や地区組織、関係団体、職域等と連携をとりながら、各種健康教育を通じて健康づくりや疾病予防について広く啓発していく。	健康問題・健康保持に関する理解促進を目的に、健康チェック、運動、心のケア、食生活、口腔ケア、介護予防等をテーマに、地区健康教育（延87回）を実施し、延べ2,132人が参加した。	心身の健康の保持増進について啓発することができた。		

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	9				青葉区	家庭健康課	うつ病等の啓発	地域の住民や支援者に対して、うつ病等の健康教育を実施しています。	No55と同じ。1回開催、12人参加。	参加者に睡眠とこころの健康についての理解を促すことができた。	今年度はこころの健康づくりとアルコールの摂取について、睡眠について、の健康教育を実施。次年度も対象者に応じた内容を実施する。	地域の機関より1件依頼あり、メンタルヘルス（アルコールの摂取についても触れたもの）について講話を実施、33名参加。当該主催の管内給食施設従事者研修会にて睡眠と健康の講話を1回開催、83名参加。	講話のテーマは、講話対象者の状況を事前に把握するなどし、対象に合わせたものとした。参考になったとの感想が聞かれた。	
方向性1	9				宮城総合支所	保健福祉課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	町内会等からの依頼に基づき、栄養、歯と口の健康、生活習慣病予防等の健康教育を実施（7件）	地区担当保健師が健康教育と併行し、地域の方との顔の見える関係づくりを強化した。	引き続き地区担当保健師が他職種が行う健康教育と併行しながら地区のキーパーソン等とつながりを持ち、地区の課題等を共有していく。	町内会等からの依頼に基づき、栄養、歯と口の健康、生活習慣病予防等の健康教育を実施（5件）	特定健診の結果等を踏まえ、講座の内容に地区の健康課題について盛り込んで実施した。	
方向性1	9				宮城野区	家庭健康課	健康生活講座	自分に合った健康づくりを実践する市民が増えることを目的として健康生活講座を年6回程度開催します。栄養・運動・休養等生活習慣病の予防や心の健康づくりに関する内容の講座を実施します。	年5回開催し、延95名が参加。栄養・運動・歯科についての内容を取り上げた。	これまで栄養・運動・歯科等の生活習慣病予防を中心に取上げてきたが、こころの健康づくりについても取り上げ、普及啓発を図っていく。	こころの健康づくりについて取り上げることができたり、特定健診の結果を活用し開催案内をDMで送ったり等したことでもこれまでより幅広い世代の市民に参加していただくことができた。今後も継続して心身の健康について、幅広い世代の市民に普及啓発を図ってきたい。	年4回開催し、延71名が参加。アンガーマネジメントを切り口にこころの健康づくりについて取り上げたり、健診結果の見方や高血圧への対処法・歯と全身との関係・骨粗鬆症について等日頃の健康づくりについて幅広く取り上げた。	特定健診の結果を活用し開催案内をDMで送付したことで、これまでよりも幅広い世代の市民に参加してもらうことができた。また、こころの健康についてはアンガーマネジメントを取り上げることで、子育て世代の母親等若い世代にも参加してもらうことができた。今後も引き続き内容や開催案内等工夫し、特に若い世代の市民に普及啓発を図ってきたい。	
方向性1	9				宮城野区	家庭健康課	働き盛り世代に対する健康情報の発信	区内の理美容、タクシー事業所等（約80か所）に対し、毎月、健康情報（リーフレット）を送付します。9月、3月に心の健康や自死予防に関する情報提供を行います。	区内理美容店・タクシー事業所等計75か所に送付。5月に睡眠について、2月にこころの健康についてのリーフレットを送付。	事業所1か所から相談あり、新規送付先が1か所追加となった。今後も引き続き、啓発に力を入れ、送付先を増やしていく。また、保健福祉センター内の他課にも協力を依頼し、他課の情報についても一緒に発信していく。	事業所へアンケートを実施し、送付したリーフレットの中でのような反響があったのか等を調査し、次年度の発送内容に活用していく。今後も引き続き心身の健康づくりに関する情報や、相談窓口のチラシを送付し、普及啓発を図っていく。	区内理美容店・タクシー事業所等計74か所に資料を送付。1月に睡眠について（タクシー事業所のみ）と2月にこころの健康についての梨0フレットを送付した。	新規送付先（自動車学校）が4か所追加することができた。今後も引き続き心身の健康づくりに関する情報や、相談窓口のチラシを送付し、普及啓発を図っていく。	
方向性1	9				宮城野区	家庭健康課	地区健康まつりにおける健康づくり啓発	10月に区内2か所の健康まつりにおいて、主にストレス、睡眠、アルコール関連問題に関するパネル展示・リーフレット等の配布を実施し、心の健康に関する普及啓発を図ります。	10月に岩切市民センターまつり・高砂市民センターまつりでストレス・睡眠・アルコール関連問題に関するパネル展示・リーフレットを配布。岩切市民センターまつりでは190名、高砂市民センターまつりでは200名の来場者があった。	引き続き、健康まつりを通してこころの健康づくりについての普及啓発を図っていく。また、幅広い世代へ普及啓発行えるよう、まつり事務局とレイアウトについて検討を行っていく。	区内3か所のまつりで健康課題に関する啓発を実施。より多くの区民の方に健康に関する情報に興味を持ってもらえるよう、簡単なクイズ等を通して啓発を引き続き実施していく。	10月に高砂市民センターまつりでストレス・睡眠・アルコール問題に関するパネル展示・リーフレットを配布。220名の来場者があった。	地域で開催されるまつりを通して、幅広い世代に対して啓発活動を行うことができた。今後は地域特性に応じた健康課題についての内容を盛り込み、来場者に地域の健康課題に関心を持ってもらえるような啓発を行っていくことを検討している。	
方向性1	9				若林区	家庭健康課	市民まつりにおける啓発	区民まつりと同時に開催される「健康づくりフェスティバル」や地域の市民センターまつりにおいて、精神疾患や心の健康に関する知識の普及啓発を図ります。	健康づくりフェスティバル参加者延1601名。六郷保健センターまつり参加者延814名。七郷保健センター参加者延2135名。	健康づくりフェスティバルでは、こころの健康づくりコーナーをなくし、運動に特化した方向にシフトして実施したため、一般の健康づくりの普及啓発の中で心の健康づくりについても啓発していく。	今後も一般市民が多く来場するまつりなどの機会をとらえ、心の健康づくりに関する啓発を実施して参りたい。	健康づくりフェスティバル参加者延2038名。六郷保健センターまつり参加者延1270名。七郷保健センターまつり参加者延1894名。パネル展示やリーフレット配布を行った。	一般市民が多く来場するまつりの機会をとらえ、心の健康づくりについてより広く普及啓発できた。	
方向性1	9				若林区	家庭健康課	健康づくり寸劇による啓発	地域において「アルコールと心の健康について」をテーマとした寸劇を区民協働で上演し、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	3月の自殺対策強化月間に合わせ、1回上演	例年通り、依頼に応じて実施できた。	依頼に応じて、上演していく。	実施回数0回。	令和元年度は依頼は0件だった。寸劇上演について広報していく必要がある。今後も依頼に応じて実施する。	
方向性1	9				太白区	家庭健康課	心の健康講座の開催	メンタルヘルスの意識の向上や知識の普及を図るため、心の健康に関する講座を開催します。	2回延161名参加。	参加者は身体をリラックスさせることがこころのリラックスにつながることを理解できた。1回は衛生課と協働し理美容講習会で実施したことにより、ゲートキーパーの理解を深める機会となった。	メンタルヘルスの意識の向上や知識の普及を図るため、心の健康に関する講座を開催する。	3回延199名参加。3月にこころの健康づくり講演会を計画していたが、新型コロナウイルス対策のため中止となった。	参加者は疲労とメンタルヘルスの関係について理解できた。2回は衛生課と協働し理美容講習会で実施したことにより、ゲートキーパーの理解を深める機会となった。	
方向性1	9				秋保総合支所	保健福祉課	市民向け講座による啓発	市民向けにこころの健康に関する講演を実施する。	年1回実施(1月)。23名参加した。	ストレス対処の基本が周知できた。	令和2年1月実施。地域支援に携わる方を対象にゲートキーパー研修の内容で実施。年1回の実施を継続していく。	年1回実施(1月)。36名参加した。	ストレス対処方法やゲートキーパーの役割について周知できた。	
方向性1	9				泉区	家庭健康課	地域健康教育	地域住民や地域の活動団体に対し、心の健康づくりに関する講座を実施しています。	10月に泉警察署の職員63人にストレス解消に関する講話を健康増進センターと共に実施した。	今年度は心の健康づくりに関する講座は1度のみであった。令和元年度は、地域からの依頼のほか、他事業において啓発し、あらゆる方へ心の健康づくりに関する情報を啓発する。	R元年度は睡眠に関する講演会を実施し区民の反応がよかった。今後も心の健康づくりに関する講話等にて区民に啓発していく。	理容室・美容室衛生講習会（区衛生課主催）において、睡眠と健康に関する講話を実施。2回 延84名	参加者の年齢は幅広くあったが、睡眠の問題は年齢に関わらず興味関心が高いようだった。また、講話の内容を各事業現場で市民に伝えることにより、正しい知識の波及効果が期待できる。	
方向性1	10	喫煙や薬物乱用に関する啓発活動	市立小中学校を対象とした、喫煙や薬物による健康への影響に関する適切な理解の促進	健康福祉局各局	健康福祉局	健康政策課	喫煙や薬物乱用に関する啓発活動	市立小中学校を対象とした、喫煙や薬物による健康への影響に関する適切な理解の促進	21校・1,618人 ※ 学校における健康教育として実施している講話・研修として把握した数。	思春期の男女及びその保護者に対し、新進の健康やその発達について、正しい知識の普及・啓発を行うことができた。	思春期の男女及びその保護者に対し、喫煙や薬物による健康への影響について、より適切な理解が得られるよう、引き続き、講話等による啓発を行ってゆく。	16校・1,471人 ※ 小・中学校における健康教育として実施している講話・研修として把握した数。	思春期の男女及びその保護者に対し、新進の健康やその発達について、正しい知識の普及・啓発を行うことができた。	
方向性1	10				青葉区	家庭健康課	喫煙(薬物乱用)防止教育	喫煙や薬物の健康影響について正しい知識の普及啓発を行い、希望のあった小中学校で喫煙防止教育を行っています。	実施0件。	健康教育について周知していく必要がある。	今年度の実施件数は0件だったが、健康教育について引き続き周知していく。	実施0件	小中学校における禁煙教育の実情を捉えた対応を検討していく必要がある。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	10				宮城総合支所	保健福祉課	喫煙防止教育	学校からの依頼に基づき、喫煙と健康の関連等について普及啓発を行います。	実施なし	学校からの依頼に基づき実施していく。	依頼に基づいた健康教育の実施に加え、他分野（食生活、歯と口の健康づくり）等と連携しながら受動喫煙防止やたばこの健康影響について広く啓発する。	実施なし	学校からの依頼に基づき実施していく。	
方向性1	10				宮城野区	家庭健康課	喫煙(薬物乱用)防止教育	喫煙や薬物の健康影響について正しい知識の普及啓発を行い、希望のあった小中学校で喫煙防止教育を行っています。	実施なし	学校保健委員会等、学校・児童館との関係づくりを行いながら、喫煙防止教育に対するニーズ把握を行っていく必要があると感じている。	学校・児童館等との関係づくりを行いながら、児童をとりまく健康課題や環境について情報共有を行った。保護者・町内役員・PTA役員などの喫煙状況について課題視している地域もあった。次年度はそのような地域に対し、防煙教育を実施できるよう検討していく。	実施なし。	小学校・児童館等と健康課題に関する情報共有を行っている中で、保護者等の喫煙状況を課題視している地域がいくつかあることが分かった。その共有した情報を基に、今後防煙教育につなげていけるよう検討していく。	
方向性1	10				若林区	家庭健康課	喫煙(薬物乱用)防止教育	喫煙や薬物の健康影響について正しい知識の普及啓発を行い、希望のあった小中学校で喫煙防止教育を行っています。	5校（小学校3、中学校2）合計509名に実施	学校からの依頼に合わせて実施し、喫煙についてだけでなく薬物乱用防止の内容も併せて実施することができた。	防煙教育や薬物乱用防止教育の中で、依存防止の根底にある自分を大切にすることの重要性を伝えながら、思春期の児童の健全育成を促進して参りたい。	4校（小学校3校、中学校1校）合計337名に実施。	学校からの依頼に合わせて実施し、喫煙についてだけでなく薬物乱用防止の内容も併せて実施することができた。	
方向性1	10				太白区	家庭健康課	喫煙(薬物乱用)防止教育・パネル展等による啓発	喫煙や薬物の健康影響について正しい知識の普及啓発を行い、希望のあった小中学校で喫煙防止教育を行っています。ララガーデンや区役所口でのパネル展やリーフレットの配布。母子保健係と連携して乳幼児健診での啓発。児童館での防煙教育7か所。大学での防煙教育2回。大学文化祭でのブース設置による啓発。	ララガーデンでのパネル展を実施し、リーフレットを配布101枚した。また、区役所でもパネル展を実施し、リーフレット53枚配布するなどの、啓発を実施した。児童館での防煙教育7か所実施し340人参加。大学での防煙教育は2回実施し、延235人参加。小学校は3か所実施し227人参加。	大学の健康教育ではたばこの害を知り、吸ってみたいという関心が薄れたとの学生のアンケートの感想もあり、ライフサイクルの時期を絞った防煙教育も重要と感じました。今後も専門学校などに働きかけていきたい。	商業施設や区役所でのパネル展、リーフレット等を129部配布した。また、区役所でもパネル展を実施し、リーフレット等を251部配布するなどの啓発を実施した。児童館での防煙教育5か所実施し307人参加。大学での防煙教育は2回実施し、延240人参加。	大学の健康教育ではたばこの害を知り、最初の1本を吸わないようにしたいというアンケートの感想もあり、ライフサイクルの時期を絞った防煙教育が重要と感じた。今後も、対象を絞って働きかけをしていく。		
方向性1	10				秋保総合支所	保健福祉課	薬物乱用防止の啓発活動	健康のつどいにて、薬物乱用防止リーフレット等の設置による薬の正しい知識の普及啓発を行っている。	健康づくりイベント、地区まつり等でリーフレット設置	幅広い住民への周知となっている。	例年どおりリーフレット等を設置。継続していく。	健康づくりイベント、地区まつり等でリーフレット設置	幅広い住民への周知となっている。	
方向性1	10				泉区	家庭健康課	防煙教育	小学生を対象にたばこの害について、全児童館・センターにおいて3年間で一巡するよう計画し実施しています。	区内7児童館・児童センターで主に夏休み期間に実施。参加児童数実数366名。	児童の反応は良好でたばこの知識の習得及び吸わないという意識付けができた。加熱式たばこ等新型たばこの最新情報をも情報提供。地域や学校との連携が課題。	今年度同様、3年かけて泉区内の児童館・児童センターを一巡するよう防煙教室を計画し、実施する。R2年度は、アンケートやチラシの内容についても検討し、8施設で防煙教室を行う予定。	区内の児童館・児童センター計11ヶ所で防煙教育を実施。参加児童数は計402名。実施後のアンケートでは、「将来たばこを吸いたくない」と答えた児童は全体で97%であった。	H29～H31年度にかけて、3年で区内の児童館・児童センターを一巡することができた。アンケート結果を見ても、児童へたばこの害について周知できたと考え、今後は、喫煙率の高い地域に絞って防煙教育を実施していく予定。	
方向性1	11	自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発	自殺未遂により救急搬送された方の心情を踏まえた、相談機関・窓口の利用を促すリーフレットの作成及び配布	健康福祉局市立病院	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	自殺未遂者等ハイリスク者向け普及啓発リーフレット	自殺未遂をした人等に対して、相談機関・窓口を周知するリーフレットを作成し、消防、医療機関、相談支援機関等を通じて、配布しています。	自殺未遂をした人等のハイリスク者に対して、相談機関の1つとして、こころの絆センターを紹介するリーフレットを作成し、市内の各交番・駐在所（56か所）、消防署（6か所）、救急告示病院（27か所）に500枚配布した。	リーフレットを見て、電話相談に繋がるハイリスク者もあり、リーフレットの配布は有効です。今後も、ハイリスク者支援の1つとして、リーフレットの作成と配布を継続する必要がある。	自殺未遂をした人等のハイリスク者に対して、相談機関のひとつとして、こころの絆センターを紹介するリーフレットを作成し、市内の各交番・駐在所、消防署、救急告示病院に引き続き配布し、周知を図る。	自殺未遂をした人等のハイリスク者に対して、相談機関のひとつとして、こころの絆センターを紹介するリーフレットを作成し、市内の各交番・駐在所（56か所）、消防署（6か所）、救急告示病院（27か所）に合計500部配布した。	リーフレットを見て、絆センターの電話相談につながったケースもあった。ハイリスク者に関わる機関へリーフレットを配布、周知を図ることは有効である。今後、リーフレットの印刷数を増やし、必要とする市民に配布できるようにしていく。	
方向性1	11				市立病院	総合サポートセンター	自殺未遂者に対して相談先に関するパンフレットの配布	自殺企図・自傷行為で当院救命救急センターを受診した患者に対して、相談支援を行い、必要に応じて相談機関等のパンフレットを配布します。	精神科医師や精神医療相談室が介入した場合、必要に応じて相談機関一覧のパンフレットを配布した。	精神科医師や精神医療相談室が介入しない場合でも、必要な方にはパンフレットを配布できるようにする。	新たに救急外来においても相談先一覧のパンフレットを配布開始した。今後も精神科が介入しない受診者にも相談機関の情報提供をすることができるよう努めてまいります。	精神科医師や精神医療相談室から、対象となる患者に相談機関一覧のリーフレットを配布した。また、精神科スタッフが関わらない患者等に情報提供できるよう、救命救急センターにリーフレットを設置した。	救急搬送された対象患者に相談機関等の利用を促すことに加え、リーフレットの配布経路を拡大することができた。引き続き、対象患者の心情を踏まえながら、相談機関の利用等に関する情報を提供していく。	
方向性1	12	子育てサポートブックを活用した啓発	子育て世代を対象とした、出産や育児、各種相談窓口等、子育てに関する情報を集めた冊子（子育てサポートブック）の活用による、相談窓口その他各種支援情報の周知	子供未来局各区	子供未来局	子供保健福祉課	子育てサポートブックを活用した啓発	子育て世代を対象に、出産や育児、各種相談窓口など、子育てに関する情報を集めた冊子（子育てサポートブック）を活用した、相談窓口その他各種支援情報の周知	年間を通し各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課で母子健康手帳交付時に配布した。	本市で実施している様々な子育て情報を周知することができた。	今後も、各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課等で配布を行っていく。より効果的に情報を周知できる冊子にするために、内容の修正・追加を行う。	年間を通し各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課で母子健康手帳交付時に配布した。	本市で実施している様々な子育て情報を周知することができた。	
方向性1	12				青葉区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において、相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	母子手帳交付時に配布し啓発：1612件。他、転入時幼児のいる世帯に配布。	配布時にそれぞれ必要な項目について説明。また、母子手帳交付時に必要時産後うつについて伝え、啓発につなげている。	引き続き、母子手帳交付時や転入時に相談窓口等各種支援情報の提供を実施する。	母子手帳交付時に配布し啓発：1594件。他、転入時幼児のいる世帯に配布。	配布時にそれぞれ必要な項目について説明。また、母子手帳交付時に必要時産後うつについて伝え、啓発につなげている。	
方向性1	12				宮城総合支所	保健福祉課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において、相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	子育てサポートブック及び他リーフレット等を母子手帳交付時等に配布している。	引き続き母子手帳交付時等で子育てサポートブック及び他リーフレットを配布し、相談先や各種支援情報を周知する。	子育てサポートブック及び妊娠・子育てに関するリーフレット等を母子手帳交付時等に配布している。	母子手帳交付の機会を活用し、市民に対して出産・育児の情報を提供し、さらに相談窓口を広く周知することができている。		
方向性1	12				宮城野区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行います。	年間を通し以下の件数を配布。 ・妊娠届出：1,772件 ・妊婦転入届出：101件 ・乳幼児転入届出：540件	妊婦届出や転入手続き等の機会を利用して周知することが出来た。	今後も妊娠届出や転入手続き等の機会を利用して積極的に周知していく。	年間を通し以下の件数を配布。 ・妊娠届出 1825件 ・妊婦転入 96件 その他乳幼児市外からの転入時に配布	子育てに関する情報について、妊娠時から子育て中のご家庭に、窓口来所の機会を通じて周知することができた。制度や相談窓口を周知することで子育て中の保護者が悩みを抱え込まない一助になった。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	12				若林区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	子育てサポートブックを母子健康手帳交付時1,272名、転入妊婦・乳幼児366名へ配布。区内の子育て情報ブック（わっぴー）を4,500部作成し配布。	子育てに必要な情報を集め情報提供することができた。	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	子育てサポートブックを母子健康手帳交付時1,192件、転入妊婦・乳幼児へ配布。区内の子育て情報ブック（わっぴー）2,000部作成し配布。	子育てサポートブックの配布等により、子育てに必要な情報を集め情報提供することができた。	
方向性1	12				太白区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	窓口相談及び幼児健康診査・教室等で周知した。	子育て支援に関する情報提供を必要方へ周知できた。	母子健康手帳交付時や転入者等必要な方へ配布を継続する。	窓口相談及び幼児健康診査・教室等で周知した。	子育て支援に関する情報提供を必要方へ周知できた。	
方向性1	12				秋保総合支所	保健福祉課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	母子保健事業対象に配布	定期的な情報提供になっている。	配布資料に入れ込み対象者へ配布。継続して配布していく。	母子保健事業対象に配布	定期的な情報提供になっている。	
方向性1	12				泉区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	子育てサポートブックは、母子健康手帳交付や転入手続きの際に配布。他の情報は、幼児健康診等でそれぞれの時期に必要な情報の周知を行った。	時期に合わせて必要な情報を周知することが出来ており、今後も継続していく。	引き続き、子育てサポートブックの配布等を行うことで、必要な情報の周知が行えるよう、努めて参ります。	子育てサポートブックは、母子健康手帳交付や転入手続きの際に配布。また、幼児健康診査や各種教室等で、それぞれの時期に必要な情報の周知を行った。	時期に合わせて必要な情報を周知することが出来ており、今後も継続して実施していく。	
方向性1	13	健全母性育成事業による啓発活動の実施	助産師や保健師の学校訪問による、思春期のこころからの発達や生命の誕生等に関する健康教育の実施	子供未来局各局	子供未来局	子供保健福祉課	健全母性育成事業による啓発活動	助産師や保健師の学校訪問による、授業の一環としての思春期のこころと身体の発達や生命の誕生等に関する健康教育の実施	18校、生徒2,011人、保護者75人	アンケートから思春期のこころからの変化や命の大切さについて学べたと感想が聞かれている。	引き続き教育局と連携し、思春期のこころからの変化や命の大切さについて伝えていくよう事業を継続する。	22校、生徒1,858人、保護者236人	アンケートから思春期のこころからの変化や命の大切さについて学べたと感想が聞かれている。	
方向性1	13				青葉区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施しています。	市内中学校（1校）にて、204名に思春期のこころからの発達や生命の誕生等に関する健康教育を実施。	生徒のアンケートは、命の大切さを感じ取ったものだった。生命や性に関する正しい知識が必要な時期であり専門家からの情報を伝える機会は有用である。	市内中学校に思春期のこころからの発達や生命の誕生等に関する健康教育を実施する。また、市内小中学校の養護教諭等と懇談会を実施し、現状の課題や情報の共有をし、児童生徒への対応に活かせるよう努める。	区内中学校より希望申請なし。		
方向性1	13				宮城総合支所	保健福祉課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。	思春期健康教育実績：小学校1校、参加児童6名。学校保健・地域保健連絡会議（思春期保健分野）：参加機関数：教育機関12校、医療機関2カ所。	思春期健康教育については学校からの依頼に基づく計画的な実施は難しいが、管内学校や産科医療機関との連絡会を開催し、性教育のみならず学校保健と地域保健の情報交換等を行い、連携強化を図ることができる。	思春期健康教育については学校からの依頼に基づいて実施する。学校保健・地域保健連絡会議（思春期保健分野）：参加機関数：教育機関16校、医療機関3カ所。	実施した中学校以外でも各校が性教育に取り組んでいる。思春期健康教育を切り口に連絡会議を開催してきたが、発達障害、生活習慣、歯科保健等参加者の抱える課題は多様で、地域保健全体としての連携が求められる。		
方向性1	13				宮城野区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。	・助産師委託に同行し講話 中学校2校：計274名参加 ・管理課家庭健康課共催 高校1部2部：計68名参加	30年度は、新たに1校依頼有。高校生への健康教育では、自分の将来について考えることが難しい者もあり、より早い段階での教育機会が必要。	次年度も中学校や高等学校・専門学校等の要望に対応できるよう努めていく。	令和元年度は中学校1校に対し助産師会の講師が行う思春期健康教育の際に母子保健事業について紹介を行った。また高校2校に対し感染症と望まない妊娠の講義を行っている（合計233名）。	受講した学生・生徒からのアンケートでは「命が誕生するまでの過程や若年妊娠、性感染症のリスクについて知ることができた」との回答が多く、理解を得ることができた。	
方向性1	13				若林区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。	7校 延べ727名へ実施	講話に対する生徒の反応は良く、アンケート結果でも命の大切さについて実感した内容のものが多かった。	助産師や保健師が学校に向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施予定である。	7校 延べ670名へ実施	事後に行った児童生徒向けアンケートでは、こころからの、いじめ問題など多面について考える良い機会になったという意見が多く聞かれた。	
方向性1	13				太白区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。また、児童自立支援施設と共催で思春期教育を行っています。	中学校等において3回実施し、264名参加。	命の大切さ、思春期のこころからの発達等を周知できた。	母子健康手帳交付時や転入者等必要な方へ配布を継続する。	中学校等において5回実施し、493名参加。（保護者含む）	命の大切さ、思春期のこころからの発達等を周知できた。	
方向性1	13				泉区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。	3回実施。 参加者数 生徒243人 保護者55人	生徒の感想から自分や他者の命の大切さを実感したと評価。学校等と情報共有し健康教育を継続していく。	今後、学校等からの依頼を受け、児童・学生保護者らへの健康教育を実施する。要望やねらいとすることに合わせて、内容や形式を工夫していく。	2回実施。 参加者 生徒117人 保護者34人	生徒の感想から自分や他者の体や命の大切さを実感されたことを把握。生徒に正しい知識を身につけてもらうため学校等と情報共有し健康教育を継続していく。	
方向性1	13				秋保総合支所	保健福祉課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。また、児童自立支援施設と共催で思春期教育を行っています。	依頼なく平成30年度の実施なし	地域の実情に応じ適切に実施してまいりたい	令和1年10月秋保中学校(全学年対象77名)にて実施。学校の規模との兼ね合いがあり全学年対象での実施となるため、1回/3年ごとの実施を目指す。	秋保中学校(全学年対象77名)にて1回実施。	地域の実情に応じ適切に実施できた。	
方向性1	14	人権に関する啓発活動の実施	プロスポーツ組織と連携したスポーツイベントによる、人権に関する適切な理解の促進と人権相談窓口の周知	市民局	市民局	区政課	人権啓発と相談窓口の周知	プロスポーツ組織と連携して人権擁護に関する内容を含んだスポーツイベントを開催し、人権啓発及び人権相談窓口の周知を行います。	平成30年5月23日(水)東北楽天ゴールデンイーグルス公式戦（観客数25,376人）において、啓発ブースの設置、スタジアム内ビジョンへの広告掲出を実施した。	球場へ来場した幅広い年齢層の方々に人権相談窓口を周知することができた。	令和2年度も、プロスポーツ組織と連携した人権擁護に関する内容を含んだスポーツイベントを実施予定であり、引き続き人権啓発及び人権相談窓口の周知に取り組んでいく。	令和元年6月6日(木)東北楽天ゴールデンイーグルス公式戦（観客数26,758人）において、啓発ブースの設置、スタジアム内ビジョンへの広告掲出を実施した。	球場へ来場した幅広い年齢層の方々に人権相談窓口を周知することができた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	15	多様な性のあり方についての啓発活動の実施	ホームページ等を活用した、多様な性のあり方に関する適切な理解の促進や啓発活動の実施	市民局	市民局	男女共同参画課	多様な性のあり方についての理解の促進	多様な性のあり方についての理解促進のため、仙台市ホームページ等による周知啓発を行います。	市民協働事業提案制度を活用した「にじいろ協働事業」において、市民団体と協働で啓発イベントや理解促進に向けた広報紙の作成を行い、市ホームページにおいて広くPRを行った。	市民団体の持つノウハウを活かし、多様な性のあり方について効果的な啓発を行うことができた。	令和2年度は、令和元年度で作成した啓発リーフレット等の配布、市民向け啓発イベント等を実施するとともに、引き続き市ホームページでの周知啓発を行う予定である。	市民協働事業提案制度を活用した「にじいろ協働事業」において、市民団体と協働で啓発イベントや理解促進に向けた広報紙の作成を行い、市ホームページにおいて広くPRを行った。 ・啓発リーフレットを作成し、小中学校、高校、大学や市民センター等に配布した。	「にじいろ協働事業」については、市民団体の持つノウハウを活かし、多様な性のあり方について効果的な啓発を行うことができた。一方で、本事業が令和元年度で終了したため、令和2年度以降は蓄積したノウハウを生かして本市として事業を展開していく必要がある。 ・啓発リーフレットについては、さらに広く配布し周知啓発を図る必要がある。	
方向性1	16	障害者差別解消関連事業の実施	障害理解のための啓発事業「ココロン・カフェ」や市民協働啓発イベント「TAP（Together Action Project）」等による障害理解の促進	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	ココロン・カフェ	障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を目指し、誰もが参加できるワークショップを開催し、各ごとに設定したテーマについて話し合い、障害理解の促進を図ります。	年6回開催し、延べ102人が参加した。	参加者が縮小及び固定化している傾向が課題となっている。	参加者の減少及び固定化解消のため、平成31年度を対象を若年層に特化した「ココロン・スクール」を新たに実施。ココロン・カフェ及びココロン・スクールの両事業の運用により、障害理解の促進を図っていく。	ワークショップ「ココロン・カフェ」開催：4回・69人参加 ・高校生向けワークショップ「ココロン・スクール」開催：3回・115人参加	・ココロン・カフェについては、参加者の減少及び固定化が引き続きの課題となっている。 ・ココロン・スクールについては、82%の参加者が「分かりやすかった」と答えたほか、実施校より次年度以降も継続して事業を実施したい旨の打診があったことから、参加者からの評価は高かったと考えられる。	
方向性1	16			健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	市民協働啓発イベントTAP	障害のある人もない人も参加できるワークショップ等を開催し、表現活動を通して交流を行いながら障害理解促進・障害者差別解消の促進を図ります。	・市民協働による啓発事業「TAP3」を開催。年間5回、延べ650人参加。	・商業施設やオープンスペースでの開催により、普段障害のある方と関わりが少ない市民に対するアピールができた。特に、家族連れ、子どもの参加が多く、訴求対象が想定以上に広がっている。	2020年のパラリンピック開催に合わせ、従来のワークショップ等に加えて新たに障害者スポーツ体験等を実施。より若年層（小中高生）が参加しやすい形式のイベントとなるような取り組みを進める。	・市民協働による啓発事業「TAP4」を開催。年間5回、延べ700人参加。	集客が見込める商業施設等で開催したことにより、前年度比で参加者が増加しており、より多くの市民の障害理解が深まった。	
方向性1	16			健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害者差別解消条例	平成28年4月の差別解消法の施行に合わせ、障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を目指し仙台市独自の条例を制定し、その周知に取り組みます。	差別解消法の施行と同時期の平成28年4月に仙台市独自条例を制定後、障害者差別解消に関する各種啓発事業や研修等の実施を通して、条例に掲げる理念の浸透・理解促進に取り組んだ。	引き続き障害者差別解消関連事業や障害者差別解消相談等の取り組みを進める。	引き続き障害者差別解消関連事業や障害者差別解消相談等の取り組みを進める。	差別解消法の施行と同時期の平成28年4月に仙台市独自条例を制定後、障害者差別解消に関する各種啓発事業や研修等の実施を通して、条例に掲げる理念の浸透・理解促進に取り組んだ。	引き続き障害者差別解消関連事業や障害者差別解消相談等の取り組みを進める。	
方向性1	16			健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者地域社会交流促進事業（スピーカーズビューロー）	精神障害者自身が自らの疾病体験を語ること（スピーカーズビューロー）で、精神障害者に対する偏見の是正や無関心の払拭を目指す活動を行っています。	年間26回開催し、延べ1,395名の聴講者へ向けて講演を行った。	開催回数は前年度と変わらなかったものの、開催場所は固定化されてきており、新規開拓も必要である。	令和元年度は開催回数の減少があったものの、市民公開フォーラムにおいてはこれまで扱ったことなかったひきこもりをテーマとして開催した。今後は開催回数の増加とともに多様な機関での開催を検討してまいりたい。	年間22回開催し（仙台市民公開フォーラム含む）、延べ784名の聴講者へ向けて講演を行った。	開催回数は若干減少した一方で、前年度に課題としていた開催場所の新規開拓に3ヶ所成功した。しかし今後の講演回数・開催場所増加を図っていくために、スピーカーズ・ビューロー活動の更なる周知が求められる。	
方向性1	17	障害者就労促進事業による障害者の就労環境についての理解促進	「障害者雇用促進セミナー」や「障害のある方の雇用促進フォーラム」による障害のある方の安定した雇用に向けた就労環境についての理解促進	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害者就労促進	障害者の安定した雇用が実現される就労環境づくりを目的に、障害者雇用促進セミナーや障害のある方の雇用促進フォーラムを実施する。	雇用促進セミナーを年3回開催し計196名が参加した。障害のある方の雇用促進フォーラムを1回開催し108名が参加した。	雇用促進セミナー・雇用促進フォーラムを通じた障害理解のある就労環境づくりに努めていく。	開催内容や実施会場、広報手段などを工夫することで、参加者の増加に努め、障害理解促進を図っていく。	雇用促進セミナーを年3回開催し計242名が参加した。障害のある方の雇用促進フォーラムを1回開催し148名が参加した。	雇用促進セミナー・雇用促進フォーラムを通じた障害理解のある就労環境づくりに努めていく。	
方向性1	18	SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討	勤務問題や経済・生活問題等の解消・解決に向けた、SNS活用による相談窓口の開設及びその普及の検討	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討	勤務問題や経済・生活問題等の解消・解決に向けたSNS活用による相談窓口の開設及びその普及の検討	令和元年度からの実施に向け、先進地の事例や厚生労働省が行ったモデル事業について、情報収集を行った。	対象者への効果的な周知や適切な相談体制について検討を行った。	令和2年3月、自殺対策強化月間に合わせて、「仙台いのちを支えるLINE相談」を開設する予定である。若年者や労働者に広く啓発するため、駅や銀行などにカードやポスターを設置するほか、商工会議所会報誌への広告掲載、TwitterやLINEを用いた広告を行うこととしている。実施結果を踏まえて、より効果的な運営や広報についての工夫を行ってまいりたい。	令和2年3月、自殺対策強化月間に合わせて、「仙台いのちを支えるLINE相談」を開設した（友だち登録517名、延相談者数143名）。相談窓口開設に合わせ若年者や労働者に幅広く啓発するため、駅や銀行などにカードやポスターを設置する他、商工会議所会報誌への広告掲載、TwitterやLINEを用いた広告を行った。	若年者のうち特に勤労者や学生・生徒等に対する相談を多く受けることができた（相談者の8割以上が若年者、また、相談者のうち勤労者が約4割、学生・生徒等が約3割を占めた）。また、健康問題や家庭問題のほか経済・生活問題、学校問題など多様な相談に対応することができた。令和2年度事業においては、市民の多様な困りごとや悩みに対応するため、いかに広報活動を図っていくか、SNS上の相談からいかにリアルな相談窓口に繋いでいけるかが課題といえる。	
方向性1	19	大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発	福祉・看護系の大学生を中心に作成した啓発用グッズ（クリアファイル等）を用いた、身近な学生が仲間の立場から他の学生に向けて行う啓発活動や、自死の予防に関するパネル展示による啓発活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	若年層を対象とした普及啓発活動事業	市内周辺の福祉・看護系の大学生を中心としたボランティアサークルによる、ピアエデュケーションによる啓発活動や検討会を実施します。また、大学図書館で、自殺対策に係る著書やパネルの展示による啓発活動を実施します。	・大学生を中心としたボランティアサークル「はあとケアサークル YELL」の検討会を年12回（延参加人数57名）実施し、若年層向けの普及啓発活動の内容を話し合った。 ・「はあとケアサークル YELL」のメンバーが、市内近郊の大学で、こころの健康（年12回）メンバーによる市内・近郊の大学での、こころの健康に関する啓発活動、大学図書館で自殺対策に係る著書やパネルの展示を1大学で実施した。	大学生の意見を反映した普及啓発を実施することで、こころの健康についての知識を広めることができました。福祉や看護系の広場での普及啓発や、専門学校職員の研修会での活動紹介等、活動の場を広げ積極的に発信した。 今後も、学生ならではの視点を生かし、活動の場を広げるとともに、検討会の実施（年12回）メンバーによる市内・近郊の大学での、こころの健康に関する啓発活動、大学図書館等での普及啓発を継続し、若年層の自死予防を図っていく。	令和元年度は、「はあとケアサークル YELL」のメンバーが、「せんだい防災の広場」での普及啓発や、専門学校職員の研修会での活動紹介等、活動の場を広げ積極的に発信した。 今後も、学生ならではの視点を生かし、活動の場を広げるとともに、検討会の実施（年12回）メンバーによる市内・近郊の大学での、こころの健康に関する啓発活動、大学図書館等での普及啓発を継続し、若年層の自死予防を図っていく。	大学生を中心としたボランティアサークル「はあとケアサークル YELL」の検討会を年11回（延参加人数68名）実施し、若年層向けの普及啓発活動の内容の検討、啓発リーフレットの作成を行った。「はあとケアサークル YELL」のメンバーが、市内近郊の大学で、こころの健康についての啓発活動を8回、448名に対して実施した。	大学生を中心としたボランティアサークルによる、ピアエデュケーションの手法を用いた啓発や、大学図書館での展示、さらに様々な世代の方が訪れる「せんだい防災のひろば」の参加など普及啓発の機会を拡充し、より多くの方に対して自死予防並びにこころの健康づくりに関して働きかけることができた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	20	ホームページ等を活用した相談窓口の周知	ホームページ等を活用した、自殺未遂者等ハイリスク者を含めた市民向けの自死に関連する様々な困りごとや悩みについての相談機関の周知	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	自殺対策に関するホームページの作成	自殺対策に関する情報提供を行います。	ホームページで、自殺予防対策に関する事業や、相談窓口の周知を図った。	自殺対策に関する事業や相談窓口を、ホームページを活用し周知することは、市民にとって効果的であると考えている。	自殺予防対策に関する事業や、相談窓口の周知を引き続き実施していく。	ホームページで、自殺予防対策に関する事業や、相談窓口の周知を図った。	自殺対策に関する事業や相談窓口を、ホームページを活用し周知することは、市民にとって情報を入手しやすく、効果的である。	
方向性1	21	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレット等による啓発	自殺未遂者等ハイリスク者に対する電話相談窓口に関するリーフレット等の作成及び配布	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	仙台市こころの絆センター電話相談	相談機関窓口を周知するリーフレットを作成し、区役所等を通じて配布しています。	若年層や自殺未遂者等ハイリスク者等、対象に応じた複数のリーフレットやチラシを作成し、区役所や消防、交番、大学等に配布を依頼し、相談機関窓口等を周知した。	リーフレットやチラシで、相談窓口を周知することは、悩みを抱えている市民にとって効果的であると考えている。	若年層や自殺未遂者等ハイリスク者等、対象に応じたリーフレットやチラシを作成し、区役所や消防、交番、大学等に配布を依頼し、市民に相談機関窓口等を周知していく。	若年層や自殺未遂者等ハイリスク者等、対象に応じた相談窓口などに関する複数のリーフレットやチラシを作成し、区役所や消防、交番、大学等を通じて9,474部配布し、相談機関窓口等を周知した。	幅広い関係機関の協力のもと、相談窓口等の周知をすることで、悩みを抱える市民に情報を届けることができている。対象に応じたリーフレットが効果的に発信できるように、配布依頼先の見直しを適宜図っていく。	
方向性1	22	アルコール・薬物問題に関する普及啓発活動の実施	主に高校生を対象とした、授業形式によるアルコール・薬物問題に関する適切な理解の促進	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール・薬物問題の高校生に対する啓発	市内の高校において、アルコール・薬物問題に関する正しい理解を図る講義と依存症の方からのメッセージ、ストレスを抱えた際の対処法等の啓発を実施しています。	2校で、全4回、アルコールと薬物問題に関する講話を自助グループと連携し、実施した。	アルコールや薬物は危険であるということだけでなく、ストレスへの適切な対処法や、セルフケアの必要性について伝える機会になった。	自助グループ当事者からの体験談を実施することにより、正しい知識を得ることに加え、依存物質に頼らないことが大切であることを学ぶ機会となっている。今後も、自助グループと連携し、継続実施していく。	2校で全4回、510名の高校生に対してアルコールと薬物問題に関する講話を実施した。	アルコールや薬物は危険であるということだけでなく、ストレスへの適切な対処法や、セルフケアの必要性について伝える機会になった。	
方向性1	23	ひきこもりに関する理解促進活動の実施	講演会等による、ひきこもりに関する適切な理解の促進や相談機関の周知	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	ひきこもりに関する講演会	市民のひきこもりに関する理解の促進を図る講演会を実施しています。	平成30年5月12日講演会を実施し、247名の参加があった。 【演題】ひきこもりからの回復-安全と安心の先へつなぐ- 【講師】浜松市精神保健福祉センター 所長 二宮貴志 氏	アンケート結果「新たにわかったことがあった」との回答が多く、本講演会は参加者にとってひきこもりについての理解を深める機会となったと思われます。今後も市民が参加しやすい日程や会場の工夫が求められる。	令和元年5月11日に講演会を実施し、172名の参加があった。 【演題】ひきこもりとつながり～わたしたちの「良かれ」の再吟味～ 【講師】白梅学園大学子ども学部・教授 NPO法人つながる会・代表理事 NPO法人フリースペースたまりば・副理事長 長谷川 俊雄 氏 令和2年度も5月にひきこもり講演会を予定している。	令和元年5月11日に講演会を実施し、172名の参加があった。 【演題】ひきこもりとつながり～わたしたちの「良かれ」の再吟味～ 【講師】白梅学園大学子ども学部・教授 NPO法人つながる会・代表理事 NPO法人フリースペースたまりば・副理事長 長谷川 俊雄 氏	アンケートの結果「新たにわかったことがあった」との回答が多く、ひきこもりについての普及啓発を図ることができた。今後も市民が参加しやすい日程や会場について検討し開催する。	
方向性1	24	発達障害者の家族教室・家族サロン（発達障害に関する理解促進）の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、ピアサポートの手法を用いた発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	家族教室・家族サロン	当事者の家族同士が集う場を提供することにより、ピアサポートや家族支援を行います。	家族教室 20回実施、延べ184名参加 家族サロン 17回実施、延べ150名参加	障害者の家族にとっての貴重な情報交換の場や交流の場となっている。	本事業を通じ、発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知に努めて参りたい。	家族教室 23回実施、延べ243名参加 家族サロン 14回実施、延べ187名参加	本事業を通じ、発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知に努めて参りたい。	
方向性1	25	地域支え合い活動推進のための講演会の実施	市民を対象とした、講演会等による、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための住民同士の支え合い活動に関する機運の醸成	健康福祉局	健康福祉局	高齢企画課	地域における支え合い体制づくり推進	地域における様々な主体による支え合い体制づくりを推進するため、区単位及び市全域で、市民を対象とした研修会等を開催し、機運の醸成を図ります。	区単位及び市全域で、市民を対象とした研修会等を開催した。	地域における支え合いの機運醸成を進めることができた。	市役所内の地域づくり関係部署とも連携を図りつつ、引き続き地域における支え合いの機運醸成を図っていく。	区単位で、市民を対象とした研修会等を開催した。	地域における支え合いの機運醸成を進めることができた。	
方向性1	26	高齢者虐待防止に関する啓発	介護サービス事業者等を対象とした、高齢者虐待防止等についての集団指導の実施	健康福祉局	健康福祉局	介護事業支援課	介護サービス事業者集団指導	介護サービス事業者等に対して、前年度の実地指導の結果等を参考に、高齢者虐待防止、身体拘束防止に係る取り組み状況等について集団指導を実施する。	平成30年5月～6月に全9回開催 参加数：施設サービス 約600 居宅サービス 約1,200	例年通り、大半の事業所が参加している集団指導の場において、高齢者虐待防止に係る指導を実施することができた。	令和2年度以降も、介護サービス事業者等に対する集団指導において、高齢者虐待防止に係る指導及び周知を行う予定である。	令和元年5月～6月に全9回開催 参加数：施設サービス 約600 居宅サービス 約1,300	例年通り、大半の事業所が参加している集団指導の場において、高齢者虐待防止に係る指導を実施することができた。	
方向性1	27	企業向けの健康づくり推進の取組み	各健康保険組合等の保険者や商工会議所等と連携した、健康づくりに関する普及啓発活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	相談窓口の周知・啓発	(仮)せんだい健康づくり推進会議を通じて、働き盛り世代に向けた周知・啓発を行います	会議は開催できなかったが、希望のあった一部の会議構成団体に対しリーフレットを配布、団体の各種イベント等を通じ市民に配布。 ・誰かに話してみませんか?リーフレット(1,100枚) (再掲)	各構成団体の窓口や、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。(再掲)	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」を設置し、心の健康づくりに関するリーフレットの配布等による、相談窓口の周知を行うことができたので、今後、周知範囲の拡大を目指していく。(再掲)	「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」を設置・開催し、セルフメタルチェックシステム「こころの体温計」(PCやスマホから利用可)のリーフレット配布等により、若年者でも気軽に利用できるツール及び相談窓口の周知を行った(団体と連携した各種イベント等を通じ市民に配布)。	各構成団体の窓口や、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。今後、より連携を強化し、多くの市民に情報を周知できる方法を検討していく必要がある。(再掲)	
方向性1	28	宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知	事業所へのメンタルヘルス向上のための情報提供と、従業員数が少ない事業所を対象とした、勤務問題等に係る外部相談支援機関の利用を促すための周知	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	宮城労働局等との連携	宮城労働局の所管する事業の周知や、宮城県地域両立支援推進チームへ参画しています	(仮)せんだい健康づくり推進会議を開催出来なかったため、会議の構成団体である宮城労働局や宮城県地域両立支援推進センターと連携する機会がなく、周知・参画には至らなかった。	(仮)せんだい健康づくり推進会議を開催し、各関係団体との連携体制を作る必要がある。	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」の設置を機に、双方の事業の周知を行う等、協力体制を作る事が出来たので、一層の連携強化を目指していく。	宮城労働局、宮城労働基準協会仙台支部等、労働問題に関する相談機関と連携し、各種イベント等において、各団体が実施する勤労者向け事業のリーフレット配布等による啓発を行った。(仙台いきいき市民健康フォーラム2019、産業安全衛生宮城大会他)	会議を設置し、連携づくりに着手することができたので、今後より連携を強化し、事業所における健康づくりに繋がる取り組みに繋げていく必要がある。	
方向性1	29	がん予防に関する普及啓発活動の実施	企業等と連携した、がん予防に関する理解の促進やがん検診の受診率向上に向けた啓発活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	がん予防啓発	企業等と連携し、がん予防の啓発や受診率向上に向けた取り組みを行っています。また、ピンクリボン仙台推進委員会において啓発活動を行っています	協定締結企業による市民健診の啓発(ポスター381枚、申込案内7,188枚) ピンクリボン仙台推進委員会で講演会を実施(10月)し、約90名参加した。	被扶養者や働き盛り世代に対し啓発できる機会であることから、協定締結企業に対し、引き続き啓発の協力依頼を行う。ピンクリボンの啓発活動は、引き続き推進委員会が企画・実施する。	協定締結企業による市民健診の啓発及びピンクリボン仙台推進委員会による講演会を引き続き実施予定。	協定締結企業による市民健診の啓発(ポスター250枚、申込案内4,760枚、啓発用マスク6,600枚) ピンクリボン仙台推進委員会で講演会を実施(10月)し、約200名参加した。	被扶養者や働き盛り世代に対し啓発できる機会であることから、協定締結企業に対し、引き続き啓発の協力依頼を行う。ピンクリボンの啓発活動は、引き続き推進委員会が企画・実施する。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	30	市民医学講座の実施	市民を対象とした、様々な病気に対する基礎的な予防法や治療法、健康づくり等についての普及啓発の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	市民医学講座	様々な病気に対する基礎的な予防法や治療法、健康づくりなどについて市民へ普及啓発を行っています	12回開催し、延べ1,690人が参加した。	市民の関心の高いテーマを取り上げ、子どもからお年寄りまで幅広く医学に関する普及啓発を行うことができた。	医学知識の普及啓発のため、今後も継続して講座を実施し、より多くの市民に参加してもらえるよう周知に努めて参りたい。	12回開催（うち1回は共催の仙台市医師会のケーブルテレビでのみ配信）し、延べ1,572人が参加した。	市民の関心の高いテーマを取り上げ、子どもからお年寄りまで幅広く医学に関する普及啓発を行うことができた。	
方向性1	31	薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	広く市民を対象とした、リーフレットやホームページ等の情報提供ツールによる、薬物乱用に関する適切な理解の促進	健康福祉局	健康福祉局	健康安全課	薬物乱用防止の啓発活動	区民まつり等のイベントにて、薬物乱用防止リーフレット付きポケットティッシュの配布やパネル展示・クイズ等による薬の正しい知識の普及啓発を行っている。また、ホームページで、薬物の正しい知識と乱用防止について、普及啓発を図っている。	市内各区民まつりやPTAフェスティバル、薬物乱用防止・防犯キャンペーン等9つのイベントに参加して、薬物乱用防止の啓発を行った（年間を通して、リーフレット及び絆創膏を各約1,900枚配布した）。	仙台市薬剤師会や仙台地区薬物乱用防止指導員協議会等各関係団体と連携して啓発活動を行っている。今後も継続的に、より効果的・効率的に啓発を行っていく。	令和元年度は、シンポジウムの開催や広報啓発物の配布、新聞・地下鉄広告の掲載等の広報啓発を行った。令和2年度は、いじめ防止動画コンテストの開催や市民向けセミナーの開催、広報啓発物の配布、広告掲載等、新たな手法を取り入れつつ広く市民に向けて引き続き広報啓発を行って参りたい。	市内各区民まつりやPTAフェスティバル、薬物乱用防止・防犯キャンペーン等9つのイベントに参加して、薬物乱用防止の啓発を行った（年間を通して、リーフレット及び絆創膏を各約2,400枚配布した）。	仙台市薬剤師会や仙台地区薬物乱用防止指導員協議会等各関係団体と連携して啓発活動を行っている。今年度はコロナ禍の中ではあるが、可能な限り継続的に、より効果的・効率的に啓発を行っていく。	
方向性1	32	いじめに関する市民向けの啓発活動の実施	広く市民を対象とした、いじめの定義や社会全体でいじめ防止に取り組むことの重要性について理解を促すための様々な手法を用いた啓発活動の実施	子供未来局	子供未来局	いじめ対策推進室	いじめ防止のための周知・啓発	いじめの定義や社会全体での取組みの重要性について理解を促すため、広く市民に向けた広報啓発物（小冊子、リーフレット等）の作成・配布や広告（新聞広告、地下鉄広告等）の掲載を行う。	啓発チラシ2,000部を作成し、イベント等で配布した。また、啓発ポスター1,000部、懸垂幕・横断幕計8枚を作成した（令和元年度に掲出）。	いじめの定義や社会全体での取組みの重要性について、市民に周知を図った。今後、様々な方策により、さらなる周知を図っていく必要がある。	令和元年度は、シンポジウムの開催や広報啓発物の配布、新聞・地下鉄広告の掲載等の広報啓発を行った。令和2年度は、いじめ防止動画コンテストの開催や市民向けセミナーの開催、広報啓発物の配布、広告掲載等、新たな手法を取り入れつつ広く市民に向けて引き続き広報啓発を行って参りたい。	いじめの定義や子どもたちをいじめから守るためにおとなが行うことについて周知するためのチラシを35,000部作成し、町内会を通じて回覧を行った。社会全体でいじめ防止に取り組む重要性について理解を促すため「いじめ防止シンポジウム」を開催した。開催に合わせ地下鉄広告による広報啓発を行ったほか、シンポジウムの内容を新聞に掲載して広く市民に周知した。また、「いじめ防止『きずな』キャンペーン」に合わせ、啓発用マグネットシートを公用車約700台に掲示、懸垂幕・横断幕を市役所、区役所の庁舎に掲示した。	様々な媒体を活用し、いじめの定義や社会全体での取組みの重要性について、市民に周知を図った。今後も、社会全体でいじめ防止等対策に取り組む意識の高揚を図るため方策の工夫を行いながら、効果的かつ継続的に広報啓発を行っていく必要がある。	
方向性1	33	いじめに関する相談支援の仕組みづくりと相談窓口の周知	主に児童生徒や保護者を対象とした、いじめに関する相談支援の効果をもつ仕組みづくりと、リーフレットやホームページ等による相談窓口の周知	子供未来局	子供未来局	いじめ対策推進室	リーフレット「子どもたちの笑顔のために」の配布や相談支援の仕組みづくり	いじめの定義についての啓発やいじめに係る相談窓口の周知を図るリーフレットを作成し、児童生徒や保護者などに配布する。また、相談支援の効果をもつ仕組みづくりを行う。	相談窓口リーフレット1.8万部を作成し、イベント等で配布したほか、市立学校に配布した。また、改訂版を10万部作成した（平成31年4月に市立学校の全ての児童生徒・保護者に配布するとともに、出先を含めた庁舎及び市民利用施設において配架した）。	相談窓口について、児童生徒や保護者に周知を図った。また、引き続き相談支援の仕組みについて検討を進める。	法律や福祉、医療などの観点が必要な事業にも対応する、専門的知見を有する第三者を中心とした相談窓口を新たに設置し、いじめに悩む児童生徒や保護者への相談支援を実施する予定である。また、リーフレットの配布等により相談窓口の広報を繰り返し行って参りたい。	相談窓口リーフレット（改訂版）10万部を市立学校の全ての児童生徒と保護者、教職員に配布するとともに、庁舎及び市民利用施設等において配架したほか、イベントや研修会などで参加者に配布した。また、市長部局の各相談窓口で受けたいじめに関する相談について、教育委員会や学校との連携を図り、相談内容や対応状況を共有しながらその解消につなげる仕組みを整理した。	様々な機会をとらえてリーフレットを配布して相談窓口の周知を図ったところであり、悩みを抱えこまらずとりでも多くの方に相談していただけるよう、周知を継続していく必要がある。また、いじめに関する相談について、庁内の窓口における相談受理後の対応の明確化を図った。令和2年度開設の「仙台市いじめ等相談支援室 S-KET」については、相談のしやすさを確保しながら、相談者に寄り添った対応を行っていく。	
方向性1	34	子どもの権利に関する意識啓発	新中学生の保護者へのパンフレットの配布を通じた、思春期の子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成に関する啓発	子供未来局	子供未来局	総務課	パンフレット「子どもを見つめて」の配布	市内の新中学生の保護者に啓発パンフレットを配布し、思春期の子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成を図る。	パンフレット「子どもを見つめて」を12,000部作成し、市内の新中学生の保護者へ各中学校を通じて配布した。	中学校の子どもを持つ保護者への意識啓発を通じて、思春期を迎えた子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成を図ることができた。	令和2年度以降においても、社会問題の変化等に合わせて、適時記載内容の見直しを行いながら、引き続き啓発パンフレットを配布し、思春期の子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成を図って参りたい。	パンフレット「子どもを見つめて」を12,000部作成し、市内の新中学生の保護者へ各中学校を通じて配布した。	中学校の子どもを持つ保護者への意識啓発を通じて、思春期を迎えた子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成を図ることができた。	
方向性1	35	児童虐待対応講演会の実施	子どもに関わる関係機関の職員等を対象とした、児童虐待防止や子どもの権利擁護についての普及啓発の実施	子供未来局	子供未来局	子供家庭支援課	児童虐待対応講演会	主任児童委員、幼稚園・保育所・児童館職員、学校関係者、行政職員、その他一般の方々を対象に児童虐待防止に関する講演会を年1回開催している。	日時：平成30年12月4日 場所：イズミティ21 テーマ：子どもの貧困と虐待～地域における支援を進めるために～ 講師：子どもの虹情報研修センター研究部長 川松亮 参加者数：253名	具体的な事例や参加者が実践に活かせる内容が多く、児童虐待や子どもの貧困に対する対応力の向上につながった。	今後も主任児童委員、幼稚園や保育所、児童館の職員等児童と日常的に接する機会が多い方を対象に、児童虐待防止に関する専門知識と対応スキルの習得のため講演会を実施していく。	日時：令和2年1月16日 場所：イズミティ21 テーマ：備った子どもたちとアタッチメント 講師：福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター 水木理恵 参加者数：330名	アタッチメント理論部分も分かりやすく具体的な事例も多かったため、児童虐待等で備った子どもたちに対する対応力の向上につながった。	
方向性1	36	中小企業の表彰制度の実施	地域貢献・社会的課題解決と従業員のワーク・ライフ・バランス推進等を含む魅力的な職場環境づくりに優れた取組みを行う中小企業の表彰	経済局	経済局	経済企画課	仙台「四方よし」企業大賞	社会的課題解決と魅力的な職場環境づくりの優れた取組みを行う中小企業を表彰することで、当該取組みを後押しするとともに地域に波及させ啓発を図る。	表彰企業を決定し、啓発活動として、PRイベント（3月、82名参加）開催、制度紹介のリーフレット作成・配布（2,000部）等を実施。	新たにPRイベント開催やリーフレット作成・配布を実施し、制度の認知度を高めることができた。	2020年1月より、企業間での学び合いや更なるそそ野の拡大を促進するため、「四方よし」な取り組みを実践している企業を「仙台「四方よし」宣言企業」として登録し、登録企業の中から2年に一度表彰する制度にリニューアルしたところである。	啓発活動として、制度のPRイベントを9月に開催し112名が参加した。また、初の試みとして受賞企業を1/28開催の「仙台市中小企業成長フォーラム」内での公開審査により決定した。さらに、制度を「仙台「四方よし」宣言企業」へのエントリー方式及び受賞企業は2年に1度表彰する形式にリニューアルした。	前年度に引き続き制度のPRイベントを開催することができ、制度の認知度向上につながった。また、宣言企業へはすでに5社がエントリーするなど広がりも出ている。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	37	学生・青年期層向けの心の健康づくりや相談窓口の啓発	学生や青年期層を対象とした、心の健康に関する適切な理解促進のための健康教育の実施や相談窓口周知に関するリーフレット配布	青葉区 宮城野区 太白区 泉区	青葉区	家庭健康課	若い世代の健康づくり事業	区内専門学校において、メンタルヘルス健康教育を学校と連携して実施しています。区内の専門学校に訪問し、学生と教員に健康づくりや相談窓口の情報提供を実施しています。区内の専門学校に通う学生を対象に、こころの健康の標語等の作品を募集しています。	専門学校訪問時に啓発を行う。健康教育としての実施はなし。専門学校の訪問件数は26校中22校実施。標語等の作品は60点の応募有。	専門学校側の課題としてメンタルヘルスの問題は例年多いので、啓発は継続し、内容によっては障害高齢課との連携も継続する。健康づくりの情報は授業等で活用している学校がある。	今年度も専門学校訪問、健康づくりコンテスト、ニュースレター発行年2回、メンタルヘルス勉強会（障害高齢課と共催）を実施した。健康づくりコンテスト以外の事業は継続予定。今後、事業の評価、見直しを実施予定。	専門学校訪問時に啓発を行う。ニュースレターを作成し、年2回（6・1月）発行し区内の専門学校に送付。ニュースレターは仙台市ホームページにも掲載。健康教育としての実施はなし。専門学校の訪問・電話件数は26校中25校実施。こころの健康づくりの標語・四コマ漫画のコンテスト作品は78点の応募有。また、障害高齢課と共催で11月に教員向けのメンタルヘルス勉強会を開催。	専門学校側の課題としてメンタルヘルスの問題は例年多いので、啓発を継続し、内容によっては障害高齢課との連携も継続する。ニュースレターを仙台市のホームページに掲載し、活用しやすい工夫した。健康づくりの情報は授業等で活用している学校がある。	
方向性1	37				宮城野区	家庭健康課	専門学生を対象とした啓発	区内6校の専門学校を訪問し、学生を対象とした健康づくりや相談窓口を掲載したリーフレット、ティッシュ等の配布を実施します。	区内4校の専門学校を訪問し、こころの健康づくりに関する相談窓口等を掲載したリーフレット・ティッシュを配布。	実習もあり授業がタイトなため、健康づくりに対する優先順位や教職員の関心が低くなっていると考えられる。学校訪問を行いながら、学校のニーズを聞き取りながら、健康づくりについての普及啓発を継続していく。	学校訪問を通じて、健康教育の依頼やリーフレットの配布等につながる事ができた。今後も継続して学校訪問・健康づくりの普及啓発を行いながら、学校のニーズに合わせた普及啓発方法を検討していきたい。	区内2校の専門学校に訪問し、こころの健康づくりに関する相談窓口等を掲載したリーフレットや啓発グッズを計300部を配布。その他、食生活や子宮頸がん検診・20歳のデンタルケア等の啓発も行った。	啓発グッズの配布を通して、各専門学校を訪問し、学校のニーズや学校が感じている健康課題を把握することができた。健康づくりに対する興味関心が低くなりがちな学生の目に留まるような啓発方法を検討していく必要がある。	
方向性1	37				太白区	家庭健康課	学生を対象とした啓発	管内の大学の新生入生に対し、健康的な食生活・歯と口の健康・防煙・心のケアについての講話を実施しています。	大学で2回実施し235名参加。	大学では数年継続して実施しており、生活習慣病予防と併せて実施した。	管内の大学の新生入生に対し、健康的な食生活・歯と口の健康・防煙・心の健康についての講話を実施する。	大学で2回実施し240名参加。	大学では数年継続して実施しており、生活習慣病予防と併せて実施した。	
方向性1	37				泉区	家庭健康課	学生を対象とした啓発	3月の自殺対策強化月間に、区内8校の専門学校や大学を訪問し、学生を対象とした心の健康づくりや相談窓口を掲載したリーフレット、ティッシュ等の配布を依頼しています。	3月の自殺対策強化月間に区内大学5校・専門学校4校、のびすく泉中央に啓発絆創膏を480部設置した。	重点対象である若年者に啓発することができた。今後も同様に啓発していく。	3月の自殺対策強化月間に合わせて、泉区内の大学ののびすく、アリオ等への健康づくりに関するリーフレットや、啓発グッズ（ありえやクリアファイル、絆創膏等）を設置し、施設を利用する学生へ啓発を行う。	3月の自殺対策強化月間に、区内・近隣の大学4校、のびすく泉中央、警察署、アリオ仙台店、泉中央南営住宅、区役所内の健康情報コーナーや窓口、健康づくり事業で、啓発リーフレットを計700部、絆創膏やティッシュ等の啓発グッズを計770個配布した。	今年度は、例年啓発を行っていた大学やのびすく等に加えて、アリオや警察署等にも啓発グッズを設置し、若い世代にもより広く啓発することができた。今後も学生子育て中の母親等、若い世代への啓発を引き続き行っていく。	
方向性1	37				泉区	家庭健康課	青年期層を対象とした啓発	3月の春休み期間に青年期層の利用が多い自動車学校を訪問し、青年期向けの心の健康づくりや相談窓口を掲載したリーフレット、ティッシュ等の配布を依頼しています。	3月の自殺対策強化月間に、区内自動車学校3校に啓発チラシ入りポケットティッシュを300部設置した。	重点対象である若年者の利用が多い自動車学校で啓発することができた。今後も同様に啓発していく。	R2年度は自動車学校ではなく、より多くの年代の方が利用するアリオでの啓発を検討している。3月の自殺対策強化月間に合わせて、心の健康づくりに関するリーフレットや啓発グッズの設置を依頼する予定。	3月の自殺対策強化月間において、アリオ仙台店へ啓発リーフレットを200枚、のびすく泉中央の中高生が利用する広場へティッシュや缶バッジ、メッセージカード等の啓発グッズを計250個設置した。	前年度に比べ、より多くの人が利用する施設へ啓発グッズを設置したことで、心の健康づくりに関する情報や相談先を広く周知できたと考える。今後も同様に啓発を行っていく。	
方向性1	38	道徳教育の充実	道徳教育を要とした、学校の教育活動全体を通じた命を大切にすることや思いやりの心の醸成	教育局	教育局	教育指導課	道徳教育の充実	命を大切にすることや思いやりの心、善悪を判断する力等を育むため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を実施します。	「命と心を守り育む」道徳教育の充実に向け、小学校は、新学習指導要領に則した道徳教育の全体計画、道徳科の授業の年間指導計画の作成、中学校は、新学習指導要領に則した道徳教育の全体計画、教科化を見据えた道徳の授業改善等に取り組んだ。	小中学校ともに、「命と心を守り育む」道徳教育を推進し、生命尊重の精神や公正、公平な態度を育むための指導の充実が図られた。道徳教育に関する情報発信や命の大切さに関する道徳の授業を公開することで地域や保護者の理解が深まった。	「命と心を守り育む」道徳教育を推進し、生命尊重の精神や公正、公平な態度を育むための更なる指導の充実を図った。また、学校の道徳教育に関する情報を積極的に発信したり、家庭や地域の人々の参加を得たりするなど、家庭や地域社会と共通理解を深め、連携をより図ってまいります。	「命と心を守り育む」道徳教育を推進し、生命尊重の精神や公正、公平な態度を育むための更なる指導の充実を図った。また、学校の道徳教育に関する情報を積極的に発信したり、家庭や地域の人々の参加を得たりするなど、家庭や地域社会と共通理解を深めた。	小・中学校ともに「命と心を守り育む」道徳教育を推進し、生命尊重の精神や公正、公平な態度を育むため「特別の教科 道徳」の授業を要に指導の充実が図られた。また、道徳教育に関する情報発信や命の大切さに関する道徳の授業を公開することで、地域や保護者の理解が深まった。今後、地域との連携を見据えた年間指導計画をさらに検討していきたい。	
方向性1	39	命を大切にする教育の推進	全市立学校における「命を大切にすること」を通じた、いじめ防止に関する理解の促進	教育局	教育局	教育指導課	命を大切にする教育への取組	市立学校全クラスにおいて「命を大切にすること」につながる授業を、道徳科、特別活動等を中心に、各校のカリキュラムデザインに位置付け、意図的・継続的に実施します。	市立学校の年間指導計画の中に「命を大切にすること」の授業を位置付け、年間を通じて事業推進に当たった。	市立学校の全学級において、「命を大切にすること」の授業を道徳科を中心に実施することができた。各校においてカリキュラムマネジメントをさらに推進することで、深まりが期待できる。	市立学校の年間指導計画の中に「命を大切にすること」の授業を位置付け、年間を通じて事業推進に当たった。	人権教育資料「みとめあう心」について、各学校における適切な活用を周知した。また、資料に掲載されているセクシュアル・マイノリティについて、有識者から助言を受け、一部内容を修正し、次年度へ向けて改善を図った。	市内小学校5年生と中学校1年生に「みとめあう心」と当該学年対象に教師用指導用資料を配付した。各学校において、道徳科の授業を中心に、児童生徒の命を大切にしようとする意識の向上に活用された。	
方向性1	40	教職員向け人権教育研修の実施	教職員を対象とした、セクシュアル・マイノリティ等、多様性を認め合うための適切な理解の促進	教育局	教育局	教育指導課	人権教育研修	教職員向けに、性的マイノリティに対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりについて研修を行います。	10月16日に教育センターにおいて、「人権教育研修」を実施し、約50人が参加した。	LGBTに対する正しい理解を広めることができた。さらに受講者が増えることで、全市の理解が深まっていくと考えられる。	教職員向けに、LGBTを中心に様々な人権課題について正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりについて研修を行う。	教育センターと連携し、10月30日に人権教育研修を実施し、市立学校教員約30名が受講した。	研修受講者のアンケートから、セクシュアル・マイノリティについての理解の深まりが分かった。また、学校現場において課題意識が年々高まってきていることも伺えた。今後も研修内容を広く周知していきたい。	
方向性1	41	人権教育によるセクシュアル・マイノリティへの理解促進	児童生徒を対象とした、人権教育資料「みとめあう心」の活用によるセクシュアル・マイノリティに対する適切な理解の促進	教育局	教育局	教育指導課	人権教育資料「みとめあう心」の活用	児童生徒が発達の段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さ・多様性を認めることができるように育成します。	市内の全小学5年生、中学1年生に人権教育「みとめあう心」を配付し、年間を通して主に道徳科の教材として活用した。	各学校において、「みとめあう心」を年間計画に位置付け、活用推進が図られており、着実に効果を上げている。	児童生徒が発達の段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さ・多様性を認める資質・能力の育成を目指し、市内の全小学5年生、中学1年生に人権教育「みとめあう心」を配付し、年間を通して主に道徳科の教材として活用する。	人権教育資料「みとめあう心」を、各学校において適切な活用を依頼するとともに、資料中のセクシュアル・マイノリティについて、専門家から助言を受け一部内容を検討・修正し、次年度に向けて内容の充実を図った。	市内小学5年生と中学1年生に「みとめあう心」と指導用資料を配付した。各学校において道徳科の授業を中心に、児童生徒の理解啓発に活用された。	
方向性1	42	自分づくり教育の推進	全市立学校における「たくましく生きる力育成プログラム」等を踏まえた、学習意欲や社会性の向上、自立に必要な態度や能力の育成	教育局	教育局	学びの連携推進室	自分づくり教育の推進	自ら学ぶ意欲を持ち、人や社会との関わりを大切にしながら、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育みます。	各学校で小学3回、中学校2回の授業研究会を実施し、実践の浸透を図った。平成31年3月に「たくましく生きる力育成プログラム」の授業プラン集を発行し、平成31年度から使用できるように、全学級担任に配付した。	授業プラン集の改訂に当たって、学級担任者からは「プラン実践の必要性がよく理解できた」などの意見が多数あった。それを踏まえ、今後も児童生徒の実態に応じてプランを選択、実践することで、児童生徒にたくましく生きる力を育成することができるよう、取組を推進する。	プランを基に授業実践、研究会を行い、参加者からは「プラン実践の必要性がよく理解できた」などの意見が多数あった。それを踏まえ、今後も児童生徒の実態に応じてプランを選択、実践することで、児童生徒にたくましく生きる力を育成することができるよう、取組を推進する。	各校で小学4回、中学校2回の授業研究会を実施し、実践の浸透を図った。実践委員による「たくましく生きる力」を年間で11号発行した。一年間の取組を基に、啓発用リーフレットの改訂版を作成し、全教職員に配付した。	授業研究では、これまでに実践授業を参観したことのない教員が参加することで、実践の広がりを感じた。たよりやリーフレットで、付けさせたい力とプランをつけて示すことで、児童生徒の指導に生かせるものとなった。児童生徒の社会的自立に必要な知恵や態度を身に付ける上で、今後も重要な事業と位置付けられる。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性1	43	いじめ防止「きずな」サミットの開催	全市立小中学校・中等教育学校の児童生徒による意見交換・グループワークを通じた、いじめ防止に向けた機運醸成	教育局	教育局	教育相談課	いじめ防止「きずな」サミットの開催	全市立小・中・中等教育学校の代表が一同に会し、児童生徒が意見交換を行い、いじめ防止に向けた機運を醸成します。	12月に実施 全市立小・中学校代表184名参加	全体への授業を通していじめを生まない人間関係づくりを考えさせることができた。	今年度初めてサミット会場の様子を14校にインターネットライブ配信し、学校でも同時に授業を実施した。次年度もより多くの児童生徒のいじめ防止に対する意識を高める取組をして参りたい。	12月に開催し、全市立小・中学校代表184名が参加。「他者理解」をテーマとした授業を実施するとともに、会場の様子を市立小学校14校65学級にライブ配信し、約2000名が同じテーマでいじめ問題について考えた。	「他者理解」をテーマとした授業を実施するとともに、会場の様子を市立小学校14校65学級にライブ配信し、約2000名が同じテーマでいじめ問題について考えた。	
方向性1	44	いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施	全市立学校における命の大切さやいじめについて考える授業を通じた、命を大切にすることを思いやりを大切にすることを心とする心身の醸成	教育局	教育局	教育相談課	いじめ防止「きずな」キャンペーン	5月と11月に仙台市立学校で実施している「いじめ防止『きずな』キャンペーン」の中で、「命を大切にすることを思いやりを大切にすることを心とする心身の醸成」を目的とした、心を育む活動を実施します。	5月・11月に全市立学校で実施	児童生徒が主体となって積極的にいじめ防止活動に取り組むことにより、いじめ防止に対する意識を高めることができた。	各学校において、児童生徒が主体となって積極的に取組を行い、いじめ防止に対する意識を高めて参りたい。	5月・11月に全市立学校で実施	児童生徒が主体となって積極的にいじめ防止活動に取り組むことにより、「いじめをしない・させない・許さない」という児童生徒の意識を高めることができた。	
方向性1	45	いじめストップリーダー研修による啓発活動の実施	全市立中学校・中等教育学校代表生徒の合宿研修を通じた、生徒による主体的ないじめ防止活動の推進	教育局	教育局	教育相談課	いじめストップリーダー研修の実施	生徒による主体的ないじめ防止活動を推進するため、全市立中の代表が一同に会した合宿研修を実施します。	全市立中学校代表128名参加	生徒が主体となって積極的にいじめ防止について考えることにより、いじめ防止に対する意識を高めることができた。	学校と生徒の負担軽減も視野に入れながら、より効果的ないじめ防止に関する研修の在り方を検討して、実施して参りたい。	全市立中学校・中等教育学校代表130名が参加	「楽しい学校づくり」というテーマを通して、生徒が主体となって積極的にいじめ防止について考えることにより、いじめ防止に対する意識を高めることができた。	
方向性1	46	いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」による啓発活動の実施	いじめの防止と早期発見を目的とした、家庭・地域向けパンフレットによる理解の促進	教育局	教育局	教育相談課	いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の作成・配布	いじめの早期発見に関する家庭・地域向けパンフレット（いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」）を作成・配布し、家庭等との連携により、いじめの防止と早期発見を図ります。	5月に全市立学校の児童生徒および学校関係者等に配布	今後もいじめ防止について学校だけでなく保護者や地域とともに考える必要がある。	いじめ防止について、保護者や地域とともに考えることの大切さを啓発するため、令和2年度も配布する予定である。	4、5月に全市立学校の児童生徒および学校関係者等に配付	今後もいじめの定義の周知や防止に向けて家庭や地域との連携を強化していく。	
方向性2	47	アディクション関連問題研修の実施	各区保健福祉センター職員を対象とした、東日本大震災の被災者等に見られるアルコールや薬物等依存関連問題への適切な対応を学ぶ研修の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	アディクション関連問題研修の実施	各区保健福祉センター職員を対象とした、アルコールや薬物等依存関連問題への適切な対応を学ぶ研修の実施	各区職員、地域包括支援センター職員等を対象に年間11回開催し、延193人参加。事例検討を中心に行い、アルコール問題についての理解や対応についての学びを深めることができた。	各区において研修会を実施し人材の育成に努めることができた	今後は、各区保健福祉センターの職員に限らず、訪問看護ステーションや地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などアディクション関連問題を抱える者に対応する支援を実施する関係機関から募り、地域全体のアディクション問題への対応に係る支援力の向上に努めてまいりたい。	各区、総合支所職員、地域包括支援センター職員等を対象に昨年度同様、アルコール問題についての理解や対応についての学びのため、事例検討を中心とした研修会（年間8回）を行い、延129人が参加。	各区において研修会を実施し人材の育成に努めることができた	
方向性2	47			健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アディクション関連問題研修の実施	各区保健福祉センター職員を対象とした、アルコールや薬物等依存関連問題への適切な対応を学ぶ研修の実施	宮城県精神保健福祉センターとの共催事業として、基礎編・実践編の2部構成で実施し、基礎編は67名、実践編は43名の参加があった。	アルコール関連問題に関する理解や家族支援について、区の障害高齢課や家庭健康課、地域包括支援センター等、支援に携わる職員の人材育成の機会となった。	令和元年度は、「動機づけ支援」について研修し、依存症者支援に生かす学びを得るための機会となった。今後は支援者が、依存症関連問題に対する理解を深め、より具体的な学びの機会として、実践的な演習を取り入れた研修を継続していく。	令和元年度は、「動機づけ支援」についての研修を実施し、66名が参加した。また、毎月末にアルコール・薬物問題に関する支援者向け勉強会を実施した。全10回のべ125名の参加があった。	今後も支援者が、依存症関連問題に対する理解を深め、より具体的な学びの機会として、実践的な演習を取り入れた研修を継続していく。	
方向性2	47			青葉区	障害高齢課	アルコール研修会	アルコール問題について基本的な知識と対応を学ぶための研修を実施します。	実施なし	被災者支援の実情に応じた適切な支援が提供できるよう適宜を検討してまいりたい。	アルコールの問題も高齢化しており、今後地域包括支援センター等の関係機関向けに研修の開催を検討していきたい。	実施なし	青葉区内の相談支援事業所や地域包括支援センター、保健福祉センターなどで相談業務を行っている職員についても、アルコール関連問題への対応力を高めていく必要がある。		
方向性2	47			宮城野区	障害高齢課	アルコール研修会	アルコール問題について基本的な知識と対応を学ぶための研修を実施します。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っていきとよい。	例年通り実施予定	未実施			
方向性2	47			宮城野区	障害高齢課	アルコール事業	被災地において増加傾向にあるアルコール問題について、個別相談や支援者向けの研修などを行います。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っていきとよい。	例年通り実施予定	窓口や電話でのアルコール相談心の相談による専門的なアルコール相談AUDITの記載されたリーフレットの配布	例年通り実施することができた。		
方向性2	47			若林区	障害高齢課	アルコール問題関連事例検討会	事例検討を通じ、支援の向上を図ります。	年4回実施（8月・10月・12月・2月）し、41名が参加した。	これまで参加のなかった部署からの事例提供もあった。今後はアルコール関連問題に対応する職員の能力向上に努める必要がある。	アルコール関連問題等事例検討会を継続開催。参加者から「AUDITの活用方法について知りたい」との意見もあり、次年度は事例検討の他、研修会を開催し継続的な人材育成を行なう予定である。	年4回（7月、9月、11月、1月）実施した。	障害高齢課と家庭健康課だけでなく、保健課職員にも参加していただいた。今後も、複数の課で参加できるように促していく。		
方向性2	47			太白区	障害高齢課	被災者等のアルコール問題支援	区職員や包括支援センター等の関連施設職員を対象。被災者等のアルコール問題支援の一環として、対応困難事例に対しての検討会を行う。	実施なし	検討が必要な事例があった際に実施する予定としていたが、なかったため未実施であった。引き続き、必要に応じ実施を検討していきたい。	区職員や包括支援センター等の関連施設職員を対象。被災者等のアルコール問題支援の一環として、対応困難事例に対しての検討会を行う。	区職員や包括支援センター、障害者相談支援事業所の職員を対象とし、研修会実施。被災者等のアルコール問題支援の一環として、①対応困難事例に対しての検討会②動機付け面接技法の研修会を各1回開催。	職員は支援力向上のための研修は、単発ではなく、今後も継続が必要。必要に応じ、参加機会を広げての開催を検討する必要がある。		
方向性2	47			泉区	障害高齢課	アディクション関連問題研修	アディクション関連問題についての研修を実施し、適切な理解を深めるとともに支援の在り方について検討する。	支援者向け研修会を年3回（基礎講座、応用講座、個別事例検討）実施。各々参加者は36名、14名、10名。	研修自体は大変好評であったが、例年通り、障害福祉分野の職員参加率や課題意識は、高齢者支援分野の職員より、比較的低い。来年度も引き続き実施予定。	今後は支援者向け研修会を年2回（基礎講座、応用講座）を実施予定。アディクション関連問題に関する基本的な理解を深めるとともに、支援技法について学び今後の支援の在り方について考える機会とする。	支援者向け研修会を年2回（基礎講座、応用講座）を実施。各々参加者は35名、20名。	研修会は全体を通して好評を得た。参加機関は障害者支援事業所のみならず高齢者支援事業所も多く、アンケートの結果からは満足度の高さが伺える回答が多かった。		

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	48	災害後メンタルヘルス研修の実施	被災者支援に関わる関係機関の職員を対象とした、災害後のメンタルヘルス支援やコミュニティづくり支援に関する研修の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	災害後メンタルヘルス研修	市内で、被災者支援に関わる市職員、外郭団体職員、民間支援団体職員を対象に、災害後のメンタルヘルス支援の対応を学ぶための研修を実施します。	平成30年12月6日に実施し、市内福祉・教育・行政関係者58名の参加があった。【講師】若手医科大学神経精神医学講座 大塚耕太郎教授 【テーマ】大規模災害被災地のこころのケアにおける長期的な課題【内容】講師による講演と事例についてのグループワーク	心のケアにおける長期的な被災者支援の在り方について学び、参加者の支援力の向上に繋がった。	令和2年1月に、兵庫県心のケアセンター 所長 加藤寛氏を招聘し、震災後の長期支援と、災害からの回復をテーマに、災害復興期における心のケア支援に関して、先遣地兵庫県で行われた創意工夫について学んだ。発災から年月が経過するにつれ、支援者間でも被災者支援に関する意識は薄れる傾向が見られ、今後の長期的な被災者支援の継続と、将来起こりうる災害対策としても、来年度も継続して実施していく。	中長期的な被災者への支援のあり方を学ぶため、先進地である兵庫県から講師を招聘し、「震災後の長期支援と災害からのレジリエンス（回復力）」をテーマに、市内福祉・教育・行政関係者対象とした研修会を実施し、60名が参加した。	心のケアにおける長期的な被災者支援の在り方について学んだ。参加者の支援力の向上に繋がって、関係機関の支援連携を促進することに貢献できた。	
方向性2	48				青葉区	障害高齢課	アルコール研修会	アルコール問題について基本的な知識と対応を学ぶための研修を実施します。	実施なし	被災者支援の実情に応じた適切な支援が提供できるよう適宜検討してまいります。	アルコールの問題も高齢化しており、今後地域包括支援センター等の関係機関向けに研修の開催を検討していきたい。	実施なし	青葉区内の相談支援事業所や地域包括支援センター、保健福祉センター内などで相談業務を行っている職員についても、アルコール関連問題への対応力を高めていく必要がある。	
方向性2	48				宮城野区	障害高齢課	アルコール事業	被災地において増加傾向にあるアルコール問題について、個別相談や支援者向けの研修などを行います。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っていきとよい。	例年通り実施予定	窓口や電話でのアルコール相談 心の相談による専門的なアルコール相談 AUDITの記載されたリーフレットの配布	例年通り実施することができた。	
方向性2	48				若林区	障害高齢課	アルコール関連問題等事例検討会	アルコール関連問題等の事例検討を実施することで支援の質の維持向上に取り組む。また関係機関で共有することで地域における支援ネットワークの構築を行なう。	年4回実施（8月・10月・12月・2月）し、41名が参加した。	これまで参加のなかった部署からの事例提供もあつた。今後もアルコール関連問題に対応する職員の能力向上に努める必要がある。	アルコール関連問題等事例検討会を継続開催。参加者から「AUDITの活用方法について知りたい」との意見もあり、次年度は事例検討の他、研修会を開催し継続的な人材育成を行なう予定である。	年4回（7月、9月、11月、1月）実施し、42名が参加した。	障害高齢課と家庭健康課だけでなく、保護課職員にも参加していただいた。今後も、複数の課で参加できるように促していく。	
方向性2	48				太白区	障害高齢課	被災者等のアルコール問題支援	区職員や包括支援センター等の関連施設職員を対象。被災者等のアルコール問題支援の一環として、対応困難事例に対しての検討会を行う。	実施なし	検討が必要な事例があった際に実施する予定としていたが、なかったため未実施であった。引き続き、必要に応じ実施を検討していききたい。	区職員や包括支援センター等の関連施設職員を対象。被災者等のアルコール問題支援の一環として、対応困難事例に対しての検討会を行う。	区職員や包括支援センター、障害者相談支援事業所の職員を対象とし、研修会実施。被災者等のアルコール問題支援の一環として、対応困難事例に対しての検討会、動機付け面接の研修会を開催。	職員の支援力向上のための研修は、単発ではなく、今後も継続が必要。必要に応じ、参加機会を広げての開催を検討する必要がある。	
方向性2	48				泉区	障害高齢課	アディクション関連問題研修	アディクション関連問題についての研修を実施し、適切な理解を深めるとともに支援の在り方について検討する。	支援者向け研修会を年3回（基礎講座、応用講座、個別事例検討）実施。各々参加者は36名、14名、10名。	研修自体は大変好評であったが、例年通り、障害福祉分野の職員参加率や課題意識は、高齢者支援分野の職員より、比較的弱い。来年度も引き続き実施予定。	研修は支援者向け研修会を年2回（基礎講座、応用講座）を実施予定。アディクション関連問題に関する基本的な理解を深めるとともに、支援技法について学び今後の支援の在り方について考える機会とする。	支援者向け研修会を年2回（基礎講座、応用講座）を実施。各々参加者は35名、20名。	研修会は全体を通して好評を得た。参加機関は障害者支援事業所のみならず高齢者支援事業所も多く、アンケートの結果からは満足度の高さが伺える回答が多くあつた。	
方向性2	49	相談対応業務従事職員への専門的助言の提供	相談対応業務に従事する職員を対象とした、困難ケースに対する支援力向上に向けての専門家からの助言の提供	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	こころの健康づくり（区精神保健指導医関係）	こころの健康づくりの際に、精神科医などが相談対応業務に従事する職員に対し今後の支援について助言を提供している。	各区・総合支所において、精神科医による精神保健福祉相談を実施した（延167回、延316人）。	より適切な相談対応の実施及び、職員の技能向上に寄与している。	平成31年4月から令和元年11月までの8か月間の実績（事例検討やケースレビュー）は、延73件となっている。各区・総合支所において、関わりが難しい事例を中心に指導医から適宜助言を得ながら、援助の質の向上を図っており、引き続き取組みを継続してまいります。	各区・総合支所において、精神科医による精神保健福祉相談を実施した（延160回、延294人）。	相談後に精神科医と振り返りを行い、問題に合わせたフォローアップについての精神医学的な観点からの助言を得ることで、より適切な相談対応の実施及び、職員の技能向上に寄与することができた。	
方向性2	49				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	相談対応業務従事職員への専門的助言の提供	相談対応業務に従事する職員が、専門家から支援困難ケースに関する助言を得ることによる支援力の向上	地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）において、各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関と協働で、対象者103名に対して、訪問393回、ケア会議への参加139回、電話相談41回の支援を行った。地域精神保健福祉活動連絡会議（10回）を開催し、地域精神保健福祉活動の質の向上を図っている。また、各区保健福祉センター・各総合支所等の震災後心のケアレビューに参加し助言を提供した。	各区保健福祉センター・各総合支援事業所等の協働による技術支援も地域精神保健福祉活動連絡会議も、複数の職種、支援者が関わることや第三者が事例検討に参画することで見立てや支援の幅を広げられ、支援力の向上の一助となっている。	令和2年度も、各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関のニーズに対応べく、多職種による技術援助を行っていく。	地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）において、各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関と協働で、対象者97名に対して、訪問333回、ケア会議への参加123回、電話相談16回の支援を行った。地域精神保健福祉活動連絡会議（10回）を開催し、地域精神保健福祉活動の質の向上を図っている。また、各区保健福祉センター・各総合支所等の震災後心のケアレビューに参加し助言した。	各区保健福祉センター・各総合支援事業所等の協働による技術支援も地域精神保健福祉活動連絡会議も、複数の職種、支援者が関わることや第三者が事例検討に参画することで見立てや支援の幅を広げられ、支援力の向上の一助となっている。	
方向性2	49				青葉区	家庭健康課	震災後こころのケアケースカンファレンス	個別支援を行っている被災者等について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	年5回実施、検討件数は9件。	ケース検討を行うことで、支援方針を立てることができ、また、支援者のスキルアップにつながった。	ケース検討を行うことで、支援方針を立てることができ、また、支援者のスキルアップにつながった。さらに、被災に関する内容を主訴とした相談1件について情報共有した。被災に関する相談が減っている中で、情報共有できる場があることは支援者のスキルアップにつながると考えられる。次年度の予定は未定だが、支援者のスキルアップの場は必要と考えられる。	年5回実施、検討件数は11件。	ケース検討を行うことで、支援方針を立てることができ、また、支援者のスキルアップにつながった。	被災者ケースに限らず困難ケースについて検討し、人材育成の場として活用することができた。
方向性2	49				青葉区	障害高齢課	震災後こころのケアケースカンファレンス	個別支援を行っている被災者等について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	年5回実施、検討件数は9件。	ケース検討を行うことで、支援方針を立てることができ、また、支援者のスキルアップにつながった。	家庭健康課や、管理課も含めた個別支援の事例検討を展開し、職員のスキルアップを図る。	年5回実施、検討件数11件。	被災者ケースに限らず困難ケースについて検討し、人材育成の場として活用することができた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	49				宮城総合支所	保健福祉課	震災レビュー（被災者の心のケア支援事業）	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	年4回実施。継続支援ケース：実35世帯。	はあとぼーと仙台及び看護協会と定期的にレビューを実施することにより、ケースの見立てや支援の方向性について係内で共通認識を持つことができた。	今年度同様実施し、継続ケースの方針検討。支えあいセンターも出席してもらい、復興住の共有の場とする。	年4回実施。継続支援ケース：実33世帯。	はあとぼーと仙台や支えあいセンターと定期的にレビューを実施することにより、ケースの見立てや支援の方向性について係内で共通認識を持つことができた。また、高齢者のケースについては地域包括支援センターと役割分担しながら、支援に当たることができた。	
方向性2	49				宮城総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	職員が指導医から困難事例について助言指導を得たり、事例検討を実施します。	年12回開催。30件利用。個別の事例検討およびカンファレンスにおけるスーパーバイズを実施した。	より適切な相談対応の実施及び、職員の技術向上に寄与している。	事例検討やスーパーバイズを通じ、職員の技術向上およびより適切な支援の提供を目指す。	年11回開催。26件利用。個別の事例検討およびカンファレンスにおけるスーパーバイズを実施した。	より適切な相談対応の実施及び、職員の技術向上に寄与している。	
方向性2	49				宮城野区	家庭健康課	各種相談窓口の相談員等への専門的助言	家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年2回程度設定します。	年2回（12・3月）実施し、延べ38名（講師2名含む）参加。	困難ケースの処遇検討に参考となる助言を得られ、また、職員の育成にも資するものだった。	困難事例への対応を適切に行うため、次年度も引き続き専門家からの助言を得られる本会議を引き続き実施する。	年2回（12・3月）実施し、延べ55名（講師2名含む）参加。	困難ケースの処遇検討に参考となる助言を得られ、また職員の育成にも資するものだった。	
方向性2	49				宮城野区	障害高齢課	震災レビュー（被災者の心のケア支援事業）	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	9回実施	包括など地域の支援者も活用できる場になるとよい。	例年通り実施予定	月1回実施。	ケースの共有を図り、はあとぼーとより専門的助言を得ることができた。	
方向性2	49				若林区	家庭健康課	各種相談窓口の相談員等への専門的助言	家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年1~2回程度設定します。	0回	専門家による助言が必要な困難ケースを発見した場合には速やかに開催する。	助言が必要なケースがあった場合には、速やかに開催する。	0回	専門家による助言が必要な困難ケースを発見した場合には速やかに開催する。	
方向性2	49				若林区	障害高齢課	震災レビュー（被災者の心のケア支援事業）	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	年4回実施（6月・8月・10月・2月）し、29名が参加した。	多問題ケースが多く職員の疲弊もある中、適切に対応するため今後も専門職の助言を求める必要がある。	次年度も継続開催し、職員の支援力向上、個別支援への還元を努める。	年4回（6月、10月、12月、2月）実施し、49名が参加した。	複合問題を抱え長年継続してかかっているケースも多い状況で専門職の助言を得て、個別支援への還元を行なっている。今後、専門的助言を得ながら職員の支援力向上に努める。	
方向性2	49				太白区	家庭健康課	各種相談窓口の相談員等への専門的助言	家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年1~2回程度設定します。	専門的助言会議を平成30年9月20日に開催した。	処遇困難事例1事例に対して、弁護士等から助言いただきながら、対応した。	今後も家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年1~2回程度設定します。	令和元年度は未実施。	困難事例へのスーパーバイズはケースワーク上、重要である。新型コロナウイルス感染症対策に十分、留意した上で実施したい。	
方向性2	49				太白区	障害高齢課	震災レビュー（被災者の心のケア支援事業）	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	2回実施した	支援方針の確認と共有を行うことができた	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	4回実施	専門家の助言を元に支援方針の確認・共有が図れた	
方向性2	49				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	職員が指導医から困難事例について助言指導を得たり、事例検討を実施します。	1回/年。2件	1回/年、必要時随時実施が必要。	令和1年9月実施。個別相談1件、地域支援対象者の処遇確認を実施した。今後必要時の随時相談と1回/年の実施を継続していく。	1回実施（相談ケース1件・レビュー20件）。	ケース支援の方向性を確認し、助言を得ることにより、適切な支援に繋がった。	
方向性2	49				泉区	家庭健康課	各種相談窓口の相談員等への専門的助言	家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年2回程度設定します。	弁護士によるSVを1回開催した	困難ケースへの対応の参考になり、職員の能力向上につながった。	家庭健康課の相談員等を対象とし、対応が困難なケースへの支援力向上のためのそれぞれのテーマに合わせた専門家による助言が得られる研修会を開催します。	実施せず。	スケジュールの調整が効かず、実施できなかった。早い段階で相談員らの要望を聞き取り、積極的な実施に努める必要がある。	
方向性2	49				泉区	障害高齢課	こころの健康相談	職員が指導医から困難事例について助言指導を得たり、事例検討を実施します。	区職員、包括職員、障害者相談支援事業所職員等、相談従事者にもこころの健康相談を情報提供し、困難事例について助言指導を受ける機会があることを周知した。	区職員からの相談や、区職員・包括支援センター職員も参加してのケースカンファレンスの場として活用されたのが6件あった。同行訪問も1件実施。	引き続き、ケース相談やケースカンファレンスの場としてもこころの健康相談を活用し、区職員や関係機関の職員の支援力向上に努めてまいりたい。	区職員からの相談や、区職員・地域包括支援センター職員も参加してのケースカンファレンスの場としても活用した（5件）。同行訪問も1件実施。	区職員からのケース相談の場としても活用したことで、職員のスキルアップにつながった。	
方向性2	50	精神障害者家族教室（心理教育による家族の対応力向上）の実施	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象に、精神障害に対する適切な知識の獲得や対応力向上に向けた心理教育の実施	健康福祉局各局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族教室（心理教育による家族の対応力向上）	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象に、精神障害に対する適切な知識の獲得や対応力向上に向けた心理教育の実施	各区において年間を通じ実施	各区において家族の方の適切な理解を促すことができた一方、新規の参加をいかに促していくかが課題と言える。	各区において引き続き実施していく。	各区において、年間を通じ実施	各区において、参加者に精神障害・精神疾患に関する適切な理解を促進することができた一方、新規の家族、中でも比較的若年層の家族の参加をどのように促していくか検討していく必要がある。	
方向性2	50				青葉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	講師を迎え、家族に精神障害に関する正しい知識や社会資源を周知する。家族同士が話をする機会を持つことで、感情を表出する機会となり、こころの健康を保つことができる。	年8回実施。参加者（延99人（実参34人））。	参加者の興味関心の高いテーマを把握し、実施することができたため、前年度よりも参加者数が増加した。	市政だよりで周知を図り、精神障害者を抱えるご家族に関心の高いテーマなどを工夫して、継続して実施する。	年8回実施。延べ106人参加（新規20名）	参加者のニーズにあったテーマ選定、家族同士の交流を重視したこと、地区支援からの紹介などで昨年度よりも参加者が増加した。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	50				宮城総合支所	保健福祉課	精神障害者家族教室	精神障害者を抱える家族を対象とした教室を開催し、正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流の場を設けます。（年6回：7月～12月）	年6回。延べ参加者：40名	H30年度に初めてグループワークを実施。家族同士の活発な意見交換の場となった。	各回において講師を招き、正しい知識や社会資源等の情報を提供するとともに、継続的な家族同士の交流の機会となるようにする。なお、講師については当事者を経験専門家として積極的に取り入れて、グループワークなどを行い、一方のみで学ぶだけでなく、学び合いができる機会を引き続き設けていく。	実施：年11回。延べ参加者：77名。	疾患や社会資源等に関する講話のほか、家族自身のセルフケアに関する心理教育も実施した。	
方向性2	50				宮城野区	障害高齢課	精神保健家族教室	精神障害者の家族を対象とした教室です。講話を通して家族が疾患や福祉制度・社会資源を学びます。また、グループワークを通して家族が支え合う集いの場です。	年12回実施。	新規参加者を定着するため工夫を行っています。	今年度は参加者のニーズに応じてテーマを設定し、本人への対応について理解を深めてきた。来年度も引き続き、ニーズに応じて、精神障害者の家族としての知識が得られる機会を作っていく。	年12回実施。参加者数延べ102名。	例年通り実施できた。当事者だけでなく家族も自分自身を大切にできるようにテーマ設定を行った。	
方向性2	50				若林区	障害高齢課	精神障害者家族交流会	研修や交流を図りながら、家族に対する支援を行います。	年10回（4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月）開催し、延べ49人が参加。	参加者が固定化しており、新規の参加者が増えない状況。積極的な周知を行い、一定の参加者を集めていく必要あり。	新規で2名の家族が参加。長年参加している家族が話をする等して、家族同士の交流の場となっていた。次年度も関係機関への周知や、個別相談時に家族へ相談するなど周知を行っていく。	年10回（5月、6月、7月、8月9月、10月、11月、12月、1月、2月）開催し、延べ42人が参加。	新規参加者と長年通い続けている参加者とのニーズの差があるので、新規参加者への支援体制の充実を図りたい。また、継続して新規参加者を募っていく。	
方向性2	50				太白区	障害高齢課	精神保健家族教室（①おしゃべりサロン②家族勉強会）	精神障害者の家族を支援するために、居場所としての「サロン」と、知識・情報提供の場としての「勉強会」をそれぞれ行っている。	11回実施。25名、延べ89名が参加	講師を招いた勉強会の回には参加人数が多い。サロンは少人数でゆっくり話し合いができた。	サロンの日は人数は少ないが、同じ家族の立場でゆっくりと話し共感している方が参加しているため継続して実施する。	毎月市政だよりにて周知。初参加の人には事前に担当に連絡をいれてもらうようにした。また、相談時など適宜に個別に案内をした。おしゃべりサロンは10回実施。延べ98人参加。家族勉強会は1回実施（認知症家族交流会と合同実施）10人参加。	サロンは【フリートーク】と、お金のこと等【テーマ】を決めて実施した回に分けた。フリートークは少人数でゆったり話ができ、テーマを決めた回では、適宜講師を呼び、情報共有しながら実施できた。家族勉強会は精神と認知症合同で行ったが、それぞれ着目するポイントが異なったため、今後は別に実施することとした。	
方向性2	50				泉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害者の家族を対象に家族教室を実施。精神科医の講演や、家族同士の対話を通して精神疾患に関する理解を深める。	年8回実施。実数38名、延べ数91名。	前年度より参加者は少なかった。参加者の声より、制度やサービスについて正しい情報を知りたいというニーズが高い。また、男性参加者のみで語る場のニーズはあるが、本事業では女性参加者が圧倒的に多いため、参加が遠のいている男性もいるようである。	引き続き精神障害者の家族を対象に実施。講演や家族同士の対話を通して精神疾患に関する理解を深めるとともに今後の当事者とのかわり方や生活について考えてもらう場とする。	年8回実施。実数53名、延数104名参加。	昨年度同様に、講話の回の方が参加者数は多い傾向にあった。今年度は初の試みとなる男性家族のみの座談会を開催することができた。親亡き後についての講話を開催したところ最も多い参加者数となり、家族の関心の高さがうかがえた。	
方向性2	50				泉区	障害高齢課	精神障害者家族教室における当事者講演	精神障害者家族教室において、市内の大学を拠点とする当事者団体等へ講演を依頼し、当事者による講演を行う。	当事者講演の実施は1回。参加者は15名、うち新規は1名。体験談の紹介や、家族の対応や病気の付き合い方について当事者目線で話していただいた。	当事者の経験や考えをよく聞くことで、自分の家族との関係づくりの参考になったという声が多くあり、参加者の満足度が高かった。	今後も精神障害者家族教室において、市内の大学を拠点とする当事者団体や本市ピアスタッフ等による講演を行い、当事者理解を深めてもらう機会とする。	当事者講演の実施は1回。参加者は10名ですべて継続参加者だった。これまでの経歴や家族とのかわり方について当事者より体験を話してもらい、家族として当事者とのかわり方について再考してもらった。	当事者の経験や考えをよく聞くことで、自分の家族との関係づくりの参考になったという声が多くあり、参加者の満足度が高かった。	
方向性2	51	地域住民や団体向けゲートキーパー養成研修の実施	地域住民や相談員等を対象とした、悩みを抱えている方への基本的対応についての研修の実施	健康福祉局各局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域住民や団体向けゲートキーパー養成研修	地域住民や相談員等の資質の向上を目的に、研修の実施や講師派遣を行います。	講師依頼があった2団体、105名に対して、ゲートキーパー養成を行った。	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成することができた。	令和元年度は、地域の介護予防サポーターや、大学並びに専門学校教員等を対象に養成研修を実施した。今後も引き続き、ゲートキーパー養成を実施していく。	講師依頼があった5団体、230名に対して、ゲートキーパー養成を行った。	前年度より、多くのゲートキーパー養成が実施できたが、今後さらに、区役所等と連携し養成人数を増やしていく必要がある。	
方向性2	51				青葉区	家庭健康課	介護予防運動サポーターへの周知 理美容師等へのゲートキーパーの啓発	地域で活動する介護予防運動サポーターのスキルアップ養成講座の場を活用し、心の健康づくりに関することを周知する。理美容師講習会の中でゲートキーパーの必要性や役割について周知する。	介護予防運動サポーターのスキルアップ養成講座を2回実施、計233人参加。理美容師講習会の中でゲートキーパーの講話を2回実施、106人参加。	介護予防運動サポーターに、心の健康の必要性を、理美容師にゲートキーパーの必要性や役割を啓発できた。	今年度の実施は無かった。心の悩みのある方を支える市民が増えるように、研修を実施できるよう次年度は計画していく。	実施0件。	ゲートキーパーの講話経験のある職員が少ないため、職員がスキルアップできる機会を設ける。	
方向性2	51				宮城総合支所	保健福祉課	ゲートキーパー養成研修	地区健康教育においてストレスやこころの健康に関する講話を行う際、ゲートキーパー研修の要素を盛り込み、ゲートキーパーの養成に努めます。	1回、参加人数6名	落合復興公営住宅のサロンにて、アルコール依存症についての知識や被災者のこころのケアに関する講話を実施。サロン参加者は、住宅内のキーパーソンとなりうる方が多いため、講話によって住宅内の支え合い活動の促進につながった。	地域の特徴や課題に即した内容となるよう、健康教育等の場を活用し、ゲートキーパー養成を行う。	実施：3回。参加者：81名 様々な会議や研修をゲートキーパー養成の機会ととらえゲートキーパー養成の内容を盛り込んだ講話を実施した。	他分野の会議や催し等の機会を逃さず、年間を通して広報を行うことが必要である。	
方向性2	51				宮城野区	障害高齢課	ゲートキーパー養成研修	相談員や民生委員など地域の支援者を対象にゲートキーパーとしての役割や具体的な対応を学ぶための研修を実施します。	実施なし	人員・予算不足のため実施の予定なし。市民からの要望もなし。	例年通り実施予定	11月実施。39名参加。	ゲートキーパーの存在・役割に関する周知につながった。	
方向性2	51				若林区	家庭健康課	ゲートキーパーの啓発養成	心の健康に関する健康講座や地区健康教育等でゲートキーパーの必要性や役割について啓発を行っています。	事業名「理美容業者への衛生講習における講話」「地区健康教育」の中で、ゲートキーパーについて啓発した。	心の健康に関する講話の中に、ゲートキーパーの内容を組み込んだ形で実施できた。引き続きゲートキーパーについて啓発し浸透させていきたい。	依頼主に応じて、地域の中でゲートキーパーの役割を担っていくような視点を入れた内容で実施していく。また、令和2年3月に民生委員を対象に地区民児協を通じてゲートキーパーについて啓発予定。今後、ニーズを把握しながら地域のキーパーソンを対象にゲートキーパー養成研修を実施していく。	2～3月の各地区民生児童委員児童委員連絡協議会において、ゲートキーパーについて初めて聞いたという民生委員がほとんどであった。今後、抱え込まずに対応できるようなノウハウを伝えていけるといふと思われる。		
方向性2	51				若林区	家庭健康課	理美容業者への衛生講習における講話	衛生講習会で健康講話としてこころの健康とゲートキーパーについて啓発します。	2回（11月、1月）開催。参加者数 延 156名	地域のキーパーソンとなる方に対し、意識づけを行うことができた。	衛生講習会では、別内容での実施希望があったため、令和元年度は実施しなかった。今後は希望に応じてゲートキーパーについて啓発していく。	実施なし	希望に応じてゲートキーパーについて啓発していく	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	51				太白区	家庭健康課	区民へのゲートキーパーの啓発と養成	心の健康講座や地域で開催する健康教育等の中でゲートキーパーの役割と対応について講話を実施します。	区役所やララガーデンでのパネル展、啓発用ティッシュの配布を行った。また、大学への健康教育の実施2回延235名参加。職場への健康教育3回延68名参加。区民対象のこころの健康講座の実施1回延22名参加。	商業施設を利用したことで幅広い年代に啓発できた。	商業施設を継続して利用し、幅広い年代へ啓発を行う。また、メンタルヘルスについてセルフケアができる人材を育成する講座を実施することを通じてゲートキーパーの役割も担える人材を増やす。	区役所やララガーデンでのパネル展、啓発用ティッシュの配布を行った。また、大学への健康教育の実施2回延240名参加。職場への健康教育3回延199名参加。3月に区民対象のこころの健康講座を予定していたが、新型コロナウイルス対策のため中止となった。	商業施設を利用したことで幅広い年代に啓発できた。	
方向性2	51				太白区	障害高齢課	太白区こころささえちゃん事業	理容・美容衛生講習会の中で、ゲートキーパーを養成し、身近なところで心の悩みを抱える人に気づき、必要な時に適切な支援に繋げられる人が地域の中で増えることで、自殺に追い込まれる前に支援を受けられる人が増える。	理美容衛生講習会（2回）の中でゲートキーパーの役割、基本的な対応法、ストレスへの対応についての講話をおこなった。161名受講した。	基本的に大切な内容を伝えることができた。	毎年のように参加いただいている方もいるため、基本的には大切な内容を繰り返し伝えながらも、その時々でこころの健康に関する他の話題も盛り込み実施していく。	理美容衛生講習会（2回）の中でゲートキーパーの役割、基本的な対応法、ストレスへの対応、セルフケアの重要性についての講話をおこなった。149名受講した。	ゲートキーパーの講話について、令和元年度は参加者が理容所・美容所に従事する方（勤労者）であることにも着目し、ゲートキーパーの視点に加え、自殺対策の重点対象の1つである「勤労者」の視点からセルフケアの重要性について伝えることができた。	毎年参加される方からはマンネリ化を指摘されることもあり、内容の工夫や今後の持ち方については検討が必要。
方向性2	51				太白区	家庭健康課	理美容師等へのゲートキーパーの啓発と養成	理美容講習会の中でゲートキーパーの役割と対応について講話を実施します。	衛生課、障害高齢課と連携して、理美容講習会にてゲートキーパー講座を実施。161名参加。また、啓発用絆創膏を配布。1,000個	今後も他課と連携して実施予定。	商業施設を継続して利用し、幅広い年代へ啓発を行う。また、メンタルヘルスについてセルフケアができる人材を育成する講座を実施することを通じてゲートキーパーの役割も担える人材を増やす。	衛生課、障害高齢課と連携して、理美容講習会にてゲートキーパーの啓発を実施。149名参加。	今後も他課と連携して実施予定。	
方向性2	51				泉区	障害高齢課	介護予防運動サポーターへの周知	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターのスキルアップ養成講座の場を活用し、心の健康づくりに関することや、ゲートキーパーの必要性や役割について周知する。	介護予防運動サポーター養成研修（6月、第5回目）でゲートキーパーについて啓発；参加者31人	地域で自主グループを運営するサポーターに対して機会を捉え周知することが必要。	事務移管済のため障害高齢課にて回答	・介護予防運動サポーター養成研修延べ153名参加し、サポーター31名養成。 ・令和元年度はゲートキーパーの講話は実施なし。介護予防の5つのポイントに沿って、こころの健康についても講話を実施。	地域の多くの高齢者と関わるサポーターに対し、心の健康が介護予防につながるということ、集いの場における交流の重要性について普及ができた。	
方向性2	52	認知症高齢者等の家族交流会（認知症に関する適切な対応方法の獲得支援）の実施	認知症の方の家族を対象とした、認知症に対する適切な知識や対応力向上に向けた家族交流会の実施	健康福祉局各局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症高齢者等の家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	各区役所にて年37回実施。参加者延302名。	地域の相談体制が整備されつつあるが、家族だけで介護問題を抱えている現状は続いており、適切な情報提供や支援ができるよう、今後も職員育成が必要である。	家族だけで問題を抱えてしまうことがないよう、継続して交流の場を提供していく。	各区役所にて年38回実施。参加者延307名	参加者は前年同等。認知症介護について、家族だけで問題をかかえて孤立してしまうことがないよう、継続して交流の場を設け、適切な情報や支援を提供していく必要がある。	
方向性2	52				青葉区	障害高齢課	認知症高齢者の家族会	日頃の介護の様子や経験などを語り合い負担の軽減をはかる	6回実施。35人（実人数）参加。1回あたり6～11人参加し、自由に悩みや思いを話してもらった場が大切であると感じている。次年度も継続して実施。	毎回新規参加者があり「思いを語り、思いを聞く」なかで「自分だけではない」と感じてもらった場が大切であると感じている。次年度も継続して実施。	引き続き、市政だより等で周知し、日頃の介護の様子や経験などを語り合い負担の軽減を図る	年8回実施。延べ60人参加。	初回参加者の方は常連の参加者の体験を聞くことでの満足度が高かった。介護することの意義についても見いだせる場となっている。	
方向性2	52				宮城野区	障害高齢課	認知症高齢者家族ほっと一息相談会	家族交流会や講演会などによる、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	年8回実施。内2回は講話	ピアカウンセリングの機能が果たせている。参加者のニーズを事業に活かしていく。	ピアカウンセリング機能の強化。認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行う。認知症当事者視点の支援についても取り入れていく。	年8回実施。内2回は講話	例年通り実施できた。新規参加者の定着の工夫と当事者視点を引き続き取り入れていく。	
方向性2	52				若林区	障害高齢課	認知症家族支援事業	相談や交流を図りながら、家族に対する支援を行います。	年7回実施（H30.5月、6月、8月、11月、12月、H31.1月、3月）。実人数16名、延人数22名参加。	昨年度より参加者微増も、1回の参加者は2～4名と少数。周知方法の工夫が必要。	次年度も、相談・交流の場として年4回以上実施予定。また周知方法として、回覧板の活用等も検討。	年8回実施（R1.5月、7月、8月、9月、11月、12月、R2.2月、3月）。実人数47名、延べ人数52名。	家族介護教室は、地域包括支援センターと連携した会や講師を招いた会も多々、認知症に対する適切な知識を享受できた。相談会は、参加者同士の交流は図られているものの、新規・継続の参加者は少ない状況。	
方向性2	52				太白区	障害高齢課	認知症高齢者家族交流会	認知症高齢者の家族、認知症への理解の促進と家族の介護負担軽減を図ることを目的に、家族同士の座談会や講話を開催している。	座談会、講話など8回開催した。	認知症カフェが地域の中で定着し始めている。家族交流会との役割分担を確認しながら進める必要がある	診断されて間もない方などは地域の認知症カフェなどへの参加にまだ気持ちが向かない方もおり、今の気持ちを安心して語れる場として継続して実施する。	座談会、講話など8回実施。地域の認知症カフェを紹介し、地域で認知症当事者と家族を支えていることを知ってもらった機会に繋がった。座談会では日々の介護のつらさや頑張りを共有することでリフレッシュし、講話では怒りの気持ちのコントロールの仕方を学んだ。	毎回実施するアンケートでは、頑張り原動力になった、リフレッシュできたという意見が多い。参加者同士でお互いの悩みを聞き合い、頑張りを認めアドバイスすることで、エンパワメントを高める場になっている。地域の認知症カフェとは違った、家族がリフレッシュする場になっている。	
方向性2	52				秋保総合支所	保健福祉課	認知症の理解促進	包括による認知症カフェの開催について後方支援を行う	1回参加。開催内容に関する情報交換実施。	認知症になっても安心して生活できる地域づくりの一環となる。	今年度実施なし。包括ケアマネ支援の一環で、当事者からの講話の機会あり、包括とともに、1回/年以上認知症に関する情報を得る機会をつくっていく。	グループホームが隔月開催している認知症カフェに包括が支援。包括がケアマネを対象として認知症パートナー講座を1回開催。	ケアマネジャーに認知症の知識や対応について周知できた。	
方向性2	52				泉区	障害高齢課	認知症高齢者を抱える家族のつどい	認知症の家族を対象にした、認知症に対する適切な知識や対応力向上に向けた家族交流会の実施。	年10回実施。延べ数は51名。うち、新規参加者は15名。	新規参加者がその後、地域で相談の場を得られるような包括やカフェの情報提供を行うことは今後も必要となる。継続参加者はほとんど固定。	引き続き、認知症高齢者がかかえる家族を対象に実施する。例年同様、認知症についての知識を得たり、介護者同士で情報交換したりすることにより、介護の悩みや問題解決方法を得る機会とし、介護者の介護負担軽減へとつなげたい。	年10回開催。延べ参加人数は83名。うち新規参加人数は27名。	参加人数、新規参加者数とも昨年度と比べ増加しており、多くの対象者に対して、適切な知識や対応方法について提供できる場となっている。新規参加者がその後地域での相談の場を得られるような包括やカフェ等の情報提供を行うことは今後も重点的にを行い、必要時包括やCMへ情報提供しながら支援が継続されるような連携を図ることを強化していく。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	53	介護予防運動サポーターの養成	高齢者の介護予防を目的とした介護予防自主グループの運営を担う、介護予防運動サポーターの養成	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	介護予防運動サポーターの養成	地域の高齢者を対象とした介護予防自主グループで介護予防活動を推進する介護予防運動サポーターの養成	サポーター養成研修48回実施、延参加者数749人。 活動中のサポーター総数1,397人（H31.3月末）	グループが見守り機能を果たしながら今後も活動を継続できるよう、心の健康とそその対応について学ぶ機会を研修等でさらに取り入れる必要がある。	日頃のグループ運営の中で見守り機能が果たせるよう、養成研修だけでなくスキルアップ研修においても伝えていく。	サポーター養成研修41回実施、延参加者数636人。 活動中のサポーター総数1,415人（R2.3月末）	・サポーター総数は前年度より増加。 ・自主グループを新たに立ち上げて活動を希望するサポーターより、既存のグループで活動を希望するサポーターが多かったため、研修の回数と延参加者数は減少した。 ・グループが見守り機能を果たしながら活動を継続できるよう、養成研修だけでなく、スキルアップ研修においても心の健康や見守りについて伝えていく必要がある。	
方向性2	53				青葉区	障害高齢課	地域介護予防活動支援事業	介護予防を目的として活動する自主グループの立ち上げやサポーターへの支援を行い、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っています。	9回実施、200人参加。	区内の自主グループのほとんど（92.3%）が参加した。	障害高齢課へ事業移管	区内自主グループのほとんどが参加（35グループ/39グループ）	区内自主グループのほとんどが参加した（35グループ/39グループ）継続かつどうができるよう引き続き支援が必要。	
方向性2	53				宮城総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループ育成支援事業	地域の高齢者の介護予防を目的として、介護予防自主グループを育成・支援しています。介護予防自主グループは、介護予防にとどまらず、社会参加の場や見守り合う体制など広く「地域づくり」として大きな役割をはたしています。	・サポーター養成研修の実施（修了者6名）。 ・サポータースキルアップ研修の実施（全3回、延66名）。 ・青葉区合同でのサポーターまつり（管内12名）。	スキルアップ研修では、地域における介護予防について考えてもらえるようグループワークを実施したが、視野を広げることが難しい参加者もいた。研修に参加のグループが一定数いることから、研修に対するニーズ把握が課題。	運動にとどまらない介護予防についての正しい知識を提供し、より効果的な活動を行えるよう研修を企画する。また、地域の通いの場としてグループが機能し続けるよう支援していく。	・サポータースキルアップ研修の実施（全3回、延94名）。 ・青葉区合同でのサポーターまつり（管内7名）。	・自主グループの活動が介護予防につながるよう意識付けをしていくことも念頭に研修実施。 ・数年間参加のなかったグループが参加し、健康増進センターの継続支援の効果も見られている。 ・今後はサポーターのモチベーション向上や情報交換のための時間を設定していきるとよい。	
方向性2	53				宮城野区	家庭健康課	介護予防自主グループ育成支援事業	地域の高齢者の介護予防を目的として、介護予防自主グループを育成・支援しています。介護予防自主グループは、介護予防にとどまらず、社会参加の場や見守り合う体制など広く「地域づくり」として大きな役割をはたしています。	介護予防運動サポーター養成研修は全5回開催し、36名が研修を修了し、新規サポーターを養成。区内47か所の介護予防自主グループの運営支援を行い、320名のサポーターが登録されている。	新規グループ1か所登録となったが、高齢化や負担不足等により休止のグループも出てきている。また、サポーター養成研修については、運動中心の内容だけではなく、フレイル予防や口腔・栄養等高齢者の健康について取り上げ、地域の健康を支える一助になれるよう、研修内容の検討が必要。	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	
方向性2	53				若林区	障害高齢課	介護予防自主グループ育成支援事業	介護予防を目的として活動する自主グループの立ち上げや、サポーターへの支援を行い、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っています。	区内介護予防自主グループへ地区担当の保健師が最低1回は顔を出し、参加者、サポーターのモチベーションの維持とタイムリーな情報提供等を実施。健康づくり応援教室区内5箇所 各2回実施	自主グループの実施会場確保の課題が出てきている。	障害高齢課にて事業実施。地域保健活動の枠として、社会資源の把握と後方支援を含め、地区担当保健師が顔を出せると良いと考えている。	区内介護予防自主グループへ地区担当の保健師が基本年2回（最低年1回）は顔を出し、参加者、サポーターのモチベーションの維持と、グループより希望があればタイムリーな情報提供等を実施。	自主グループの実施会場確保の課題が出てきている。また、コロナ禍における自主グループ運営に関しても各地区で差がある状況。	
方向性2	53				太白区	障害高齢課	介護予防自主グループの立ち上げと継続に関わる支援	介護予防を目的として活動する自主グループの立ち上げや継続した運営をサポートし、高齢者の閉じこもり予防を図ります。	立ち上げ8か所（新規1、拡張7）太白区まちづくりフォーラムでのパネル展示	参加者のモチベーションの維持向上につながった。	令和元年度から当事業は障害高齢課へ移管済み	自主グループへの継続支援回数：1カ所 地域包括圏域全体への支援：2カ所 4回 立ち上げ支援 1カ所	参加者のモチベーションの維持向上につながった。	
方向性2	53				秋保総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループ支援事業	介護予防を目的として活動する自主グループの立ち上げやサポーターへの支援、高齢者サロンへの支援を行い、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っています。	年8回実施。	様々なテーマで関わることが地域住民からの発信にもつながる。	自主グループや地域サロンでの健康教育を実施。今後も継続して実施していく。	サポーター養成研修は実施せず。介護予防自主グループとサロンを対象に健康教育を10回（参加189名）開催。	高齢者の介護予防について周知できた。	
方向性2	53				泉区	障害高齢課	介護予防自主グループ支援事業	介護予防を目的として活動する自主グループの立ち上げやサポーターへの支援を行い、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っています。	41グループに対し実施。延60回	各グループとも工夫を凝らし運営している。サポーターの高齢化に伴い次の世代の担い手確保が課題。	事務移管済のため 障害高齢課にて回答	・6回の立ち上げ支援を行い、新規で1カ所自主Gとして立ち上げ。	地域の集いの場の創出につながった。また自主Gの活動のなかで、参加者への交流の重要性について普及ができた。	
方向性2	54	介護経験者による認知症介護講座と相談会の実施	市民を対象とした、要介護者への適切な対応方法を学ぶための介護経験者の講話及び相談会の開催	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症の介護講座と相談会 公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	各区役所にて年11回開催。 111名参加。	前年度より参加者数が増加。専門的な話を介護者が求めていることが考えられ、対応する職員も専門的な研修等の実施によりさらなる能力向上に努める必要がある。	家族だけで問題を抱えてしまうことがないよう、専門的な知識と相談の機会を提供していく。	各区役所にて年10回実施 参加者延89名	参加者は前年から若干減少している。認知症介護について、家族だけで問題をかかえて孤立してしまうことがないよう、継続して専門的な知識と相談の機会を提供していく。		
方向性2	54				青葉区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会 公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	年2回実施。1回あたり6～8人参加しており男性介護者の体験談や交流会を実施。	男性介護者だからこそその介護の難しさや悩みを話す機会となっている。継続して実施。	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、男性介護経験者による講話および相談会を開催予定。	年2回実施。延べ21人参加。	男性介護者だからこそその介護の難しさや悩みを話す機会となっている。継続して実施。		
方向性2	54				宮城野区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会 公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	年2回実施	例年通り実施することができた。	引き続き、介護経験者による体験談を実施し、ピアカウンセリング機能を強化する。介護家族が孤立しないよう区役所以外の相談先の周知を行う。	年2回実施	継続して実施することで、ピアカウンセリング機能の強化・維持につながった。区役所以外の相談先の周知については引き続き行う。		

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	54				若林区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	年3回実施（H30.7月、10月、H31.2月）。実人数35名、延人数37名参加。	司会を家族の会担当者に依頼していたが、参加者の発言の偏りを防ぐため、区の担当者との進行の分担が必要。	家族の会役員による相談会では、介護経験の共有により介護負担軽減が図られた。次年度も2~3回ほど開催し、家族が介護経験を共有できる場を設ける。	年2回実施（R1.6月、R2.1月）。実人数14名、延人数16名。 テーマ「男性介護者の介護体験談」「拒否的な言動がある方への対応に関する介護体験談」	各立場における家族の会役員の介護体験談の共有を通じ、介護負担軽減が図られた。	
方向性2	54				太白区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	年間8回開催 参加人数 48人 内容 座談会 4階 認知症の人と家族の会共済講話2回 講話 2回	各包括支援センターで実施の介護予防教室やサロン、認知症カフェなどが開催されるようになり、役割分担をしながら進める必要がある。	診断されて間もない方などは地域の認知症カフェなどへの参加にまだ気持ちが向かない方もおり、今の気持ちを安心して語れる場として継続して実施する。	年間8回実施 参加人数 45人 内容 座談会 4回 認知症の人と家族の会共済講話 2回 講話 2回	当事者の方とその家族の講話を通して、認知症であっても地域で役割を持って活躍できることを参加者に知ってもらう機会になった。経験者に相談することで、より具体的な悩みの解決にも繋がった。	
方向性2	54				泉区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	認知症の人と家族の会 宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を2回実施。	経験者であるからこそ、分かち合える気持ちもあることから、参加者にとって有意義な時間となった様子。H31年度も引き続き実施予定。	次年度も同様、認知症の人と家族の会 宮城県支部と共催で実施予定。	認知症の人と家族の会 宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を2回実施。	多数の参加者があり、語られる介護体験談を聞き、語り合う場を求められる住民が多数いることがわかった。令和2年度も同様に2回開催予定。	
方向性2	55	地区健康教育（健康問題に関する適切な対応方法の啓発）の実施	地域住民・団体、企業等を対象とした、健康問題に伴う様々な困りごとや悩みに対する適切な対応方法の啓発	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康政策課	各種健康教育	地域や地区組織、関係団体、職域等と連携をとりながら、健康づくり及び生活習慣病等の疾病予防を目的として実施しています	年間を通して実施。	地域・社会全体で予防に取り組みできるよう引き続き人材育成に努めていく。	地域や地区組織、関係団体、職域等と連携を図りながら、各種健康教育を通じて健康づくりや疾病予防について広く啓発していきけるよう、人材育成に努める。	健康問題に関する適切な対応方法の啓発のため、うつ病、睡眠と心の健康の関係を中心に、市民や理美容団体を対象に、健康教育を実施した。	地域・社会全体で予防に取り組みできるよう引き続き人材育成に努めていく。	
方向性2	55				青葉区	家庭健康課	うつ病等の啓発。	地域の支援者等に対して、うつ病等の啓発をしています。	No9と同じ。1回開催、12人参加。	参加者に睡眠とこころの健康についての理解を促すことができた。	No9と同じ。	No9と同じ。	No9と同じ。	
方向性2	55				青葉区	家庭健康課	こころの健康づくり講演会	区民を支援している社会福祉協議会や民生児童委員協議会等の支援者を支援する講演会を開催しています。	1回開催、45人参加。	支援者のニーズをもとにテーマを選定したため、支援者の活動に生かせるものとなった。	今年度も開催し、民生委員や社会福祉協議会の委員などの支援者の参加があった。アンケートより、講演会の内容を実践したい、周りに伝えたいとの回答が多数あった。次年度も開催を計画しているため、地域の支援者に周知し、参加を呼び掛けた。	こころの健康づくり講演会を1回開催。テーマは「伝える力～気持ちを伝えるコミュニケーション～」49人参加。	民生委員や社会福祉協議会といった地域の支援者に積極的に周知を行い、多くの参加があったため、ニーズにマッチしたと考えられる。今後も地域の支援者を意識した内容を選定していく。	
方向性2	55				青葉区	家庭健康課	うつ病等の啓発	地域の住民や支援者に対して、うつ病等の健康教育を実施しています。	No9と同じ。1回開催、12人参加。	参加者に睡眠とこころの健康についての理解を促すことができた。	No9と同じ。	No9と同じ。	No9と同じ。	
方向性2	55				青葉区	障害高齢課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	実施なし	・平成30年度の実施はなかったが、依頼があれば啓発を実施していく。	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行っていく。	実施なし	令和元年度の実施はなかったが、依頼があれば啓発を実施していく。	
方向性2	55				宮城総合支所	保健福祉課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	老人会等からの依頼に基づき運動や低栄養予防、歯と口の健康等について健康教育を実施（6件）	今年度は認知症や低栄養予防をテーマとした講座の依頼が増加したが、地区によっての無に差がある状況が続いている。	引き続き地区担当保健師が他職種が行う健康教育に同行しながら地区のキーパーソン等とつながりを持ち、地区の課題等を共有していく。	老人会等からの依頼に基づき運動や低栄養予防、歯と口の健康等について健康教育を実施（7件）	低栄養予防や運動、歯と口の健康といった様々なテーマでの健康教育の依頼があったが、引き続き地区による依頼の有無には差がある状況である。	
方向性2	55				宮城野区	家庭健康課	働き盛り世代に対する健康情報の発信	区内の理美容、タクシー事業所等（約80か所）に対し、毎月、健康情報（リーフレット）を送付します。9月、3月に心の健康や自死予防に関する情報提供を行います。	区内理美容店・タクシー事業所等計75か所に送付。5月に睡眠について・2月にこころの健康についてのリーフレットを送付。	事業所1か所から相談あり、新規送付先が1か所追加となった。今後も引き続き、啓発に力を入れ、送付先を増やしていく。また、保健福祉センター内の他課にも協力を依頼し、他課の情報についても一緒に発信していく。	事業所へアンケートを実施し、送付したリーフレットの中でどのような反響があったのか等を調査し、次年度の発送内容に活用していく。今後も引き続き身の健康づくりに関する情報や、相談窓口のチラシを送付し、普及啓発を図っていく。	区内理美容店・タクシー事業所等計74か所に資料を送付。1月に睡眠について（タクシー事業所のみ）と2月にこころの健康についての梨0フレットを送付した。	新規送付先（自動車学校）が4か所追加することができた。今後も引き続き身の健康づくりに関する情報や、相談窓口のチラシを送付し、普及啓発を図っていく。	
方向性2	55				宮城野区	障害高齢課	心理講話（被災者の心のケア支援事業）	地域包括支援センターの依頼の元、高齢者の多い被災地において心の健康づくりをテーマに心理講話を実施します。	年2回実施（9月と12月）	例年通り実施することができた。	包括からの依頼に応じて検討	未実施		
方向性2	55				若林区	家庭健康課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスや睡眠など、心の健康に関する講話を行います。	9月の健康づくり講座で睡眠とゲートキーパーについてヨガの実践を併せて1回実施。参加者数17名。	自殺予防週間に合わせて実施することで、効率よく実施できた。また、講話と実践を併せることで参加者のスキル習得につながると思われた。	地区からの宅配講座の依頼に応じて、こころの健康についての講話を実施していく。	地区健康教育の中で、ストレス対処法やゲートキーパーについて講話を1回実施。参加者数32名。	中学校で実施し、生徒だけでなく保護者も含めた生活習慣の重要性を絡めて啓発ができた。今後も依頼に応じて実施していく。	
方向性2	55				若林区	障害高齢課	地区健康教育	地域で開催される会議に出席し、障害等についての啓発を行います。	実施なし	介護予防事業が31年度から担当となるため、そこから健康教育の場を広げていく。	地区活動の中で啓発の場を設けていく。	介護予防事業にて18か所の自主グループに計30回伺い、その中で要望に応じて健康教育を実施。	要望に応じて健康教育の実施可否が決まっていたため、実施箇所に応じて意識の差が見受けられた。	
方向性2	55				太白区	家庭健康課	心の健康づくりに関する啓発	地域の住民や事業所等に対して、心の健康に関する健康教育を実施しています。	健康教育22団体、26回、延970名	働き盛り世代への啓発を実施することができた。	地域の住民や事業所等に対して、心の健康に関する健康教育を実施する。	健康教育10団体、10回、延540名	若年者、働き盛り世代への啓発を実施することができた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	55				太白区	障害高齢課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	理容・美容衛生講習会の中で、ゲートキーパーの役割、気温的な対応法、ストレスへの対応についての講話をした。	基本的に大切な内容を伝えることができた	地域団体やグループへの健康教育の機会をとらえて、こころの健康に関する取り組みも取り入れている。	理容・美容衛生講習会の中で、ゲートキーパーの役割、基本的な対応法、ストレスへの対応、セルフケアの重要性についての講話をした。	ゲートキーパーの講話について、令和元年度は参加者が理容所・美容所に従事する方（勤労者）であることにも着目し、ゲートキーパーの視点に加え、自衛対策の重点対象の1つである「勤労者」の視点からセルフケアの重要性について伝えることができた。	毎年参加される方からはマンネリ化を指摘されることもあり、内容の工夫や今後の持ち方については検討が必要。
方向性2	55				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康づくり講演会	町内会長や民生児童委員協議会役員等の支援者を中心に講演会を開催しています。	1回/年。23名参加。	こころの健康について改めて考える契機となるため同時実施が有効。	令和2年1月実施(36名参加)。地域支援に携わる方を対象にゲートキーパー研修の内容で実施。年1回の実施を継続していく。	年1回実施(参加36名)	ストレス対処方法やゲートキーパーの役割について周知できた。	
方向性2	55				泉区	家庭健康課	健康出張講座	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	2回実施（7月、10月） 参加者数 延べ173名	職場からの依頼により、働き盛りのストレス対処法や、ゲートキーパーの役割等について啓発することができた。	ストレス対処法、ゲートキーパー等についてのテーマを設けて、市民及び職場からの依頼に対応する。	地域の介護予防自主グループからの依頼により、骨粗鬆症予防と高齢者のうつ予防についてを併せて啓発した。 1回実施（10月） 参加者数 延べ20名	自主グループへの啓発により、活動する地域への知識の波及が期待できる。	
方向性2	55				泉区	障害高齢課	地域支援者への普及啓発	地域の中で活動する支援者を対象として、自殺予防やメンタルヘルス等についての普及啓発を行います。	民生委員に対して、抑うつ高齢者への支援や相談窓口等について普及啓発を実施。圏域内の相談従事者に対しても、相談窓口の周知を図った。	高齢者に表立ってかわる民生委員や直接住民に対してケアにあたる支援者に対して、困ったときの相談窓口を伝えることができた。	今年度は衛生課より講話依頼があり、理美容組合員を対象に行う衛生講話の中で、ゲートキーパー養成研修を実施した。次年度も同様に、相談職や市民を対象に講話の依頼があれば積極的に受け、健康に関する普及啓発に努めていきたい。	衛生課より講話依頼があり、理美容組合員を対象に行う衛生講話の中で、ゲートキーパー養成研修を実施。	理美容組合員に対するゲートキーパー研修を行ったことで、市民一人ひとりの適切な対応力を向上する効果もあり、かつ仙台市の重点対象として挙げられる勤労者へ対するメンタルヘルス支援にもつながったと考える。	
方向性2	56	性暴力被害支援者専門研修の実施	性暴力被害者と接する可能性のある相談員等を対象とした、ジェンダーの視点を意識した専門的な被害者支援研修の実施	市民局	市民局	男女共同参画課	性暴力被害者支援事業	性暴力被害者と接する可能性のある相談員等を対象に、性暴力被害者支援に関するジェンダーの視点を意識した専門的な研修を実施します。	性暴力被害者支援スキルアップ講座（公開講座含む）を実施した。 ・講座参加者42名 ・公開講座参加者：72名	性暴力被害に対する支援者のスキルアップや市民への啓発を通じて、被害者の二次被害防止や相談体制の充実を図ることができた。	令和2年度も、引き続き性暴力被害者支援スキルアップ講座を実施する予定である。	性暴力被害者支援スキルアップ講座（公開講座含む）を実施した。 ・講座参加者40名 ・公開講座参加者：70名	性暴力被害に対する支援者のスキルアップや市民への啓発を通じて、被害者の二次被害防止や相談体制の充実を図ることができた。	
方向性2	57	多重債務者内窓職員対象研修会の実施	多重債務者の基礎的知識や対応力の向上を目的とした、市職員向け研修の実施	市民局	市民局	消費生活センター	多重債務者内窓職員対象研修会	多重債務に陥っている市民を発見する可能性が高い窓職員等の知識の向上を図り、確実に消費生活センター等の相談窓口につなげることができることを目的として、職員向け研修を実施しています。	年一回実施（平成30年8月）し、43名参加した。	前年度と研修参加者は同数であった。引き続き多重債務者の相談窓口周知を図るとともに多重債務者の掘り起こしに努める。	当研修会は多重債務者の相談窓口周知および多重債務者の掘り起こしのために重要であると認識している。今後も年1回の開催を実施して参りたい。	多重債務に関する基礎的知識や対応力向上を目的に、年一回実施（令和元年8月）し、36名の参加があった。	前年度より研修参加者は減少した。引き続き多重債務者の相談窓口周知を図るとともに多重債務者の掘り起こしに努める。	
方向性2	58	障害者差別解消に係る職員研修の実施	市職員を対象とした、障害者差別解消の推進に関する対応要領に基づく研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害者差別解消に係る庁内対応体制の整備	差別解消に係る職員対応要領を整備し、職員向けの研修を実施するとともに、市実施事業への手話通訳者の派遣等の情報保障や、各区等の窓口における障害者とのコミュニケーション支援のため、タブレットやアプリ、コミュニケーションボードの導入を検討し、庁内の対応体制を整備します。	1. 庁内研修 ・新規採用職員研修：①4月…248名、②10月…17名 ・管理職員向け研修（12月）：89名 ・一般職員向け研修（2月）：161名 ・全職員を対象としたe-ラーニングを活用した研修（11月）：①心のバリアフリーについて学ぼう8,277名、②「バリア」とはなんだろう？ 5,611名 2. 市実施事業への情報保障（障害企画課負担分のみ）28件 3. 各区等の窓口におけるコミュニケーション支援 ・障害企画課、5区に加え、平成30年度から宮城総合支所保健福祉課にタブレット（UDトーク使用可能）を導入。 ・コミュニケーションボードは5区に加え、30年度から宮城総合支所保健福祉課に設置。	・研修を今後も継続して実施するに当たり、研修内容については検討が必要である。 ・アプリ（UDトーク）やコミュニケーションボードをより広く活用してもらったための手法的検討が必要である。	・研修について一般職・管理職・新規採用職員研修を継続し、職員の知識や対応力の向上を目指す。併せて、e-ラーニングの内容も充実させ、全職員の知識・理解を深めていく。 ・コミュニケーション支援教育関係機関からの問い合わせも増加しているため、各機関でうまく活用してもらいように資料等を整備していく	1. 庁内研修 ・新規採用職員研修：226名 ・一般職員向け研修（12月）：147名 ・管理職員向け研修（1月）：69名 2. 市実施事業への情報保障（障害企画課負担分のみ）24件 3. 各区等の窓口におけるコミュニケーション支援 ・障害企画課、5区に加え、平成30年度から宮城総合支所保健福祉課にタブレット（UDトーク使用可能）を導入。 ・コミュニケーションボードは5区に加え、30年度から宮城総合支所保健福祉課に設置。	研修を通して、職員の障害に関する知識や対応力の向上に資することができた。また、市実施事業への情報保障の整備や窓口におけるコミュニケーション支援により、本市の事業や日常的な窓口業務において、合理的配慮を提供することができた。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、eラーニングなど非接触型研修の実施検討と、コミュニケーション支援の周知広報が課題となっている。	
方向性2	59	障害理解サポーター（ココロン・サポーター）養成研修の実施	障害のある方を講師とする、企業・団体等向け研修の実施による、障害に対する良き理解者の養成	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害理解サポーター（ココロン・サポーター）養成研修	障害のある方が講師となり、企業・団体等を対象に講義やグループワーク等の研修を行い「障害とは何か」を考えることで、障害に対する良き理解者の養成を進めます。	・障害理解サポーター養成研修：年16回開催、439人受講	・受講者のアンケートでは、研修前に「差別解消法」または「仙台市差別解消条例」を知っていると答えた割合は41%であったが、研修後に同内容を理解できたという割合は87%となり、本研修を通じて障害に対する理解が進んだと評価できる。 ・障害理解サポーター養成研修の周知先を増やし、継続して実施していく。	・令和元年度は1月時点で29回開催、910人が受講しており、順調に受講者数が増加している。引き続き障害理解サポーター養成研修の周知先を増やしていくとともに、当事者講師養成研修で登録された新たな講師の育成を図り、企業・団体からの様々なニーズに対応できるように努める。	・障害理解サポーター養成研修：年31回開催、954人受講	・受講者のアンケートでは、研修前に「差別解消法」または「仙台市差別解消条例」を知っていると答えた割合は36%であったが、研修後に同内容を理解できたという割合は87%となり、本研修を通じて障害に対する理解が進んだと評価できる。 ・より多様な分野・業種の団体・企業へのアプローチを進める必要がある。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	60	自殺未遂者等ハイリスク者支援のための協働支援ツールの作成と活用	地域の様々な関係機関と協働するためのアセスメントや支援方針・支援計画立案のための協働支援ツールの作成と利用促進	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	仙台市自殺ハイリスク者支援体制検討会議	自殺未遂者等ハイリスク者、係る支援体制の構築に関する事項（協働支援ツール、関係機関の連携のあり方など）について、協議・検討するための会議体の設置	保健、医療、教育、労働、司法、福祉、自死遺族支援団体等の関係機関や有識者で構成する検討会議を開催し、協働支援の仕組みやツールについて検討を行った（計5回開催）。	従来は関係機関が個々に対応してきた自殺未遂者等ハイリスク者への支援について、悩みや困りに合わせて多機関協働支援の仕組みの具体化と関係機関による合意形成を図ることができた。	平成30年度で終了となった会議であるため、取組みの予定なし。	協働支援ツールとして作成した「仙台市のちの支え合い事業の手引き」を用いて、「仙台市のちの支え合い事業実施者懇話会」（自殺未遂者等ハイリスク者支援の実務を担う関係機関職員（各区保健福祉センター、医療機関などの実務者を参加する会議）において、自殺未遂者等ハイリスク者に関わる際の態度や留意点、関係機関間の連携について学んだ。	自殺未遂者等ハイリスク者支援に関して、関係機関と共通認識を回り、支援を行う上での土台作りを行うことができた。	
方向性2	61	自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施	保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関職員を対象とした、人材育成研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	仙台市自殺予防対策事業研修（ハイリスク者支援研修）	相談支援機関の職員を対象に、自殺未遂者等ハイリスク者を支援する際の態度や姿勢、適切な対応等について学ぶための研修を実施します。	保健、医療、教育、労働、司法、福祉、自死遺族支援団体等の関係機関や有識者で構成する検討会議を開催し、協働支援の仕組みやツールについて検討を行った（計5回開催）。	平成30年度は、左記検討会議を実施する中で、関係機関間でそれぞれの機関の特徴や提供できる支援・サービスについて、情報共有できた。	庁内関係各課との協力を図りながら、自殺未遂者等ハイリスク者支援において必要な研修を実施して参りたい。	自殺未遂者等ハイリスク者支援の実務を担う関係機関職員（各区保健福祉センター、医療機関など）を対象に、実際の支援例を用いて、ハイリスク者に関わる際の態度や留意点、アセスメントや支援技術等について学んだ。	自殺未遂者等ハイリスク者支援を担う関係機関職員の能力向上を図ることができた。	
方向性2	62	震災後心のケア従事職員研修の実施	各区保健福祉センターや精神保健福祉総合センターにおける震災後心のケアに関わる職員向けの研修や事例検討会の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	震災後心のケア従事職員研修会	心のケア担当職員を対象に、被災に関する知識や適切な対応を学ぶための研修を実施します。	年間7回の研修会を開催し、心のケア担当の嘱託職員を中心に延265名の参加があった。	各区・支所での実例をもとに支援体制の検討を参加者全員で行うことができた。しかし、区によって支援頻度のバラつきがある。また、被災者の抱える問題も年数を経過するにつれ、複雑化しており、支援者自身のより一層のスキルアップが求められる。そのため、現場スタッフのみならず、統括レベルにある職員に対しても参加を促し、支援に関わるもの全体のスキルアップを図って参りたい。	被災者支援の対象者については通常の支援の枠組みの中に徐々に戻していく必要がある。また、被災者の抱える問題も年数を経過するにつれ、複雑化しており、支援者自身のより一層のスキルアップが求められる。そのため、現場スタッフのみならず、統括レベルにある職員に対しても参加を促し、支援に関わるもの全体のスキルアップを図って参りたい。	被災者支援の態度と支援手法の学習や、これまで蓄積したノウハウの伝承を目的に、震災後心のケア担当職員を対象とした事例検討ベースの研修会を実施し、延265名の参加があった。	各区・支所での実例をもとに支援体制の検討を参加者全員で行うことができた。しかし、区によって支援頻度のバラつきがあり、担当者のスキルや意識も区間で差がある。	
方向性2	63	心の健康対応力向上研修の実施	かかりつけ医等を対象とした、うつ病等の精神疾患の知識や診断に関する研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけ医等に対して、うつ病をはじめとした精神疾患の知識や診断に関する研修を行っています。	研修を2回開催し、延174名（かかりつけ医70名、コメディカル104名）が参加し、2回通じて参加をした53名に修了証書を交付した。	不眠や不安症状に対する向精神薬の適正な処方を行うための研修および計画相談作成事業者向けの障害者支援体制加算の研修として位置付けることで、平成29年度に比し参加者数が113名（かかりつけ医+51名、コメディカル+62名）増加した。	令和元年度は研修会を2回開催し、延132名（医師54名、コメディカル78名）が参加した。新たに医師の他薬剤師や養護教諭、相談支援専門員といった関係職種を含めた座談会を実施し、多職種の連携による支援の実践を講義内容に含めた。今後も継続的に本研修を実施し、うつ病などの精神疾患の早期発見・早期治療、支援体制の強化等に努めてまいりたい。	研修を2回開催し、延132名（かかりつけ医43名、コメディカル89名）が参加し、2回通じて参加をした35名に修了証書を交付した。地域における多職種ネットワークの強化を意識して、内科医、精神科医、薬剤師、障害者相談支援事業所、養護教諭など、身近な関係機関職員による課題や実践例の報告を行った。	昨年度と同様、眠や不安症状に対する向精神薬の適正な処方を行うための研修および計画相談作成事業者向けの障害者支援体制加算の研修として位置づけたことで、内科医や障害者相談支援事業所職員の一定程度の参加があった。そのほか、薬剤師や養護教諭など関連職種にもなじみ深いテーマとすることで、幅広い職種の参加が見られた。	
方向性2	64	精神障害者家族支援（人材育成）の実施	精神障害者の家族支援活動を牽引し支援の質を維持・向上させるための家族スタッフ育成研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者ピアカウンセリング事業	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間どうしによって行われるカウンセリング）を学び実践する機会を提供します。また、当事者活動のリーダーの育成を図ります。	ピアカウンセリング講座を3回実施（参加者計：30名）。ピアトークショーを1回実施（参加者：20名、活動報告を行った団体：4団体）	当事者同士で体験などを話し合う機会が普段あまりないため、多くの方から良い経験ができたとの声が上がった。しかし、参加団体が固定化されてきていることが課題であり、新規開拓をしていく必要がある。	参加団体の固定化が進んでいることから、業務委託先とも相談の上、新規の団体の参加を促して参りたい。	ピアカウンセリング講座を3回実施（参加者計：33名）。ピアトークショーを1回実施（参加者：20名、活動報告を行った団体：4団体）	ピアカウンセリング講座、ピアトークショーそれぞれにおいて初めてとなる参加者が見受けられたが、当事者活動団体は固定化されていることが課題であり、新規の団体発掘・立ち上げ相談に注力していく必要がある。	
方向性2	65	当事者活動（ピアカウンセリング）におけるリーダーの育成	ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間同士によって行われる相互支え合い）講座を通じて、当事者活動を牽引するリーダーの養成	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族支援事業	精神障害者の家族は、周囲に助けを求めることが難しく、孤立した対応を余儀なくされ疲弊する現状にあることに鑑み、精神障害者の家族に対する相談支援・休息支援事業等を実施します。	・家族による家族学習会セミナー：39名参加 ・家族による家族学習会（計5回）：10名参加 ・家族による家族学習会担当者養成研修：12名参加	どこにも相談できていない精神障害者家族が、相談につながることでできるよう、アクセスのしやすい場所での相談会を実施する。また、精神障害者家族が抱える特有の問題を同じ立場にある家族スタッフに対し、相談できる場を提供して参りたい。	・家族による家族学習会セミナー：20名参加 ・家族による家族学習会（計5回）：10名参加 ・家族による家族学習会担当者養成研修：8名参加	ピア家族相談員として、他の精神障害者家族支援に携わる意向のある方を募集できた。また、このうち3名が今年度の学習会の担当者として活動予定で、担当者の養成とともに、ピア家族相談員としての育成も行っていく必要がある。		
方向性2	66	ピア相談員（ピアサポーター）の育成	精神障害者を対象とした、ピアサポート活動に関する研修や実習活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	ピア相談員（ピアサポーター）雇用促進	自らの疾病体験を踏まえて、ピアサポーターの活動を希望する精神障害者に対して、自らの適性を見極めるとともに、相談支援事業所等がピアサポーターを雇用し活用するための契機となるよう相談支援事業所等での実習機会を提供します。	4名の実習希望者について各研修会や相談支援事業所等での実習を経て、修了した。	精神障害のある当事者への支援の観点からも同じ境遇にあるものからの支援やアドバイスは有用なものであり、研修を修了したサポーターを増やすことは有用である。	事業開始より、毎年研修修了者を輩出しているものの、ピアサポーターとして市内で勤務をしているものは非常に限られている。令和2年度については業務委託先とも相談をしながら、研修を修了したピアサポーターの受け口の拡大をより一層図って参りたい。	5名の実習希望者について各研修会や相談支援事業所等での実習を経て、修了した。	精神障害のある当事者への支援の観点からも同じ境遇にあるものからの支援やアドバイスは有用なものであり、研修を修了したサポーターを増やすことは有用である。	
方向性2	67	関係機関職員向けゲートキーパー養成研修の実施	行政窓口、教育機関、労働関係機関、地域の相談関係機関の職員を対象とした、適切な対応を学ぶための研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	専門職向けゲートキーパー養成研修	自殺の危険性のある方と関わる専門職を対象に、自殺に関する知識や適切な対応を学ぶための研修を実施します。	平成31年2月1日地域自殺対策研修を実施し、85名が受講した。 【講師】筑波大学 医学医療系 災害・地域精神医学 教授 高橋祥友 氏 【内容】「死にたい」と「生きたい」の狭間でできること ～身近な人の死を防ぐために～	令和元年度は、メンタルケア協議会の西村由紀先生を招き、基礎編と実践編の2回の研修を実施し、199名の支援者の養成を図った。 今後も、自殺の危険性のある方と関わる専門職を対象に、自殺に関する知識や適切な対応を学ぶための研修を継続し、支援者の資質向上に努める。	令和元年度は、メンタルケア協議会の西村由紀先生を招き、基礎編と実践編の2回の研修を実施し、延199名の支援者の参加があった。 【講師】メンタルケア協議会西村由紀氏 【内容】第1回 講話「事例を通して考える～自殺リスクアセスメントと自殺防止のための基本対応～」 第2回 講話「ロールプレイや事例検討を交えて～自殺リスクの高い方への対応の実践～」	相談に従事する専門職員が、自殺に対する基本的理解に加え、実践的な対応について学ぶ研修を通じて、支援技術の向上を図ることができた。		

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	67				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	市職員向けゲートキーパー養成研修	様々な窓口で市民と接する市職員や外郭団体職員を対象として、ゲートキーパーの役割や具体的な対応を学ぶための研修を実施します。	平成30年7月6日、市職員や外郭団体職員を対象とした自死対策ゲートキーパー養成研修を実施し、67名が受講した。 【講師】太白区保健福祉センター管理課 主幹兼企画係長（精神科医）河田祐子 氏 【内容】 ①講話「こころの声に気づく～職員1人ひとりができること～」 ②グループワーク「対応方法の実践について」	市民と接する機会のある市職員及び外郭団体職員が、自殺対策の観点から、ゲートキーパーとしての各々の役割を考え、必要時には適切な機関に繋ぐことの重要性を学ぶことができた。	令和元年度は、56名の職員が受講し、ロールプレイを交えた内容で、市民に接する様々な窓口の職員が対応を学んだ。今後は、より多くの職員が受講できるように、職員研修所との連携を検討する。	市職員や外郭団体職員を対象とした自死対策ゲートキーパー養成研修を実施し、56名が受講した。 【講師】仙台市精神保健福祉総合センター（精神科医）大類真嗣 氏 【内容】 ①講話「こころの声に気づく～職員1人ひとりができること～」 ②グループワーク「対応方法の実践について」	市民と接する機会のある市職員及び外郭団体職員に対して、研修でゲートキーパーとして市民の自死予防の一端を担い、適切な機関に繋ぐことを実践する重要性を学ぶ機会を提供できた。 今後も継続し、より多くの職員を育成していく。	
方向性2	68	企業等向けゲートキーパー養成研修の実施	従業員の困りごとや悩み、心身の健康保持に関して適切に対処できる企業の担当者の育成に向けた様々な研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	職場のメンタルヘルスに関する研修・講演会の実施	民間企業や公的機関に対して、講師を派遣し、心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する講演や研修を実施します。	給食施設、消防や生活保護を担当する部署の職員に対して、12回講師を派遣し、研修会等を実施した。	心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する講演や研修の講師講師を派遣することにより、心の健康の普及啓発や人材育成に繋がった。	令和元年度は、仙台地方裁判所、地域包括支援センター管理者、国土交通省地方整備局等に対して、講師を派遣し、心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する講演や研修を実施した。今後も、職場のメンタルヘルスに係る研修等を継続していく。	仙台地方裁判所、地域包括支援センター管理者、国土交通省地方整備局等に対して6回講師を派遣し、心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する講演や研修を実施した。	心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する講演や研修の講師を派遣することにより、心の健康の普及啓発や人材育成に繋がった。	
方向性2	69	アルコール・薬物問題研修の実施	地域の相談機関の職員を対象とした、アルコールや薬物に関する問題の適切な理解と適切な対応を学ぶための研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール・薬物問題研修講座	地域の相談機関の職員を対象に、アルコールや薬物に関する問題の正しい理解と適切な対応について学ぶための研修を実施します。	宮城県精神保健福祉センターとの共催事業として、基礎編・実践編の2部構成で実施し、基礎編は67名、実践編は43名の参加があった。	アルコール関連問題に関する理解や家族支援について、区の障害高齢課や家庭健康課、地域包括支援センター等、支援に携わる職員の人材育成の機会となった。	令和元年度は、「動機づけ支援」について研修し、依存症者支援に生かす学びの機会となった。今後も支援者が、依存症関連問題に対する理解を深め、より具体的な学びを得るための機会として、実践的な演習を取り入れた研修を継続していく。	令和元年度は、「動機づけ支援」についての研修を実施し、66名が参加した。また、毎月末にアルコール・薬物問題に関する支援者向け勉強会を実施した。全10回のべ125名の参加があった。	毎月末の支援者向け勉強会は、支援者にとってタイムリーに学ぶ機会となり、参加者が増加傾向である。依存症者支援に生かす学びの機会として、今後も継続的に開催し、より具体的な学びを得るために実践的演習を取り入れた研修を実施していく。	
方向性2	70	教職員向け思春期問題研修の実施	思春期の子どもに関わる教職員や関係機関職員を対象とした、思春期精神保健についての理解を深め、対応を学ぶための研修講座の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	思春期問題研修講座	思春期の子どもに関わる教職員や関係機関職員を対象に、思春期精神保健についての理解を深め対応を学ぶための研修講座を実施します。	平成30年9月28日研修講座を実施し、81名の参加があった。 【テーマ】子どもたちの不適応行動の理解と対応 【講師】医療法人五十嵐小児科 臨床心理士 早川典子 氏 【内容】講師による講演と事例についてのグループワーク	アンケート結果満足度が高くほとんどの参加者が支援に役立つと回答しており好評であった。今後もニーズにあったテーマ設定、参加しやすい日程や会場の工夫が求められる。	令和元年度9月20日に研修講座を実施し、99名の参加があった。 【テーマ】青年期外来で出会う子どもの姿からみえてくるもの 【講師】公益財団法人慈恵会精神医学研究所 所長 精神科医 青木省三 氏 【内容】講師による講演と事例についてのグループワーク 令和2年度も9月頃に思春期問題に関わる講師をお呼びし、研修講座の開催を予定している。	令和元年度9月20日に研修講座を実施し、99名の参加があった。 【テーマ】青年期外来で出会う子どもの姿からみえてくるもの 【講師】公益財団法人慈恵会精神医学研究所 所長 精神科医 青木省三 氏 【内容】講師による講演と事例についてのグループワーク	アンケートの結果、満足度が高くほとんどの参加者が支援に役立つと回答しており、思春期の精神保健についての理解を深め、対応について学ぶ機会となった。今後もニーズにあったテーマ設定、参加しやすい日程や会場の工夫を行う。	
方向性2	71	ひきこもり者の家族教室（ひきこもりに関する適切な対応方法の獲得支援）の実施	ひきこもりの方の家族を対象とした、ひきこもりに関する適切な理解を深め、対応を学ぶための家族教室の開催	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	ひきこもり者をもつ家族を対象とした、集団療法や教室の開催	ひきこもり者を持つ家族を対象に、ひきこもりに関する理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会として、家族教室を実施します。	ひきこもり家族教室を4回（2回1クールを2クール）実施し、延べ81名の参加があった。	幅広いご家族が参加されており、ひきこもりについての理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会となっている。繰り返し参加された方、個別相談と並行して利用されているご家族もおり、継続して実施していくことが求められる。	ひきこもり家族教室を4回（2回1クールを2クール）実施。延べ100名の参加があった。 【内容】ひきこもりについての講話・グループワーク 1クール目の参加者が高齢傾向にあり、2クール目にはファイナンシャルプランナーを講師に招き、経済面・社会福祉制度等の講話をいただいた。	ひきこもり家族教室を4回（2回1クールを2クール）実施。延べ100名の参加があった。 【内容】ひきこもりについての講話・グループワーク 1クール目の参加者が高齢傾向にあり、2クール目にはファイナンシャルプランナーを講師に招き、経済面・社会福祉制度等の講話をいただいた。	様々な立場のご家族が参加されており、ひきこもりについての理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会となっている。個別相談と並行して利用されているご家族が増えており、継続して実施していくことが求められる。	
方向性2	72	アルコール問題や薬物関連問題のある方の家族向け研修の実施	アルコール問題や薬物関連問題のある方の家族を対象とした、アルコールや薬物に関する適切な理解や対応を学ぶための研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール・薬物問題を持つ家族のミーティングや研修会の開催	アルコールや薬物関連問題を持つ家族を対象に、アルコールや薬物に関する正しい理解と適切な対応について学ぶ機会として、定例ミーティングや、研修を実施します。	定例ミーティングは、全35回、延95名の参加があった。家族を対象とした研修会（家族教室）は2回実施し、延 35名のご家族の参加があった。	家族のアルコールや薬物問題に長い間悩んできたご家族が多く、アルコールや薬物に関する正しい理解を得る機会となっている。こうした場の提供は、今後も相談と両輪で継続していく必要がある。	家族の不安を軽減し、本人、家族の回復を後押ししていくために、令和2年度以降も定期開催していく。	定例ミーティングは、全34回、延55名の参加があった。家族を対象とした研修会（家族教室）は2回実施し、延16名のご家族の参加があった。	家族のアルコールや薬物問題に長い間悩んできたご家族が多く、アルコールや薬物に関する正しい理解を得る機会となっている。参加者が前年度より減少しているが、こうした場の提供は、今後も相談と両輪で継続していく必要がある。支援が必要な方が参加できるように、区役所等と連携し、周知を図っていく。	
方向性2	73	子どもの支援に取り組む団体への講演や研修の実施	子どもたちのケアに取り組む民間団体や公的機関を対象とした、講演や研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	子どもたちのケアに関する研修・講演会の実施	子どもの支援に取り組む民間団体や公的機関に対して、講師を派遣し、子どもたちのケアに関する講演や研修を実施します。	子どもたちのケアに関する研修会を2回、子どもたちの相談室（4回）、子どもたちのケア懇話会（1回）、児童生徒の心のケアに関する研修会（3回）、児童生徒の心のケア検討委員会（2回）、被災校への精神科医派遣（9回）、子どもたちのケア支援チーム（6回）に、講師や委員を派遣した。	様々な立場で子どもと親に関わる支援者に対し、子どもたちのケアの基礎知識や理解に加えて、支援の留意点等を伝え、支援力向上や支援体制の維持・構築の一助とすることができた。	子どもたちのケアに関して、講師や委員等を継続して派遣した。震災の長期的な影響から不登校まで、子どもたちのケアの基礎知識や理解は幅広く必要とされているため、今後も支援者の支援力向上や支援体制の維持・構築の一助となるように継続していく。	子どもたちのケアに関する研修会を3回、子どもたちの相談室（4回）、児童生徒の心のケア推進委員会（2回）、被災校への精神科医派遣（9回）、子どもたちのケア支援チーム（3回）に、講師や委員を派遣した。	様々な立場で子どもと親に関わる支援者に対し、子どもたちのケアの基礎知識や理解に加えて、支援の留意点等を伝え、支援力向上や支援体制の維持・構築の一助とすることができた。	
方向性2	74	発達障害者家族教室・家族サロン（発達障害に関する適切な知識や対応を学ぶための家族教室・家族サロンの実施）	発達障害のある方の家族を対象とした、発達障害に関する適切な知識や対応を学ぶための家族教室・家族サロンの実施	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	家族教室・家族サロン	当事者の家族同士が集う場を提供することにより、ピアサポートや家族支援を行います。	家族教室 20回実施、延べ184名参加 家族サロン 17回実施、延べ150名参加	障害児者の家族にとっての貴重な情報交換の場や交流の場となっている。	障害児者の家族にとって貴重な情報交換や交流の場となっていることから、発達障害に関する適切な理解の促進及び支援制度や相談機関の周知のため、本事業を実施して参りたい。	家族教室 23回実施、延べ243名参加 家族サロン 14回実施、延べ187名参加	障害児者の家族にとっての貴重な情報交換の場や交流の場となっている。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	75	発達障害支援に関する専門研修の実施	発達障害のある方を支援する関係機関職員等を対象とした、発達障害に関する専門的知識や援助技術についての研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	発達障害基礎講座・特別講座など	発達障害（疑いを含む）のある方の支援者を対象に、発達障害に関する専門的知識や援助技術についての研修を実施	発達障害基礎・中堅講座、教員向け研修、療育セミナー等 計 14回実施 延べ1,369名参加	発達障害児者とその家族にとって住みやすい地域となるため、多くの関係機関の職員等に参加いただき、専門知識や援助技術等を学ぶ機会となっている。	発達障害児者を支援する関係機関職員等に対し発達障害に関する専門的知識や援助技術のため研修機会を提供して参りたい。	発達障害基礎・中堅講座、教員向け研修、療育セミナー等 計 15回実施 延べ 1,174名参加 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止したセミナーあり（1件、参加申込350名）	発達障害児者とその家族にとって住みやすい地域となるため、多くの関係機関の職員等に参加いただき、専門知識や援助技術等を学ぶ機会となっている。	
方向性2	76	訪問型の生活支援活動を行う住民主体の団体への支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、多様なサービスを提供する住民主体の団体等に対する、補助及び研修会等の実施	健康福祉局	健康福祉局	高齢企画課	住民主体による訪問型生活支援モデル事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民等の様々な主体が参画した多様なサービスを受実させ、地域の支え合い体制づくりを推進するため、このような活動を行う団体に対し、補助や研修会などの支援を行います。	モデル事業の実施団体を公募し、補助や研修会などの支援を行った。	高齢者の在宅生活支援に資する活動の推進を図ることができた。	平成31年度に引き続き、令和2年度も住民主体の団体への支援を行っていく。令和2年度の補助事業にあつては、より利用しやすい補助制度となるよう、募集のスケジュールを見直したうえで実施する予定である。	事業の実施団体を公募し、補助や研修会などの支援を行った。	高齢者の在宅生活支援に資する活動の推進を図ることができた。	
方向性2	77	認知症サポーターの養成講座の実施	企業、事業所、団体、学校、町内会等を対象とした、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターを養成するための研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症サポーター養成	認知症に関する正しい知識を身につけ、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成することで、認知症になっても住みやすい地域づくりを目指します。	認知症サポーター養成講座 289回 11,421名 キャラバンメイト養成講座 1回 62名を養成	認知症サポーターは計画的に養成されているが、受講後に地域での役割を担っていくために、活動事例の紹介や情報共有を継続的に実施することが必要である。	地域での実際の活動につながるよう、認知症サポーターの活動事例の紹介や情報共有を継続的に実施していく。	認知症サポーター養成講座 225回 8,108名 キャラバンメイト養成講座 1回 53名を養成	認知症サポーターは計画的に養成されているが、受講後に地域での役割を担っていくための継続的な情報提供が必要である。	
方向性2	78	民間団体相談員向け人材育成研修実施の支援	様々な悩みごとに対する電話相談を行う民間団体（仙台いのちの電話）の対応力向上研修にかかる研修費用の助成	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	仙台いのちの電話運営補助	仙台いのちの電話において電話相談を行う相談員を養成するための研修費用を助成しています	運営費補助金（計 450,000円）を交付した。	相談員等の養成に資することができた。	相談体制の充実に直結する相談員等の養成費用を助成するため、今後も、補助金を交付する。	運営費補助金（計 450,000円）を交付した。	相談員等の養成に資することができた。	
方向性2	79	児童虐待防止推進員養成研修の実施	幼稚園・保育所・児童館の職員を対象とした、児童虐待の早期発見・対応に関する研修の実施	子供未来局	子供未来局	子供家庭支援課	児童虐待防止推進員養成研修	児童と日常的に接する機会が多い幼稚園や保育所、児童館の職員を対象に、児童虐待防止に関する専門知識と対応スキルの習得のための研修を実施しています。	第1回目：平成30年12月10日、参加者数74名 第2回目：平成30年12月17日、参加者数69名	これまで参加していない施設の職員が参加しており、児童虐待に対応する職員の育成につながった。	今後も児童と日常的に接する機会が多い幼稚園や保育所、児童館の職員を対象に、児童虐待防止に関する専門知識と対応スキルの習得のための研修を実施していく。	第1回目：令和元年12月16日、参加者数74名 第2回目：令和元年12月23日、参加者数83名	これまで参加していない施設の職員が参加しており、児童虐待に対応する職員の育成につながった。	
方向性2	80	妊産婦・新生児訪問指導従事者向け研修の実施	エジンバラ産後うつ病質問票に関する講話や事例検討による、産後うつ病の早期発見や対応力向上を目的とした研修会の実施	子供未来局	子供未来局	子供保健福祉課	EPDS検討会	エジンバラ産後うつ病質問票に関する講話および、実際に関わっている事例の検討を行い、母親の産後うつ病の早期発見や対応に関する関わりについて、職員の相談技術の向上を図る。	妊産婦・新生児訪問に関わる保健師・助産師を対象に年4回実施。	EPDSを活用した具体的な聞き取りや対応を学ぶ場となっている。	継続をして実施し、訪問や面接の中で母親の産後うつ病の早期発見や対応に関する関わりを学び、職員の相談技術の向上を図っていく。	妊産婦・新生児訪問に関わる保健師・助産師を対象に年4回実施。	EPDSを活用した具体的な聞き取りや対応を学ぶ場となっている。	
方向性2	81	専門学校教員に対する青年期メンタルヘルスに関する研修の実施	専門学校教員を対象とした、青年期のメンタルヘルスに関する知識や適切な対応方法についての研修の実施	青葉区	青葉区	障害高齢課	精神保健福祉啓発事業	区内専門学校教員を対象とし、青年期メンタルヘルスに関する知識の啓発をはかる。	7月区内専門学校教員を対象に発達障害をテーマとした講話と関わり方についてのワークを実施。7校11名の参加。また、9月アウトリーチで1校へ外出き講話、ワークの勉強会を実施し28名参加した。	アウトリーチを行った学校について次年度も継続して講話・ワークでの希望あり、実施予定。アウトリーチで実施する学校がその他増えない状況であることが課題。	令和元年度の青年期のメンタルヘルス研修会をふまえ、区内専門学校や大学保健管理センターの教職員を対象に、ゲートキーパー研修を実施予定。	区内専門学校教員向けのメンタルヘルス研修会を実施。6校10名参加。	傾聴の大切さについての理解が高まったという感想が多くあげられた。参加人数の確保について、実施時期、時間帯を検討する必要あり。	
方向性2	82	いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置	いじめの未然防止や早期対応に向けた、全市立中学校、中等教育学校及び特別支援学校へのいじめ対策専任教諭、市立小学校への児童支援教諭の配置	教育局	教育局	教職員課	いじめ対策専任教諭・児童支援教諭	いじめに係る未然防止や早期対応に向けた、全市立中学校、中等教育学校及び特別支援学校へのいじめ対策専任教諭、市立小学校への児童支援教諭の配置	いじめ対策専任教諭を全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校65校に、児童支援教諭を市立小学校77校に配置した。	いじめ対策専任教諭等が、生徒会や児童会と連携した啓発活動、校内巡視、いじめアンケートの企画や集計・分析、校内研修の立案・実施するなど効果的な役割を果たすことにより、学校におけるいじめ対策の組織的な対応が進んできている。中学校等においては全校配置が達成され、一定の水準が確保されているが、小学校においても全校配置を目指し、より一層の拡充を進める必要がある。	中学校等においては全校配置が達成され、一定の水準が確保されているが、小学校においては全校配置を目指し、より一層の拡充を進める必要がある。	いじめ対策専任教諭を全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校66校に、児童支援教諭を市立小学校89校に配置した。	いじめ対策専任教諭等が、生徒会や児童会と連携した啓発活動、校内巡視、いじめアンケートの企画や集計・分析、校内研修の立案・実施するなど効果的な役割を果たすことにより、学校におけるいじめ対策の組織的な対応が進んできている。中学校等においては全校配置が達成されているが、小学校においても一定の水準確保に向けて拡充を進める必要がある。	
方向性2	83	児童生徒の問題に適切に対応するための教職員研修の実施	管理職や教諭を対象とした、児童生徒に対する理解力や子どもの自死のサインに対する気づきを高め、適切に対応するための研修の実施	教育局	教育局	教育センター	教職員等への研修	児童・生徒理解や子供の自死のサインに対する気づきを高め、適切に対応する能力を養うため、管理職や教諭に対する研修を実施しています。教職員相談支援室を設置し、教職員経験者を配置し、教職員の相談に対応しています。	児童・生徒理解や自死予防に関する内容を行った研修は以下のとおりである。 ●33研修 ●実施回数107回 ●参加人数のべ5,641名	講義だけでなく、演習等を多く取り入れたことにより、受講者が実感を持って学ぶことができた。また、多くの教職員が来室できるよう教職員相談支援室の活用について、さらに広げたい。	演習や協議等において、具体的なテーマを基に受講者がより実感を持って理解できるような研修内容を構成して参りたい。また、教職員相談支援室の対応については、引き続き面談、電話、メール等により、細やかな支援を継続して参りたい。	児童・生徒理解や自死予防に関する内容を行った研修は以下のとおりである。 ●35研修 ●実施回数122回 ●参加人数のべ6,460名	前年度より研修・実施回数を増やすことにより児童生徒の問題に適切に対応する教職員の育成の拡大を図ることができた。講義だけでなく、演習等を多く取り入れたことにより、受講者が実感を持って学ぶことができた。また、講師にスクールロイヤー等を活用し、実践的・実用的な内容を盛り込んだ研修が必要である。	
方向性2	84	いじめ問題に関する内容を含んだ教職員向け各種研修の実施	新任教諭や新任校長・教頭、養護教諭、事務職員を対象とした、いじめ防止に関する基礎的な知識や、学校経営、校内協働体制等、各職階に応じた体系的な研修の実施	教育局	教育局	教育センター	いじめ問題に関する内容を含んだ各種教職員向け研修	新任教諭や、新任校長・教頭、養護教諭、事務職員を対象としたいじめ防止に関する基礎的な知識や、学校経営、校内協働体制など、各職階に応じた体系的な研修の実施	いじめに関する内容を行った研修は以下のとおりである。 ●22研修 ●実施回数45回 ●参加人数のべ3,344名	各職階を意識した研修内容を構成したことにより、それぞれの立場からの取組について具体的に学ぶことができた。と考える。	各職階を意識した研修の継続はもとより、本市の教員育成指標に則り、「初任～5年経験（育成期）」「6～15年経験（向上期）」「16年以上（充実・発展期）」など、経験年数に応じた研修の体系化に努める。	いじめに関する内容を行った研修は以下のとおりである。 ●22研修 ●実施回数46回 ●参加人数のべ4,018名	いじめに関する内容の研修回数を増やし、各職階を意識した研修内容を構成したことにより、それぞれの立場からの取組について具体的に学ぶことができた。と考える。可能な限り年度初めに実施することにより、年度当初からの学校組織の共通理解につながるようにしていきたいと考える。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性2	85	命を大切に授業（自死予防教育研修）の実施	子どものSOSに気づき、困りごとの解消に取り組める教職員の育成に向けた研修の実施	教育局	教育局	教育指導課	自死予防教育研修の実施	子どものSOSに気づき、困りごとの解消を促進する教職員の育成に向けた研修を実施します。	自死予防教育推進協力校2年目の取組として、教職員並びに保護者向けの研修会をそれぞれ1回ずつ実施した。	自死予防教育推進協力校の年間指導計画及び実践例を各学校に公開した。各学校では推進協力校での取組を参考に自死予防教育を推進することができた。今後は、協力校での知見をさらに広げていきたい。	3年間の「自死予防教育推進協力校」の取組の成果を参考に授業等をまとめた「仙台台となる学習」及び「核となる学習」の授業実践を積み重ねるとともに、12月には研究授業を全市的に公開した。	自死予防教育推進協力校において、「土台となる学習」及び「核となる学習」の授業実践を積み重ねるとともに、12月には研究授業を全市的に公開した。	自死予防教育推進協力校での授業実践を通して、命を大切に教育を校内で推進するための具体的な方策や留意事項を検討することができた。今後は、命を大切に教育に関する授業実践を全市に広げていきたい。	
方向性2	86	自死予防教育に関する教職員研修の実施	自死予防教育の必要性や方向性、具体的な進め方等に関する教職員向け研修の実施	教育局	教育局	教育指導課	教職員への研修	自死予防教育の必要性、方向性及び自死予防教育を校内で推進するに当たった具体的な進め方や留意事項及び課題について研修を通して学びます。	6月8日に小学校・高校・幼稚園の教員向けに、10月12日に中学校の教員向けに研修を実施した。	各学校において、研修参加者が研修で得た知見を伝講することで、自死予防教育に関する教職員の資質・能力を育成することができた。	自死予防教育の必要性、方向性及び自死予防教育を校内で推進するに当たった具体的な進め方や留意事項及び課題について研修を実施した。	市内小・中・高における自死予防教育推進の中心的役割を担う教員1名を対象として、研修を実施した（6月21日）。	研修内容である命を大切に教育の必要性や方向性、具体的な取組等について、各学校の教職員で共有し、共通理解を図ることができた。	
方向性2	87	確かな学力の育成に向けた教員研修の実施	児童生徒の基礎的知識・技能の定着や応用力の育成、学習意欲の向上等を図るための、教員向け提案授業の公開や授業力レベルアップ研修等の実施	教育局	教育局	学びの連携推進室	確かな学力の育成に向けた教員研修の実施	児童生徒の基礎的知識・技能の定着や応用力の育成、学習意欲等の向上を図るため、教職員向けに提案授業の公開や授業力レベルアップ研修等を実施します。	仙台市標準学力検査の結果分析を基に、小学校4教科、中学校5教科で指導改善の提案授業の公開や授業力のレベルアップを図った研修を行った。	提案授業については538名の教員が参観し、レベルアップ研修については2回の実施で延べ308名の教員が参加した。今後も指導の工夫改善と授業力のレベルアップに対する教員のニーズに合う内容で取り組んでいく必要がある。	確かな学力を育成するために、指導改善のための提案授業の提供や授業の録画DVDの貸出、授業力レベルアップのための講座などを実施する。学校現場の多忙化解消に対応した教員のニーズに合う内容で取組を進める。	中学校で提案授業5教科を行った。公開ではなく、録画によりDVDを作成し、貸出できるようにした。小学校の算数と理科のレベルアップミニ研修は86人、小学校4教科、中学校5教科を実施したレベルアップ研修は191人を集め、教員が自分で講座を選んで複数参加できるようにした。	学校現場のニーズに合わせた研修内容で、多忙化解消につながる参加方法に変更したことで、前年度よりも多くの教員が参加した。これまでの教科ごとの改善事例などを集約した指導改善事例集を作成・配信し、教員が必要に応じて活用できるなど、より使いやすいものとする事ができた。	
方向性2	88	スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等の諸問題を抱える児童生徒を心理的側面から支援するスクールカウンセラーの全市立学校への配置	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラーの配置	いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決を図るため、児童生徒や保護者対象のカウンセリング、教職員への助言等を実施します。	全市立学校に配置または派遣拠点校方式を6ブロックで実施	全市立学校へ週1日配置するなどより一層の拡充を図る必要がある。	各学校の相談体制を充実させるために、全市立学校への週1日配置を実現させていきたい。また、小中の連携を視野に入れた配置にも取り組んで参りたい。	全市立学校（小学校120校、中学校等65校、高等学校4校、特別支援学校1校）に計81名のスクールカウンセラーを配置した。	一部、小中連携を視野に入れた配置を行うことができた。また、全校に週1回の配置を進めてきたが、33校については隔週の配置になっている。	
方向性2	89	スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施	スクールカウンセラーを対象とした、スーパーバイザーによる助言指導や、専門性向上のための各種研修の実施	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラーを対象とした専門性向上に向けた研修の実施	スクールカウンセラーを対象とした、スーパーバイザーによる助言指導や、専門性向上のための各種研修の実施	全体研修2回、連絡協議会2回、機関研修1回、新任層研修2回、グループ研修5回実施	喫煙の課題であるいじめ、不登校、さらに自死予防等についての研修を実施する。	スクールカウンセラーの力量を向上させるために、全体研修、グループ研修、新任層研修など、事例研究やスーパーバイザーの場を充実させて参りたい。	全体研修3回、連絡協議会1回、機関研修1回、新任層研修2回、グループ研修5回実施	配置の拡大に伴い、経験の少ないスクールカウンセラーも採用している状況があり、命の問題など、重篤な相談に係る研修の充実が喫煙の課題である。	
方向性2	90	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員用資料の活用	「スクールカウンセラーの効果的活用」等の指導資料による、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員の対応力の向上	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員用資料の活用	「スクールカウンセラーの効果的活用」などの指導資料による、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員の対応力の向上	スクールカウンセラー連絡協議会で資料を紹介 スクールカウンセラー調査研究委員会を再配付	スクールカウンセラー調査研究委員会が教員との連携のあり方について検討する。	スクールカウンセラーと教員による授業の実践などを通して、連携の在り方やカウンセラーの効果的な活用の仕方について調査研究を進めて参りたい。	学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、適切に児童生徒や保護者に関わるよう、教員用資料等の活用を促してきた。	スクールカウンセラー調査研究委員会において、スクールカウンセラーと連携による心理教育を行い、各校に発信した。	
方向性2	91	いじめ・不登校問題に関する教員用指導資料の活用	「いじめ対策ハンドブック」、「いじめ防止マニュアル」、「不登校対策マニュアル」等の指導資料による、いじめや不登校問題に対する教員の理解力と対応力の向上	教育局	教育局	教育相談課	教員用指導資料の作成・配布	「いじめ対策ハンドブック」「いじめ防止マニュアル」「不登校対策マニュアル」等を全教員に配布し、教員のいじめや不登校に対する理解と対応力の向上を図ります。	3月末に「不登校対策ハンドブック」を全教員に配布	不登校支援コーディネーター研修、いじめ対策担当教諭研修等で活用に関して周知する。	令和2年4月に「子どもたちの安全・安心を守るためのハンドブック」を全教員に配布する。また、「いじめ対策ハンドブック」の見直しや教員研修用のDVDを作成する予定である。	令和元年度末に「子どもたちの安全・安心を守るためのハンドブック」を全教員に配付し活用を呼び掛けている。	平成30年3月に配付した「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」については、いじめ総点検の折に読み合わせをするよう学校に通知したため、重要なポイントを周知することができた。	
方向性2	92	「さわやか相談員」の配置	児童生徒の話し相手となり、悩みや不安を気軽に相談することができる「さわやか相談員」の市立小中学校（一部）への配置	教育局	教育局	教育相談課	「さわやか相談員」の配置	学校生活の中で、児童生徒の話し相手になり、悩みや不安を気軽に相談できる「さわやか相談員」を配置します。	小学校47校、中学校14校に配置 相談件数32,664件	配置を希望する学校に対して実際の配置は約7割となっており、配置校の拡充が必要である。	配置を希望する学校が増加していることから、配置校を拡充する予定である。	小学校47校、中学校14校に配置 相談件数29,721件	児童生徒の遊び相手や相談相手として、不安な子供に寄り添ったり、状態に応じた声掛けをしたりするなど、各学校で大切な役割を担っている。 令和2年度から小学校68校、中学校22校に配置を拡充している。	
方向性2	93	いじめ対策担当教諭向け研修の実施	いじめ対策担当教諭を対象とした、いじめ問題に関する知識や対応、各学校におけるいじめ対策等の具体的な実践例を学ぶための研修の実施	教育局	教育局	教育相談課	いじめ対策担当教諭向け研修の実施	いじめ対策担当教諭を対象とした、いじめ問題に関する知識や対応、各学校におけるいじめ対策等の具体的な実践例を学ぶための研修の実施	年3回実施（4月、7月、11月）	様々な視点と多様な発想から、いじめ問題に関する研修内容を検討して実施する。	いじめ問題に関する知識や対応、各学校におけるいじめ対策等の具体的な実践例を学ぶための研修を実施して参りたい。	年4回実施（5月、7月、11月、2月）	いじめ問題の未然防止や早期対応に活用できるよう、内容を工夫して研修を行った。今後も時宜を得た内容を取り入れながら継続していくことが必要である。	
方向性2	94	アルコール関連問題対応研修の実施	市立病院職員を対象とした、アルコール問題を抱える方に対する心身両面からの回復促進的支援を行うための能力向上研修の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	アルコール関連問題対応研修	アルコール関連問題を抱える患者が身体・精神両方の治療を継続し、回復につながるような支援を行えるよう、当院職員の支援の向上を図ります。	平成30年11月に当院職員を対象に講師を招き事例検討会を実施した。また、外部のアルコール関連の研修会に参加した。	アルコール関連問題を抱える患者の治療は困難なため、引き続き研修会等で職員の支援の向上を図る必要がある。	令和2年2月に当院職員を対象に講師を招き事例検討会を実施する。	令和2年2月に訪問看護ステーションの職員を講師を招き、アルコール問題を抱える患者に関する事例検討会を実施した。	事例検討会を通じ、患者の退院後の地域における生活状況や関係機関との適切な情報共有の方法を確認できたことにより、当院職員の対応力の向上が図られた。引き続き、研修会等を実施し、職員の資質向上を図っていく。	
方向性2	95	入院患者に対する傾聴ボランティアの養成研修・スキルアップ研修の実施	市立病院入院中の患者が安心して過ごせるよう、患者の話に耳を傾け、気持ちに寄り添う傾聴ボランティアの養成研修やスキルアップ研修の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	傾聴ボランティア養成研修	当院入院中の患者の話に耳を傾け、気持ちに寄り添い、入院中安心して過ごせるように活動を行う傾聴ボランティアを養成するとともに、活動しているボランティアのスキルアップ研修を行います。	平成30年11月に「ボランティア研修会」を開催した。また、毎回の活動記録に対してフィードバックを行い、ボランティアのさらなるスキルアップを図った。	有能なボランティアが養成されているが、今後は登録者のさらなる拡大が課題である。	スキルアップ研修を開催し、有能なボランティアの養成に努めるとともに、毎回のボランティア活動に対し、ボランティア担当者からフィードバックを行い、ボランティアのサポートと一層のスキルアップに努めてまいりたい。	令和元年度11月に「ボランティア研修会」を開催した。また、ボランティアからの活動報告に対し、毎回、助言等を行い、日常的にスキルアップを図った。	「ボランティア研修会」や日常的な助言等を通じ、傾聴ボランティアのスキルアップを図ることができた。なお、新型コロナウイルスの院内感染対策として令和2年2月以降は活動を休止中である。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	96	児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施	各区保健福祉センターや児童相談所への専門職員配置による虐待に関する相談支援の実施	健康福祉局 子供未来局 各区	健康福祉局	障害企画課	障害者虐待対応	障害者虐待防止センター（各区保健福祉センター、障害者総合支援センター・精神保健福祉総合センター・北部/南部発達相談支援センター、24時間専用ダイヤル、障害企画課・障害者支援課）による、障害者虐待の早期発見や早期対応に向けた、通報に基づく相談支援の実施	相談等受理件数：49件、内、虐待件数：7件（養護者による虐待4件、障害者福祉施設従事者等による虐待3件）	引き続き、障害者虐待の早期発見や早期対応に努める。	障害者虐待の5類型や虐待行為を発見した場合の市町村への通報義務について、研修を通じて障害福祉サービス事業所への周知を行うなど、障害者虐待の防止及び早期発見や早期対応に努める。	相談等受理件数：100件、内、虐待件数：22件（養護者による虐待15件、障害者福祉施設従事者等による虐待7件）	引き続き、障害者虐待の早期発見や早期対応に努める。	
方向性3	96				健康福祉局	地域包括ケア推進課	高齢者総合相談	各区障害高齢者・宮城総合支所保健福祉課において、認知症を含めた介護、日常生活支援や虐待等、高齢者に係る様々な相談に応じ、関係機関・団体との緊密な連絡調整を行います。	高齢者総合相談実績 区・総合支所 8,108件	前年度より相談件数が増加している。相談内容も複雑化し多岐に渡っていることから、対応する職員の能力向上に努める必要がある。	8050問題などの複合的な相談にも適切に対応できるよう、専門的知識の習得や各支援機関と連携する力の向上を図っていく。	高齢者総合相談実績 区・総合支所 8,442件	・前年度より相談件数が増加している。 ・相談内容も複雑化し多岐に渡っていることから、対応する職員の能力向上に努める必要がある。 ・相談のアセスメントや対応方法、記録の残し方について、地域包括支援センターによって差がみられている。	
方向性3	96				子供未来局	児童相談所相談指導課	児童虐待対応	児童虐待の早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護や支援を行うため児童相談所の体制強化を図ります。	H30年度の虐待対応件数は918件となり、H29年度比で約15%増加している。虐待を受けた児童の中には身体に重篤なダメージを受けた低年齢児や心理面に影響がみられる児童などさまざまなケースがあった。	児童の所属先(学校、保育所等)には、積極的かつ早期の通告・情報提供を依頼され、長きに渡り発見されず心理面にも影響がでているケースもあった。自傷行為にも発展する場合もあり早期発見のため各所属や関係機関には積極的な通告・情報提供をお願いしている。	児童の所属先(学校、保育所等)には、積極的かつ早期の通告・情報提供を依頼され、長きに渡り発見されず心理面にも影響がでている。早期の虐待対応を行う中で、結果的に児童や保護者の自死を未然に防ぐことも繋がっている部分もあると認識している。今後も関係機関との連携を図り、迅速な対応に努めていく。	令和元年度の虐待対応件数は1,102件となり、H30年度比で約20%増加している。虐待を受けた児童の中には身体に重篤なダメージを受けた低年齢児や心理面に影響がみられる児童などさまざまなケースがあり、各事案ごとに対応を行った。	保護者対応において、しつけと称した体罰も散見され、心理面にも影響がでている児童も少なからず見受けられた。虐待が長期に亘って埋もれたままにならないよう、各所属や関係機関には、早期発見・早期対応ができるよう積極的な通告・情報提供をお願いしている。	
方向性3	96				子供未来局	児童相談所相談指導課	24時間電話相談	平日日中は児童相談所の相談員が、休日や夜間は委託した専門の業者による電話相談を行い様々な相談や虐待通報等に対応している。	平成30年度においては、2,520件の電話相談を受け付けた。なお、このうち1,251件は夜間・休日に受け付けたもの。	24時間相談・虐待通報を受け付けることにより、児童虐待事案等に対して迅速に対応している。	児童相談所全国共通ダイヤル189の普及も進み、就業時間内のみならず夜間・休日の虐待通報、電話相談は昨年比で増加している。今後も迅速な対応を図っていく。	令和元年度においては、2,344件の電話相談を受け付けた。なお、このうち986件は夜間・休日に受け付けたもの。	24時間相談・虐待通報を受け付けることにより、児童虐待事案等に対して迅速に対応している。	
方向性3	96				青葉区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行っています。	要保護児童対策地域協議会・青葉区実務者会議の実施（3回） 【3回延数】 ・児童：286人、特任：96人 ・対象児童の支援状況、方針等報告検討を行う。	・対象数が多い為、新規ケースの方針確認、進捗管理で終始し、十分な審議が出来ない状況にある。 ・H31年度から宮城総合支所が青葉区から独立し実施。	引き続き、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行う。	要保護児童対策地域協議会・青葉区実務者会議の実施（3回） 【3回延数/実数】 ・児童：189人(138人) ・特任：96人(51人) ・対象児童の支援状況、方針等報告検討を行う。 ・令和元年度から宮城総合支所が青葉区から独立実施のため、例年よりも減少。	・対象数が多い為、新規ケースの方針確認、進捗管理で終始し、十分な審議が出来ない状況にある。	
方向性3	96				宮城総合支所	保健福祉課	高齢者虐待対応	総合相談を通じ、虐待の早期発見や早期対応を行ったり、虐待通報に基づく対応や支援を実施します。	通報11件。うち虐待案件として対応したものは3件。そのほかは家族間トラブル、夫婦間DVとして支援実施。	関係機関と連携し、高齢者とその擁護者支援を実施している。支援者がいながらも複数回虐待が繰り返されたのち通報されたケースもあった。地域の支援者と虐待とその対応方法について共有していけるよう、地域包括支援センターとともに対策を検討していく必要がある。	虐待対応の中で高齢者やその家族の状況を捉える。関係機関との連携を密にして、高齢者やその家族へ支援していく。	通報20件。うち虐待案件として対応したものは2件。そのほかは家族間トラブル、夫婦間DVとして支援実施。	関係機関と連携し、高齢者とその擁護者支援を実施している。地域の支援者と虐待とその対応方法について共有していけるよう、地域包括支援センターとともに対策を検討していく必要がある。	
方向性3	96				宮城総合支所	保健福祉課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行います。	総合相談で、家庭や子どもの課題について把握し、支援を実施したほか、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図り、支援につなげました。	必要に応じて個別ケース会議を行うなど関係機関連携を図っていますが、一層の早期介入・支援を目指し、引き続き実施します。	要保護児童対策地域協議会（年3回実施予定）や個別ケース会議等を通じ、関係機関との連携を図るとともに、児童虐待の早期対応や支援を図っていく。	総合相談で、家庭や子どもの課題について把握し、支援を実施したほか、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図り、支援につなげました。	必要に応じて個別ケース会議を行うなど関係機関連携を図っていますが、一層の早期介入・支援を目指し、引き続き実施します。R2年3月～、コロナの影響で休校、保育園登園自粛の時期には関係機関と協力し、台帳掲載の児の状況把握を行いました。	
方向性3	96				宮城総合支所	保健福祉課	障害者虐待対応	総合相談を通じ、虐待の早期発見や早期対応を行ったり、虐待通報に基づく対応や支援を実施します。	警察、施設職員、近隣住民からの通報に基づき、対応や支援を実施している。虐待通報3件受理。2件終結、1件対応継続中。	総合相談を通じた虐待の早期発見、早期対応を目指している。対象者や扶養者に対する生活支援により、虐待発生のリスクを減らすよう相談対応している。虐待通報等により虐待が疑われる対象者については、早急に状況確認を行い、必要な事案については関係機関と連携し複雑化した事案に対応している。	虐待の早期発見、早期対応に努め、必要に応じた対象者、扶養者の支援を実施する。	警察、施設職員、近隣住民からの通報に基づき、対応や支援を実施している。虐待通報3件受理。1件終結、2件対応継続中。	総合相談を通じた虐待の早期発見、早期対応を目指している。対象者や扶養者に対する生活支援や傾聴等によるストレス軽減により、虐待発生のリスクを減らすよう相談対応している。虐待通報等により虐待が疑われる対象者については、早急に状況確認を行い、必要な事案については関係機関と連携し複雑化した事案に対応している。	
方向性3	96				宮城野区	家庭健康課	児童虐待対応	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供への適切な支援を図るため、児童相談所など関係機関との連携の下、被虐待児及びその保護者に対する支援に取り組みます。	年間を通し実施。	児童の所属機関等と連携し、支援を実施した。なお、本区で緊急度・深刻度高と判断したケースについて、児童相談所の判断が低い場合も多く、連携に課題あり。	関係機関と連携しながら引き続き対応を継続していく。	年間を通し実施。	児童の所属機関等と連携し、支援を実施した。なお、本区で緊急度・深刻度高と判断したケースについて、児童相談所の判断が低い場合も多く、連携に課題あり。	
方向性3	96				宮城野区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行います。	総合相談：15、999件	総件数は、昨年度より628件減だが、困難事例が増加し、よりきめ細やかな支援や関係機関との支援会議、緊急対応も増加している。	今後も関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援を実施していく。	総合相談：17,579件	総件数は昨年度より1580件増加。特に母子保健部門での相談件数が約3000件増加。困難事例が増加し、乳幼児期からのきめ細やかな支援が増加している。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	96				若林区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行います。	保健師の地区支援案件数は945件、その内752件（8割）は養育支援。相談件数は4,459件。	地区支援案件数は増加。定期的にケースレビューや必要時ケース検討会を開催することができた。	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行って参りたい。	保健師の地区支援案件数は686件、その内557件は養育支援。相談件数は4,145件。	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行っていく。	
方向性3	96				太白区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行っています。	要保護児童258名への保護・支援を行った。	要保護児童への保護・支援に努めてきた。	今後も総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行ってまいります。	要保護児童251名への保護・支援を行った。	要保護児童への保護・支援に努めてきた。	
方向性3	96				秋保総合支所	保健福祉課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行います。	実4名。	対象に合わせた支援ができた。	実1名(令和2年1月現在)。対象に合わせた支援を実施。対象に合わせた支援を継続していく。	対象者実1名。	対象に合わせた支援を行い、児童虐待を予防できた。	
方向性3	96				泉区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行っています。	年間を通して実施。支援が必要なケースについては継続的に状況を把握し、虐待の発生予防に努めた。新規ケースについても支援策を検討し対応を決定している。	新規相談ケースについては、児童相談所、児童福祉課、所属等と情報の共有を図っており、この関係性を維持する。	要支援ケースの状況を継続的に把握し、状況に応じた支援策を講じ、虐待の発生予防に努めていく。新規ケースについても支援策を検討し対応を決定していく。	年間を通して実施。支援が必要なケースについては継続的に状況を把握し、虐待の発生予防に努めた。新規ケースについても支援策を検討し対応を決定している。	新規ケース、継続ケースいずれも、関係機関との情報共有を図り、虐待発生を予防に努めた。引き続き、支援から離れるケースが出ないよう努める必要がある。	
方向性3	97	学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施	生活困窮世帯の中学生を対象とした、学習支援や居場所の提供、保護者に対する相談支援の実施	健康福祉局 子供未来局	健康福祉局	保護自立支援課	学習支援事業	中学生及び高校生がいる生活困窮世帯を対象に貧困の連鎖を防ぐため、学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、保護者への相談支援などを行います。	【学習・生活サポート事業（中学生対象）】 ①実施箇所数 20教室、参加者数 295名 ②定期的に教室に参加していた中学3年生104名のうち、高校進学104名 【中途退学未然防止等事業（高校生世代対象）】 ①実施箇所数 3教室、参加者数 79名 ②学習・生活サポート事業卒業生へのモニタリング調査では、対象者286名のうち、中退したのは5名。その3名については、中退後に教育機関等の社会資源につなげた。	参加した子どもたちの学力向上が見られたほか、子どもたちの居場所としての役割を果たすことができた。	所属校や各種専門機関と連携するなど、各自の事情に寄り添った丁寧な支援を行うため、相談支援体制の充実を図る。また、事業対象者の参加率を向上させるため、対象世帯への事業周知を継続し、参加者の拡大を図る。	【学習・生活サポート事業（中学生対象）】 ①実施箇所数 20教室、参加者数 298名 ②定期的に教室に参加していた中学3年生100名のうち、高校進学100名 【中途退学未然防止等事業（高校生世代対象）】 ①実施箇所数 3教室、参加者数 132名 ②学習・生活サポート事業卒業生へのモニタリング調査では、対象者416名のうち、中退したのは14名。そのうち8名については、中退後に教育機関等の社会資源につなげた。	参加した子どもたちの学力向上が見られたほか、子どもたちの居場所としての役割を果たすことができた。	
方向性3	97				子供未来局	子供家庭支援課	学習支援事業	中学生及び高校生がいる低所得世帯を対象に貧困の連鎖を防ぐため、学習支援や保護者への相談支援などを行います。	（保護自立支援課回答を転記） 【学習・生活サポート事業（中学生対象）】 ①実施箇所数 20教室、参加者数 295名 ②定期的に教室に参加していた中学3年生104名のうち、高校進学104名 【中途退学未然防止等事業（高校生世代対象）】 ①実施箇所数 3教室、参加者数 79名 ②学習・生活サポート事業卒業生へのモニタリング調査では、対象者286名のうち、中退したのは5名。その3名については、中退後に教育機関等の社会資源につなげた。	（保護自立支援課回答を転記） 参加した子どもたちの学力向上が見られたほか、子どもたちの居場所としての役割を果たすことができた。	所属校や各種専門機関と連携するなど、各自の事情に寄り添った丁寧な支援を行うため、相談支援体制の充実を図る。また、事業対象者の参加率を向上させるため、対象世帯への事業周知を継続し、参加者の拡大を図る。 (健康福祉局からの照会のため、保護自立支援課で回答)	保護自立支援課で回答作成中	保護自立支援課で回答作成中	
方向性3	98	生活保護の実施	生活に困窮する方や生活保護を受給している方を対象とした、生活全般の自立助長に係る相談等の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	保護自立支援課	生活保護相談の実施	生活に困窮する方や生活保護を受給している方を対象とした、生活全般の自立助長に係る相談等の実施	生活に困窮する方や生活保護を受給している方からの相談に対し随時対応した。	相談があった方に対し、適宜説明を行うとともに、区役所や関係機関を案内するなどした。	これまでの取り組みを継続していくとともに、生活保護実施機関である各福祉事務所（区）に対し、指導監督などを通じ、生活保護制度の適正な運営に努めていく。	生活に困窮する方や生活保護を受給している方からの相談に対し随時対応した。	相談があった方に対し、適宜説明を行うとともに、区役所や関係機関を案内するなどした。	
方向性3	98				青葉区	保護第一課 保護第二課	生活保護相談	生活保護に関する相談	生活保護に関する相談を実施	適切に実施	関係機関との連携を図りながら、引き続き実施	生活保護に関する相談を実施	適切に実施	
方向性3	98				宮城総合支所	管理課	生活保護相談	生活保護に関する相談	H30.10.1より生活保護措置開始	適切に対応できた。	生活に困窮する方に対して適切な相談を実施していく。	生活保護に関する相談を実施した。	適切に対応できた。	
方向性3	98				宮城野区	保護課	生活保護相談	生活保護に関する相談	延相談件数 849件	適切に実施しています。今後も引き続き実施してまいります。	H30.4.1～R2.2.4の間に、延べ661件の相談を受けました。今後も通常業務の範囲内で相談を受け付けてまいります。	延相談件数 849件	適切に実施しています。今後も引き続き実施してまいります。	
方向性3	98				若林区	保護課	生活保護相談	生活保護に関する相談	年間を通し実施し、延べ916人の相談を受けた。	生活保護相談者の中には、極度の貧困状態など死と直面しているケースもあることから、関係機関との連携など適切な対応が求められている。	生活に困窮する方への丁寧な相談支援に努めるとともに、関係機関との連携強化を図る。	年間延べ796人の面接相談を受けた。	生活保護の相談者に対しては、生活困窮に至った経過や手持金等の保有状況、ライフラインの滞納状況等、急迫性の確認を的確に行うとともに、関係機関との連携を図り、適切な対応を行うことが求められている。	
方向性3	98				太白区	保護課	生活保護相談	生活保護等に関する相談を実施する。	年間を通し実施し、延べ939人の相談を受けた	マンパワーが不足する中今後も、個々の生活困窮の状況等を丁寧に聞き取り対応していくことが必要である。	引き続き個々の生活困窮の状況等を丁寧に聞き取り、必要に応じ関係機関と連携を取り対応していく。	年間を通し実施し、延べ971人の相談を受けた	増加している相談件数に反しての人員不足が懸念される中、今後も個々の生活困窮の状況等を丁寧に聞き取り、必要に応じて関係機関と連携を取り対応していくことが必要である。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	98				泉区	保護課	生活保護相談	生活保護に関する相談	生活困窮者や生活保護受給者に対し、面接相談員、現業員が相談等を実施した。	生活困難な世帯に対しては生活保護法にもとづき保護を実施するとともに、経済的な問題以外を抱えた世帯については、関係機関との連携を図って支援することで、適切な支援を実施することができた。	継続して実施する	生活困窮者や生活保護受給者に対し、面接相談員、現業員が相談等を実施した。年間相談延件数：553件	生活困難な世帯に対しては生活保護法にもとづき保護を実施するとともに、経済的な問題以外を抱えた世帯については、関係機関との連携を図って支援することで、適切な支援を実施することができた。	
方向性3	99	成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用にあたり、親族の不在により家庭裁判所への申立を行えない方を対象とした、市長による申立や後見人等報酬の助成による利用支援	健康福祉局 各区	健康福祉局	社会課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	かつこ内は29年度市長申立35件（21件）申立費用助成36件、約57万円（18件、約35万円）報酬費用助成37件、約786万円（30件、約625万円）	市長申立及び助成の実施により、権利擁護と制度の利用促進を図ることができた。引き続き、成年後見総合センター等と連携し、制度の広報・啓発に取り組む必要がある。	本市における成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～）を策定予定であり、仙台市成年後見サポート推進協議会や仙台市成年後見総合センターほか関係機関・団体と協議し、本事業及び制度の利用促進を図っていく。	市長申立32件 申立費用助成33件、約43万円 報酬費用助成36件、約756万円	市長申立及び助成の実施により、権利擁護と制度の利用促進を図ることができた。引き続き、成年後見総合センター等と連携し、制度の広報・啓発に取り組む必要がある。	
方向性3	99				青葉区	障害高齢課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	年間を通し適宜実施	対象者に対し適切に支援をすることができた。	引き続き対象者に対し適切な支援を行っていく。	市長申立 2件 報酬助成 1件	対象者に対し適切に支援をすることができた。	
方向性3	99				宮城野区	障害高齢課	成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用にあたり、親族の不在により家庭裁判所への申立を行えない方を対象とした、市長による申立や後見人等報酬の助成による利用支援	適宜実施	対象者に対し適切に案内し実施することができた。	引き続き相談の内容や個別の事情に応じて適切に利用支援を行っていく。	適宜実施	例年通り実施することができた。	
方向性3	99				若林区	障害高齢課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	高齢者：年3件（後見1件、保佐2件） 障害者：年0件 高齢者：申立費用の助成3件、後見報酬の助成5件 障害者：申立費用の助成0件、後見報酬の助成2件	必要な案件に対し、迅速に対応することができた。	今後も、必要な案件に対し、個々に対応をする。また、制度についても、必要な方や支援者に周知できるようにする。	高齢者：年2件（後見1件、保佐1件） 障害者：年0件 高齢者：申立費用助成3件、報酬助成7件 障害者：申立助成0件、報酬助成3件	必要な案件に対し、迅速に対応することができた。	
方向性3	99				太白区	障害高齢課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	市長申立件数 16人（認知症高齢者15人、障害者1人） 後見報酬等の助成 13件 年間適し適宜実施	市長申立の基準が明確になっていないため申立の判断に苦慮している。	継続して必要な方に実施していく。	市長申立件数 17人（認知症高齢者12人、知的障害者3人、精神障害者2人） 後見報酬等の助成 10件（認知症高齢者8件、精神障害者2人） 年間適し適宜実施	市長申立の基準が明確になっていないため申立の判断に苦慮している（区によって判断基準が違っている点がある） 申立立て費用の助成についても明確な判断基準がなく、各区で助成基準が異なっている。	
方向性3	99				泉区	障害高齢課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	年間適して適宜実施。	対象者に対して、適切に案内することができた。	前年度同様、年間適して適宜実施。個別支援時も対象者に対して、適切な案内を職員が心がける。	年間を通し実施。必要に応じて、親族申立を行うケースの親族に対し助言、アドバイスを行った。	今後も適宜支援を必要とするケースに対し、適切な支援を提供できるよう心がけていく。	
方向性3	100	障害者差別解消相談の実施	各区保健福祉センターへの専門職員配置による、障害者差別の解消に関する相談支援の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害企画課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	各区障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課に相談員を配置。相談受付件数は75件。	相談員の配置により相談体制の強化を図ることができた。	各区障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課に配置した相談員に対する対応力向上研修等の実施を通して、相談体制の強化を図っていく。	各区障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課に相談員を配置。相談受付件数は84件。	相談員の配置により相談体制の強化を図ることができた。	
方向性3	100				青葉区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	年間を通し適宜実施 相談件数0件	平成30年度の相談はなかったが、今後も継続していく	今後も継続していく。	年間を通し適宜実施 相談件数0件	令和元年度の相談はなかったが、今後も継続していく	
方向性3	100				宮城野区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	適宜実施	相談に対し適切に対応することができた。	例年通り実施予定	適宜実施	令和元年度より障害者支援係に所管が移ったが、支援は地域支援係で行う。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	100				若林区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	・授業や講演、パネル展でリーフレットを配布し、年間470部配布した ・障害理解パネル展を年1回 1週間実施した ・若林区内児童館13館に障害理解促進のため「ちょっとまわりをみてみよう こまったを感じている人がいるよ」のポスターの掲示依頼をした ・小4に障害理解の授業を年間3回 参加人数309名に授業を行った ・若林区地域学校連携会議にて、障害理解促進授業の実施について報告をした。参加人数98名 ・H30年度学び会授業にて、合理的配慮についての授業を実施した。参加人数31名	差別解消の理解促進の為に、引き続き障害理解の授業の実施を行う。授業・パネル展・研修を通じて、障害者差別解消法の理解を促進して、相談につながりやすい土壌づくりをひきつづき行う	①障害理解授業を、社会福祉協議会若林事務所と中央市民センターと連携を図り、障害理解の発達段階に合わせた障害理解授業を行う。小学校だけでなく中学校へも展開していきたい。 ②授業やパネル展でリーフレットの配布 ③障害理解パネル展を8月に実施予定 ④若林区地域学校連携会議にて障害理解授業の提案 ⑤障害者差別相談の受理	①障害理解授業を、社会福祉協議会若林事務所と中央市民センターと連携を図り、障害理解の発達段階に合わせた障害理解授業を4回行った。 ②授業やパネル展でリーフレットの配布を行った。 ③障害理解パネル展を8月に実施した。 ④若林区地域学校連携会議にて障害理解授業の提案を六郷地区学区の教員におこなった。 ⑤障害者差別相談の受理23件 ⑥障害理解授業にて教員アンケートと児童の感想文分析を行い、業績発表にて報告をした。市長表彰を受けた。	障害理解の取組みについては、市長表彰対象となり引き続き取り組みをしていきたい。 障害理解授業やパネル展を通じて、障害理解を促進して、相談につながりやすい土壌づくりを引き続き行っていきたい。	
方向性3	100				太白区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	年間適宜実施 相談件数 15件	相談に対し適切に対応することができた。	継続して実施していく。	年間適宜実施 相談件数 22件	相談に対し適切に対応することができた。	
方向性3	100				泉区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	年間を通じて実施し、実数2名、延べ数2名の相談を受けた。	相談者側から直接「差別を受けた」という言葉がなくても、普段の相談業務の中で、支援者側が「これは差別ではないか」という視点をもって業務を行うことが必要と考える。	障害者差別の相談にきめ細やかに対応するとともに、差別解消の根本である障害者理解の促進についても、具体的な対応を進めていくことが必要と考える。	年間を通じて実施し、実数5名、延べ数5名の相談を受けた。	総合相談の中でも、実際に、障害者の差別相談と判断できるものは多くはない。課内での総合相談ケースレビューにてすくい上げを行っていくと共に、今後、障害理解の促進、啓発も行っていく必要があると思われる。	
方向性3	101	被災者心のケア支援、被災者健康支援の実施	各区保健福祉センターや精神保健福祉総合センター等の関係機関の連携による、アウトリーチを主体とした東日本大震災の被災者への健康支援、コミュニティづくりの支援、孤立防止の相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	被災者の心のケア支援事業	震災を契機として精神的に不安定になった方々の生活を維持し、心身の問題の悪化を防止するために、各区・総合支所・精神保健福祉センター嘱託職員による仮設住宅・復興公営住宅等入居者訪問相談支援を実施したり、パンフレットの配布などによる心のケアに係る相談窓口情報の普及啓発を行うなどします。	相談延件数4,123件（訪問1,313件、来所736件、電話1,647件、集団活動の中での相談1件、その他442件）	個別支援の件数は減少傾向にあるが、沿岸部においては内陸部の約2.8倍の相談件数があり、今後も需要が見込まれる。相談内容についても年々多様化する傾向があり、専門職による継続的な介入を要するケースもみられる。	令和元年度4～12月の相談延件数は2,936件（訪問1,019件、来所467件、電話1,086件、その他314件）であった。復興庁より復興・創成期間が令和3年度から5年間延長されることが示されている。令和2年度は、現体制での被災者支援を継続していくことと併せて、国の動向を踏まえ令和3年度以降の継続的な被災者支援のあり方について整理を行ってまいりたい。	各区、宮城総合支所、精神保健福祉総合センターに会計年度任用職員を15名配置し、復興公営住宅入居者や防災集団移転先地区などに居住する被災者に対して、相談支援を行った（相談延件数3,723件（内訳：訪問1,218件、来所634件、電話1,432件、集団活動の中での相談1件、その他438件））。	相談支援については、前年度と比較して全体として減少傾向にある（訪問件数は約100件減少、来所件数は約100件減少、電話件数は約200件減少）。一方で、沿岸部（宮城野区、若林区）における相談件数は内陸部（青葉区、太白区、泉区）と比較して、2倍となっている。住環境や生活様式の変化が問題をより複雑困難なものとしている例も少なくない。こうした事例には、今後も継続的に関わる必要がある。また、内陸部では復興公営住宅での孤立化やメンタルヘルスの悪化を示す例があり、自殺対策の観点からも専門職による支援や、孤立予防のために、住民間のコミュニケーションを円滑にするための支援やコミュニティづくりに向けた取組みが求められる。	
方向性3	101				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	震災後のケア支援事業	被災者が精神的ストレスを軽減できるように、区役所職員と同行訪問等を実施します。	各区保健福祉センターと協働で、訪問支援（延260件）を行った。	自らSOSを出したり、相談先に向いたりするのが困難なケースにアウトリーチ活動を行うことで、精神的ストレスの軽減や、抱える問題の悪化を防ぎ、必要な支援機関に繋げることができた。	被災者が抱える問題が複雑困難化しており、積極的なアウトリーチ支援を行い、必要な相談先につなぎ、複数の専門機関と協働で支援を展開することがより一層求められている。来年度も各区保健福祉センターと協働で、訪問支援を継続していく。	各区保健福祉センターと協働で、訪問支援（延210件）を行った。	自らSOSを出したり、相談先に向いたりするのが困難なケースにアウトリーチ活動を行うことで、精神的ストレスの軽減や、抱える問題の悪化を防ぎ、必要な支援機関に繋げることができた。	
方向性3	101				健康福祉局	健康政策課	被災者の健康支援	要支援者への訪問等による個別支援や、被災者同士や地域の人と交流機会をつくる支援を行っています	訪問、面接、電話等で延べ7,896件。	要支援者は減少傾向だが、長期的な支援を要する者もいるため、今後も継続した支援が必要。	個別の訪問や復興公営住宅でのサロン、復興公営住宅近隣のスーパーで相談会を実施し、被災者の健康支援を行っていく。	訪問、面接、電話等で延べ4,986件。	要支援者は減少傾向だが、長期的な支援を要する者は一定数残っている。また、震災から期間が経つにつれ、潜在化している要支援者をいかに拾い上げ支援につなげていくかが課題。	
方向性3	101				青葉区	家庭健康課	被災者に対する訪問等の支援活動	被災者の健康調査の結果等から、必要な方に保健師や看護師等が訪問し、健康支援と孤立防止の支援を行います。必要時、適切な相談機関等につなぎ、連携を図ります。	支援件数は26世帯。	ケース数は年々減少しているが、終結できないケースの継続支援は必要である	ケース数は年々減少しているが、終結できないケースの継続支援は必要である。	支援件数は21世帯。電話や訪問、面接にて支援した。区社会福祉協議会主催の区内復興公営住宅情報交換会に参加。	必要に応じて障害高齢課や他機関につなぎ、情報共有を行い、連携して支援することができた。ケース数は年々減少しているが、高齢化などの状況から終結できないケースの支援は必要であり、継続できるように徐々に通常業務として実施していく。復興公営住宅情報交換会に参加し、各自自治会・町内会役員から住宅内の情報を把握することができたため、今後の支援に活かしたい。	
方向性3	101				青葉区	障害高齢課	被災者の心のケア支援事業	震災後の被災者に対して、精神保健福祉に関する相談・訪問を行います。	相談対応延人数70人（新規4人、継続66人）	徐々に落ちつき始め、支援を終了したケースもあり、支援件数が減少した。	被災者の状態の不安定さに留意しつつ、継続した支援を行っていく。	相談対応延人数44人	徐々に落ちつき始め、支援を終了したケースもあり、支援件数が減少した。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	101				宮城総合支所	保健福祉課	被災者支援	被災者の健康調査の結果等から、必要な方に保健師や看護師等が訪問し、健康支援と孤立防止の支援を行います。必要時、適切な相談機関等につなぎ、連携を図ります。	保健福祉課実施分：延支援件数103名。看護協会実施分：延45名。	復興住での自主サロンや健康教育がきっかけで要支援者ではない被災者から健康相談につながったケースがあった。気づきが案がりにくいことを踏まえ、包括主催で地域支援者と相談し合える場を作っていく。	今年度同様、県調査をベースに支援を検討。継続支援者は被災者レビューで方針を検討する。	延別な支援件数：65件。	平成30年度県調査の要確認者に訪問し、継続支援につながるケースがあった。また、継続支援から相談時対応となっていたが訴えが再燃しているケースもあった。震災から9年目となっても心の状態に波があり、長期間経過をみる必要性を感じた。	
方向性3	101				宮城野区	家庭健康課	被災者に対する訪問型支援の拡充	被災者の健康調査の結果等から、必要な方に保健師や看護師等が訪問し、健康支援と孤立防止の支援を行います。必要時、適切な相談機関等につなぎ、連携を図ります。	通年訪問支援を実施しており、延1240件の訪問支援を実施。	訪問支援を通し、個別支援のみならず、地域のニーズをヒアリングできる機会となり、新たな運動教室の開催等につながっている。生活再建を果たす方がいる一方で、コミュニティ変化による孤立化等により心身の不調・飲酒問題の顕在化等、継続支援を要するケースが多くなる。	継続支援ケースへの訪問のみならず、宮城県健康調査の結果等を活用しながら、様々な切り口でのアウトリーチを継続させ、多くの住民との出会いのきっかけにしていきたい。	通年訪問支援を実施しており、延1194件の訪問支援を実施。宮城県健康調査の要確認者や継続支援ケースに加え、宮城県健康調査の結果を活用し「K6が5～12点」かつ「不眠」に該当した72名に訪問活動を実施した。	訪問件数や継続支援ケースは減少傾向にあるが、運動教室等集団の場を活用しながら個別相談にも応じている状況である。また、震災後は問題なく経過していたが、震災から年数が経ち住民の高齢化が進んだことにより問題が生じてきているケースもあり、切り口を変えながらなるべく多くの住民と出会う必要性を感じている。	
方向性3	101				宮城野区	障害高齢課	被災者の心のケア支援事業	大災害後の被災者へのこころのケアを実施し、被災者が日常生活を取り戻していく過程において、メンタルヘルス上の問題を早期に発見し、問題の長期化や重症化の防止を目指します。	適宜実施	例年通り実施することができた。	支援者や住民の依頼に応じて検討	被災者への健康支援、コミュニティづくり支援、孤立防止のための相談などアウトリーチを中心に適宜実施。	例年通り実施することができた。	
方向性3	101				宮城野区	障害高齢課	アルコール事業	被災地において増加傾向にあるアルコール問題について、個別相談や支援者向けの研修などを行います。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っていきるとよい。	例年通り実施予定	窓口や電話でのアルコール相談心の相談による専門的なアルコール相談AUDITの記載されたリーフレットの配布	例年通り実施することができた。	
方向性3	101				若林区	家庭健康課	被災者に対する心のケア	復興公営住宅入居者及び防災集団移転居住者に対して訪問より心の健康も含めた健康支援を実施。また、運動を中心とした介護予防を切り口としたサロンを開催し、コミュニティ支援および心の健康に関する支援を実施します。	復興公営住宅入居者に生活再建推進室で生活状況調査を実施し情報共有し、必要な方に2か月に1回訪問。防災集団地に全戸調査。275件。継続ケース10件。県健康調査後の要確認者への訪問。278件。継続ケース41件	支援対象者を地域での見守りや他機関へのつなぎが課題。一般入居も始まっているので、個別支援の支援範囲の設定の仕方をどうするか。各部署で持っている情報の共有化と支援方針等の合意形成の機会が必要。	他機関の情報共有の機会について、範囲を拡充して定期的に開催し、連携強化に努めていきたい。個別支援はマンパワーを加味しながら、引き続き支援を提供していく。	県健康調査後の要確認者への訪問256件（うち継続支援ケース64件）復興公営住宅に入居している高齢者世帯等への見守り訪問 年4回程度運動教室4回延55名、健康サロン50回延466名サロン活動支援9回延175名、その他健康支援4回延108名	複合問題を抱えたケースが継続支援ケースとして残っている。高齢者世帯が増加している。	
方向性3	101				若林区	障害高齢課	被災者健康支援	震災後の心のケアを訪問、面接、電話等で行います。	年間を通し実施し、延1119件（民間賃貸住宅8件、復興公営住宅815件、地域在住者等296件）の相談を受けた。	被災に関係する機関の変化があるなかで、今後も関係機関との連携、支援体制作りをしながら切れ目ない支援をしていく必要がある。	これまで同様丁寧なアセスメントと個別支援、関係機関との連携による支援体制作りに努める。	年間を通し実施し、延1015件（復興公営住宅644件、地域在住者等371件）の相談を受けた。	介入に消極的であった対象者自ら相談連絡が入り支援につながる等、継続的なかわりにより支援機関につながるケースもみられている。今後も支援ネットワークを構築しながら支援をしていく必要がある。	
方向性3	101				太白区	家庭健康課	被災者に対する訪問等の支援活動	被災者の相談に対応するため個別訪問によるアウトリーチ活動を行います。	訪問支援 延549名	新しい環境に慣れ、生活も落ち着いてきているが、一部の被災者は家族関係や近隣関係に悩んでおり、引き続き支援が必要である。	被災者への健康支援、コミュニティづくりの支援等継続する。	訪問支援 延558名	被災者の高齢化の進行等により、新たに支援が必要になる人もおり、また、家族関係や近隣関係の問題を抱えている等引き続き支援が必要である。	
方向性3	101				太白区	家庭健康課	復興公営住宅入居者等への健康支援における心の健康の啓発・相談	復興公営住宅入居者等に対し訪問等による個別相談やサロン等の集団の場で心の健康に関する講話やパンフレットの配布を通し、心の健康に係る相談や啓発を行います。	3サロン、計31回、延399名	サロン2か所は自立して活動できており、次年度自主化する1か所を継続支援する。	復興公営住宅入居者等に対し、訪問等による個別相談や運動教室、サロン等の機会を利用し、心の健康に関する講話やパンフレットの配布を行い、心の健康に関する啓発や相談を行う。	3サロン、計8回、延58名	サロンは自立して活動できているが、活動状況を確認しながら必要時支援していく。	
方向性3	101				太白区	障害高齢課	被災者に対するアウトリーチ活動	回復の二極化が進み、回復が思わしくない被災者の個々の相談にたいするため、個別訪問によるアウトリーチ支援を行う。	訪問、電話、来所により延べ412人に対し相談対応をおこなった	復興公営住宅への訪問を中心に相談に対応することができた。	継続して実施していく。	訪問、電話、来所により延べ541人に対し相談対応をおこなった	復興公営住宅への訪問を中心に相談対応を実施することができた。	
方向性3	101				泉区	家庭健康課	被災者健康支援事業	被災者の健康調査の結果から、必要な方に保健師や看護師等が訪問し、健康状態の確認と孤立防止の支援を行う。必要時、適切な相談機関等に紹介しています。	年間を通し、復興公営住宅（市営住宅）は延60件（延60世帯）、地域在住者は延8件（延5世帯）の訪問支援を行った。	精神保健福祉総合センター・障害高齢課と情報共有を図り支援の方向性を検討できた。また昨年度から「朝から飲酒」の対象者が増えたため、次年度はAUDITを使用し、アルコール問題を抱えた方のスクリーニングを行う。	個別支援は関係機関と連携し情報共有を行いながら支援の方向性を検討し必要な資源につなげられるようにして参りたい。また、飲酒量が多い方へは、適切な支援につなげるために、今後もAUDITを活用し評価して参りたい。	年間を通し復興公営住宅（市営住宅）は延52件（22世帯）の訪問支援を行った。	精神保健福祉総合センター・障害高齢課と情報共有を図り支援の方向性を検討できた。今後も高齢化、独居、アルコール問題を抱える方の支援について関係機関と連携し実施していく。	
方向性3	101				泉区	障害高齢課	震災後の心のケア	震災後の被災者に対して、精神保健福祉に関する相談に対応する。	年間を通じて実施。また、年4回、はあとぼーとと家庭健康課と障害高齢課とで被災者支援ケースレビューを実施した。	レビューでは支援している事例の全体像、個別支援状況を踏まえた上で、泉区全体の被災者支援の在り方について意見交換ができ、有意義な場となった。	はあとぼーととのレビューは、被災背景に限らないケース検討の時間にも充て、柔軟に実施。被災者支援事業のボリュームが大きいことから、令和2年度はレビュー回数を3回へ減らして実施。ほか、既存の情報交換会などは引き続き継続実施。	年4回、はあとぼーとと家庭健康課と障害高齢課とで被災者支援ケースレビューを実施。	被災者健康調査結果や、支援ケースの全件レビュー等実施した。また、令和元年度より、被災背景に関わらずケース検討の機会としても活用した。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	102	こころの健康相談の実施	こころの不調やアルコール問題等の精神的な悩みを抱える市民を対象とした、精神科医等による相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	こころの健康づくり（区精神保健指導医関係）	心の健康に関することや精神障害のある方の日常生活・社会参加などについて、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師などが相談を行います。	各区・総合支所において、精神科医等による精神保健福祉相談を実施した（延167回、延316人）。	市政だよりやホームページ等を用いて周知を行い、心の健康に関する困りごと（心の悩みや精神疾患の治療など）に対応することができた。	平成31年4月から令和元年11月までの8か月間の実績は、実施回数121回、利用人数244人となっている。このまま推移すれば、昨年度よりも利用人数が増加する見込みである。引き続き市政だより等による広報を行うほか、相談援助で把握した事例（未治療者、治療中断者等）への活用を積極的に行ってまいりたい。	各区・総合支所において、精神科医等による精神保健福祉相談を実施した（延160回、延294人）。	市政だよりやホームページ等を用いて周知を行い、心の健康に関する困りごと（心の悩みや精神疾患の治療など）に対応することができた。	
方向性3	102				青葉区	障害高齢課	こころの健康相談	市民の心の不調や精神的な悩みについて、精神科医や相談員などが相談を行います。	22回実施。相談件数(延)47件。	精神疾患等の早期発見・早期治療のきっかけになっている。また、指導医とのカンファレンスを行うことで見立てや支援方針の確認ができた。	こころの健康相談は引き続き、市政だより等で広く周知し、また個別相談から心の相談の活用も図っていく。	32回実施。相談件数延べ65件。	精神疾患等の早期発見・早期治療のきっかけになっている。係の体制の変化より高齢者の相談も受け入れやすくなった。	
方向性3	102				宮城総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	精神科医等が市民からのメンタルヘルスに関する個別の相談に応じます。	年12回開催。30件利用。	自身のことや精神的な不調に関するだけでなく、家族関係に悩み相談を希望する方も多い。	市民が抱えるメンタルヘルスにまつわる相談に応じる。	年11回開催。26件利用。	自身のことや精神的な不調のほか、家族関係にまつわる相談を希望する方も多い。	
方向性3	102				宮城野区	障害高齢課	こころの健康相談	市民の心の不調や精神的な悩みについて、精神科医や相談員などが相談を受け付けております。	29回実施	市民の相談の他、職員のSVとしても活用することができた。	事業の周知を継続しながら、引き続き市民及び支援者の相談の場として活用していく。	34回実施。延べ相談件数102件。	例年通り実施することができた。	
方向性3	102				宮城野区	障害高齢課	こころの健康相談	精神科医などの専門職が、心の病に関する個別相談を行います。	29回実施	市民の相談の他、職員のSVとしても活用することができた。	事業の周知を継続しながら、引き続き市民及び支援者の相談の場として活用していく。	34回実施。延べ相談件数102件。	例年通り実施することができた。	
方向性3	102				若林区	障害高齢課	心の健康相談	精神科医、精神保健福祉相談員等による相談を実施します。	年間29回実施し、延べ45人の相談を受けた。その後、必要に応じて継続対応したケースもある。	日付が限定されるため、利用できる方にも多く、実施予定回数よりも実施回数が少ない結果となった。来年度は継続ケースなども含めて周知・活用していきたい。	年25回実施し、延べ35名の相談を受けた。その後、継続支援になったケースもある。	移送などの困難ケースに医師との同行訪問をお願いするなど来所相談以外にも行うことができた。相談人数が少なくなっているため、窓口などでの普及啓発を継続していきたい。		
方向性3	102				太白区	障害高齢課	こころの健康相談	市民のこころの不調やアルコールの問題等の精神的な悩みについて、精神科医、精神保健福祉相談員等が相談を受け、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。	43回、68件の相談をおこなった。	こころの不調を感じている市民に対しタイムリーに情報提供ができるよう広報周知の工夫が必要である。	継続して実施していく。	34回、60件の相談を実施した。	実施予定回数を減らしたため相談件数や回数は若干減少しているが、市民のこころの不調の悪化を防ぐために必要な事業である。窓口やTelを受けた相談でDr.の見立てがあると良い場合など、職員からも利用を勧める。	
方向性3	102				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	精神科医等が市民からのメンタルヘルスに関する個別の相談に応じます。	1回/年。2件	1回/年、必要時随時実施が必要。	令和1年9月実施。個別相談1件、地域支援対象者の処遇確認を実施した。今後も必要時の随時相談と1回/年の実施を継続していく。	相談件数1件	市民からの相談があった際、必要に応じて実施することができた。	
方向性3	102				泉区	障害高齢課	こころの健康相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、月3回程度精神科医による相談を実施する。	実施回数29回、相談実数56件。	区職員や包括職員も参加してのケースカンファレンスの場としても大いに活用できた。また、インテークや指導医とのカンファレンスを経て、継続支援へとスムーズに流れ、職員が複数で関わることにより、多角的視点で個別事例の支援を行うことができた。	引き続き、区民からの広範な相談に応じ、困り感の背景を多角的にアセスメントし、助言や情報提供を行っていく。処遇困難事例のケースカンファレンスを通して、支援チームの支援力向上に努める。	実施回数35回、相談実数70件。	指導医の丁寧な面談を受けることで、相談者の多くが「来て良かった」と満足していた。また、インテーク・指導医とのカンファレンスを経て、継続支援へとスムーズに流れ、職員が複数で関わることにより、多角的な視点で個別事例の支援を行うことが出来た。	
方向性3	102				泉区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施する。	年間を通じて実施。障害者総合相談としての実施報告としては、訪問472件、来所相談707件、電話相談826件、個別支援会議202件。	相談件数は前年度より増加。前年と比較すると、老人精神保健、引きこもりの相談内容が増加傾向にある。高齢分野を含めたの課としての総合相談のあり方や仕組み作りは今後も課題となる。	引き続き、区民からの広範な相談に応じ、困り感の背景を多角的にアセスメントし、助言や情報提供を行っていく。処遇困難事例のケースカンファレンスを通して、支援チームの支援力向上に努める。	相談件数は前年度より増加。前年と比較すると、昨年度同様、老人精神保健・引きこもりの相談内容が増加傾向にあるが、加えて、自殺関連や災害に関する相談件数も増加傾向にある。課内検討会（困難ケースの検討会）は、前年度の2倍に増えた。	新規レビューや課内検討会を多職種で実施することにより、多角的なアセスメント・支援を展開し、各職員の抱え込みを防ぐことができた。保護課や家庭健康課等、課を超えて協働することもできた。課内検討会（困難ケースの検討会）は、前年度の2倍に増えた。	
方向性3	103	精神障害者家族教室（家族の交流の場）の実施	精神障害のある方の家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための家族同士の悩み共有や交流の機会の提供	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族教室（家族の交流の場）	精神障害のある方の家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための家族同士の悩み共有や交流の機会の提供	各区において年間を通じ実施	各区において家族の方の適切な理解を促すことができた一方、新規の参加をいかに促していくかが課題と言える。	各区において引き続き実施していく。	各区において、年間を通じて実施	各区において、参加者に精神障害・精神疾患に関する適切な理解を促進することができた一方、新規の家族、中でも比較的若年層の家族の参加をどのように促していくか検討していく必要がある。	
方向性3	103				青葉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害を抱える家族を対象とし、精神障害に関する正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流をはかります。	年8回実施。参加者（延99人（実参34人））。	参加者の興味関心の高いテーマを把握し、実施することができたため、前年度よりも参加者数が増加した。	市政だよりで周知を回り、精神障害者を抱えるご家族に関心の高いテーマなどを工夫して、継続して実施する。	年8回実施。延べ106人参加（新規20名）	参加者のニーズにあったテーマ選定、家族同士の交流を重視したこと、地区支援からの紹介などで昨年度よりも参加者が増加した。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	103				宮城総合支所	保健福祉課	精神障害者家族教室	精神障害者を抱える家族を対象とした教室を開催し、正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流の場を設けます。（年6回：7月～12月）	年6回、延べ参加者：40名	支所が主催する教室の他に、家族同士が自主的に集まる自主サロンが6回行われた。家族の家族による交流の場となっている。	当事者だけではなく、家族自身のメンタルヘルスやエンパワメントに着目して、積極的にリラクゼーションなど、家族自身が元気になるプログラムを取り入れていく。	年6回開催。延べ参加者数：13名	支所が主催する教室の他に、家族同士が自主的に集まる自主サロンが6回行われた。家族の家族による交流の場となっている。	
方向性3	103				宮城野区	障害高齢課	精神保健家族教室	精神障害者の家族を対象とした教室です。講話を通して家族が疾患や福祉制度・社会資源を学びます。また、グループワークを通して家族が支え合う集いの場です。	年12回実施。	新規参加者を定着するため工夫を行っています。	今年度は参加者のニーズに応じてテーマ設定し、座談会の機会も持ってきた。引き続き、家族が交流できる機会を作っていく。	年12回実施。参加者数延べ102名。	例年通り実施できた。当事者だけでなく家族も自分自身を大切にできるようにテーマ設定を行った。	
方向性3	103				若林区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害者の家族が集い、交流する場を設けます。	年10回(4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月)開催し、延べ49人が参加。	参加者が固定化しており、新規の参加者が増えない状況。積極的な周知を行い、一定の参加者を集めていく必要あり。	新規で2名の家族が参加。長年参加している家族が話をする等して、家族同士の交流の場となっていた。次年度も関係機関への周知や、個別相談時に家族へ相談するなど周知を行っていく。	年10回（5月、6月、7月、8月9月、10月、11月、12月、1月、2月）開催し、延べ42人が参加。	新規参加者と長年通い続けている参加者とのニーズがあるので。新規参加者との支援体制の充実を図りたい。また、継続して新規参加者を募っていく。	
方向性3	103				太白区	障害高齢課	精神保健家族教室（①おしゃべりサロン・②家族勉強会）	精神障害者の家族を支援するために、居場所としての“サロン”と、知識・情報提供の場としての“勉強会”をそれぞれ行っている。	①11回、実人数25人、延べ89人が参加した ②1回、22人が参加した	同じ立場の家族の交流、必要な情報提供など行うことができた	継続して実施していく。	毎月市政だよりにて周知。初参加の人には事前に担当に連絡をいれてもらうようにした。また、相談時など適宜に個別に案内をした。おしゃべりサロンは10回実施。延べ98人参加。家族勉強会は1回実施（認知症家族交流会と合同実施）10人参加。	サロンは【フリートーク】と、お金のこと等【テーマ】を決めて実施した回に分けた。フリートークは少人数でゆったり話ができ、テーマを決めた回では、適宜講師を呼び、情報共有しながら実施できた。家族勉強会は精神と認知症合同で行ったが、それぞれ着目するポイントが異なったため、今後は別々を実施することとした。	
方向性3	103				泉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害者の家族が集い、交流する場を設け、家族のみで抱え込まずに悩みを共有できる居場所づくりを行う。	年8回実施。実数38名、延べ数91名。	前年度より参加者は少なかった。参加者の声より、制度やサービスについて正しい情報を知りたいというニーズが高い。また、男性参加者のみで語る場のニーズはあるが、本事業では女性参加者が圧倒的に多いため、参加が遠のいている男性もいるようである。	今後も同様に実施。精神障害者の家族同士が集まりそれぞれの体験や思い、悩みを共有しながら各家族の今後の在り方について考えてもらう居場所づくりを行う。	年8回実施。実数53名、延べ104名参加。	昨年度同様に、講話の回の方が参加者数は多い傾向にあった。今年度は初の試みとなる男性家族のみの座談会を開催することができた。親亡き後についての講話を開催したところ最も多い参加者数となり、家族の関心の高さがうかがえた。	
方向性3	104	障害者総合相談の実施	障害のある方を対象とした、各区保健福祉センターの保健師、社会福祉士、精神保健福祉相談員等による、総合的な生活相談の実施	健康福祉局各区	健康福祉局	障害者支援課	障害者総合相談の実施	各区・総合支所でのケースレビュー等の実施状況を基に「効果的なレビューのあり方」「重点的に関わる対象者の明確化」等について整理し、共有を図った。	過不足ない支援を提供するためのツールとして共有することができた。	平成30年度に整理・共有した内容を、各区・総合支所の状況に応じながら活用等が開始された。今後は、より効果的に活用できるように必要に応じ修正を行い、過不足ない支援の提供につなげたい。	令和元年度障害者総合相談の全市における相談件数は、訪問5,048件、来所3,916件、電話5,581件であった。支援内容別では、健康・医療5356件、不安の解消・情緒安定3,677件、福祉サービスの利用等3,243件の順が多かった。 ・平成30年度に整理した「効果的なレビューのあり方」「重点的に関わる対象者の明確化」等について、各区・総合支所等での活用状況を確認した。	相談件数は前年度と比較して、訪問、来所、電話ともに微増傾向であったが、平成30年度に整理した「効果的なレビューのあり方」「重点的に関わる対象者の明確化」については、各区・総合支所等での活用状況が異なった。過不足ない支援提供体制を構築するため、他の障害者の相談支援体制推進事業や高齢分野等との実践事例を通じた連携を通して、引きつづき活用方法や、これに相応する視点について検討する必要がある。		
方向性3	104				青葉区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施する。	年間を通じ実施。	市民の方々の必要に応じた支援を提供することができた。	引き続き障害者や高齢者の総合的な相談に対応し、関係機関との連携にも取り組んでいく。	年間を通じ実施。	市民の方々の必要に応じた支援を提供することができた。	
方向性3	104				宮城総合支所	保健福祉課	地域精神保健福祉活動	地区ごとに保健師、精神保健福祉相談員を配置し、アウトリーチを含めた個別支援を実施します。	精神保健福祉に関する相談実績 来所相談：延173件 電話相談：延429件 訪問：延292件	対応件数はH29年度から増加傾向。	地区ごとに保健師、精神保健福祉相談員を配置し、アウトリーチを含めた個別支援を実施する。	精神保健福祉に関する相談実績 来所相談：延193件 電話相談：延542件 訪問：延422件	対応件数は前年度から増加傾向。特に訪問については前年度から40%増となっている。	
方向性3	104				宮城野区	障害高齢課	保健師等による訪問による支援	地域に向き、世帯の課題を把握し関わりながら、必要な支援につなげていきます。	適宜実施	例年通り実施することができた。	例年通り実施予定	適宜実施	例年通り実施することができた。	
方向性3	104				宮城野区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施します。	適宜実施	例年通り実施することができた。	引き続き相談の内容や個別の事情に応じた適切な方法で適宜実施していく。	適宜実施	例年通り実施することができた。	
方向性3	104				若林区	障害高齢課	保健師等による訪問による支援	地域に向き、世帯の課題を把握し関わりながら、必要な支援につなげていきます。	年間を通じ実施し、実374件、延1354件の相談を受けた。	職員の変動もある中、相談体制や支援の質を担保できるよう、OJTを継続実施していく必要がある。	総合相談レビュー及び困難事例検討会の定期実施により、早期に相談を振り返り、組織として支援方針の確認をすることで支援の質の担保を行っていく。	年間を通じ実施し、実521件、延1732件の相談を受けた。	総合相談レビュー、困難事例検討会が定例開催されるようになり、相談の振り返り、支援方針の確認を組織として実施できている。今後も相談体制や支援の質の担保ができるようOJTを継続実施していく必要がある。	
方向性3	104				若林区	障害高齢課	精神保健福祉相談	心の健康に関する相談を行います。	年間を通じ実施し、実374件、延1354件の相談を受けた。	職員の変動もある中、相談体制や支援の質を担保できるよう、OJTを継続実施していく必要がある。	今後も心の健康に関する相談を継続し、相談ニーズに沿った助言、相談を行っていく。	年間を通じ実施し、実521件、延1732件の相談を受けた。	総合相談レビュー、困難事例検討会が定例開催されるようになり、相談の振り返り、支援方針の確認を組織として実施できている。今後も相談体制や支援の質の担保ができるようOJTを継続実施していく必要がある。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	104				太白区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施します。	実人数1299人 方法別内訳 家庭訪問 1089件 来所 924件 同行 108件 電話相談 1213件 個別ケア会議 544件 関係機関連携 1074件 その他 53件 合計 5008件	必要に応じた市民への支援をおこなうことができた	継続して実施していく。	実人数1299人 方法別内訳 家庭訪問 1395件 来所 922件 同行 166件 電話相談 1093件 メール相談 4件 個別ケア会議 480件 関係機関連携 639件 その他 55件 合計 4754件	必要時間関係機関とも連携し支援することができた。継続的に支援している。	
方向性3	104				秋保総合支所	保健福祉課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施する。	相談延11名。訪問延29名。	対象に合わせた支援ができた。	今年度新規相談9件。地区支援対象13名（令和2年1月未現在）。対象に合わせた支援を継続していく。	来所相談延14名、電話相談延23名、訪問延40名。	対象者に合わせ、タイムリーに支援することにより、総合的な生活相談を実施することができたと考えられる。	
方向性3	104				泉区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施する。	年間を通じて実施。障害者総合相談としての実施報告としては、訪問472件、来所相談707件、電話相談826件、個別支援会議202件。	相談件数は前年度より増加。前年と比較すると、老人精神保健、引きこもりの相談内容が増加傾向にある。高齢分野を含めての課としての総合相談のあり方や仕組み作りは今後も課題となる。	各困難ケースに対し、地区保健師・精神保健福祉相談員・社会福祉主事・サービス担当者・総合相談・主幹・課長で、課内検討を繰り返し実施しながら、障害高齢課のチームとして支援してきた。引き続きこの体制を継続すると共に、今後は地域包括支援センターや相談支援事業所とも連携を深め、チーム支援を展開していく。	相談件数は前年度より増加。前年と比較すると、昨年度同様、老人精神保健・引きこもりの相談内容が増加傾向にあるが、加えて、自殺関連や災害に関する相談件数も増加傾向にある。 課内検討会（困難ケースの検討会）は、前年度の2倍に増えた。	新規レビューや課内検討会を多職種で実施することにより、多角的なアセスメント・支援を展開し、各職員の抱え込みを防ぐことができた。保護課や家庭健康課等、課を超えて協働することもできた。今後は、他機関との連携をより深めていくことが課題である。	
方向性3	105	自殺未遂者等の家族等への支援	自殺未遂者等の家族等を対象とした、電話や訪問等による相談支援の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	障害者総合相談の実施	障害者総合相談の一環として自殺未遂者等の家族等に対し電話や訪問等により相談支援を実施している	年間を通じ各区などにおいて相談支援を実施。。	それぞれの状況や状態に応じ、適切な支援を提供することができた。	平成30年度に整理・共有した内容を、各区・総合支所の状況に応じながら活用等が開始された。今後は、より効果的に活用できるように必要に応じ修正を行い、過不足ない支援の提供につなげたい。	年間を通じ各区などにおいて相談支援を実施。	精神保健福祉総合センターからの技術的助言を得ながら、対象者の状況や状態に応じ、適切な支援を提供することができた。	
方向性3	105				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	自殺未遂者の家族等への支援	自殺未遂者の家族等を対象とした、電話や訪問などによる相談支援の実施	自殺未遂者の家族等に対し、こころの絆センターでの電話相談や、面接相談等を実施した。	自殺未遂者の家族等の相談に対応し、家族の精神的負担の軽減や、問題解決に向けた支援をすることができた。	自殺未遂者の家族等に対し、こころの絆センターでの電話相談や、面接相談等による支援を行う。	自殺未遂者の家族等に対し、こころの絆センターでの電話相談や、面接相談等を実施した。	自殺未遂者の家族等の相談に対応し、家族の精神的負担の軽減や、問題解決に向けた支援をすることができた。	
方向性3	105				青葉区	障害高齢課	総合相談における自殺未遂者等の家族等への支援	総合相談の一環として対象となる案件があった場合に自殺未遂者等の家族等への支援必要な相談支援を実施している。	年間を通じ適宜実施	例年通り実施できた	相談に対応する職員のスキルアップを図りながら、適切な相談支援を行っていく。	年間を通じ適宜実施	例年通り実施できた。	
方向性3	105				宮城総合支所	保健福祉課	地域精神保健福祉活動	地区ごとに保健師、精神保健福祉相談員を配置し、アウトリーチを含めた個別支援を実施します。	精神保健福祉に関する相談実績 来所相談：延173件 電話相談：延429件 訪問：延292件	対応件数はH29年度から増加傾向。	地区ごとに保健師、精神保健福祉相談員を配置し、アウトリーチを含めた個別支援を実施する。	精神保健福祉に関する相談実績 来所相談：延193件 電話相談：延542件 訪問：延422件	対応件数はH30年度から増加傾向。	
方向性3	105				宮城野区	障害高齢課	総合相談における自殺未遂者等の家族等への支援	総合相談の一環として対象となる案件があった場合に自殺未遂者等の家族等へ必要な相談支援を実施している。	適宜実施	例年通り実施することができた。	適切な時期や方法を見極めながら適宜実施していく	適宜実施	例年通り実施することができた。	
方向性3	105				若林区	障害高齢課	自殺未遂者の家族等への支援	自殺未遂者などの家族等を対象とした、電話や訪問などによる相談支援の実施	実績なし	相談時には支援体制を組み対応する。	今年度については支援実績はなかったが、相談時にはこころの絆センター等関係機関と支援体制を組み対応していくよう努める。	実績なし	相談時には支援体制を組み対応する。	
方向性3	105				太白区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	窓口等で周知した	市民の方々の必要に応じ情報提供を行うことができた	継続して実施していく。	窓口等で周知した。	市民の方々の必要に応じて情報提供を行うことができた。	
方向性3	105				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	対象となる案件がなかったため実施なし。	対象案件には適切に対応していく	今年度1件。対象に合わせた支援を継続していく。	相談件数1件。	対象者の悩みの解決に向け、寄り添いながら支援することができた。	
方向性3	105				泉区	障害高齢課	家族等、身近な人の見守りへの支援	自殺未遂者、その家族、身近な人への来所、電話、訪問による相談支援を行う。	年間通じて実施。	自殺未遂者への対応は緊急で対応が求められることも多く、警察から相談を受けて緊急で動くということが少なくなかった。	引き続き年間通じて実施とする。適宜、他機関とも連携を図りながら協働支援。	警察や医療機関、家庭健康課等、他機関からの相談・支援要請が少なくなかった。	引き続き年間通じて実施とする。適宜、他機関とも連携を図りながら協働支援。	
方向性3	106	難病相談の実施	難病の方やその家族を対象とした、保健師、看護師、栄養士等による相談の実施や支援情報の提供	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者総合支援センター	仙台市難病サポートセンターでの相談支援	電話、面談等により、難病の方や家族等の療養生活上、日常生活上の相談や各種公的手続等に対する支援を行うほか、情報の提供等を行う。	自死念慮については、年間1~2件あり、傾聴を実施。必要に応じ区へ情報提供することもある。	統計等とはとっていないため正確な件数は把握していないが、傾聴し適切な機関につなぐ役目は果たしている。	患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安の解消、孤独や喪失感の軽減を図ることを目的に、令和2年度以降も患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな支援に努めて参りたい。	年間717件の相談に対応し、必要に応じて問題解決に関する情報提供を行ったり、適切な機関に繋いだりした。	難病の相談に来られる方は、経済的な問題やメンタル疾患を抱える方も多い。そのため、相談員が悩みを傾聴し、適切な機関に繋ぐことで、自殺予防の一助となっていると思われる。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	106				青葉区	障害高齢課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施します。	相談件数131件	障害福祉サービス利用についての相談が多くみられた。また新規申請時には対象者の困りごとの把握につながっている。	引き続き、新規申請時の面接や訪問など継続した支援を行っていく。	相談件数133件。	障害福祉サービス利用についての相談が多くみられた。また新規申請時には対象者の困りごとの把握につながっている。	
方向性3	106				宮城総合支所	保健福祉課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施します。	来所相談：39件 電話相談：10件 訪問：17件	ケース検討やレビューを活用した支援方針の検討や共有が必要。また、災害時個別支援計画の推進が課題である。	必要時、各機関と連携しながら支援していく。災害時個別支援計画については完成した計画を係内で共有し、市民から作成希望があった際に対応できるようにしておく。	来所相談：1件 電話相談：7件 訪問：4件	ケース検討やレビューを活用した支援方針の検討や共有が必要。また、制度利用のための担当課と必要な情報について適切に共有できることや災害時個別支援計画の推進が課題である。	
方向性3	106				宮城野区	障害高齢課	難病相談の実施	（窓口業務の一環）難病の方やその家族を対象とした、相談の実施	適宜実施	例年通り実施することができた。	難病の進行状況や相談内容に応じて、関係機関への連携を図る。難病の方やその家族を対象とした、保健師、看護師、栄養士等による相談の実施や支援情報の提供を行う。	適宜実施	例年通り実施することができた。	
方向性3	106				若林区	障害高齢課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施します。	災害時個別計画作成者(11名)に年1回の訪問実施。その他、年間を通しサービス申請に合わせた相談や窓口での相談を実施。	地域にいる難病患者や家族のニーズを把握するために、支援機関との連携・情報共有を積極的に進めていく必要がある。	今後は積極的に地域ケア会議等へ参加し、支援者との関係づくりを行う。また、災害時個別支援計画の周知や作成を行っていく。	災害時個別計画作成者(11名)に年1回の訪問実施。その他、年間を通しサービス申請に合わせた相談や窓口での相談を実施した。	令和2年度はコロナウイルスの感染拡大状況の影響もあるため、訪問や電話等、どのような形で対応できるか検討。	
方向性3	106				太白区	障害高齢課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施。	実人数 33人 方法別内訳 来所 13人 家庭訪問 22人	市民からの相談に対し対応できた。今後は、更に相談が必要な人の掘り起しのため指定難病申請や更新時に申請受け付けだけでなく療養状況を確認し保健師につなぐ仕組みをつくる。	継続して、在宅での療養状況の確認が必要な方は、指定難病申請や更新の際に保健師が面接をし支援を行っていく。	実人数 37人 方法別内訳 来所 22人 家庭訪問 19人	市民からの相談に対し対応できた。今後は、更に相談が必要な人の掘り起しのため指定難病申請や更新時に申請受け付けだけでなく療養状況を確認、保健師につなぐ仕組みをつくる。災害時個別支援計画の作成推進とも関連づけ、難病患者と保健師とのつなぎにアプローチする。	
方向性3	106				秋保総合支所	保健福祉課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施します。	相談延6名。訪問延2名	対象に合わせた支援ができた。	相談延2件。対象に合わせた支援を継続していく。	相談件数2件。	対象者に合わせ、タイムリーに支援することにより、難病の方やその家族の負担軽減につながったと考えられる。	
方向性3	106				泉区	障害高齢課	難病患者への相談対応	難病の方やその家族を対象とした、保健師や看護師による相談の実施や支援情報の提供	年間を通じて実施。30年度からは神経難病患者に対し、地区担当保健師より全数状況確認を実施。	全数状況確認をした結果、生活に困り感があるもの、相談先がわからず埋まっていたケースが多く見出され、地区担当保健師による継続支援、サービス利用に繋がったケースも多かった。来年度も継続実施予定。	令和元年度もH30年度と同様に実施。来年度も実施予定ではあるが、負担も大きいため、ケアマネ中心に支援が軌道に乗っている世帯は相談待ちとするなど、優先順位をつけてTELかけをするなども検討していく。	年間を通じて実施。30年度からは神経難病患者に対し、地区担当保健師より全数状況確認を実施。	前年度に引き続き全数状況確認を実施。相談先がわからず埋まっていたケースや状態変化の把握に繋がった。来年度も継続実施予定だが、地区担当保健師の負担が大きいため優先順位をつけてTELかけすることも検討していく。	
方向性3	107	難病医療相談会の実施	難病を治療中の方やその家族を対象とした、専門医等による情報提供や相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者総合支援センター	難病医療相談会の実施	難病を治療中の方やその家族を対象とした、専門医等による情報提供や相談の実施	年間30回実施し、専門医等による情報提供や相談を実施。	自死念慮等の相談実態は把握していないが、専門医等による情報提供や相談の機会を得ることで、療養上の不安軽減の一助になっていると思われる。	専門医等による情報提供や相談の機会を通して、令和2年度以降も療養上の不安軽減に努めて参りたい。	年間24回実施し、専門医等による情報提供や相談を実施した。	実施回数が昨年度より減少したものの、専門医等による情報提供や相談の機会を提供することで、療養上の不安軽減の一助となった。	
方向性3	107				青葉区	障害高齢課	難病医療相談会	専門医、支援者による講話、相談等を行うことで、疾病への理解を深め、不安の解消をはかるとともに、日常生活の支援情報の提供を行う。	「神経難病と橋下障害：食事・口腔ケア」をテーマに開催。当事者と家族を中心に57名参加。	講話についての理解度、満足度ともに高く、質問も複数あり、日ごろの悩みの解消にもつながった。	高齢化に伴い、地域包括支援センターや介護支援専門員向けの研修を実施。地域における支援の質の向上とネットワーク化を図る。	青葉区内の地域支援者向け「ALSと災害時支援」をテーマとし研修会を実施。52名参加。	今年度より支援者向けの研修会を実施。満足度、理解度ともに高い研修会となった。災害対応についても実際の支援で活用したいという意欲的な感想が多くみられた。	
方向性3	107				宮城野区	障害高齢課	難病医療相談会	専門医、支援者による講話、相談等を行うことで、疾病への理解を深め、不安の解消をはかるとともに、日常生活の支援情報の提供を行います。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っていけるとよい。	難病への理解、不安解消、支援スキルの向上を目的に支援者向けの講話を開催する予定。ウエルポート主催で行うか、区役所主催で行うか現在検討中。	12月実施(テーマ：パーキンソン病) 38名参加	パーキンソン病の病態や支援上の注意点について理解が深まった。	
方向性3	107				若林区	障害高齢課	難病医療相談会	専門医、支援者による講話、相談等を行うことで、疾病への理解を深め、不安の解消をはかるとともに、日常生活の支援情報の提供を行います。	H30.11月に下垂体疾患患者を対象に実施。羽生クリニックの医師へ講師依頼。講話と患者交流を実施。19名が参加。	参加者からは不安が軽減したとの意見あり。当会が地域の難病患者にとって貴重な機会になっていると感じた。	今年度は初めて支援者に向けて実施し、複雑な障害福祉サービスについての勉強会を行った。次年度も支援者向けに、同様のテーマでスキルアップの内容での実施を検討。	令和元年度は、複雑で理解しにくい難病患者に関わる障害福祉サービスをテーマとし、ケアマネジャー等の支援者を対象として令和元年11月に難病医療相談会を実施した。	複雑で理解しにくい障害福祉サービスについて、事例などを交えながら、支援者のサービスへの理解の促進につなげることができたと思われる。今年度、令和元年度の内容をスキルアップを検討。	
方向性3	107				太白区	障害高齢課	難病医療相談会	専門医、支援者による講話、相談等を行うことで、疾病への理解を深め、不安の解消をはかるとともに、日常生活の支援情報の提供を行う。	1回実施 テーマ 日頃の備えが大切！在宅療養患者の災害時支援体制を考えよう 参加者 25名（訪問看護ステーション、居宅介護事業所、各区保健師、障害者相談支援）(議事所等の職員)	人工呼吸器装着などの重度障害者の災害時の対応や日頃の備えなどについて課題や各機関の連携強化の必要性について共有できた。	継続して実施していく。	1回実施 テーマ 「事例から学ぶ！在宅療養患者の災害時個別支援計画の作成について」 参加者 37名（訪問看護ステーション、居宅介護事業所、地域包括支援センター職員、各区保健師等）	仙台市における災害時個別支援計画作成の経緯と取り組み状況について周知。作成に取り掛かっている事例の作成上のポイントや各支援担当者の役割について共有できた。また今後の課題や支援者間の役割分担の重要性についても共有できた。	
方向性3	107				泉区	障害高齢課	難病医療相談会	難病を治療中の方やその家族を対象とした、専門医等による情報提供や相談の実施	難病支援従事者や難病治療の方やその家族が対象となる研修会を1回実施。テーマは神経難病患者の最新治療について。参加者は38名。参加機関は21機関。	参加者の声より、病院との連携や患者への精神支援、意思決定支援等不安を感じている支援者が多くいることがわかった。これからは疾患の知識だけでなく、実践的な支援方法や支援者としての判断のヒントになるような具体的な研修が求められると考える。	毎年度、難病患者向けまたは、支援者向けに実施予定。	難病支援従事者が対象となる研修会を1回実施。テーマは神経難病患者の意思決定支援について。参加者は64名。参加機関は31機関。	前年度と比較し多くの参加があり、周知を早めた効果と関心の高さが伺えた。参加者より、本人や家族の気持ちに寄り添うことの難しさや支援者間で連携することが大切だとの声が多く聞かれた。来年度も具体的な支援方法や研修内容について検討していく。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	108	シニア世代向け健康づくり講座の実施	高齢者の介護予防を目的とした、各種講座の実施を通じた自主グループ育成と自主グループによる地域における通いの場の提供	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	シニア世代向け健康づくりの講座の実施	地域の高齢者が継続して参加できる運動を中心とした介護予防の通いの場づくりを目的に講座を行う。	6地域で講座実施、6グループが自主グループとして活動継続。	地域の高齢者が継続して通う場が育成された。様々な状態の高齢者を受け入れながら今後も活動が継続されるよう支援していく必要がある。	講座終了後も自主グループとして活動が継続されるようフォローアップを行っている。	5地域で講座実施、5グループが自主グループとして活動継続。	地域の高齢者が継続して通う場が育成された。今後も新たな育成にむけて、事業の活用を地域包括支援センターに周知していく。新型コロナウイルスの影響により、地域活動が休止しており、交流の機会が減少している。グループの実情に応じた活動再開に向けた支援、活動継続への支援が必要である。	
方向性3	108				青葉区	障害高齢課	シニア世代の健康づくり講座	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとしてグループの育成及び支援を行います。	健康教育を2回実施、計25名参加。1か所の地域で8回の連続の運動講座を実施。	連続講座を実施した地域では自主活動が立ち上がった。	障害高齢課に事業移管	フォローアップ研修を3グループに実施。	4グループとも継続活動はできており、運動を中心とした集いの場となっている。体調不良などによりリーダー交代が必要になった場合、継続活動が難しくなる可能性あり。	
方向性3	108				宮城野区	家庭健康課	シニア健康づくり講座事業	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとしてグループの育成及び支援を行います。	復興公営住宅1か所に8回講師を派遣。述べ86人が参加した。講座終了後は自主運動グループとなり、平成31年2月より月2回活動を行っている。	講座をきっかけに、継続的な自主活動につながっており、地域の通いの場となっている。講座終了後も区・包括でフォローを行い、安定した継続的な活動になるよう支援を行っている。	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	
方向性3	108				若林区	障害高齢課	シニア健康づくり講座事業	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとして支援します。	6～2月まで計8回開催。参加者数 実19名 延119名	自主化し、民生委員を中心に月1回継続中。	障害高齢課にて実施。自主グループ活動として今後も継続していくよう、地域包括支援センターと連携して支援にあたる。	R1.6～R1.12月まで計8回開催。参加者数 実17名 延64名	町内会からの参加がほとんどなく、リーダー不在の状況。講座の中でグループ内の役割分担を決定したが、包括支援により活動している状況。	
方向性3	108				太白区	障害高齢課	シニア健康づくり講座事業	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとして支援します。	2か所、計10回 実101名参加	自主活動につながった。	令和元年度から当事業は障害高齢課へ移管済み	西中田圏域の1か所にて新規立ち上げ各週実施。毎回10～15名ほど参加し、体操やストレッチを自分たちで行っている。昨年度自主化した箇所に関しては、フォローアップとして実施状況を年2回確認している。	サポーター養成講座等を受けない場合の、シニア派生型の自主グループを今後どのようにフォローしていくかが課題。そのため、リーダー交流会などの機会を活用していく。	
方向性3	108				泉区	障害高齢課	シニア世代向け健康づくり講座	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っている。	区内1か所を選定し、8回の講座（9月～2月）を実施。実25人・延108人参加。	講座終了後、自主グループとして活動している。地域包括支援センターや地域への事業周知と活用促進が課題。	事務移管済のため障害高齢課にて回答	・2つの地区で実施。 ・A地区は8回の講座で延べ79名が参加。 ・B地区は8回の講座で延べ61名が参加	A地区は講座終了後自主化し活動中。B地区は自主化には至らなかったが、包括が介入しており、R2年度の自主化を目指している。	
方向性3	108				秋保総合支所	保健福祉課	シニア健康づくり講座事業	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとして支援します。	H30年度実績なし	平成30年度については実施がなかったが地域の実情に応じ実施を検討してまいりたい。	今年度実績なし。包括とともに、地域の実情に応じ実施を検討していく。	今年度実績なし。	包括とともに、地域の実情に応じ実施を検討していく。	
方向性3	109	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業（運動教室）の実施	復興公営住宅の入居者等を対象とした、運動教室による新たな交流の場の提供と、生活不活発病や閉じこもりの予防支援	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業	復興公営住宅の入居者等を対象に、運動教室を通じて新たな交流の場を提供するとともに、身体能力の維持改善を図り、生活不活発病や閉じこもりを予防します。	実施箇所数 4区7か所 運動教室実施回数 47回 参加者数 延781名	事業実施を通して復興公営住宅入居者同士の交流や、関係機関とのつながりが生まれている。被災高齢者がコミュニティにおける自らの役割を認識し、自主的に運営できるように支援していく。	被災高齢者が地域でつながりを持っている場のひとつとして、今後もコミュニティの活動が継続できるよう支援していく。	実施箇所数 3区5か所 運動教室実施回数 30回 参加者数 延476名	事業実施を通して復興公営住宅入居者同士の交流や、関係機関とのつながりが生まれている。被災高齢者がコミュニティにおいて自らの役割を認識し、自主的に運営できるように必要に応じた支援を検討していく。	
方向性3	109				青葉区	障害高齢課	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業	復興公営住宅の入居者等を対象に、運動教室を通じて新たな交流の場を提供するとともに、身体能力の維持改善を図り、生活不活発病や閉じこもりを予防します。	運動教室を8回実施。	運動教室終了後、自主グループとして活動を開始した。	障害高齢課に事業移管	フォローアップ研修を3グループに実施。	4グループとも継続活動はできており、運動を中心とした集いの場となっている。体調不良などによりリーダー交代が必要になった場合、継続活動が難しくなる可能性あり。	
方向性3	109				宮城野区	家庭健康課	被災者健康教育	復興公営住宅等に暮らしている住民に対し、閉じこもり予防・生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康や運動を切り口とした支援を提供します。	復興公営住宅4か所・浸水地域2か所・防災集団移転地区1か所で運動教室を開催。区参加時の参加延人数は482人。内3か所は、運動教室終了後も自主的な活動を継続している。	自主的な活動につながった運動教室もあったが、既存町内会に比べ、コミュニティが希薄化していたり、住民の高齢化等あり、世話役が少ない状況にある。他の運動グループの世話役や地域事業所から協力を得る等、継続して運動教室を開催できる方法を検討していく必要がある。	今後も引き続き各運動教室に参加しながら、安定した教室運営につながるよう支援を継続していく。住民の高齢化や資金面等により、運営が困難になっている教室も散見されるため、地域が相談しやすい関係を構築させながら、様々な手法での支援を検討していきたい。	復興公営住宅5か所・浸水地域2か所・防災集団移転地区2か所の計9か所で運動教室を開催。内3か所は自主活動に移行できている。教室内で、時節にあった健康づくりについてのミニ講話を行い、延74回・715人に対し健康教育を実施した。その他、地域のサロンにも参加し延3回、41名にも健康教育を実施した。	運動教室や地域サロン等様々な通いの場に参加しながらミニ講話を行い、時節にあった健康づくりや生活不活発病・閉じこもり予防の啓発を行った。自主活動に移行できている運動教室もあるが、参加者の固定化・高齢化により参加者の減少や運営が困難になっている運動教室も出てきている。今後も運動教室に参加しながら地域が相談しやすい関係を構築させ、様々な手法での支援を検討していきたい。	
方向性3	109				若林区	家庭健康課	被災者向けコミュニティ形成事業	復興公営住宅や、防災集団移転団地で暮らす住民に対し、閉じこもり予防、生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康、運動を切り口とした支援を提供します。	運動教室19回、延288名 その他健康支援 6回延98名 健康サロン 69回延720名 サロン活動支援 17回延354名	特に復興公営住宅の高齢化率が高く、キーパーソンの発掘・育成が課題。また、支援が長くなることで支援者への依存も強くなり自主化が難しい所もある。	キーパーソン不在のサロンについては、外部民間事業とチームを結成し、社会資源と連携して新たな形を模索していく。若林区の健康課題や復興公営住宅ごとのレセプトの結果より、重点テーマを絞って健康教育を実施しながら啓発・行動変容を促していきたい。	運動教室 4回延55名 健康サロン 50回延466名 サロン活動支援 9回延175名 その他健康支援 4回延108名	自主化しているサロンもあるが、キーパーソン不在等により自主化できていないサロンもある。地域住民が主体となって継続することの大切さの動機付けを行いながら、運営を支援する必要がある。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	109				太白区	家庭健康課	被災者向け介護予防教室	閉じこもり予防や生活不活発病予防を目的とし復興公営住宅に暮らす高齢者に運動を提供し孤立防止等を図ります。	1か所、12回、延210名参加	次年度自主化にむけて支援予定。	閉じこもり予防や生活不活発病予防、住民の交流を目的とし、復興公営住宅での運動教室を実施する。	1か所、11回、延160名参加 3月は、新型コロナウイルス対策のため中止	新型コロナウイルス対策のため長期期間中止となった状況もあり、活動再開後の状況を確認しながら自主化に向けて支援していく。	
方向性3	109				泉区	家庭健康課	復興公営住宅交流支援事業	復興公営住宅（市営住宅）入居者と地域住民を対象に、交流と運動を目的に活動しているグループが、主体的に継続して活動できるよう支援しています。	年間を通じ14回支援し、継続的に自主運営できるようフォローを行った。	必要時支援に入ることで、参加者が役割分担をしながら自主運営できている状況である。今後も関係機関と協力しながら、見守りとフォローを行う。	現在の課題は新規参加者がいないことであり、自主的に参加者同士で話合う場面も見られたが、課題解決に向け行動に移してはいない段階である。今後は関係機関と協力しながら自主運営できている活動状況を見守り、必要時支援して参りたい。	年間を通じ14回支援し継続的に運営できるように支援した。	新型コロナウイルスの影響で借用していた会場が利用できず4、5月は中断。6月から公園でウォーキングなど形を変えて実施しているが、今後も自主化が継続できるように関係機関と協力しながら見守りとフォローを行う。	
方向性3	110	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	健康福祉局各局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	介護予防自主グループ数 230グループ（H31.3月末）	グループ数は増加しているが、グループの高齢化やサポーターの世代交代、運営方法など継続にむけた課題あり。活動継続できるようグループの状況に応じた活動支援の体制づくりが必要。	グループごとの課題に応じて必要な相談と現場支援を行えるよう、グループのアセスメントを行うためのツールを検討し、支援者間で共有することで、必要なフォローアップにつなげる体制をつくっていく。	介護予防自主グループ数 234グループ（R2.3月末）	新規の介護予防自主グループを育成できたが、グループの高齢化等により、活動の維持が難しくなったグループもある。新型コロナウイルスの影響により、地域活動が休止しており、交流の機会が減少している。グループの実情に応じた活動再開にむけた支援、活動継続への支援が必要である。	
方向性3	110				青葉区	障害高齢課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	区内39グループが活動。	グループが継続的に活動できるよう、状況把握と適宜支援を行う。	障害高齢課に事業移管	39グループが活動中	サポーター養成講座、スキルアップ研修等を実施し、活動が継続できるよう支援を行う。	
方向性3	110				宮城総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	管内12グループが活動中。 新たに平成31年度に向け、1グループ立ち上げ予定。	新規グループの立ち上げに向け、包括と協働し支援を行った。平成31年度も引き続き支援を行っている。	令和元年度は1グループの新規グループが立ち上がった。令和2年度もグループが活動を継続できるよう引き続き支援をしていく。	令和元年度、新規に1グループ立ち上がり、管内13グループが活動中。	新規グループの立ち上げに向け、包括と協働し支援を行えた。令和2年度も引き続き支援を行っていく。	
方向性3	110				宮城野区	家庭健康課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	・区内47グループが活動 ・平成30年度は新たに1グループの活動が立ち上がった	・サポーターの高齢化、担い手不足の課題に対する解決策が必要 ・講座内容は運動だけではなく、フレイル予防や口腔・栄養等高齢者の健康について取り上げる等検討が必要。	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	令和元年度より障害高齢課へ事業移管	
方向性3	110				若林区	障害高齢課	介護予防自主グループ支援事業	地域における介護予防の活動が推進していくことを目的に、介護予防運動サポーターの質の向上と人材育成、自主グループ活動が継続するための後方支援、新たな地域ニーズへの対応を行う。	・介護予防を目的としたグループとして区内39グループが活動している。 ・新規立ち上げたグループはなかったため、新規のサポーター養成研修を追加実施し、35名が新たに修了した。	自主グループの活動の様子に応じ、地域包括支援センターと協力しながら地区担当が支援している。	障害高齢課にて実施。 地域保健活動の枠として、社会資源の把握と後方支援を含め、地区担当保健師が顔をだせると良いと考えている。	区内37グループが活動している。 ・新規立ち上げたグループはなかったため、新規のサポーター養成研修を追加実施し、19名が新たに修了した。	自主グループの活動の様子に応じ、地域包括支援センターと協力しながら地区担当・必要時事業担当で支援している。	
方向性3	110				太白区	障害高齢課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	サポーター研修は1クール5回実施し、実35名参加。自主化したグループは8か所となり、区内の自主グループは74グループとなった。また、サポーターのスキルアップ講座を2クールとリーダー講習会を実施し、グループの強化を図った。	運動を通じて心身の健康の向上を図るとともに、地域に自主グループが増えることにより高齢者の孤立防止を図っていききたい。31年度からは事業は障害高齢課に移管となり、継続実施予定。	令和元年度から当事業は障害高齢課へ移管済み	新たに1グループが自主かし、区内自主グループ数は75となった。他、グループが継続できるよう、健康増進センターとの訪問支援を実施。	運動を通じて心身の健康の向上を図るとともに、地域に自主グループが増えることにより高齢者の孤立防止を図っていききたい。31年度からは事業は障害高齢課に移管となり、継続実施予定。	
方向性3	110				泉区	障害高齢課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	・区内41グループが活動している。 ・H30年度3グループが新たに活動を開始した。 ・少なくとも1回は保健師がグループを訪問し、実施状況を把握し運営の相談等を行った。 ・グループ活動を運営するサポーターを対象に、年2回、スキルアップ講座を実施した。延参加数：76グループ、218人。	・各グループとも、適切に運営していた。 ・多くのグループにおいて、サポーターの高齢化とその担い手不足が課題となっている。	事務移管済のため 障害高齢課にて回答	・泉区内41のグループが活動中。年に1回は地区担当の保健師でグループを訪問した。（コロナの影響で訪問できなかったグループ1か所） ・サポーターを対象にスキルアップ研修を実施。5回開催、延べ225名、延べ84グループ。 ・サポーター交流会実施。1回開催、参加者50名、27グループ。	・地域の多くの高齢者も参加しており、介護予防の普及・啓発、地域の通いの場として機能していた。 ・スキルアップ研修、交流会において、サポーターのスキルアップ、モチベーションの向上につながった。	
方向性3	110				秋保総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	管内7グループが活動	適切に実施することができた	管内7グループが活動。	管内7グループが活動。	包括とともに、地域の実情に応じ実施を検討していく。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	111	認知症高齢者等の家族交流会の実施	認知症の方の介護家族の心理負担軽減を目的とした、家族同士による交流会の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症高齢者等の家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	各区役所にて年37回実施。参加者延302名。	地域の相談体制が整備されつつあるが、家族だけで介護問題を抱えている現状は続いており、適切な情報提供や支援が今後必要である。	家族だけで問題を抱えてしまうことがないように、継続して交流の場を提供していく。	各区役所にて年38回実施。参加者延307名。	参加者は前年比同等。認知症介護について、家族だけで問題をかかえて孤立してしまうことがないように、継続して交流の場を設け、適切な情報や支援を提供していく必要がある。	
	青葉区				障害高齢課	認知症高齢者等の家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	年間8回 延65人参加	ピアカウンセリングの機能が果たせている。参加者のニーズを事業に活かしている。	引き続き、市政により周知し、日頃の介護の様子や経験などを語り合い負担の軽減を図る	年8回実施。延60人参加。	初回参加者の方は常連の参加者の体験を聞くことでの満足度が高かった。介護することの意義についても見いだせる場となっている。		
	宮城野区				障害高齢課	認知症高齢者家族ほっと一息相談会	家族交流会や講演会などによる、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	年8回実施。内2回は講話	ピアカウンセリングの機能が果たせている。参加者のニーズを事業に活かしている。	ピアカウンセリング機能の強化。認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行う。認知症当事者視点の支援についても取り入れていく。	年8回実施。内2回は講話	例年通り実施できた。新規参加者の定着の工夫と当事者視点を引き続き取り入れていく。		
	太白区				障害高齢課	認知症高齢者家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	年間8回実施、延べ48名が参加した。	認知症カフェとの役割分担	診断されて間もない方などは地域の認知症カフェなどへの参加にまだ気持ちが向かない方もおり、今の気持ちを安心して語れる場として継続して実施する。	座談会、講話など8回実施。地域の認知症カフェを紹介し、地域で認知症当事者と家族を支えていることを知ってもらう機会に繋がった。座談会では日々の介護のつらさと頑張りを共有することでリフレッシュし、講話では怒りの気持ちのコントロールの仕方を学んだ。	毎回実施するアンケートでは、頑張る原動力になった、リフレッシュできたという意見が多い。参加者同士で互いの悩みを聞き合い、頑張りを認めアドバイスすることで、エンパワメントを高める場になっている。地域の認知症カフェとは違った、家族がリフレッシュする場になっている。		
	若林区				障害高齢課	認知症介護家族支援事業	相談や交流を図りながら、家族に対する支援を行います。	年7回実施（H30.5月、6月、8月、11月、12月、H31.1月、3月）。実人数16名、延べ人数22名参加。	昨年度より参加者微増も、1回の参加者は2〜4名と少数。周知方法の工夫が必要。	次年度も、相談・交流の場として年4回以上実施予定。また周知方法として、回覧板の活用等も検討。	年8回実施（R1.5月、7月、8月、9月、11月、12月、R2.2月、3月）。実人数47名、延べ人数52名。	家族介護教室は、地域包括支援センターと連携した会や講師を招いた会も多く、認知症に対する適切な知識を享受できた。相談会は、参加者同士の交流は図られているものの、新規・継続の参加者は少ない状況。		
	泉区				障害高齢課	認知症高齢者等の家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	年10回実施。延べ参加者数51名、うち新規参加者15名。	区役所開催における安心感や市政によりによる広範囲への周知は区役所開催の大きな意義である。常に新規参加者があることは成果と感じ、また今後も継続することが必要である。	認知症高齢者をかかえる家族のつどいの中で、参加者同士の座談会の場の提供は継続する。介護者が日頃の悩みや葛藤を安心して語り合えるような環境を意識したい。	年10回開催。延べ参加人数は83名。うち新規参加人数は27名。	家族交流会にて参加者からは、介護している中での困難や苦悩が打ち明けられ、お互いに共感、助言し合う様子が見られた。このことから、介護者が日頃抱えている悩みや葛藤について安心して語り合える環境となっていることと考えるため、今後も継続して実施したい。		
方向性3	112	健康相談の実施	市民が抱える様々な心身の健康問題に関する、保健師、栄養士等による個別相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康政策課	健康相談	心身の健康に関して、個別の相談に応じて必要な指導や助言を行っています	年間を通して実施。	個々の状況に合わせた相談対応を実施できた。	対象者のニーズに合わせ、多職種で連携しながら個別相談や助言を行い心身の健康を保てるよう支援していく。	年間を通して実施。	個々の状況に合わせた相談対応を実施できた。	
	青葉区				家庭健康課	健康相談	生活習慣病を予防するために生活習慣を改善したい方の予約制の健康相談と、随時電話等の相談を行っている	予約制の相談件数は25件、随時相談は年間75件。	多職種で対象者の生活習慣の改善に必要な助言指導ができた。	今後も、生活習慣病予防のための予約制の健康相談月1回、随時電話相談を継続予定。	予約制の相談件数は18件、随時相談は年間92件。	多職種で対象者の生活習慣の改善に必要な助言指導ができた。		
	宮城野区				家庭健康課	健康相談	心身の健康に関して、個別の相談に応じて必要な指導や助言を行っています	年間23件の利用があり、内保健・栄養に関する相談が19名、歯科に関する相談が7名（重複あり）であった。	相談者との面接を通して、実現可能な目標設定ができるよう支援することができた。また、必要時実践状況の確認のため、電話でフォローすることもできた。今後も継続し、生活習慣改善を実践できるよう支援を行っていく。	相談者の日常生活状況等の聞き取りをしなが、引き続き相談者の心身の状態に合わせた目標設定ができるよう支援していく。	年間24件の利用があり、内保健・栄養に関する相談が21件、歯科に関する相談が3件であった。	相談者との面接を通して、実現可能な目標設定ができるよう支援することができた。また、必要時実践状況の確認のため、電話でフォローすることもできた。今後も継続し、生活習慣改善を実践できるよう支援を行っていく。		
	若林区				家庭健康課	健康づくり相談	生活習慣病予防やその他心身の健康問題について個別に相談に応じる。市政だよりや、チラシ、ホームページで広報し、年間10回開催（予約制）	年10回開催。相談件数11件。	概ね例年通りの実施	今後も継続して実施。	年10回開催。相談件数9件。	概ね例年通りの実施。		
	太白区				家庭健康課	健康相談	心身の健康に関して、個別の相談に応じて必要な指導や助言を行っています	生活改善相談34件。健診事後相談82件。被災者支援延407件。	健診事後指導にストレス解消の視点を多く取り入れていきたい。	心身の健康に関して、個別訪問、来所相談、運動教室やサロン時に個別の相談に応じて必要な指導や助言を行う。	生活改善相談36件。健診事後相談31件。被災者支援延558件。	健診事後指導にストレス解消の視点を多く取り入れていく。		
	泉区				家庭健康課	健康づくり相談	区民を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士が、心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行っています。	月1回、計12回実施。利用者実24名。年6回、同日に健康づくり講話を実施。延126人参加。	利用者の年代は30〜80代と幅広い。健康講話と禁煙相談も同日に開催しており、わかりやすい広報が必要。	復興公営住宅でのサロンや復興公営住宅近隣のスーパーで相談会を実施することで、被災者の生活に身近な場での健康教育や相談機会を確保していく。	月1回、計12回実施。年6回、同日に健康づくり講話を実施。講話内容は区民のニーズに沿ったものを企画する。	個別相談は幅広い年齢層が利用しており、今後も区民にとって利用しやすい工夫をしていく。健康づくり講話は、運動実技や骨密度測定等、体験できる内容で参加者が多く健康づくりの動機づけもしやすい一方、高齢者の参加も多いいため、安全面を考慮した内容や体制が必要である。		
	方向性3				113	被災者向けの健康教室や交流会の実施	東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施	健康福祉局 各区	健康政策課	被災者向けの健康教室や交流会の実施	東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施	270回、延べ3164人。	健康教室や交流会に参加せず閉じこもり気味になっている人のフォローが課題。	復興公営住宅でのサロンや復興公営住宅近隣のスーパーで相談会を実施することで、被災者の生活に身近な場での健康教育や相談機会を確保していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認						
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握			
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）	
方向性3	113				青葉区	家庭健康課	被災者向けの健康教室や交流会の実施	東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施	3つの自主活動中の交流会に出向き、実施状況等を把握、1か所で健康教育を実施。	自主活動が継続できていることを確認できたので、今後も見守りとフォローを行う。	自主活動である3つの被災者交流会に出向き、実施状況等を把握、当該の事業や健康づくりに関する啓発物を配布し、健康づくりについて普及啓発した。被災された方の状況把握にもつながるため、今後も継続していく。	自主活動である3つの被災者交流会に合計6回出向き、実施状況等を把握、当該の事業や健康づくりに関する啓発物を配布し、健康づくりについて普及啓発した。訪問看護総合センターが行った復興公営住宅の出張まちの保健室に2回参加し、健康相談等を実施。復興公営住宅内の自主活動グループより市民健診についての講話依頼あり、1回実施。	被災者交流会や復興公営住宅で行われている活動に参加することで、被災された方の状況把握にもつながるため、今後も継続していく。		
方向性3	113				宮城総合支所	保健福祉課	ほっこり健康教室	東日本大震災における被災者を対象に、健康教育を実施し、交流の場を提供するとともに、健康増進に資する活動を行います。（年3回：6月、9月、1月）	年3回（6,9,1月）実施。参加人数延15名実8名	参加者の高齢化により体調不良から参加人数が減少傾向だが、被災者同士の交流の場を求める声はあり教室継続のニーズはある。	参加者の減少及び、地域にはサロン等住民が参加することのできる場が安定的に設けられており、当事業参加者も他のサロン等に参加していることが確認されていることから、平成31年度をもって終了とする。なお、今後も個別支援等は継続する。	参加者の減少及び、地域にはサロン等住民が参加することのできる場が安定的に設けられており、当事業参加者も他のサロン等に参加していることが確認されていることから、平成31年度をもって終了とする。なお、今後も個別支援等は継続する。	昨年度で終了。		
方向性3	113				宮城野区	家庭健康課	被災者健康教育	復興公営住宅等に暮らしている住民に対し、閉じこもり予防・生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康や運動を切り口とした支援を提供します。	復興公営住宅4か所・浸水地域2か所・防災集団移転地区1か所で運動教室を開催。区参加時の参加延人数は482人。内3か所は、運動教室終了後も自主的な活動を継続している。	自主的な活動につながった運動教室もあったが、既存町内会に比べ、コミュニティが希薄化していたり、住民の高齢化等あり、世話役が少ない状況にある。他の運動グループの世話役や地域事業所から協力を得る等、継続して運動教室を開催できる方法を検討していく必要がある。	今後も引き続き各運動教室に参加しながら、安定した教室運営につながるよう支援を継続していく。住民の高齢化や資金面等により、運営が困難になっている教室も目されるため、地域が相談しやすい関係性を継続させながら、様々な手法での支援を検討していきたい。	復興公営住宅5か所・浸水地域2か所・防災集団移転地区2か所の計9か所で運動教室を開催。内3か所は自主活動に移行できている。教室内で、時節にあった健康づくりについてのミニ講話を行い、延74回・715人に対し健康教育を実施した。その他、地域のサロンにも参加し延3回、41名にも健康教育を実施した。	運動教室や地域サロン等様々な通いの場に参加しながらミニ講話を行い、時節にあった健康づくりや生活不活発病・閉じこもり予防の啓発を行った。自主活動に移行できている運動教室もあるが、参加者の固定化・高齢化により参加者の減少や運営が困難になっている運動教室も出てきている。今後も運動教室に参加しながら地域が相談しやすい関係を継続させ、様々な手法での支援を検討していきたい。		
方向性3	113				若林区	家庭健康課	被災者向けコミュニティ形成事業※	復興公営住宅や、防災集団移転団地で暮らす住民に対し、閉じこもり予防、生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康、運動を切り口とした支援を提供します。	運動教室19回、延288名 その他健康支援 6回延98名 健康サロン 69回延720名 サロン活動支援 17回延354名	特に復興公営住宅の高齢化率が高く、キーパーソンの発掘・育成が課題。また、支援が長くなることで支援者への依存も強くなり自主化が難しい所もある。	キーパーソン不在のサロンについては、外部民間事業とチームを結成し、社会資源と連携して新たな形を模索しながら、若林区の健康課題や復興公営住宅ごとのレセプトの結果より、重点テーマを絞って健康教育を実施しながら啓発・行動変容を促して参りたい。	運動教室 4回延55名 健康サロン 50回延466名 サロン活動支援 9回延175名 その他健康支援 4回延108名	自主化しているサロンもあるが、キーパーソン不在等により自主化できていないサロンもある。地域住民が主体となって継続することの大切さの動機付けを行いながら、運営を支援する必要がある。		
方向性3	113				太白区	家庭健康課	被災者健康支援	復興公営住宅の住民が活動量の低下や孤立化防止のため定期的に集まり運動できるよう民生委員等地域の方と共に支援しています。	3か所の復興住宅でサロンを開催。	自主的に継続していけるように支援した。	閉じこもり予防や生活不活発病予防、住民の交流を目的とし、関係機関と連携しながら運動教室の実施、サロンの活動支援等を行う。	1か所の復興住宅で健康教室、3か所の復興住宅でサロンを開催。	健康教室は自主的に活動できるよう支援している。また、サロンについては自主的に活動を継続していけるように支援した。		
方向性3	113				泉区	家庭健康課	復興公営住宅被災者交流支援事業	復興公営住宅やその近隣地域の住民が活動量の低下や孤立化防止のため、定期的に集まり運動できる場を提供しています。H29年度から自主運営のため、主体的に運営できるようサポートしています。	年間を通じ14回支援し、継続的に自主運営できるよう必要時フォローを行った。	必要時支援に入ることで、参加者が役割分担をしながら自主運営できている状況であり、自主的に参加者同士で話し合う場面も見られたが、課題解決に向け行動に移してはいる段階である。今後は関係機関と協力しながら自主運営できている活動状況を見守り、必要時支援して参りたい。	現在の課題は新規参加者がいないことである。自主的に参加者同士で話し合う場面も見られたが、課題解決に向け行動に移してはいる段階である。今後は関係機関と協力しながら自主運営できている活動状況を見守り、必要時支援して参りたい。	年間を通じ14回支援し継続的に自主運営できるように支援した。	新型コロナウイルスの影響で借用していた会場が利用できず、4、5月は中断。6月から公園でウォーキングなど形を変えて実施しているが、今後も自主化が継続できるように関係機関と協力しながら見守りとフォローを行う。		
方向性3	113				泉区	家庭健康課	被災者交流支援事業(泉集いの会)	主に沿岸地域から転居してきた被災者に対し、定期的に集まり語り合える場を提供しています。また、年2回程度、臨床心理士による心理面のケアを行っています。	沿岸部の被災者の集まり（泉集いの会）を計10回実施した。年間を通じ、実人数16人 延人数81人が参加した。	参加者はこの会を被災体験を安心して話せる場として利用している。今後は、参加者が高齢であることを踏まえ、運営の持ち方について検討する。	参加者は、いずれ仙台市の支援はなくなるの思いがあるが、この活動の場での交流を希望している。今後、参加者の意見と仙台市の被災者支援動向、また高齢化の面も含め参加者が納得できる支援を検討していきたいと思う。	沿岸部の被災者の集まり（泉集いの会）を計10回予定していたがコロナウイルスの影響で計8回開催、延べ人数81名参加した。（臨床心理士のグループケア1回もコロナの影響で中止）	震災後、心理面の支援で開催してきたが精神面は落ち着いてきた。また参加者のほとんどが三陸会のサロンのメンバー、他1名も違うサロンに参加しこの会以外での交流活動があることから今年度で終了予定。		
方向性3	114	禁煙対策の実施	禁煙希望者を対象とした、禁煙サポートの推進	健康福祉局各局	健康福祉局	健康政策課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	個別禁煙指導：32人、延べ90回。	人数は少ないものの、希望希望者のサポートを実施できた。	禁煙サポート事業の利用者が増えるよう、窓口やイベント等で周知啓発を実施しながら、希望者が禁煙できるよう引き続き支援していく。	個別禁煙指導：21人、延べ112回。	人数は少ないものの、希望者のサポートを実施できた。		
方向性3	114				青葉区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	個別相談0件。禁煙外来の案内をした方は3人。	事業について引き続き市民へ周知することが必要。	個別相談は0件だったが、事業の周知を継続する。	個別相談1件（メール+電話）。	事業について引き続き市民へ周知することが必要。		
方向性3	114				宮城野区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	相談件数0件	平成30年度は相談件数0件であったが、禁煙相談の周知を回り、市民の方に事業を活用してもらえよう取り組んでいく。	令和元年度禁煙についての相談が7件実施。禁煙サポート事業の周知として、児童館・自動車学校等にもチラシを設置した。市政だよりも記事を掲載したことで、禁煙に興味を持ってくれた区民が多かった印象を受ける。次年度以降も継続して、禁煙希望者に対する禁煙支援を実施していく。	禁煙相談9件。高齢者の利用が多い傾向にあった。	働き盛り世代・子育て世代の利用者が少なかった。幅広い世代の利用が増えるよう、禁煙相談の周知啓発方法を今後検討していく。		
方向性3	114				若林区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	相談0件	公共施設の全面禁煙などが進むなど社会情勢的に喫煙者の相談の受け皿としての需要は増えていくと予想される。機会毎に広報していく必要がある。	当事業に関して、今後も実施していく予定であるが、自殺対策としての視点としては関連が薄いため、登録事業からは削除する。	年10回開催。相談件数6件。	健康増進法の改正等により今後、相談の需要は高まることが予想される。今後も市政だより等で広報していく必要がある。		

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	114				太白区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	禁煙チャレンジヤーに参加した人は7名で、禁煙でき支援終了となった人3名。支援継続中2名。状況不明2名。	医療機関の禁煙外来などが増えたことも、区への相談が少ない一因かもしれない。最近では加熱性たばこを利用する人が増えており、書かないと誤解している場合もある。加熱性たばこについても啓発を行う必要がある。	健康増進法の改正により、施設や飲食店等の防煙対策への関心が向上してきている。子育て世代に対して受動喫煙の害について啓発を続けるとともに、喫煙が習慣化する前の若い年齢層をターゲットに禁煙の働きかけを強化していく。	禁煙チャレンジヤーに参加した人は7名で、支援回数17回、禁煙でき支援終了となった人1名。大学生への健康教育2回240人参加。学童への健康教育5回307人参加。母子健康手帳交付での啓発チラシ配布1,850部。4か月育児児教室では、啓発のための講話と啓発チラシ1,458部配布。	個別禁煙相談者は昨年度と同数だった。子育て世代への受動喫煙の害について啓発、学童期の防煙教育、喫煙が習慣化する前の若い年齢層への禁煙の働きかけを行うことができた。	
方向性3	114				泉区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	面談や電話で実施。実18人、延95回実施	利用者が増えている加熱式たばこや電子たばこ等の新型たばこの情報提供及び指導者の養成・スキルアップが課題。	今後も喫煙の代わりとなるストレス解消法を利用者と検討しつつ、禁煙支援を行う。	今年度は、新規の禁煙支援開始者が11名（うち達成2名、継続中5名、中断4名）、前年度から継続中の者は5名であった。窓口や電話での単発の禁煙相談は2件で、禁煙支援の内容に関する問い合わせや、加熱式たばこについての相談があった。	加熱式たばこの普及や健康増進法の改正によって喫煙場所が減少したこともあり、問い合わせや禁煙希望者は増加傾向にある。今後も相談枠を増やしたり、最新の知識を学んで指導者側もスキルアップをするなどし、相談に対応していくことが課題。	
方向性3	115	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康安全課	エイズ・性感染症 検査・相談	各区役所等で、エイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施している。	各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。	各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【令和元年度実績（全市）】 ・検査：HIV1,951件、梅毒1,942件、クラミジア289件 ・相談：419件	平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を実施することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	
方向性3	115				青葉区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【令和元年度実績（全市）】 ・検査：HIV1,951件、梅毒1,942件、クラミジア289件 ・相談：419件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を実施することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	
方向性3	115				宮城野区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【令和元年度実績（全市）】 ・検査：HIV1,951件、梅毒1,942件、クラミジア289件 ・相談：419件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を実施することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	
方向性3	115				若林区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【令和元年度実績（全市）】 ・検査：HIV1,951件、梅毒1,942件、クラミジア289件 ・相談：419件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を実施することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	
方向性3	115				太白区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【令和元年度実績（全市）】 ・検査：HIV1,951件、梅毒1,942件、クラミジア289件 ・相談：419件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を実施することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	
方向性3	115				泉区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。【令和元年度実績（全市）】 ・検査：HIV1,951件、梅毒1,942件、クラミジア289件 ・相談：419件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を実施することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	
方向性3	116	肝炎ウイルス検査陽性者へのフォローアップの実施	早期治療や重症化予防を目的に、肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップの実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康安全課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。【H30年度実績（全市）】183件	新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。【令和元年度実績（全市）】159件	新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	116				青葉区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【令和元年度実績（全市）】159件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	
方向性3	116				宮城野区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【令和元年度実績（全市）】159件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	
方向性3	116				若林区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【令和元年度実績（全市）】159件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	
方向性3	116				太白区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【令和元年度実績（全市）】159件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	
方向性3	116				泉区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【令和元年度実績（全市）】159件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	
方向性3	117	精神障害者小集団活動の実施	回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象とした、社会復帰や仲間づくりのための集団でのレクリエーション活動等の実施	健康福祉局 青葉区 若林区 太白区	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者小集団活動の実施	回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象とした、社会復帰や仲間づくりのための集団でのレクリエーション活動等の実施	・計45回開催 ・参加延べ人数：253名	社会復帰へ向けて多くの方に参加いただいた。しかし、参加メンバーの固定化が進んでおり、新たな参加者の発掘が必要。	参加者数の減少が顕著であることから、令和2年度については規模を縮小し、継続実施してまいりたい。	若林区・太白区障害高齢課、各総合支所 健康福祉課で実施（開催延回数39回/参加延人数180名）	既存の障害福祉サービスではこぼれ残り漏れたりしがちなニーズに対応し、実施内容等を検討しながら、より実効性のある支援の提供をいかに図っていくかが課題といえる。	
方向性3	117				宮城総合支所	保健福祉課	精神障害者小集団活動（ひまわり会）	管内に居住する精神障害者を対象とした小集団活動を実施し、日中活動の場を提供します。	年12回開催。延べ参加者53人名。	移動に負担の大きい場所への外出では、参加者数が少ない傾向にあった。活動の内容や時間など、参加者にとって過度に負担がかかるものになるよう企画することが必要。	社会参加の場として、年4回実施予定。	年12回開催。延べ参加者28名。	参加者は減少傾向。	
方向性3	117				若林区	障害高齢課	四つ葉会	管内に居住する精神障害者を対象とした小集団活動を実施します。	年間を通して17回の開催。場所は主に区役所や相談支援事業所、市営施設など。	職員の状況にもこのままの回数での開催が難しいので、次年度以降、開催の内容や日程を調整する必要がある。	来年度は、2か月に1回程度の開催予定。六郷市民センターや七郷市民センターなどでの開催などを予定。	年17回の開催。場所は主に区役所や相談支援事業所など。	参加者が固定されており、新規参加者は少なかった。今後、終了予定の事業のため、参加されている方のフォローをできるようにする。	
方向性3	117				太白区	障害高齢課	小集団活動（クローバーの会）	小集団での活動や作業、話し合いの場を提供し、本人の能力にあった役割を分担することで、対人接触、社会生活の改善を図り、自らの生活を見直す機会とする	11回、実人数20名、延べ57人が参加した。	参加者の高齢化、固定化、参加人数の減少	様々な社会資源ができていことから、令和元年度で事業は終了とする。	11回実施。実人数17人、延べ60人参加した。	参加者の高齢化、固定化、人数の減少がみられていた。背景には相談支援事業所のサロン、通所系事業所の増加等により、小集団活動が担ってきた役割をこれらの事業が担えるようになったことが挙げられる。よって、これまでの参加者には社会資源に関する情報提供を行い、令和元年度で本事業を終了した。	
方向性3	117				秋保総合支所	保健福祉課	精神障害者小集団活動	管内に居住する精神障害者を対象とした小集団活動を実施し、日中活動の場を提供します。	年3回実施。延36名参加した。	当事者と地域住民がともに活動でき相互理解も深まる。	年2回実施。継続して実施していく。	年2回実施。延21名参加。	当事者と地域住民と一緒に活動することにより、相互理解を深めることができた。	
方向性3	118	子供家庭総合相談の実施	18歳未満の子どもやその家族を対象とした、保健及び福祉サービスの総合的な相談の実施	子供未来局 各区	子供未来局	子供家庭支援課	子供家庭総合相談	区役所・宮城総合支所において、家庭児童に係る相談・婦人に係る相談・ひとり親家庭に係る相談・母子保健に係る相談など子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供します。	家庭児童 2,821件 婦人相談 1,433件 ひとり親家庭相談 2,619件 母子保健 5,786件	相談窓口として、適切な制度とつなぐことができた。	区役所・宮城総合支所において、家庭児童に係る相談・婦人に係る相談・ひとり親家庭に係る相談・母子保健に係る相談など子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供するとともに、複雑な問題を抱えるケースに対応するため、各種分野の関係機関等との連携を強化します。	家庭児童 2,819件 婦人相談 1,361件 ひとり親家庭相談 2,291件 母子保健 5,805件	相談窓口として、適切な制度とつなぐことができた。	
方向性3	118				青葉区	家庭健康課	子ども・子育て支援	0歳から18歳までの子どもやその家族を対象として、育児や発達に関する悩みや、虐待などの相談に対し、相談支援を行っています。また、必要に応じて保育園や学校など関係機関、相談機関等と綿密な連携を図り、調整を行っています。	子供家庭総合相談：実1683件、延6753件。 月1回子供家庭係・母子保健係で総合相談打合せを実施。	2係で総合相談の打合せの他、随時集まり処遇や方向性の確認・報告を実施しタイムリーな支援に心がけた。	引続き、育児や発達に関する悩みや、虐待などの相談支援を行う。	子供家庭総合相談：実2345件、延7463件。 随時子供家庭係・母子保健係で総合相談打合せを実施。	2係で総合相談の打合せの他、随時集まり処遇や方向性の確認・報告を実施。また共同の訪問、面接等でタイムリーな支援に心がけた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	118				青葉区	家庭健康課	家庭児童相談	児童、家庭相談（子どもの生活習慣や発達に関する悩み、非行や虐待、家庭環境等）に対し、相談支援を行い、また必要に応じて関係機関等と連携を図りながら支援を行います。	家庭児童相談 【実数】403件 【延数】1485件	児童虐待相談件数の増加や引きこもり・いじめ等様々な家庭児童相談に対し、関係機関と連携し支援を行った。	引き続き、児童、家庭相談に対し、相談支援を行い、また必要に応じて関係機関等と連携を図りながら支援を行う。	家庭児童相談 【実数】566件 【延数】1731件	児童虐待相談件数の増加や引きこもり・いじめ等様々な家庭児童相談に対し、関係機関と連携し支援を行った。	
方向性3	118				青葉区	家庭健康課	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるよう、相談や情報提供の充実、子育て・生活・就業・経済支援等を行っています。	【実数】857人 【延数】3180人	国の制度拡充に伴い、相談数も増加。ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるよう関係機関と連携を行った。	引き続き、国の制度拡充に伴い、ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるよう、相談や情報提供の充実、子育て・生活・就業・経済支援等を行う。	ひとり親家庭への支援数 【実数】905人 【延数】3814人	毎年相談数が増加している。ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるよう関係機関と連携を行った。	
方向性3	118				宮城総合支所	保健福祉課	子供家庭総合相談	0歳から18歳までの子どもやその家族を対象として、育児や発達に関する悩みや、虐待などの相談に対し、相談支援を行っています。また、必要に応じて保育園や学校など関係機関、相談機関等と密な連携を図り、調整を行っています。	子供家庭総合相談で、家庭や子どもの課題について把握し、課題に応じた適切なサービスの利用を検討し支援したほか、必要に応じて関係機関との連携を図り、家庭の支援につなげました。	家庭の課題に応じた適切なサービスの利用を検討し支援したほか、必要に応じて関係機関との連携を図り、家庭の支援につなげました。	子供家庭総合相談で、家庭や子どもの課題について把握し、課題に応じた適切なサービスの利用を検討し支援したほか、必要に応じて関係機関との連携を図り、家庭の支援につなげました。	家庭の課題に応じた適切なサービスの利用を検討し支援したほか、必要に応じて個別ケース会議を行うなど関係機関連携を図っています。また、課題の早期解決のため、より一層連携を図っていきます。		
方向性3	118				宮城野区	家庭健康課	家庭児童相談	児童や家庭に係る保健福祉の総合的な相談を受け、課内及び関係課・機関と連携して対応することで、児童や保護者の抱えている諸問題の解決を図るとともに、児童虐待の予防、早期発見・早期対応・援助までを一貫して取り組みます。	年間を通し実施し、延べ3,696人の相談を受けた。（家庭相談員対応実績）	保護者は複数の困難な問題を抱えていることが多く、職員的能力向上に資する取組が必要。また関係機関が適切に児童虐待対応を実施できるような環境整備が必要。（保育施設の児童虐待対応にかかる支援等）	関係機関と連携しながら引き続き対応を継続していく。	年間を通し実施し、延べ3,008人の相談を受けた。（家庭相談員対応実績）	保護者は複数の困難な問題を抱えていることが多く、職員的能力向上に資する取組が必要。また関係機関が適切に児童虐待対応を実施できるような環境整備が必要。（保育施設の児童虐待対応にかかる支援等）	
方向性3	118				宮城野区	家庭健康課	母子・父子・ひとり親・寡婦相談	ひとり親への子育て支援やひとり親家庭児童の就学等の経済的支援と、ひとり親の就労や資格取得等の支援を行うことで、ひとり親家庭等の児童の安全や進学と生活の安定を図ります。	年間を通し実施し、延べ3,064人の相談を受けた。（家庭相談員対応実績）	ひとり親家庭等の児童の安全や進学と生活の安定を図るため、引き続き各種相談支援を実施する。	ひとり親家庭等の児童の安全や進学と生活の安定を図るため、引き続き各種相談支援を実施する。	年間を通し実施し、延べ2,290人の相談を受けた。（家庭相談員対応実績）	ひとり親家庭等の児童の安全や進学と生活の安定を図るため、引き続き各種相談支援を実施する。	
方向性3	118				若林区	家庭健康課	子供家庭総合相談	子供と家庭に係る相談に対し、緊急度を適宜判断しながら、保健と福祉サービスを総合的に提供できるように対応したり、関係機関との連絡調整を行います。	家庭児童相談 2,423件、母子寡婦相談 1,724件、婦人相談 1,430件 保健師による地区支援件数（実）945件 相談（延）4459件 新規ケースレビュー 3回/年 継続支援ケース処遇検討 3回/年 ケース会議（主催）（実）2件（延）3件、（参加）（実）1件（延）3件	地区支援実数件数は増加傾向にある。支援の質を落とさないよう、定期的にレビューや事例検討の場を確保していきたい。	子供と家庭に係る相談に対し、緊急度を適宜判断しながら、保健と福祉サービスを総合的に提供できるように対応したり、関係機関との連絡調整を行って参りたい。	家庭児童相談：2,494件、母子寡婦相談：1,128件、婦人相談：1,152件 保健師による地区支援：訪問688件、面接882件、電話1,681件、関係機関連絡915件 新規ケースレビュー 3回/年 継続支援ケース処遇検討 3回/年 ケース会議（主催）7件、（参加）19件	地区支援実数件数は増加傾向にある。今年度からは週に1度受理会議を行い、組織的な支援方針決定の場を設定する。また、今後、相談員のスキルアップ、支援の質向上を目指し、定期的にレビューや事例検討の場を確保していきたい。	
方向性3	118				太白区	家庭健康課	子供家庭総合相談	家庭児童や婦人に係る相談、ひとり親家庭に係る相談、母子保健に係る相談等に対し、保健及び福祉サービスを総合的に提供しています。	5419件の相談を受けている。	相談等を受けて、保健及び福祉サービスを総合的に提供してきた。	今後も家庭児童や婦人に係る相談、ひとり親家庭に係る相談、母子保健に係る相談等に対し、保健及び福祉サービスを総合的に提供しています。	7171件の相談を受けている。	相談等を受けて、保健及び福祉サービスを総合的に提供してきた。	
方向性3	118				泉区	家庭健康課	子供家庭総合相談	家庭児童や婦人に係る相談、ひとり親家庭に係る相談、母子保健に係る相談等に対し、保健及び福祉サービスを総合的に提供しています。	年間を通して実施。電話、来所等による育児や経済的な相談に対して4名の相談員が対応した	対応が困難な事案や専門的な対応が必要な事例が増加してきた。各研修を活用して支援力を高める	担当相談員等が、電話・来所等で様々な相談を受けるが、その内容は育児や経済的な事など非常に多岐にわたる。支援希求を適切に把握し対応できるようにしていく	年間を通して実施。電話、来所等による4名の家庭相談員が対応した。相談員各々が積極的に研修へ参加し、制度理解等を深めた。	今年度より当区内に総合相談担当及び心理支援員が配置されたことで、組織の機能が強化された。一方で組織改編により役割分担が現時点で不明瞭な部分がある。	
方向性3	118				泉区	家庭健康課	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるよう、相談や情報提供の充実、子育て・生活・就業・経済支援等を行っています。	年間を通して実施。生活全般に係る相談を4名の相談員で対応した	相談支援に係る職員のスキルアップに取り掛かり各自が研修等を受講した。	年間を通して4名の相談員が生活全般に係る相談に対応する。各相談員が研修を受講後職場内でのフィードバックを行い、理解を深める取り組みを行う。相談者が抱える課題の見通しをつける中で、必要な情報提供を行い関係機関と連携しながら対応する。	年間を通して実施。生活全般に係る相談を4名の家庭相談員で対応した。相談員各々が積極的に研修へ参加し、制度理解等を深めた。	ひとり親家庭に対する給付金制度等が増えたため、当区の貸付利用者は減少している。一方でいずれの制度も利用できない、家庭状況の厳しい世帯が当区へ相談に来るようになった。	
方向性3	118				秋保総合支所	保健福祉課	子供家庭総合相談	家庭児童や婦人に係る相談、ひとり親家庭に係る相談、母子保健に係る相談等に対し、保健及び福祉サービスを総合的に提供しています。	延相談数42件	対象に合わせた支援ができた。	延相談数72件（令和2年1月末現在） 対象に合わせた支援を継続していく。	延相談数94件。	対象に合わせた支援を行い、保健及び福祉サービスの総合的な相談を実施することができた。	
方向性3	119	子どものこころのケア事業の実施	幼児健康診査における、「こころとからだの相談問診票」を用いた母子の心身面の不安やストレス等の把握と相談、及び「子どものこころの相談室」（18歳未満の子どもを対象とした、児童精神科医や臨床心理士による専門的な相談）の実施	子供未来局各局	子供未来局	子供保健福祉課	①幼児健康診査における問診票の活用 ②子どものこころの相談室	①幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）において、こころとからだの問診票を活用し、母子の心身面の不安やストレスなどについて聞き取り調査を行い、必要に応じて専門的な相談につなぐ。 ②18歳未満の子どもと保護者を対象とした「子どものこころの相談室」にて、児童精神科医及び臨床心理士により、こころやからだ、行動等の悩みに対する相談に応じる。	①問診票による聞き取り：25,334人 ②児童精神科医等による専門相談：126件	今後も継続して実施する必要がある。震災後に被災者支援総合交付金を受けて実施している事業だが、令和3年度以降は国の補助金が交付されなくなる見込みであることから、今後の事業のあり方について検討が必要である。	子どものこころの相談室に従事している児童精神科医、臨床心理士の代表者と、小児科医等が出席する子どものこころのケア懇話会を開催し、今後の事業の方向性について検討する。	①問診票による聞き取り：23,401人 ②児童精神科医等による専門相談：109件（相談を予約したのがキャンセルしたものの50件）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月の幼児健康診査を中止したため、問診票による聞き取りが減少した。児童精神科医や臨床心理士による専門相談については、個別相談であるため、3月も継続して実施した。今後も継続して実施する必要がある。震災後に被災者支援総合交付金を受けて実施している事業だが、令和3年度以降は国の補助金が交付されなくなる見込みであることから、今後の事業のあり方について検討が必要である。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	119				青葉区	家庭健康課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健康診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。	幼児健康診問診時に同問診票記載内容を確認、状況に応じて継続支援や「子どものこころの相談室」につないだ。	同問診票は保護者が訴え難い心身の不調やストレス等を図るツールとして有用。また、そこから支援につながる結果にもなっている。	引き続き、幼児健康診で保護者が訴え辛い心身の不調やストレス等を把握し、そこから支援につながるよう支援する。	幼児健康診問診時に同問診票記載内容を確認、状況に応じて継続支援や「子どものこころの相談室」につないだ。	同問診票は保護者が訴え難い心身の不調やストレス等を図るツールとして有用。また、そこから支援につながる結果にもなっている。	
方向性3	119				青葉区	家庭健康課	子どものこころの相談室	18歳未満の子どもとその保護者を対象に、精神保健に関する個別相談を実施しています。	年12回、延29件実施。乳幼児の相談が約8割。相談内容は、乳幼児は行動発達面、就学後は不登校、母自身の相談は育児ストレスや児への対応、家族との関係等。	幼児健康診からつながる方もおり、子供の行動発達と保護者の育児ストレス等を一緒に相談できる機会になっている。予約が多くなり、場合によってはタイムリーに対応できないことが課題。	引き続き、幼児健康診やH.P・チャラシ等で周知し、子どものこころや発達不安の相談のみならず、育児に悩む保護者の相談にも乗っていく。	年12回、延25件実施。乳幼児の相談が約6割強。相談内容は、乳幼児は行動発達面、就学後は不登校、母自身の相談は育児ストレスや児への対応、家族との関係等。	幼児健康診からつながる方もおり、子供の行動発達と保護者の育児ストレス等を一緒に相談できる機会になっている。予約が重なり、場合によっては相談前に解決する等タイムリーに対応できないことが課題。	
方向性3	119				宮城総合支所	保健福祉課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健康診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。	幼児健康診の問診時にこころとからだの問診票の回答を確認し、処遇に応じた支援につなげる。	こころとからだの相談問診票を活用し、幼児健康診時に必要な支援につなげることができよう努めていく。	引き続き、こころとからだの相談問診票を活用し、幼児健康診時に必要な支援につなげよう努めていく。	幼児健康診の問診時にこころとからだの問診票の回答を確認し、処遇に応じた支援につなげる。	こころとからだの相談問診票を活用し、幼児健康診時に必要な支援につなげることができている。	
方向性3	119				宮城総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	管内住民の心の不調や精神的な悩みについて、精神科医等が相談に応じます。	年12回開催。30件利用。	子の発達や子育て、夫婦関係等の悩みがあり、幼児健康診や母子保健の個別支援から事業利用に至るケースが多い。	子の発達や子育て、夫婦関係等の悩みなどを背景としたメンタルヘルスに関する相談に応じる。	年11回開催。26件利用のうち、母子保健に関するもの1件。	実際の利用は1件にとどまった。事業を個別に紹介することについては継続が必要。	
方向性3	119				宮城野区	家庭健康課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健康診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。	幼児健康診、相談票の回収数・率 ・4,998件回収/5,102件受診 ・回収率：98%	昨年度(95.6%)に比べ回収率が増加した。	今後も幼児健康診において「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。	幼児健康診、相談票の回収数・率 ・4,627件回収/4,629件受診 ・回収率：99.9%	昨年度（98%）に比べ回収率が増加した。	
方向性3	119				宮城野区	家庭健康課	子どものこころの相談室	18歳未満の子どもやその保護者が抱える悩みに、月1回、児童精神科医や臨床心理士が相談に応じ、支援を行います。	月1回年12回開催。実24件相談。	幼児健康診から約4割が相談に繋がった（昨年度は約3割）。	令和2年度も引き続き児童精神科医や臨床心理士の相談と支援を実施していく。	月1回年12回開催。実20件相談。	幼児健康診から約3割が相談につながった（昨年度は約4割）。	
方向性3	119				若林区	家庭健康課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健康診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。	1歳6か月健診問診票提出数1,186件（提出率99.9%） 2歳6か月健診問診票提出数1,194件（提出率100%） 3歳児健診問診票提出数1,203件（提出率100%）	健診時に問診票を用い、保護者や子どもの心身の不調の有無を確認した上で、必要な支援につなげている。	幼児健康診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行って参りたい。	1歳6か月健診問診票提出数1,012件（提出率100%） 2歳6か月健診問診票提出数1,063件（提出率100%） 3歳児健診問診票提出数1,056件（提出率100%）	問診時に丁寧な聞き取り不安や負担の解消を図るとともに、必要な方はこころの相談事業を案内するなどフォローを行っている。	
方向性3	119				若林区	家庭健康課	子どものこころの相談室	18歳未満の子どもやその保護者が抱える悩みに、月1回、児童精神科医や臨床心理士が相談に応じ、支援を行います。	実施回数12回（月1回）。相談実施件数述べ17件、実数17件。	健診時や電話相談等、相談のニーズを拾い上げ、子どもと保護者のメンタルケアや虐待対応の受け皿として活用している。	18歳未満の子どもやその保護者が抱える悩みに、月1回、児童精神科医や臨床心理士が相談に応じ、支援を行う予定。	実施回数10回（月1回、予約なしのため2回中止）。相談実施件数実数17件、延べ17件。	健診からつながる方が多かった。子どもと保護者のメンタルケアや虐待対応の受け皿として活用している。引き続き、相談の場があることを発信し続けることが必要。	
方向性3	119				太白区	家庭健康課	子どもの心の相談室	子どものストレスや心の不安に対し精神科医による相談を実施します。	12回実施し、28件相談を受けている。	児への対応の助言等、個別に相談に応じた。	年12回実施し、個別相談に応じる。	12回実施し、19件相談を受けている。	児への対応の助言等、個別に相談に応じた。	
方向性3	119				泉区	家庭健康課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健康診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行っています。	年間の幼児健康診を通して、症状にチェックを入れた方に対し、詳細を聞き取り、必要に応じて対応のアドバイスや社会資源の紹介を行った。	早め介入、社会資源の紹介、保健師による地区支援などにより、状況悪化に努めることが出来ている。	引き続き幼児健康診を通して実施し、症状にチェックを入れた方に対して対応助言や社会資源の紹介などを行い、状況の悪化予防・回復に努める。	年間の幼児健康診を通して、症状にチェックを入れた方に対し、詳細を聞き取り、必要に応じて対応のアドバイスや社会資源の紹介をしている	早め介入、社会資源の紹介、保健師による地区支援などにより、状況悪化に努めることが出来ている。	
方向性3	119				泉区	家庭健康課	子どものこころの相談室	18歳未満の子どもやその保護者が抱える悩みに、月1回、児童精神科医や臨床心理士が相談に応じ、支援を行っています。	12回実施。区民からの相談：28件	子自身、保護者の心や体の不調に幅広く応じた。予約制で相談が数か月先もあり、ニーズに即した他機関紹介なども必要。	例年通り、予約が多く子育てに関する保護者の不安負担が大きいと感じる。継続して実施し区民の相談需要に応えたい。急ぎ相談が必要な際は他の相談機関を紹介する等適切な支援を行う。	12回実施。区民からの相談 26件。	幼児から児童児、保護者の心や体の不調について相談対応した。幼児健康診時や電話にて予約が入るが、実際の相談は数ヶ月先になる。区民のニーズにより他機関の相談を勧める等タイムリーな対応を行った。	
方向性3	119				秋保総合支所	保健福祉課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健康診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行っています。	1:6 29名/2:6 26名/3:7 21名に実施。	保護者にとって日頃の振り返りとなっている。	1:6 22名 2:6 20名 3:7 14名(令和2年1月末現在)に実施。	1:6 20名 2:6 24名 3:7 22名に実施。	幼児健康診査時に保護者と一緒に問診票を確認することにより、支援に必要な保護者に対して、適切な対応をすることができた。	
方向性3	120	妊産婦・新生児等訪問指導の実施	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象とした、保健師、助産師による育児の相談及び産後うつ病等の母親の心理面の把握と継続的な支援	子供未来局各局	子供未来局	子供保健福祉課	乳児家庭全戸訪問事業	保健師・助産師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に行っている乳児家庭全戸訪問事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ病等の母親のメンタルヘルス問題を早期に発見し、継続支援をする。	新生児及び未熟児の訪問が延8,814件、産婦訪問は延9,733件だった。	産婦のEPDSが高い、育児不安がみられるといった理由により再訪問を実施した。また、育児ヘルプ家庭訪問事業や地区支援、関係機関との連携等、継続支援につながったケースもあった。	引き続き、EPDS等を活用しつつ、産後うつ病などの母親のメンタルヘルス問題を早期に発見し、継続支援していきたい。	新生児及び未熟児の訪問が延8,243件、産婦訪問は延8,660件だった。	産婦のEPDSが高い、育児不安がみられるといった理由により再訪問を実施した。また、育児ヘルプ家庭訪問事業や地区支援、関係機関との連携等、継続支援につながったケースもあった。	
方向性3	120				青葉区	家庭健康課	妊産婦・新生児訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	訪問実施：1566名（対象者の97.4%）。訪問指導は他市町村へ依頼する・されることがある。	産後うつスクリーニング（EPDS）他2種の質問紙を実施し、育児不安や養育困難等の方を早期に発見し、継続支援につなげている。	引き続き、妊産婦・新生児等訪問指導を実施することで、全妊産婦の育児不安軽減につながります。また、産後うつ等の心理面の状況を把握し、継続的な支援や必要な機関への連携支援を行う。	訪問実施：1464名（対象者の96.6%）。訪問指導は他市町村へ依頼する・されることがある。	産後うつスクリーニング（EPDS）他2種の質問紙を実施し、育児不安や養育困難等の方を早期に発見し、継続支援につなげている。医療機関から連絡があり支援につながることもある。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	120				宮城総合支所	保健福祉課	新生児等訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	依頼544件中、537件に実施した。EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につないだ。	困難事例については早急に支援方針を検討し必要時医療機関等につないだ。ている。EPDS検討会や研修会にも参加しアセスメントの視点を学ぶ機会となった	出産した全家庭を対象に、多職種・関係機関と連携しながら引き続き訪問を実施します。	依頼495件中、484件に実施しました。EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎました。	困難事例については早急に支援方針を検討し、必要時医療機関等につなぎました。担当者は、EPDS検討会や研修会に参加し、資質の向上に努めています。	
方向性3	120				宮城野区	家庭健康課	新生児等訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	・妊産婦訪問:1,857件 ・新生児・未熟児訪問:1,881件 計3,738件訪問	育児に不安な時期のタイムリーな訪問をすることで、適切な支援ができるよう努めた。	今後もタイムリーな訪問をすることで、適切な支援ができるよう努めていく。	・妊産婦訪問：1,920件（延べ） ・新生児・未熟児訪問：1,919件（延べ） 計3,839件訪問	育児に不安な時期のタイムリーな訪問をすることで、適切な支援ができるよう努めた。	
方向性3	120				若林区	家庭健康課	新生児等訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	訪問（延）1,291件 EPDS実施対象者1,176人 うちEPDS実施者数1,156人	他市町村への依頼・外国人・精神疾患既往ありなどの理由がない場合、積極的に質問票を活用し、母親のメンタル面の把握とフォローを実施した。訪問時、産後のママのメンタルヘルスというリーフレットを配布し、母親自身の気づきを促し、家族への啓発を行った。	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎ予定。	訪問（延）1,217件 EPDS実施対象者 1,120人 うちEPDS実施者数1,040人	EPDS質問紙票における要支援者割合はボウディング高値者も含めて前年度より減少。質問紙票は点数に現れないケースも多いことを念頭に置き、母への介入のツールとして丁寧な二次訪問を実施し、精神状況や育児中の気持ちなど把握できるよう心掛ける必要がある。	
方向性3	120				太白区	家庭健康課	新生児訪問時のEPDSの実施	産後うつのスクリーニングを目的に新生児訪問時にEPDSを実施しリスクの高い母へのケアを実施します。	実1855名、再訪問112名に訪問。	母と新生児の健康状態を確認しながら、必要な助言を行い不安の軽減に努めた。	引き続き、EPDS等を活用しつつ、産後うつ病などの母親のメンタルヘルス問題を早期に発見し、継続支援していきたい。	実1685名、延1833名に訪問。	母と新生児の健康状態を確認しながら、必要な助言を行い不安の軽減に努めた。	
方向性3	120				秋保総合支所	保健福祉課	新生児等訪問指導	産後うつのスクリーニングを目的に新生児訪問時にEPDSを実施しリスクの高い母へのケアを実施します。	太白区実施に含む	適切に実施することができた	太白区実施に含む。	太白区実施に含む	タイムリーに実施することにより、産後の母親の心理面の把握を行い、適切な支援に繋げることができた	
方向性3	120				泉区	家庭健康課	新生児等訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	新生児等訪問事業実施者1,357人中、1346人の産婦に実施。うち要支援者数211人。	支援理由は、産婦の精神面の問題と育児不安が多い。里帰り期間が長くなっており他自治体との連携が重要。	H31.1より産後2週間健診、1か月健診の費用助成（EPDS実施者）が開始された。それに伴い医療機関と連携する機会委が増えるため、それぞれの役割を生かしタイムリーな支援ができるようにしていきたい。	新生児等訪問事業実施者1,320人中、1297人の産婦に実施。うち要支援者数367人（うちEPDS9点以上68人）。	昨年1月より産後健診開始後、医療機関からの連絡が増加している。早期に対応が必要な産婦については連絡を待たずに随時訪問依頼を行っている。支援理由は、産婦の精神面の問題と育児不安が多い。連絡が取れない方や訪問拒否の方に対して周知方法の検討が必要。	
方向性3	121	母子健康手帳交付時における保健指導の実施	母子健康手帳交付時の保健師・看護師等専門職による、妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導の実施	子供未来局各局	子供未来局	子供保健福祉課	母子健康手帳交付時における保健指導の実施	母子健康手帳交付時に保健師・看護師など専門職が妊婦の心身の状態をアセスメントし、保健指導を行う。また、継続支援が必要な妊婦に対しては、個別支援の計画を立て、支援を行う。	妊婦の届出及び母子健康手帳の交付は8,375件。各区役所及び支所・保健センター等で交付。	保健師、助産師、看護師による面接を全数実施し、妊婦の心身の状態及び環境面等のアセスメントを行った。継続支援が必要な妊婦には計画的に支援を行った。	今後も母子健康手帳交付時のアセスメントを継続して行い、継続支援が必要な妊婦に対しては個別支援を行っていく。	妊婦の届出及び母子健康手帳の交付は8,300件。各区役所及び支所・保健センター等で交付。	保健師、助産師、看護師による面接を全数実施し、妊婦の心身の状態及び環境面等のアセスメントを行った。継続支援が必要な妊婦には計画的に支援を行った。	
方向性3	121				青葉区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。また、母子健康手帳交付において、全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握しているほか、アセスメントシートを活用し、早期支援が必要な妊産婦に対しては、医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	交付件数：1612件。 高齢初妊婦は231件。	交付時の状況をアセスメントシートを用いて検討し、新規支援開始となった方が31件。妊娠期からの切れ目ない支援につながった。また、相談内容に応じて栄養士・保育所担当・家庭相談員等につなぎ、専門的な内容に対応した。	引き続き、母子健康手帳交付時に面接・保健指導を実施し、心身の状況の把握に努めるほか、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦について医療機関や関係機関と連携し、必要な支援につなげる。	交付件数：1594件。 40歳以上の妊婦は93件（5.8%）、20歳未満の妊婦は12名（0.7%）。 特定妊婦は12件（0.7%）。	交付時の状況をアセスメントシートを用いて検討し、新規支援となった方が38件。妊娠期からの切れ目ない支援につながった。また、相談内容に応じて栄養士・保育所担当・家庭相談員等につなぎ、専門的な内容に対応した。	
方向性3	121				宮城総合支所	保健福祉課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。また、母子健康手帳交付において、全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握しているほか、アセスメントシートを活用し、早期支援が必要な妊産婦に対しては、医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	全交付数：490件	アセスメントシートによる特定妊婦候補者の洗い出しを行い、複数の目で処遇確認を行っている。要支援者については、新生児訪問のほか、母親教室等の事業への参加勧奨を行い、切れ目ない支援を提供する。	引き続き他機関とも連携しながら、妊婦から出産・育児まで切れ目ない支援を提供していく。	妊婦届出数：426件（内、多胎2件）	母子健康手帳交付時に保健師・助産師・看護師が面接し、妊婦本人の体調や産後の育児体制等を把握しました。妊娠出産に関する情報提供を行い、要フォロー者は継続的な支援につなぎました。	
方向性3	121				宮城野区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供します。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等が面接し心身の状況を把握し、早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施します。	・妊婦届出数：1,772件 ・妊婦転入届出数：101件 ・特定妊婦数：新規22人、削除28人 平成31年2月最終登録数42人	母子共に健全な妊娠、出産、育児ができるよう、丁寧な保健指導を行った。また、医療機関等と連携しながら、ハイリスク妊婦の把握と支援に努めた。	母子共に健全な妊娠・出産・育児ができるよう、丁寧な保健指導を行い、医療機関等と連携しながら、ハイリスク妊婦の把握と支援に努めていく。	・妊婦届出数：1,825件 ・妊婦転入届出数：96件 ・特定妊婦数：新規7人、削除14人 平成31年2月最終登録数28人	母子共に健全な妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠届け出時に丁寧な保健指導を行い、医療機関等と連携しながら、ハイリスク妊婦の把握と支援を行いました。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	121				若林区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握し、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	妊婦届出数、1167件。届出した妊婦に面接を実施。	妊婦届出数としては例年並み。交付担当者だけの判断によらず、係内で月1回処遇検討会議を開催し、対象に応じた適切な支援につなげている。	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握し、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施して参りたい。	妊婦届出数、1,192件。届出した妊婦に面接を実施。	妊婦届出数としては例年並み。交付担当者だけの判断によらず、係内で月1回処遇検討会議を開催し、対象に応じた適切な支援につなげることができた。	
方向性3	121				太白区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握し、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	母子健康手帳交付1828件。	必要な方へ妊娠中から支援を行うことができた。	母子健康手帳交付時のアセスメントを継続して行い、継続支援が必要な妊婦に対して個別支援を行って行く。	母子健康手帳交付1850件。	必要な方へ妊娠中から支援を行うことができた。	
方向性3	121				秋保総合支所	保健福祉課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供します。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等が面接し心身の状況を把握し、早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施します。	実19名に実施。	管内出生数が少ないため、初産婦が孤立しないよう丁寧な関わりが必要。	実12名に実施。対象に合わせた支援を継続していく。	実15名に実施。	交付時に妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導を実施することができた。	
方向性3	121				泉区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握し、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	母子健康手帳交付者1,401人に看護職が個別面接を行い、支援が必要な妊婦を把握している。	時間外交付者の増加に伴い、業務量が増加している。既に地区支援している世帯の妊婦届の把握が漏れていることがあったため、保健師全員に月毎の交付者一覧を回覧している。	月毎の母子手帳交付者について、母子手帳の担当と母子保健コーディネーター、係長で交付時の処遇について振り返り検討する時間を設けている。また要支援者については、関係機関と情報共有しながら連携し対応している。	母子健康手帳交付者1,359人に看護職が個別面接を行い、支援が必要な妊婦を把握している。	時間外交付者の増加に伴い、業務量が増加している。妊娠中から支援が必要な妊婦に対して、早期に関わりを持ち、継続的な支援に結びつけることができた。	
方向性3	122	母親教室・両親教室の実施	妊産婦等を対象とした、母親教室や両親教室による、育児に関する適切な知識の提供や個別相談の実施	子供未来局各局	子供未来局	子供保健福祉課	母親教室・両親教室の実施	妊産婦等を対象とした、母親教室や両親教室による、適切な育児の知識の提供や個別相談の実施	区役所及び支所にて母親教室が延89回、延1,434人（うち夫9人）、両親教室が延51回、延1,407人（うち夫624人）の参加者があった。	同時期に出産を予定している妊婦及び夫が妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減する機会となった。また、地域中での育児の仲間作りの一助となっている。	今後も母親教室や両親教室を通して、妊娠・出産・育児への不安が軽減できるよう、教室を続けていく。	区役所及び支所にて母親教室が延86回、延1,268人（うち夫11人）、両親教室が延48回、延1,404人（うち夫617人）の参加者があった。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月の開催を中止した。	同時期に出産を予定している妊婦及び夫が妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減する機会となった。また、地域中での育児の仲間作りの一助となっている。	
方向性3	122				青葉区	家庭健康課	母親教室・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	母親教室：7コース各3回で延211名。参加者アンケートで95%以上が「大変良かった・良かった」と回答。両親教室：6回実施。102組。毎回キャンセル待ちが発生。アンケートで80%以上が「育児は二人で協力して行いたい」と回答。	母親教室は出産後の同窓会で知り合い作りがより進み、育児の孤立化防止につながっていると考えられる。両親教室は「夫婦で育児」を考える機会になっている。	引き続き、妊産婦等に対し教室を通して必要な育児知識の普及や情報提供をし、知り合いづくりを通して育児の孤立化防止の支援を行う。	母親教室：7コース各3回で延223名。参加者アンケートで100%が「大変良かった・良かった」と回答。両親教室：6回実施。115組の方が参加。毎回キャンセル待ちが発生。アンケートで86%以上が「育児は二人で協力して行いたい」と回答。	母親教室は出産後の同窓会で知り合い作りがより進み、育児の孤立化防止につながっていると考えられる。両親教室は「夫婦で育児」を考える機会になっている。	
方向性3	122				宮城総合支所	保健福祉課	母親・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	母親教室8回/年実施、妊婦42名(のべ70名)夫5名(のべ7名)参加 両親教室4回/年実施、妊婦50名夫44名参加	産後の生活について妊娠中から伝えることで、夫婦で育児するイメージすることができた。夫婦のコミュニケーションについて伝えることを強化した。	母親教室を年4回から6回に増やす。夫婦のコミュニケーションに加え、産後の精神面の内容についても強化し継続して伝えていく。	母親教室8回/年実施、妊婦42名(のべ72名)夫8名(のべ11名)参加 両親教室6回/年実施、妊婦37名夫34名参加	両親教室を年4回から6回に増やし、夫婦のコミュニケーションに加え、産後の精神面の内容についても強化し伝えることができた。	
方向性3	122				宮城野区	家庭健康課	母親・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	・母親教室：24回/年開催 延339人参加 ・両親教室：6回/年開催 実258人参加	参加者の満足度は高く、産後も定期的に集まるなど仲間づくりとしても有効である。	目的・内容を含め、より効果的な事業となるよう検討していく。	・母親教室 3回を1コースとし6コース実施 別途産後後も開催 参加者数 346人 ・両親教室 5回開催	地域での子育てが安心して行えるように妊娠期からの仲間づくりを目的に教室を開催。また、両親教室に参加することで、夫婦での子育てや父親としての実感を持つことができた。	
方向性3	122				若林区	家庭健康課	母親教室・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	3回1クールで、年6クール、計18回実施。 また、1～3回目出席者へ4回目として産後編の案内。希望者のみの参加で、産後児と一緒に参加・育児の情報交換・妊婦へのアドバイス。4回目も6回/年実施。	妊産婦の参加者数は例年並み。アンケート結果を見ると、出産・育児の知識が得られたという点での満足度が高かった。また、先輩ババママとの交流が参考になったという意見も多い。 平日に参加できない方に対しては、のびすく若林で行っている両親教室の情報提供を行う。のびすく若林の担当者との情報共有も必要。	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施して参りたい。	3回1クールで、年6クール、計17回実施（新型コロナウイルスの感染拡大で1回中止） また、1～3回目出席者へ4回目として産後編の案内。希望者のみの参加で、産後児と一緒に参加・育児の情報交換・妊婦へのアドバイス。4回目5回/年実施(新型コロナウイルスの感染拡大で1回中止) 妊婦・夫の参加者数について、大幅な伸び有り。参加者の育児への意識の高さが参加者数に反映された。	参加者数に定員を設けていないため、人数が多くなりすぎ会場を急遽変更、実施内容を講師と検討。参加者の安全確保のため、次年度より定員制とする（先着20組） 毎回グループワークの時間を設けており、積極的に交流している様子がみられた。継続して行っているアンケートを踏まえ、参加者のニーズを把握し、内容を検討することが必要。	
方向性3	122				太白区	家庭健康課	母親教室・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	母親教室3コース×6回、169名、産後の教室6回64組、両親教室6回146組実施。	出産に向けての準備や育児がイメージできるような情報提供を行った。また、グループワークを取り入れ産後も交流できるようにし育児不安の軽減に努めた。	今後も母親教室、両親教室を通して妊娠・出産・育児への不安が軽減できるよう教室を続けていく。	母親教室3コース×5回 163名、 産後の教室5回 76組、 両親教室5回 106組実施。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回中止した。	出産に向けての準備や育児がイメージできるような情報提供を行った。また、グループワークを取り入れ産後も交流できるようにし育児不安の軽減に努めた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	122				泉区	家庭健康課	母親教室・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	両親教室 5回実施 参加80組160人 母親教室 6コース18回開催 参加妊婦97人	両親教室 二人で子育てする意識づくりができた。 母親教室 産後うつ病に関する知識の普及、産後の生活のイメージづくりが出来た。妊娠期からのうつ予防の必要がある。	両親教室 毎回参加申込みが定員を超えている。締切り後も申し込みありキャンセル待ちで受付する。各機関での開催あり同様な人気需要がある。今後も継続しニーズに沿った教室とした。 母親教室 妊娠前から妊婦のメンタルヘルスに力を入れ、知識の啓蒙と援助をしていきたい。	両親教室 5回実施。参加 89組 178人 母親教室 6コース全18回開催予定だったが、コロナ感染症流行のため1コースの第3課中止となった。参加延べ数妊婦267人、産婦50名	両親教室 体験や参加者同士の交流により子育てのイメージづくりや不安軽減ができた。 母親教室 妊婦のメンタルヘルスを調査した結果、第1課で12名、第2課では6名に抑うつ気分が強いことが分かった。妊娠中からフォローが必要な妊婦を継続的に支援することができた。	
方向性3	123	地区育児相談会の実施	子育てサロンや児童館での保健師による子育てに関する個別相談の実施	子供未来局各局	子供未来局	子供保健福祉課	地区育児相談会等の実施	子育てサロンや児童館での保健師による子育てに関する個別相談等の実施	各区・総合支所が実施 開催回数：117回 参加者：延3,736人	地域の状況・特色にあわせて、今後も継続して実施する必要がある。	地域の状況・特色にあわせて、今後も継続して実施する必要がある。	各区・総合支所が実施 開催回数：104回 参加者：延2,956人	地域の状況・特色にあわせて、今後も継続して実施する必要がある。	
方向性3	123				青葉区	家庭健康課	地区育児相談会	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に出向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	育児相談を伴う健康教育や子育てサロン支援事業の実施：47回、延934名参加。	親子が慣れた地域で気軽に参加できる育児相談会であり、地域の支援者との連携・相談機会としても有用である。	引き続き、子育てサロンや子育て支援機関での個別相談を通し、育児不安の軽減や適宜必要な支援につながるよう支援をするともに、地域の育児支援機関や団体との連携を図る。	育児相談を伴う健康教育や子育てサロン支援事業の実施：42回、延961名参加。	親子が慣れた地域で気軽に参加できる育児相談会であり、地域の支援者との連携・相談機会としても有用である。	
方向性3	123				宮城総合支所	保健福祉課	地区健康教育	子育てサロンや児童館等からの依頼に基づき、子育てに関する健康教育及び個別相談を行います。	児童館、市民センター、子育てサロン等に対し、育児、食育、歯の健康等について健康教育を実施（15件）	依頼のあった団体と地区の課題等を共有しながら実施することができた。	引き続き地区担当保健師が他職種が行う健康教育に同行しながら地区のキーパーソン等とつながりを持ち、地区の課題等を共有していく。	児童館、市民センター、子育てサロン等に対し、育児、食育、歯の健康等について健康教育を実施（24件）	実施件数は増加傾向にあり、特に栄養・歯科分野での依頼が増えている。依頼のあった団体とは地区の健康課題を共有しながら講座を実施することができた。	
方向性3	123				宮城野区	家庭健康課	地区育児相談会	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に出向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	・健康教育・講座：27回/年開催、子517人、親542人参加	昨年度同様、積極的に出向き、健康教育や個別相談等を実施することが出来た。	地域の機関・団体と連携を図りながら、積極的に出向き健康教育や個別相談などを行っていく。	・健康教育・講座：21回/年開催、子339人、親332人参加	昨年度同様、積極的に出向き、健康教育や個別相談等を実施することができた。	
方向性3	123				若林区	家庭健康課	地区育児相談会	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に出向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	「母と子の健康相談」という事業名で若林区役所・六郷市民センター・七郷市民センターの3か所で開催。各月一回、計36回実施。来所者数区役所237名、六郷202名、七郷251名。	全会場でH29年度と比較し、来所者増加している。区役所22名、六郷59名、七郷71名の増加。相談は多岐にわたるため、他健診事業との連携や職種間の共有を図ることが必要。また、要支援者の経過観察の場としても活用していく。	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に出向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図っていく。	事業名「母と子の健康相談」 若林区保健福祉センター・六郷保健センター・七郷保健センターの3か所毎月1回実施。計36回。 来所者数：（会場順に）165名、136名、274名	七郷保健センターの来所者が増加しており、子育て世帯の増加する地区の特性が現れた結果となった。 身体計測への期待が高い。（ほぼ全数で看護師が補助に入っていたが、今後は保護者自身が計測できるような環境調整を行う。	
方向性3	123				太白区	家庭健康課	地区育児相談会	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に出向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	地区健康教育、個別相談21か所、育児相談会21回（区、東中田、茂庭台） 保護者232名、乳幼児245名。	児童館、支援センター等地域の子育て関係機関と連携し健康教育や育児相談を実施し、知識の普及や育児不安の軽減に努めた。	今後も身近な場所ですぐに不安が軽減できるように健康教育や育児相談を続けていく。	地区健康教育（個別相談含む）26か所、育児相談会16回（区、東中田、茂庭台） 保護者143名、乳幼児145名。	児童館、支援センター等地域の子育て関係機関と連携し健康教育や育児相談を実施し、知識の普及や育児不安の軽減に努めた。	
方向性3	123				秋保総合支所	保健福祉課	母と子の健康増進教室	児童館と共催で教室開催活用し、個別相談に応じやすい環境づくり等、地域の機関・団体との連携を図る。	年4回実施。延19組参加した。	第1子の参加率を上げる必要がある。	年4回実施。延7組参加。継続して実施していく。	「よちよちひろば」を年4回実施。延7組の親子が参加し、育児相談を実施した。	管内の親子が集うことにより、孤立を防ぐとともに、育児に関する悩みを共有する機会となった。育児相談を同時に行うことにより、母親の育児不安の軽減につながった。	
方向性3	123				泉区	家庭健康課	地区健康教育	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に出向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	健康教育実施 20か所 参加256組 保護者256人 子供271人	子育て中の保護者へ心身のリフレッシュ等のすすめ、個別相談で子供への対応等のアドバイスを行った。	地域の関係機関から依頼を受け、健康教育を実施する。同時に個別の相談も受け保護者の精神的な不安等にも傾聴しアドバイスを行う。	開催回数 18か所 参加 248組 保護者248人 子ども 269人	子どもと保護者の心身の健康管理の講話を実施。また個別相談で子どもへの対応等のアドバイスを行った。	
方向性3	124	保育サービス相談員による支援	保育サービス相談員による保育サービスに関するきめ細かな情報提供や、サービスの利用支援の実施	子供未来局各局	子供未来局	認定給付課	保育サービス相談員の配置	保育サービス相談員の配置により、保育サービス等に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげます。	各区役所に2名・宮城総合支所に1名保育サービス相談員を配置し、保育サービス等に関する情報提供・相談支援を実施した。 ・H30相談件数：8,427件	保育サービス相談員によるきめ細かな情報提供、相談対応等により、保護者の希望や家庭状況等に応じた利用支援につなげることができた。	幼児教育の無償化など、保育を取りまく環境の変化に伴う動向に注視し、引き続ききめ細かな情報提供や相談支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげていく。	各区役所に2名・宮城総合支所に1名保育サービス相談員を配置し、保育サービス等に関する情報提供・相談支援を実施した。また、令和元年9月から太白区で1名増員し、体制を強化した。 ・R1相談件数：9,867件	保育サービス相談員によるきめ細かな情報提供、相談対応等により、保護者の希望や家庭状況等に応じた利用支援につなげることができた。	
方向性3	124				青葉区	家庭健康課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	・来庁又は電話による相談への対応 1,747件 ・出張相談会 24回 ・施設見学 11回	左記のとおり来庁・電話相談への対応や出張相談会への参加等を実施し、保護者への適切な情報提供に努めたところである。引き続き保育サービスに係る情報収集に努めながら一層充実した情報提供に努めていくこととする。	引き続き保育サービスに係る情報収集に努めながら、一層充実した情報提供に努めていく。	2名の保育サービス相談員が、以下のよう保育サービスに関する情報提供及び保育施設の利用相談に対応した。 ・来庁又は電話による相談 1,611件 ・出張相談会 19回 ・施設見学 11回	保育所入所に関する最新情報を把握し、きめ細やかな情報提供に努め、待機児童の解消に取り組んだ。引き続き、子育て家庭への総合的な支援に向け、家庭健康課との連携を図っていく。	
方向性3	124				宮城野区	家庭健康課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	本区へ2名配置あり（配置課：子供未来局認定給付課）。年間を通し実施し、延べ975件の相談を受けた。	保育サービスに関するきめ細かな情報提供や利用の支援を実施できた。	保育サービスに関するきめ細かな情報提供や利用の支援を実施継続していく。	本区へ2名配置あり（配置課：子供未来局認定給付課）。年間を通し実施し、延べ2,216件の情報提供・相談対応を実施。	保育サービスに関するきめ細かな情報提供や利用の支援を実施できた。 令和2年4月より組織改正により保育給付課に保育関係業務移管。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	124				若林区	保育給付課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	電話相談 988件、来所相談 180件、アウトリーチ 151件	生活困窮者やひとり親等でリスクが高いと思われる場合には、他のサービスも視野に入れるなどの対応を行った。	引き続き適切な情報提供に努める。	電話相談 270件、来所相談 1,389件、アウトリーチ 117件	生活困窮者やひとり親等でリスクが高いと思われる場合には、他のサービスも視野に入れるなどの対応を行った。	
方向性3	124				太白区	保育給付課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	24回アウトリーチで相談してきた。	個別の相談に応じており、保育施設等待機児童が解消されないまでも、減少には寄与した。	今後も保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	19回アウトリーチで相談してきた。	個別の相談に応じており、保育施設等待機児童が解消されないまでも、減少には寄与した。	
方向性3	124				泉区	保育給付課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	年間を通して実施。2名の保育サービス相談員が保育施設の利用相談に対し情報提供を行った。また、のびすく泉中央等に行き利用者の相談対応も実施。	アウトリーチの活動も一定のニーズがあり対応できた。	年間を通して実施。2名の保育サービス相談員が保育施設の利用相談に対し情報提供を行った。また、のびすく泉中央等に行き利用者の相談対応も実施していく。（※令和2年度から保育給付課が担当）	年間を通して実施。2名の保育サービス相談員が保育施設の利用相談に対し情報提供を行った。また、のびすく泉中央等に行き利用者の相談対応も実施。計67回（個別相談数381件）のアウトリーチ活動を実施。	アウトリーチの活動も一定のニーズがあり対応できた。	
方向性3	125	育児ヘルプ家庭訪問の実施	児童の養育に伴う体調不良や不安、孤立感を抱える家庭を対象に、児童の養育の安定と健全な育成を目的とした、育児ヘルプや専門指導員による訪問支援の実施	子供未来局各局	子供未来局	子供保健福祉課	育児ヘルプ家庭訪問の実施	児童の養育に対して不安や孤立感を抱える家庭を対象に、児童の養育の安定と健全な育成を目的とした、育児ヘルプや専門指導員による訪問支援の実施	育児ヘルプ派遣については、延1,728回、延3,187時間の訪問による家事等の支援を行った。専門的な相談指導については、延1,291件（うち59件不在）への訪問を行った。	産後を中心とした児童の養育について支援が必要な家庭に訪問を行った。	引き続きヘルプ派遣や専門指導員による訪問による養育支援を行っていく。	育児ヘルプ派遣については、延回、延3,827時間の訪問による家事等の支援を行った。専門的な相談指導については、延1,500件（他76件不在）への訪問を行った。	産後を中心とした児童の養育について支援が必要な家庭に訪問を行った。	
方向性3	125				青葉区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問指導	育児支援が必要な家庭を訪問し、保護者の不安や悩み事などを把握し、気持ちに寄り添った支援や育児に関する具体的な助言を行っています。また、必要に応じて専門の支援機関と連携し継続的な支援を行っています。	育児ヘルプは79件の申請。利用申請者・期間・回数とも前年度より増加。専門指導員の延訪問件数：172件	育児ヘルプは育児支援に欠ける方の支援に加え、精神疾患や養育困難の方への支援が多い状況で、支援者間の密な連携を回す必要がある。また、利用申請者の増加に伴い、利用待機状況が発生した。専門指導員は支援の早期介入で継続支援が必要な方に対応した。関係機関・支援者との連携に努めた。	引き続き、育児・家事支援が必要な家庭に育児ヘルプを提供するとともに、保護者の育児不安や悩みに寄り添った支援や育児の具体的な助言を行い、必要時に専門の機関と連携し、支援を行う。	育児ヘルプは94件の申請。前年度より増加。専門指導員の延訪問件数：176件	育児ヘルプは、育児サポートがない方の支援に加え、精神疾患や養育困難の方への支援が多く、支援者間で密な連携を回すように努めた。ヘルプ事業所の増加により利用待機状況は解消されたが、週2回以上利用したい希望に応えることは難しく、2事業所に対応した事例もあった。専門指導員の支援においては地区担当保健師とタイムリーに支援状況について情報交換し、支援方針の共有を図るよう努めた。	
方向性3	125				宮城総合支所	保健福祉課	育児ヘルプ家庭訪問指導	育児のストレスや不安が強い等養育支援が必要な世帯に、訪問による支援を実施しています。	専門指導員：実20名、延66回 育児ヘルパー：実12名、延48回	継続訪問で家族全体のアセスメントを行い、養育者の不安軽減を図ることができた。	引き続き養育支援が必要な家庭に対し支援することで、不安の軽減に努めていく。	専門指導員の訪問：実11名、延30回 育児ヘルパーの訪問：実16名、延171回	継続訪問で家族全体のアセスメントを行い、養育者の不安軽減を図ることができました。	
方向性3	125				若林区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問指導	育児のストレスや不安が強い等養育支援が必要な世帯に訪問による支援を実施する。	訪問対象者（実）25人 訪問件数（延）109件 事例検討会 2回	養育者が抱える問題は多岐にわたっており、地区保健師と協働で支援するケースが多い。関わり方を見直すため外部講師による事例検討会を開催。アセスメント方法や支援方法を共有し、先を見据えた支援を行えるよう今後も何らかの方法で外部講師に助言を受ける場を確保したい。	育児のストレスや不安が強い等養育支援が必要な世帯に訪問による支援を実施して参りたい。	訪問対象者（延）25人 訪問件数（延）104件 事例検討会 3回 当区主催研修会 1回	地区担当保健師と協働で支援しているケースの割合が増加。支援目的を共通認識するため、支援計画表を意図的に活用できるようにする。外部講師による勉強会と事例検討会を開催。今後も外部講師に助言を受ける場を確保したい。	
方向性3	125				宮城野区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問	育児支援が必要な家庭を訪問し、保護者の不安や悩み事などを把握し、気持ちに寄り添った支援や育児に関する具体的な助言を行います。また、必要に応じて専門の支援機関と連携し継続的な支援を行います。	・支援世帯数：139件 ・延支援数：484件	支援世帯数は横ばいだが、医療機関からの依頼が増加している。関係機関との連携を密にしながらより適切な支援が出来る様努めている。	関係機関と連携を密にしながらより適切な支援ができるよう努めていく。	・支援世帯数：171件 ・延支援数：779件	支援世帯数は32世帯増加。延支援数は295件と大幅に増加している。産後すぐから頻りに訪問し、育児手技の助言や母のメンタルサポートを行うケースが増加。関係機関との連携を密にしながらより適切な支援ができるよう努めている。	
方向性3	125				太白区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問指導	育児のストレスや不安が強い等養育支援が必要な世帯に訪問による支援を実施する。	育児ヘルパー延124件、専門員による訪問延73件。	ヘルパーによる家事育児支援や保健師、助産師による訪問での個別相談を実施し育児不安、負担の軽減に努めた。	引き続きヘルプ派遣や専門指導員による訪問にて養育支援を行っていく。	育児ヘルパー 実165件、延477回、専門員 実85件、延339回の訪問。	ヘルパーによる家事育児支援や保健師、助産師による訪問での個別相談を実施し育児不安、負担の軽減に努めた。様々な問題を抱えている方へは関係機関との連携を強化し、早期導入につなげる調整が必要がある。	
方向性3	125				泉区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問	育児支援が必要な家庭を訪問し、保護者の不安や悩み事などを把握し、気持ちに寄り添った支援や育児に関する具体的な助言を行っています。また、必要に応じて専門の支援機関と連携し継続的な支援を行っています。	訪問対象数44人、訪問延べ数175件	産後うつや育児不安により、新生児訪問から支援継続となるケースが多かった。事前に導入が必要と予測される方については、新生児訪問時に指導員と地区担当保健師が同行訪問に対応するようにした。	支援開始時の目標設定と、支援経過の中で状況変化に応じた定期的に見直しをしながら支援していきたい。	訪問対象数34人、訪問延べ数146件。支援理由としては、養育者の病气や育児不安で約7割を占める。	産後うつや育児不安により、新生児訪問から支援継続となるケースが多かった。事前に導入が必要と予測される方については、新生児訪問時に指導員と地区担当保健師が同行訪問に対応するようにした。	
方向性3	125				秋保総合支所	保健福祉課	育児ヘルプ家庭訪問	育児支援が必要な家庭を訪問し、保護者の不安や悩み事などを把握し、気持ちに寄り添った支援や育児に関する具体的な助言を行っています。また、必要に応じて専門の支援機関と連携し継続的な支援を行っています。	対象となる案件がなかったため実施なし。	対象案件には適切に対応していく	対象案件なし。対象に合わせて適切に対応していく。	対象者がいないため実施なし。		

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）	令和元年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和3年1月照会予定）
方向性3	126	婦人保護の実施	DV被害を受けた女性等を対象とした、婦人相談員による自立支援等の実施	子供未来局 各区	子供未来局	子供家庭支援課	婦人保護の実施	DV被害を受けた女性等を対象とした、婦人相談員による自立支援等の実施	配偶者からの暴力相談 472件	母子生活支援施設への入所等自立に向けた支援を行うことができた。	区役所・宮城総合支所において配偶者暴力に関する相談を受け付け、必要な福祉サービスを総合的に提供します。複雑な問題を抱えるケースに対応するため、各種分野の関係機関等との連携を強化します。	配偶者からの暴力相談 469件	母子生活支援施設への入所等自立に向けた支援を行うことができた。	
方向性3	126				青葉区	家庭健康課	婦人相談	配偶者等からのDVや離婚相談等、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	婦人相談数【実数】386人【延数】1714人	離婚相談、DV相談等増加傾向にあり、関係機関と連携し自立の為の支援を行った。	引き続き、配偶者等からのDVや離婚相談等、関係機関と連携を取りながら、自立支援等を目的とした婦人保護を行う。	婦人相談数【実数】372人【延数】1413人	離婚相談・DV相談等について、関係機関と連携し自立の為の支援を行った。	
方向性3	126				宮城総合支所	保健福祉課	婦人保護	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行いました。	緊急時の対応が必要な方については、警察や婦人保護所等とも協力し、支援を行ってまいります。早期の支援が実施できるような関係機関連携を図っていきます。	前年度同様、配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行う。	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行いました。	緊急時の対応が必要な方については、警察や婦人保護所等とも協力し、支援を行ってまいります。早期の支援が実施できるような関係機関連携を図っていきます。	
方向性3	126				宮城野区	家庭健康課	婦人相談	配偶者等から暴力を受けた被害女性からの相談や要保護女子の早期発見に努め、関係機関と連携して保護を行うことにより、暴力被害女性の自立や要保護女子の生活の安定を図ります。	年間を通し実施し、延べ144人のDV相談を受けた（家庭相談員対応実績）。	暴力被害女性の自立や要保護女子の生活の安定に向け相談支援を実施。	引き続き、暴力被害女性の自立や要保護女子の生活の安定に向け相談支援を実施していく。	年間を通し実施し、延べ135人のDV相談を受けた（家庭相談員対応実績）。	暴力被害女性の自立や要保護女子の生活の安定に向け相談支援を実施。	
方向性3	126				若林区	家庭健康課	婦人保護	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	婦人相談 1,430件	保護対象者の状況に応じて適切な対応を行っている。	引き続き相談者の状況に応じた相談を行う。	婦人相談 1,152件	保護対象者の状況把握に努め、必要に応じて他機関、関係者同士の連絡調整を行いながら適切に対応を行っている。	
方向性3	126				太白区	家庭健康課	婦人保護	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	相談件数215件、一時保護5件	DV被害者に対して、相談をしながら支援してきた。	今後も配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	相談件数249件、一時保護3件	DV被害者に対して、相談をしながら支援してきた。	
方向性3	126				泉区	家庭健康課	婦人保護	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	年間を通して実施。4名の相談員が、相談者の意向を確認しながら支援策を検討し今後の生活について助言を行った	相談者が全て婦人保護施設利用を希望するのではなく、生活相談で終了する事例もあった	年間を通して4名の相談員が生活全般に係る相談に対応する。相談者の意向を確認しながら支援策を検討し今後の生活について助言を行った。また、相談員各々が、研修等へ積極的に参加しスキルアップを図る。	年間を通して実施。4名の婦人相談員が、相談者の意向を確認しながら支援策を検討し今後の生活について助言を行った。また、相談員各々が、研修等へ積極的に参加しスキルアップを図る。	特別定額給付金に係るDV証明の相談がきっかけの新規ケースについて、継続した支援につながらないという課題があった。	
方向性3	127	女性相談の実施	女性が抱える様々な悩みに関する電話や面接による相談の実施（必要に応じ就業自立相談や弁護士による法律相談の実施）	市民局	市民局	男女共同参画課	女性相談（電話・面接）	夫婦、男女、家族、子育て、こころの問題、生き方、人間関係など、女性が抱える様々な悩みに関する相談に応じます。また、必要に応じて、離婚や相続、労働など法律に関わる問題を抱えている方には弁護士による法律相談を、就業による自立を目指す方には就業自立相談を行い、自立に向けた支援を行います。	○電話相談（火曜日を除く月曜日から土曜日までの週5日間通年で開設） ・年間利用実績：940件 ○面接相談（月曜日から土曜日までの週6日間通年で実施） ・年間利用実績：803件 ○法律相談（第1・第3火曜日、第3土曜日に通年で実施） ・年間利用実績：147件 ○就業自立相談（月曜日から土曜日までの週6日間で実施） ・利用実績：延べ144件	女性の様々な相談に対応することで、本人の悩みを整理するとともに、必要に応じて適切な支援機関を紹介することができた。	令和2年度以降も、各種相談を継続して実施する予定である。	○電話相談（火曜日を除く月曜日から土曜日までの週5日間通年で開設） ・年間利用実績：954件 ○面接相談（月曜日から土曜日までの週6日間通年で実施） ・年間利用実績：761件 ○法律相談（第1・第3火曜日、第3土曜日に通年で実施） ・年間利用実績：159件 ○就業自立相談（月曜日から土曜日までの週6日間で実施） ・利用実績：延べ180件	女性の様々な相談に対応することで、本人の悩みを整理するとともに、必要に応じて適切な支援機関を紹介することができた。	
方向性3	128	女性への暴力に関する電話相談の実施	DVや性暴力の被害等、女性への暴力に関する悩みを抱えている方を対象とした、電話相談の実施	市民局	市民局	男女共同参画課	女性への暴力相談電話	DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力の被害など、女性に対する暴力に関する悩みを抱えている方からの相談に応じます。	○毎週月曜日～金曜日開設 ・年間利用実績：438件 ・臨時無料相談電話利用実績：17件（※臨時無料相談電話は、「ストップ！DVキャンペーン」期間中の3日間のみ開設）	女性への暴力に関する様々な相談に対応することで、本人の気持ちを整理し、必要に応じて適切な支援機関を紹介することができた。	令和2年度以降も、引き続き女性への暴力相談電話を実施するとともに、11月の「ストップ！DVキャンペーン」期間においてDVに関する情報や相談機関の広報強化を図る。	○毎週月曜日～金曜日開設 ・年間利用実績：375件 ・臨時無料相談電話利用実績：17件（※臨時無料相談電話は、「ストップ！DVキャンペーン」期間中の3日間のみ開設）	女性への暴力に関する様々な相談に対応することで、本人の気持ちを整理し、必要に応じて適切な支援機関を紹介することができた。	
方向性3	129	女性のための自立支援の実施	DV被害やシングルマザー等困難な状況にある女性を対象とした、当事者同士のサポートグループ運営支援や、各種セミナーや講座の実施	市民局	市民局	男女共同参画課	女性のための自立支援事業	DV被害やシングルマザー等困難な状況にある女性を対象とした、当事者同士のサポートグループ運営支援や、各種セミナー、講座の実施	○調动手続きセミナー、アサーティブ・コミュニケーション講座等を実施。 ・セミナー・講座実施回数：41回 ・参加者数：延べ435名	困難な状況にある女性に対し、離婚協議やDV被害からの回復、シングルマザーカフェなど、自立に資する様々な情報提供ができた。	令和2年度以降も、各種講座を継続して実施する予定である。	○離婚に悩む女性のためのミニセミナー、アサーティブ・コミュニケーション講座等を実施。 ・セミナー・講座実施回数：25回 ・参加者数：延べ235名	困難な状況にある女性に対し、離婚手続きやDV被害からの回復、シングルマザーカフェなど、自立に資する様々な情報提供ができた。	
方向性3	130	労働相談の実施	社会保険労務士による、職場や仕事上の悩み等、労働に関する様々な問題についての相談の実施	市民局	市民局	市民生活課	労働相談の実施	職場や仕事上の悩みなど、労働に関するさまざまな問題について労働相談窓口を開設（週1回）し、労働に関する問題を解決するための手続きや、ケースに応じた対処方法についてのアドバイスを実施しています。	平成30年度の相談件数115件	前年度実績（84件）より増加しており、今後、更に市民の利用促進を図るため、市政だよりやホームページ等を活用した、より効果的な広報の実施が課題である。	引き続き、次年度以降も同様の内容を実施していく予定である。	令和元年度の相談件数102件。前年度実績（115件）より減少した。	前年度実績（115件）より減少しており、今後、更に市民の利用促進を図るため、市政だよりやホームページ等を活用した、より効果的な広報の実施が課題である。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	131	犯罪被害者等支援総合相談の実施	犯罪被害者やその家族を対象とした、電話相談の実施	市民局	市民局	市民生活課	犯罪被害者等支援総合相談窓口	犯罪被害に遭われた方やそのご家族を支援するために、専用電話により各種支援施策に関する情報提供や関係機関・団体の紹介をしています。	平成30年度の相談件数 2件、個別支援件数1件	犯罪被害者支援総合相談窓口（相談用直通電話）により、宮城県警察本部やみやぎ被害者支援センター等と連携しながら、情報共有や被害者・家族等の支援を行った。	次年度以降も、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでいく。	令和元年度の相談件数 17件	犯罪被害者支援総合相談窓口（相談用直通電話）により、宮城県警察本部やみやぎ被害者支援センター等と連携しながら、情報共有や被害者・家族等の支援を行った。	
方向性3	132	消費生活相談の実施	契約トラブルや多重債務等の消費生活に関する問題に対する、消費生活センターによる情報提供や必要に応じた助言・あっせんの実施	市民局	市民局	消費生活センター	消費生活相談	市民から商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談を受け、電話、面接により解決に向けた助言やあっせん等を行っています。	苦情相談件数：6,888件 一般相談件数：755件 (計7,643件)	引き続き高い質を保ちながら相談業務を継続していく。	引き続き高い質を保ちながら相談業務を行うとともに、民生委員児童委員については関係機関につなぐ場合があるので、連携強化を図って参りたい。	苦情相談件数：6,361件 一般相談件数：657件 (計7,018件)	引き続き高い質を保ちながら相談業務を継続していく。	
方向性3	133	民生委員児童委員による相談・援助の実施	地域で援助を必要とする方を対象とした、民生委員児童委員による、生活相談や福祉サービス利用のための情報提供	健康福祉局	健康福祉局	社会課	民生委員児童委員による相談・援助活動	地域で援助を必要とする方たちに、生活上の相談に応じたり、福祉サービス利用のための情報提供等を行います。	相談・支援件数合計：39,996件	高齢者、障害者、子どもに関すること等について、相談・支援を行った。今後、民生委員児童委員についてより多くの方に知っていただくために、広報活動に取り組んでいく必要がある。	引き続き、地域での相談・援助活動を行うとともに、民生委員児童委員についての効果的な広報のあり方について検討してまいりたい。	相談・支援件数合計：38,210件	高齢者、障害者、子どもに関すること等について、相談・支援を行った。今後、民生委員児童委員についてより多くの方に知っていただくために、広報活動に取り組んでいく必要がある。	
方向性3	134	日常生活自立支援事業の実施	認知症や知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送るための、福祉サービスの利用援助や金銭管理に関するサービスの提供	健康福祉局	健康福祉局	社会課	権利擁護センターによる日常生活自立支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行います。	かっこ内は29年度 相談件数277件（282件） 新規利用件数46件（61件） 実利用件数417件（430件）	権利擁護センターへの補助により、利用者の意思に沿い、地域の中で安心して暮らせるよう支援を行えた。関係機関と一層密な連携を図り支援に取り組む必要がある。	事業主体の仙台市社会福祉協議会及び仙台市成年後見サポート推進協議会と協議しながら、担い手である生活支援員の確保に努めるとともに、利用者が地域で自立した生活を送れるよう支援していく。	○年間相談件数 348件 ○新規契約件数 41件 ○実利用者数 413件	市・区権利擁護センターが各支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など）と連携し、利用者の意思に沿った支援、あるいは権利擁護の観点も常に視野に置き、地域の中で安心して暮らせるよう丁寧な支援に努めた。	
方向性3	135	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援等の実施	生活困窮者を対象とした、自立相談支援や就労準備支援等の実施	健康福祉局	健康福祉局	保護自立支援課	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援や就労準備支援など、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化し、生活困窮者の自立促進を図ります。	新規相談受付件数3,469件 プラン作成件数1,650件（再プラン含む。）	毎月平均280件以上の新規相談を受け付けている。生活困窮者の支援につながっている。	家計の管理に課題を抱える生活困窮者が多いことから、これまでの取組みを継続するとともに、家計改善に係る支援の充実を図っていく。	新規相談受付件数2,925件 プラン作成件数1,557件（再プラン含む。）	毎月平均240件以上の新規相談を受け付けている。生活困窮者の支援につながっている。また、令和2年4月から「仙台市生活困窮者等家計改善支援事業」を開始し、生活困窮者・生活保護受給者が抱える家計管理の課題について、支援を図っていく。	
方向性3	136	被災者生活再建支援の実施	応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた、新たな住まいへの移行支援や、健康面等に課題がある方への健康支援や見守り等支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	社会課	被災者の生活再建支援事業の推進	「生活再建加速プログラム」に基づき、被災元自治体とも連携しながら支援情報の提供や、相談対応等の支援を行います。また、健康面等に課題のある方に対しては、保健師等による健康支援や支えあいセンターによる見守りを行います。	仮設住宅訪問件数62件	訪問により仮設入居世帯の現状を把握し、聞き取り内容に応じた適切な支援を提供することができた。	仙台市内の応急仮設住宅が解消次第、社会課での取り組みは終了。 応急仮設入居世帯数：12世帯（令和2年2月1日時点） （令和2年4月1日の応急仮設入居世帯数見込み：2世帯）	応急仮設住宅への個別訪問は、入居世帯数の減少やおおよそ課題が解消されたことから、平成30年度で終了した。	令和元年度は入居世帯数の減少が進み、令和2年4月1日時点の応急仮設入居世帯数は2世帯となった。また、応急仮設住宅に入居中の2世帯の今後の再建意向が確定し、全世帯が再建可能世帯となった。	
方向性3	137	聴覚障害者に対する情報保障の実施	主に聴覚障害のある方等を対象とした、手話通訳者の派遣や窓口でのタブレット活用によるコミュニケーション支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害者差別解消に係る庁内対応体制の整備	差別解消に係る職員対応要領を整備し、職員向けの研修を実施するとともに、市実施事業への手話通訳者の派遣等の情報保障や、各区等の窓口における障害者とのコミュニケーション支援のため、タブレットやアプリ、コミュニケーションボードの導入を検討し、庁内の対応体制を整備します。	1. 庁内研修 ・新規採用職員研修：①4月…248名、②10月…17名 ・管理職員向け研修（12月）：89名 ・一般職員向け研修（2月）：161名 ・全職員を対象としたe-ラーニングを活用した研修（11月）：①心のバリアフリーについて学ぼう8,277名、②「バリア」とはなんだろ？ 5,611名 2. 市実施事業への情報保障（障害企画課負担分のみ）28件 3. 各区等の窓口におけるコミュニケーション支援 ・障害企画課、5区に加え、平成30年度から宮城総合支所保健福祉課にタブレット（UDトーク使用可能）を導入。 ・コミュニケーションボードは5区に加え、30年度から宮城総合支所保健福祉課に設置。	・研修を今後も継続して実施するに当たり、研修内容については検討が必要である。 ・アプリ（UDトーク）やコミュニケーションボードをより広く活用してもらうための手法の検討が必要である。 ・研修について 一般職・管理職・新規採用職員研修を継続し、職員の知識や対応力の向上を目指す。 併せて、e-ラーニングの内容も充実させ、全職員の知識・理解を深めていく。 ・コミュニケーション支援 教育関係機関からの問い合わせも増加しているため、各機関でうまく活用してもらえるように資料等を整備していく	1. 庁内研修 ・新規採用職員研修：226名 ・一般職員向け研修（12月）：147名 ・管理職員向け研修（1月）：69名 2. 市実施事業への情報保障（障害企画課負担分のみ）24件 3. 各区等の窓口におけるコミュニケーション支援 ・障害企画課、5区に加え、平成30年度から宮城総合支所保健福祉課にタブレット（UDトーク使用可能）を導入。 ・コミュニケーションボードは5区に加え、30年度から宮城総合支所保健福祉課に設置。	研修を通して、職員の障害に関する知識や対応力の向上に資することができた。また、市実施事業への情報保障の整備や窓口におけるコミュニケーション支援により、本市の事業や日常的な窓口業務において、合理的配慮を提供することができた。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、e-ラーニングなど非接触型研修の実施検討と、コミュニケーション支援の周知広報が課題となっている。		
方向性3	138	障害者就労支援センターによる支援	障害のある方を対象とした、雇用促進や就労定着を図るための総合的な支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害者就労支援センター運営	障害のある方の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害のある方の就労を総合的に支援し、雇用促進及びその職業の安定を図ります。	○支援対象者：合計753人 （内訳） ・身 体：95人 ・知 的：187人 ・精 神：287人 ・発 達：118人 ・高次脳：23人 ・難 病：16人 ・その他：27人 ○相談件数（延べ）：23,086件 ○新規就労者数：89人 ○離職者数：20人	・相談件数の増加に伴って新規就労者数も着実に増加させることができた。 ・障害者雇用促進法の改正等を背景とした企業における関心の高まりを踏まえ、企業への障害理解促進のための普及啓発や、採用後の職場定着のための支援の強化などをより一層進めていく。	これまでの取り組みによる成果や課題を踏まえて業務内容を改善し、より効果的な支援に向け今後も取り組みを進めていく。	○支援対象者：合計769人 （内訳） ・身 体：97人 ・知 的：174人 ・精 神：304人 ・発 達：140人 ・高次脳：15人 ・難 病：9人 ・その他：30人 ○相談件数（延べ）：16,536件 ○新規就労者数：81人 ○離職者数：25人	・前年度比で相談件数に大きな減少が見られたが、平成30年度は法定雇用率の上昇、官公庁での雇用率改定問題等の影響から相談件数が激増していたことによるものである。支援対象者は微増、新規就労者も一昨年度比では横ばいとなり、一定の支援成果が継続している。 ・障害者雇用促進法の改正等を背景とした企業における関心の高まりを踏まえ、企業への障害理解促進のための普及啓発や、採用後の職場定着のための支援の強化などをより一層進めていく。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	139	弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施	広く市民を対象とした、様々な困りごとや悩みについて、法律的・心理的側面から包括的に対応するための弁護士、司法書士、臨床心理士等による相談の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	仕事とこころの相談会（夜間）	臨床心理士・弁護士といった専門家による夜間の相談会を実施しています。	11回実施し、計11件の相談があった。内6件が臨床心理士、5件が弁護士への相談だった。	相談者の8割が30～50代の勤労世代であり、相談内容としても職場に関する相談が最多であった。対象者は相談会の趣旨目的に沿っているが、相談件数は年々減少傾向にあり、広報のあり方等について検討が必要。	令和2年1月末時点で計9回の相談会を実施し、19件の相談があった。内14件が臨床心理士、5件が弁護士への相談であった。中には臨床心理士、弁護士双方への相談を要する者や継続的な相談を希望する者があり、相談会の中で心理社会的に複合化した問題を抱える者への対応や困りごとに応じた継続的な相談の場に関する適切な情報提供のあり方について工夫を図ってまいりたい。	11回の相談会を実施し、26件の相談があった。内19件が臨床心理士、7件が弁護士への相談であった。前年度に比し、相談件数は15件増加した。	前年度に比し、相談件数は+15件であった。このことには、相談会の中で心理社会的に複合化した問題に関する相談が増え、臨床心理士、弁護士双方の相談や継続的な相談を要する場合があることが影響している。こうしたことを踏まえると、困りごとに応じた社会資源に関する適切な情報提供のあり方やコーディネートについて工夫が必要であると考え。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済困窮、失業や休業、住居の喪失、メンタルヘルスの問題等の生活問題を抱える市民が増加することが見込まれ、専門職による相談の場の拡充、相談後問題解決に有効な資源の調整等のアフターフォローといった機能を設ける必要がある。	
方向性3	139			健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	生活困りごと、こころの健康相談会（定例）	経済問題や家族問題等生活上の様々な問題について広く相談に応じるとともに、こころの健康についても併せて相談にのれるよう、宮城県司法書士会と共催して相談会を実施します。	年12回（毎月第3火曜日）、宮城県司法書士会との共催により、相談会（定例）を実施し、37件の相談に対応した。	自死の要因となる様々な問題に、司法の相談と、こころの健康相談を併せて実施し、包括的に対応できたことで、相談者の悩みを解決する一助となった。	司法とこころの問題に関して同時に対応できる相談会は効果的であり、宮城県司法書士会からも、継続を希望されている。今後も共催で、年12回（毎月第3火曜日）、相談会（定例）を実施する。	年11回（毎月第3火曜日）、宮城県司法書士会との共催により、相談会（定例）を実施し、27件の相談に対応した。	自死の要因となる様々な問題に、司法の相談と、こころの健康相談を併せて実施し、包括的に対応できた。また、司法書士と顔の見える関係構築の機会となり、他の相談においても助言を頂くなど効果的な支援に役立っている。	
方向性3	139			健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	生活困りごと、こころの健康相談会（自殺予防週間や自殺対策強化月間に併せたキャンペーン相談会）	経済問題や家族問題等生活上の様々な問題について広く相談に応じるとともに、こころの健康についても併せて相談にのれるよう、自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に仙台弁護士会と一緒に相談会を実施します。	年2回（9月・3月）、仙台弁護士会と、相談会（キャンペーン相談会）を実施し、21件の相談に対応した。	自死の要因となる様々な問題に、司法の相談と、こころの健康相談を併せて実施し、包括的に対応できたことで、相談者の悩みを解決する一助となった。	仙台弁護士会と、年2回（9月・3月）、相談会（キャンペーン相談会）を実施する。	年2回（9月・3月）、仙台弁護士会と、相談会（キャンペーン相談会）を実施し、25件の相談に対応した。	自死の要因となる様々な問題に、司法の相談と、こころの健康相談を併せて実施し、包括的に対応できた。また、弁護士と顔の見える関係構築の機会となり、他の相談においても助言を頂くなど効果的な支援に役立っている。	
方向性3	139			健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	無料法律相談とこころの健康相談会	弁護士による専門相談に併せて、心の問題に対応できる包括的な面接相談を実施します	年12回開催（月1回）し、延べ183人の相談を受けた。	前年度（29年度）より参加者が増加しており、悩みや不安を抱えた市民の支援に繋がったと思われる。	費用的な問題を気にせず無料で利用できる面接相談により、相談者の未踏や不安を解消するため、今後も相談事業を継続してゆく。	年12回開催（月1回）し、延べ169人の相談を受けた。	コロナウイルスの影響により、30年度よりも参加者が減少しているが、悩みや不安を抱えた市民の支援に繋がったと思われる。	
方向性3	140	ひきこもり地域支援センターによる支援	ひきこもり状態にある方やその家族を対象とした、訪問、面接等による相談支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり状態にある方やその家族に対し、社会参加の実現を図ることを目的として相談支援を行っています。	社会福祉法人わが福祉会に業務を委託しており、相談延件数は1,428件（電話440件、メール1件、来所955件、訪問26件、その他6件）。家族向けグループは59回実施。フリースペースの延来者数は2750名だった。また、ひきこもり地域相談会を2回実施しており、延26名の参加があった。	平成29年度に比し相談延件数は約500件減少しており、来所・電話相談の減少が顕著であった。国の調査等からひきこもり問題への関心は高まっており、対象者を補足し、継続支援へのアクセスを推進するための取り組みが必要である。	令和元年度4～12月の相談件数は、1,185件（電話515件、メール10件、来所602件、訪問48件、その他10件）であった。また、平成30年度の課題を踏まえ、令和元年度は、ひきこもり者とその家族の継続的支援へのアクセスを推進するために地域の身近な場所での相談会（ひきこもり地域相談会）を計8回（平成30年度は2回）実施することとしている。今後もひきこもり者やその家族の実情に応じた相談支援の実施に努めてまいりたい。	ひきこもり者やその家族を対象とした相談支援を行った（延べ1,615件（電話相談684件、メール相談14件、来所相談839件、訪問相談65件、その他13件））。また、サロン来所者数は、延べ2,755人で、集団プログラム（母親勉強会・父親勉強会等）は55回実施した。	ひきこもり地域支援センターの相談数は平成30年度比+187件であり、特に電話相談において、著明な増加がみられた。新規相談が平成30年度から1.4倍に増加しており、初回のアクセスが電話によるものが多かったことが影響していると考えられる。一方、来所相談については減少しているが、これは個別相談から集団プログラムへつながった者、または他の福祉サービス等につながり支援が終了した者が一定数いたことによると考えられる。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の関係で勉強会の開催を見送らざるをえなかったりなど影響があるなかでいかに必要な支援を提供していくかが課題といえる。	
方向性3	141	地域生活支援拠点の整備	障害のある方を対象とした、緊急時の受け入れ先確保や、緊急事態の未然防止のためのチーム支援をコーディネートする地域生活支援拠点の整備	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	地域生活支援拠点整備	障害児者が地域で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、緊急時対応及びチームによる個別支援等のコーディネートや、緊急時における受け入れ先確保等を行う地域生活支援拠点を整備する。	平成30年10月からモデル事業を実施した。また、本格実施に向けた課題整理を目的とし、地域生活支援拠点運営会議を実施（2回）した。	令和2年度からの本格実施に向けた課題を確認できた。令和元年度も引き続きモデル事業を実施していく。	地域生活支援拠点運営会議で確認された課題解決に向けて、モデル事業を令和2年度に延長し、本格実施については令和3年度を目指す。	・平成30年10月から開始した地域生活支援拠点モデル事業を継続し、中短期的視点（予防的視点）に立った継続的支援のコーディネートについて、モデル区（青葉区）での取組みを基に、全市に展開した。 ・本格実施に向けた課題整理を目的とする、地域生活支援拠点運営会議を実施（2回）した。 ・地域生活支援拠点での緊急受け入れに係る相談は93件あり、うち43件で受け入れをおこなった。	令和2年度からの本格実施に向けて、モデル事業を展開してきたが、中長期まで見据えた予防的視点に立った継続支援のコーディネートの確立及び緊急受け入れ機会のネットワーク形成に課題があるため、引き続きモデル事業を通じて、その在り方の検証・検討を行う必要がある。	
方向性3	142	障害者相談支援事業の実施	障害のある方やその家族等を対象とした、地域で安心して暮らすための、障害福祉サービスや社会資源の利用に関する総合的な相談支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	相談支援事業の実施	障害児者と家族が安心して地域で生活できるような各種相談事業を実施する。	社会福祉法人等に委託し、16ヶ所の事業所で実施している。訪問3,042件、来所1,968件、電話22,085件（合計27,095件）	市内障害者の生活支援に対しては、総合的な相談支援を一定水準で継続できた。	16ヶ所の委託相談支援事業の実施を継続し、指定相談支援事業所や基幹相談支援センター等と連携しながら、本市における重層的な相談支援体制を整備して参りたい。	社会福祉法人等に委託し、16ヶ所の相談支援事業所で実施。訪問3,432件、来所2,267件、電話22,070件（合計27,769件）	委託相談支援事業所による総合的な相談体制を一定水準維持し、障害のある方等からの相談ニーズに対応できた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	143	障害者家族支援等推進事業の実施	障害のある方を対象とした、日中又は宿泊の介護サービスの提供	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	障害者家族支援等推進事業	事前に登録した在宅の障害者等に対し、日中又は宿泊の介護サービスを提供する。	日中一時介護：39,530時間 宿泊介護：2,254日 外出介護・自宅介護：128時間	障害者等の日中及び宿泊の介護サービスに対するニーズを満たすことができた。	引き続き、障害者等の日中及び宿泊の介護サービスに対するニーズを満たすことができるよう、制度の見直しも含め検討を進める。	拠点施設8箇所、実施施設1箇所、その他1箇所にて実施した。 日中一時介護：35,828時間 宿泊介護：2,008日 外出介護・自宅介護：135時間	障害福祉サービスでの受け入れが困難な重い障害者（児）への手厚い支援を実施することができた。一方で、職員体制等の課題により受け入れニーズを満たせていない状況もあることから、事業の見直し及びその後の安定したサービス利用に向けた整備を進めていく必要がある。	
方向性3	144	医療的ケア障害児者等支援の実施	医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした、短期入所事業所利用のための相談体制の確保	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	医療的ケア障害児者等支援	医療的ケアが必要な障害児者と家族が安心して生活できるよう短期入所事業所の整備や、医療型短期入所事業所等の紹介等を行うコーディネーターを配置する。	H30.5より、医療型短期入所コーディネーターを配置。H30.7より、医療型短期入所の利用希望者からの相談に対応した。	新たに短期入所事業所を利用したい希望者に対して、集約した事業所情報を提供し、相談対応できた。今後、より多くの方に利用されるよう周知とともに短期入所事業所の体制整備に努める。	多くの対象者に医療型短期入所が利用されるよう、医療型短期入所コーディネーターを中心に、今後も周知に努めるとともに、事業所への研修や短期入所中の日中活動支援等にも引き続き取り組む。	○重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート事業 実新規相談件数 14件 参加事業所数 12事業所 研修回数 15回 延べ参加者数273名 担当者会議 7回	令和元年度は、実際に支援にあたる看護師を中心とした研修や担当者会議を取り入れたことで、各医療型短期入所事業所の質の向上に資することができたが、利用者の希望と事業所側が提供できるサービスとの調整には課題があるため、引き続き重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネーター事業における、研修及び担当者会議、利用者からの相談対応等が必要である。	
方向性3	145	精神障害者ピアカウンセリングの実施	精神障害のある方を対象とした、ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間同士によって行われる相互支え合い）活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者ピアカウンセリング事業	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間どうしによって行われるカウンセリング）を学び実践する機会を提供します。また、当事者活動のリーダーの育成を図ります。	ピアカウンセリング講座を3回実施（参加者計：30名）。ピアトークショーを1回実施（参加者：20名、活動報告を行った団体：4団体）	当事者同士で体験などを話し合う機会が普段あまりないため、多くの方から良い経験ができたとの声が上がった。しかし、参加団体の募集についても検討してまいりたい。	当事者同士の交流を図ることも見据え、継続的に実施してまいりたい。また、新規の参加団体の募集についても検討してまいりたい。	ピアカウンセリング講座を3回実施（参加者計：33名）。ピアトークショーを1回実施（参加者：20名、活動報告を行った団体：4団体）	ピアカウンセリング講座、ピアトークショーそれぞれにおいて初めてとなる参加者が見受けられたが、当事者活動団体は固定化されていることが課題であり、新規の団体発掘・立ち上げ相談に注力していく必要がある。	
方向性3	146	精神障害者家族支援（相談支援・休息支援）の実施	精神障害のある方の家族を対象とした、相談支援や休息支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族支援事業	精神障害者の家族は、周囲に助けを求めることが難しく、孤立した対応を余儀なくされ疲弊する現状にあることに鑑み、精神障害者の家族に対する相談支援・休息支援事業等を実施します。	・家族による家族学習会セミナー：39名参加 ・家族による家族学習会（計5回）：10名参加 ・家族による家族学習会担当者養成研修：12名参加	ピア家族相談員として家族支援に携わる意思のある方を募集できた。また、このうち5名が今年度の学習会の担当者として活動いただけており、次年度以降も担当者を養成し事業を拡大していく。	どこにも相談できていない精神障害者家族が、相談につながることでできるよう、アクセスのしやすい場所での相談会を実施する。また、精神障害者家族が抱える特有の問題を同じ立場にある家族スタッフに対し、相談できる場を提供して参りたい。	・家族による家族学習会セミナー：20名参加 ・家族による家族学習会（計5回）：10名参加 ・家族による家族学習会担当者養成研修：8名参加	ピア家族相談員として、他の精神障害者家族支援に携わる意向のある方を募集できた。また、このうち3名が今年度の学習会の担当者として活動予定で、担当者の養成とともに、ピア家族相談員としての育成も行っていく必要がある。	
方向性3	147	こころの悩みに関する支援の実施	ひきこもりや家族関係の問題等、こころの悩みを抱える方を対象とした、来所相談等の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	精神保健に関する問題を抱える方への相談	ひきこもりや家族関係など、こころの悩みを抱える方へ、継続的に面接等の相談支援を行います。	新規306件、再来延1,841件の相談がありました。新規相談の主旨は「行動上の問題（ひきこもり、暴力など）」が多く、次いで「精神的悩み（ゆううつ、イライラなど）」、「学校不登校（不登校など）」となっている。	引き続き相談者のニーズに応じ、質を担保しながらタイムリーに相談に応じて行くことが求められる。	必要な方に利用いただけるよう、当センターで行っている他事業とも連動させながら相談支援を行っていく。	新規351件、再来延2,086件の相談があった。新規相談の主旨は「行動上の問題（ひきこもり、暴力など）」が多く、次いで「家族関係（育児、夫婦関係など）」、「地域・職場不登校（地域での対人関係など）」となっている。相談については、他事業実施時にもリーフレットを配布するなどしてセンター内外への周知を図った。	新規相談の紹介元及び継続相談開始後の紹介先について幅が広がっており、当センターで行っている他事業と連動しながら、また、他機関とも連携しながら相談支援を行うことができた。	
方向性3	148	こころの悩み電話相談（はあとライン）の実施	様々なこころの悩みに関する匿名の電話相談（日中帯）の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	こころの悩み電話相談（はあとライン）	匿名で相談できる電話相談を開設しています。	延べ2,863件の相談がありました。対人関係についての悩みや抑うつ的な訴えが多くなっている。	引き続き相談者のニーズに応じ、質を担保しながらタイムリーに相談に応じて行くことが求められる。	相談員研修を実施するなど相談の質の担保に努め、効果的な支援を実施していく。	延べ2,583件の相談があった。抑うつ的な訴えや、対人関係についての悩みが多くなっている。	引き続き相談者のニーズに応じ、質を担保しながらタイムリーに相談に応じて行くことが求められる。	
方向性3	149	こころの悩み電話相談（ナイトライン）の実施	様々なこころの悩みに関する匿名の電話相談（夜間帯）の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	こころの悩み電話相談（ナイトライン）	匿名で相談できる電話相談を開設しています。	延べ8,322件の相談がありました。対人関係についての悩みや仕事・職場についての悩みが多くなっている。	引き続き委託先と情報共有を密にしながら実施していくことが求められる。	委託先との定期的な連絡会を継続し、ナイトライン実施体制の充実にも努めていく。	延べ8,090件の相談があった。対人関係についての悩みや、仕事・職場についての悩みが多くなっている。	引き続き、委託先と情報共有を密にしながら実施していくことが求められる。	
方向性3	150	仙台市自殺対策推進センターの整備	自殺未遂者等ハイリスク者へのアセスメント・見立てや様々な要因に合わせた支援方針の立案、一般救急や精神科医療機関等との連携をはじめとした多機関協働による支援、自死の予防についての普及啓発や人材育成等、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を担う機関の整備	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域自殺対策推進センターの整備	自殺未遂者等ハイリスク者へのアセスメントや見立て、様々な要因に合わせた支援方針の立案等の機能を中心的に担う機関の整備と、多機関協働による支援の推進	普及啓発や人材育成に加え、自殺未遂者等ハイリスク者支援の体制を整備するため、「自死ハイリスク者支援体制検討会議」に参画する等、地域自殺対策推進センターの開設準備を実施した。	次年度から開始する自殺未遂者等ハイリスク者に対する多機関協働による支援（仙台市のいのちの支え合い事業）の中核機関として、適切に支援を展開する必要がある。	平成31年4月から、地域自殺対策推進センターとして普及啓発や人材育成、電話相談、対面相談、関係機関とのネットワーク構築に取り組んだ。新たに、自殺未遂者等ハイリスク者支援（仙台市のいのちの支え合い事業）を実施。初年度は、特に医療機関との関係構築に努め、自殺未遂で救急告示病院に搬送された方から支援を開始した。今後も、関係機関と協働し、支援を実施していく。	自殺未遂者等ハイリスク者へのアセスメントや様々な要因に合わせた支援方針の立案、多機関協働による支援などを行うため、仙台市自殺予防情報センターを改組し、平成31年4月から仙台市精神保健福祉総合センター内に仙台市自殺対策推進センターを整備した。本人及び関係機関から支援依頼があった対象者に、個別支援を行った。	令和元年度から新たに開始した自殺未遂者等ハイリスク者支援は、医療機関とのネットワーク構築を重点的に行い、対象者の掘り起こしと支援の基盤づくりを進めた。支援数はまだまだ少ない状況にあるが、関係機関との信頼関係を構築し、多機関と協働し事業を実施していく。	
方向性3	151	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）電話相談の実施	自死に関連する悩みを抱えている方を対象とした、電話相談の実施や支援機関に関する情報の提供	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	仙台市こころの絆センター電話相談	自殺に関する悩みを抱えている方に対して、電話で相談を受けるとともに、必要に応じて問題を解決できる情報提供や相談窓口に着きます。	749件の電話相談に対応し、必要に応じて問題解決に関する情報提供や、適切な窓口に繋いだ。	今後も、自死のリスクアセスメントを行い、必要な関係機関と連携しながら対応していく。	電話相談に対応し、必要に応じて問題解決に関する情報提供や、適切な窓口への繋ぎを行う。	809件の電話相談に対応し、必要に応じて問題解決に関する情報提供や、適切な窓口に繋いだ。	今後も、自死のリスクアセスメントを適切に行い、自死に関連する悩みを抱える市民の相談に対応していく。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	152	アルコール・薬物関連問題を抱える家族向けのミーティングの実施	アルコール問題や薬物問題を抱える方の家族を対象とした、感情や体験の整理や、健康状態の回復を目指す家族ミーティングの実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール・薬物問題を持つ家族のミーティングや研修会の開催	アルコールや薬物関連問題を持つ家族を対象に、アルコールや薬物に関する正しい理解と適切な対応について学ぶ機会として、定例ミーティングや、研修を実施します。	定例ミーティングは、全35回、延95名の参加者があった。家族を対象とした研修会（家族教室）は2回実施し、延35名のご家族の参加があった。	家族のアルコールや薬物問題に長い間悩んできたご家族が多く、アルコールや薬物に関する正しい理解を得る機会となっている。こうした場の提供は、今後も相談と両輪で継続していく必要がある。	家族の不安を軽減し、本人、家族の回復を促すために、令和2年度以降も定期開催し、支援を必要とする市民に対応していく。	定例ミーティングは、全34回、延55名の参加者があった。家族を対象とした研修会（家族教室）は2回実施し、延16名のご家族の参加があった。	家族のアルコールや薬物問題に長い間悩んできたご家族が多く、アルコールや薬物に関する正しい理解を得る機会となっている。参加者が前年度より減少しているが、こうした場の提供は、今後も相談と両輪で継続していく必要がある。支援の必要な方が参加できるように、区役所等と連携し、周知を図っていく。	
方向性3	153	ひきこもり状態にある方の家族向けのミーティングの実施	ひきこもり状態にある方の家族を対象とした、心理的負担の軽減を図るための家族ミーティングの実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	ひきこもり者をもつ家族を対象とした、集団療法の実施	ひきこもり者をもつ家族を対象に、ひきこもりに関する理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会として、家族グループを実施します。	ひきこもり家族グループを12回実施し、延75名の参加があった。	参加のご家族が、ひきこもりについての理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会となっている。個別相談と並行して利用されているご家族もおり、継続して実施していくことが求められる。	ひきこもり者をもつ家族の、ひきこもりに関する理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担軽減の機会として、今後も定期的に開催していく。	ひきこもり家族グループを11回実施し、延95名の参加があった。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月は中止とした。	参加のご家族が、ひきこもりについての理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会となっている。個別相談と並行して利用されているご家族もおり、継続して実施していくことが求められる。	
方向性3	154	ひきこもり状態にある方への居場所の提供	ひきこもり状態にある方がひきこもりから回復する機会を得るための、家庭外で安心して過ごすことができる居場所の提供	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	ひきこもり当事者グループ	ひきこもり当事者が、家庭外で安心して過ごすことができる居場所を提供し、ひきこもりからの回復を促す機会を提供しています。	23回実施し、延31名の参加があった。	各参加者が安心して過ごせる居場所となっている。引き続き必要な方に本事業を利用していただけるよう、対象者を広く募集していく必要がある。	今後も各参加者が安心して過ごしながら、ひきこもりからの回復を促す機会となるよう、引き続き居場所を提供していく。	24回実施し、延56名の参加があった。	今後も各参加者が安心して過ごしながら、ひきこもりからの回復を促す機会となるよう、引き続き居場所を提供していく。	
方向性3	155	精神科デイケア（リワーク準備コース）による復職支援の実施	うつ病等による休職者を対象とした、復職に向けたリハビリテーションの実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	精神科デイケア（リワーク準備コース）による復職支援の実施	うつ病等による休職者を対象とした、復職に向けたリハビリテーションの実施	25名の通所者に、延582回、支援した。	疾患の知識や対処法の理解、自身の考え方や行動に関する心理教育等を通じて、復職への準備を高めることができた。	令和元年度は、必要な方が利用できるように、病院、クリニック等の関係機関に事業周知を行った。今後もうつ病等による休職者に対し、復職に向けた一歩を踏み出すためのリハビリテーションプログラムを提供していく。	精神疾患の知識や対処法の理解、自身の考え方や行動に関する心理教育等を通じて復職への準備性を高めることを目的に、16名の通所者に、延304回の支援を行った。	疾患の知識や対処法の理解、自身の考え方や行動に関する心理教育等を通じて復職への準備性を高めることができた。	
方向性3	156	発達障害や知的障害のある方等向けの相談支援の実施	乳幼児期から成人期までの生涯ケアを目的に、発達障害や知的障害のある方やその家族を対象とした、相談支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	アーチルにおける相談支援業務	乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害等に関する相談に応じています。	【北部・南部アーチル】相談件数（南北合計） ・新規：1,885件 ・継続：10,100件 計：11,985件	○北部・南部アーチル相談件数は、昨年度と比較し新規相談、継続相談ともに増加となっている。平成30年度から、常動医の配置に伴う医療相談数の増加と保険診療開始により、相談件数が増加している。	乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害等に関する相談に引き続き対応して参りたい。	【北部・南部アーチル】相談件数（南北合計） ・新規：1,789件 ・継続：10,253件 計：12,042件	○北部・南部アーチル相談件数は、昨年度と比較し新規相談、継続相談ともに増加となっている。平成30年度から、常動医の配置に伴う医療相談数の増加と保険診療開始により、相談件数が増加している。	
方向性3	157	発達障害者等の家族教室・家族サロン（家族交流の場）の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、心理的負担の軽減を図るための家族同士の悩みの共有や機会の提供	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	家族教室・家族サロン	当事者の家族同士が集う場を提供することにより、ピアサポートや家族支援を行います。	家族教室 20回実施、延184名参加 家族サロン 17回実施、延150名参加	障害児者の家族にとつての貴重な情報交換の場や交流の場となっている。	発達障害のある方の家族にとつて家族教室・家族サロンは貴重な情報交換や交流の場になっていることから、引き続き本事業を通じて心理的負担の軽減を図るための家族同士の悩みの共有や機会の提供を行って参りたい。	家族教室 23回実施、延243名参加 家族サロン 14回実施、延187名参加	障害児者の家族にとつての貴重な情報交換の場や交流の場となっている。	
方向性3	158	高齢者相互支援活動を行う地区老人クラブ連合会への支援	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動を行う地区老人クラブ連合会への助成を通じた活動の支援	健康福祉局	健康福祉局	高齢企画課	高齢者相互支援推進・啓発事業	老人クラブによる一人暮らし高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動を促進するため、仙台市老人クラブ連合会に対し、補助金を交付しています。	補助金交付額：992千円 健康で元気な老人クラブ会員が、同世代の視点で一人暮らし高齢者や寝たきり、虚弱高齢者で孤立している世帯を定期的に訪問し、話し相手生活情報、お手伝いなどのボランティア活動を行いました。	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動等例年通りの事業実施ができています。	平成30年度及び令和元年度においては、例年通り事業実施ができています。令和2年度においても、仙台市老人クラブ連合会と連携し、効果的に事業運営ができるよう進めて参りたい。	補助金交付額：825千円 健康で元気な老人クラブ会員が、同世代の視点で一人暮らし高齢者や寝たきり、虚弱高齢者で孤立している世帯を定期的に訪問し、話し相手生活情報、お手伝いなどのボランティア活動を行いました。	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動等例年通りの事業実施ができています。	
方向性3	159	地域社会福祉活動を行う老人クラブへの支援	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動、世代間交流活動等を行う老人クラブへの助成を通じた活動の支援	健康福祉局	健康福祉局	高齢企画課	地域社会福祉活動促進事業	老人クラブによる地域の見守り活動や老人ホーム慰問活動等を促進するため、仙台市老人クラブ連合会に対し、補助金を交付しています。	補助金交付額：4,351千円 高齢者の見守り活動、福祉施設訪問、地域でサロンの開催などの活動を実施しました。 【具体例】 ・地区内高齢者を招待して実施する演芸大会開催 ・老人ホーム訪問、特養ホーム訪問	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動、世代間交流活動等、例年通りの事業実施ができています。	平成30年度及び令和元年度においては、例年通り地区老人クラブ連合会及び単体老人クラブによる事業の実施ができています。仙台市老人クラブ連合会との協議の上、当該活動における研修会を実施する等の取り組みにより、活動を促して参りたい。	補助金交付額：4,332千円 高齢者の見守り活動、福祉施設訪問、地域でサロンの開催などの活動を実施しました。 【具体例】 ・地区内高齢者を招待して実施する演芸大会開催 ・老人ホーム訪問、特養ホーム訪問	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動、世代間交流活動等、例年通りの事業実施ができています。	
方向性3	160	抑うつ高齢者等地域ケアの実施	孤立しがちな高齢者等を対象とした、うつ病の早期発見・早期治療を促進するための訪問支援	健康福祉局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	抑うつ高齢者等地域ケア	基本チェックリストを活用しうつ状態の可能性のある方に訪問を行うことでケアを行います。	訪問指導事業による利用者 4人、延訪問回数16回。	訪問件数が少ないため、訪問ケアを担う訪問指導員のスキルに関して質の担保が必要。	必要な対象者へ支援が広がるよう事業の周知を図るとともに、件数を積み重ねていくことで質の向上を目指す。	訪問指導事業による利用者 2人、延訪問回数25回。	訪問指導員の訪問件数が少ないため、必要な方への事業の周知と訪問ケアを担う訪問指導員のスキルに関して質の担保が必要。	
方向性3	161	認知症カフェによる交流の場の提供	認知症の方やその家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための地域住民や専門職との交流機会の提供	健康福祉局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症カフェの設置	認知症の人や家族、地域住民、専門職が集い交流し、相談を受けられる場を作ること、認知症の人と家族の孤立化を防止します。	平成31年3月時点 87か所開設。	年々カフェの数は増加しているが、今後は継続に向けた各カフェの質の向上や、内容の充実を図っていく必要がある。	カフェの新設だけでなく、カフェの継続や質の向上を目指し、事例共有や情報交換の機会を提供する。	令和2年3月時点 101か所開設	認知症カフェの設置件数は年々増えているが、カフェの継続と質の向上が課題である。加えて、新型コロナウイルスの影響により、殆どの認知症カフェが休止しており、再開に向けた取り組みの検討が必要である。	
方向性3	162	認知症電話相談窓口の実施	認知症の方や介護家族を対象とした、健康・介護等の悩みに関する電話相談の実施	健康福祉局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症電話相談	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部に委託し、市内に住む認知症の人や介護家族の健康・介護等の悩みについて相談に応じる電話相談窓口を設置します。	年間139件。	ここ数年、相談件数は減少傾向。他の相談体制が整備されている影響と思われるが、外出困難等の家族のために、今後も電話による相談体制は継続していく必要がある。	電話による相談体制を継続する。	年間207件	ここ数年、電話相談件数は減少傾向にあったが、今年度増加した。新型コロナウイルスの影響により対面での相談が困難になったことから、電話による相談の需要が高まったと思われる。継続して事業を実施する。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	163	自死遺族支援団体への支援	自死遺族等に対する支援や啓発活動を行う団体への助成による、自死遺族への適切な情報提供や居場所づくりの推進	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	自死遺族等に対する支援事業補助金	自死遺族支援団体の活動に対して助成しています	4団体に補助金（計 722,000円）を交付した。	市内の自死遺族支援活動団体の継続的な広報及び活動の助成を行うことができた。	自死遺族の心のケアや交流等の活動を行う自死遺族支援団体の活動経費を助成するため、今後も、補助金を交付する。	3団体に補助金（計 600,000円）を交付した。	市内の自死遺族支援活動団体の継続的な広報及び活動の助成を行うことができた。	
方向性3	164	がん患者の医療用ウィッグ購入への支援	がん患者の就労や社会参加等の両立支援を促進するための医療用ウィッグ購入費助成の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	医療用ウィッグ購入費助成	がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん治療に伴う脱毛のために購入した医療用ウィッグの費用を助成しています	申請件数279件 助成件数279件 助成実績額2,686千円	30年度開始事業。がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることができた。	令和2年度も継続して、がん患者支援のため助成を行っていく。	申請件数291件 助成件数291件 助成実績額5,527千円（内1/2補助）	30年度開始事業。がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることができた。	
方向性3	165	各種がん検診の実施	市民を対象とした、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診や精密検査の受診勧奨	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	各種がん検診	がんの早期発見・早期治療を目的に、がん検診及び精密検査が必要な方への受診勧奨を行っています	がん検診受診者数 胃がん：47,957人、子宮頸がん46,405人、乳がん：40,965人、肺がん：72,711人、大腸がん：78,205人、前立腺がん：1,247人 精検対象者への受診勧奨も継続的に行っていた。	がん検診受診者数・受診率であり、がんの早期発見・早期治療に向けて、引き続き事業を推進していく。	電子申請のスマートフォン対応等によるがん検診の申込環境の改善を図りながら、令和2年度も継続して、各種がん検診を実施していく。	がん検診受診者数 胃がん：46,322人、子宮頸がん36,855人、乳がん：39,682人、肺がん：70,258人、大腸がん：76,780人、前立腺がん：1,243人 精検対象者への受診勧奨も継続的に行っていた。	おおよそ前年並みの受診者数・受診率であり、がんの早期発見・早期治療に向けて、引き続き事業を推進していく。	
方向性3	166	健康増進センターによる健康づくり支援の実施	生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害のある方の健康づくり等を目的とした、市民に対する専門的な健康づくり支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	健康増進センター運営	生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害者の健康づくりの3つの事業を中心に、健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行っています	実施回数1,689回 利用者数26,810人	おおよそ前年並みの実施状況。生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害者の健康づくりの3つの事業を中心に、健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行うことができた。	令和2年度も継続して、健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行っていく。	実施回数1,058回 利用者数22,378人	おおよそ前年並みの実施状況。生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害者の健康づくりの3つの事業を中心に、健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行うことができた。	
方向性3	167	おとな救急電話相談の実施	看護師等による急な病気やけがに対処するための助言や、受診可能な医療機関等に関する情報の提供	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	おとな救急電話相談	看護師などが、急な病気やけがの対処方法について助言するほか、受診の必要性、受診可能な医療機関を案内しています	休日・夜間に実施し、利用件数は10,626件。	休日・夜間に急病やけがで迷った時の電話相談窓口として、市民への助言や案内、症状の相談に対応することができた。	休日・夜間に急病やけがになった時の助言や医療機関の案内に対応するため、今後も継続して実施するとともに、電話のつながりにくさの改善に向けて検討して参りたい。	休日・夜間に実施し、利用件数は9,565件。	休日・夜間に急病やけがで迷った時の電話相談窓口として、市民への助言や案内、症状の相談に対応することができた。	
方向性3	168	のびすく（子育てふれあいプラザ等）の専門の相談員による相談支援の実施	のびすく（子育てふれあいプラザ等）の専門の相談員による、子ども・子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援の実施	子供未来局	子供未来局	総務課	子育てふれあいプラザ等子育て支援専門相談事業	のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、子ども・子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行う専門の相談員を配置し、子育て家庭の状況に応じた適切なサービスの利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	年間を通して実施した（のびすく若林は平成30年10月より開始）。 相談件数 のびすく仙台：140件 のびすく宮城野：184件 のびすく若林：54件 のびすく長町南：112件 のびすく泉中央：479件	のびすく利用者に対して、子育てに関する情報提供や相談支援を行い、子育てに対する不安や負担を軽減することができた。	令和2年度以降においても継続して専門の相談員を配置し、子育て家庭の状況に応じた適切なサービスの利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図って参りたい。	年間を通して実施した。 相談件数 のびすく仙台：224件 のびすく宮城野：371件 のびすく若林：139件 のびすく長町南：231件 のびすく泉中央：497件	のびすく利用者に対して、子育てに関する情報提供や相談支援を行い、子育てに対する不安や負担を軽減することができた。	
方向性3	169	産婦健康診査事業の実施	産後うつ病予防や新生児等への虐待防止等を目的に、出産後間もない時期の産婦を対象とした、健康診査に係る費用助成の実施	子供未来局	子供未来局	子供保健福祉課	産婦健康診査への費用助成	産後うつ病の予防や新生児等への虐待防止等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成する。	産後2週間頃 1,183件 産後1か月頃 928件 里帰り産婦健康診査 延36件	産婦健康診査の実施により、早期に心身の不調がある産婦について、医療機関から連絡が入ることになった。	今後も産婦健康診査を継続して実施し、産後早期に心身の不調がある場合は支援していきたい。	産後2週間頃 6,448件 産後1か月頃 7,195件 里帰り産婦健康診査 延13,643件	産婦健康診査の実施により、早期に心身の不調がある産婦について、医療機関から連絡が入ることになった。	
方向性3	170	産後ケア事業の実施	出産直後の母子を対象とした、母親の身体的回復と心理的安定のための、宿泊または日帰りによる心身のケアや育児のサポート等の実施	子供未来局	子供未来局	子供保健福祉課	産後ケア事業	病院・診療所・助産所において、生後4か月未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。	平成31年1月より事業開始 宿泊型：延62日 デイケア型：延31日	母子手帳交付時や新生児訪問時等で、妊産婦への事業の周知が必要がある。	継続して事業の周知を行う。 円滑な実施のため、各区・総合支所担当者会議や委託先医療機関担当者との情報交換会を定期的に行う。	平成31年1月より事業開始 令和元年度利用 宿泊型：延399日 デイケア型：延192日	母子手帳交付時や新生児訪問時等で、妊産婦への事業の周知が必要である。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	171	子どもや子育てに関する相談の実施	子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する、電話相談、メール相談、面接相談の実施	子供未来局	子供未来局	子供相談支援センター	子供に関する相談活動	子育て何でも電話相談、ヤングテレホン相談、子どもメール相談、面接相談を通じて、子育ての悩みや不安、子供や青少年自身の悩みごとの相談を行います。	子育て何でも電話相談で1,386件、ヤングテレホン相談で603件、子どもメール相談で81件、面接相談で64件の相談を受けた。	今後子育ての悩みや不安を抱える保護者や青少年の悩みごとに関する相談機関として広く認知してもらえるような広報の在り方を検討していく必要がある。	今年度は各関係機関への事業周知に関する広報を強化し、職員が積極的に各所へ足を運びながら顔の見える関係構築を図れた。このことにより、子供を取り巻く環境に関わるそれぞれの関係機関の役割分担が整い、子育ての悩みや不安のある保護者や青少年自身の悩みに寄り添った支援ができた。	子育て何でも電話相談で1,209件、ヤングテレホン相談で433件、子どもメール相談で66件、面接相談で79件の相談を受けた。特に面接相談は継続相談を相談者に促したり、関係機関と共同で支援に取り組みたりしたことにより前年度より回数が増加している。	今後子育ての悩みや不安を抱える保護者や青少年の悩みごとに関する相談機関として広く認知してもらえるような広報の在り方を検討していく。前年度は、中学校への訪問や各区役所等関係機関への訪問を行いながら、共同支援や広報等を強化してきたことにより、支援依頼も増加傾向にあった。※左記の実施状況下段に記載した内容に関する評価・課題については下記のとおり	
方向性3	172	青少年のための居場所支援の実施	不登校等の状況にある青少年を対象とした、社会活動への参加を促進するための居場所支援の実施	子供未来局	子供未来局	子供相談支援センター	ふれあい広場	学校に行けない、日中の居場所が欲しい、という青少年が日常的に通所して活動できる場を提供し、社会活動等への参加を促していきます。	年間を通し開所し、延べ1,138人が通所した。	不登校やひきこもりの青少年に社会活動等への参加や自立を促すため、通所希望者への積極的なアウトリーチの実施や就学・就労支援活動の充実を図る必要がある。	今年度は積極的なアウトリーチやLINEによる通所者との連絡対応により、通所者も遠切れることなく支援が継続している。各関係機関への広報活動を強化してきたことにより、日中の居場所や就労支援機関として、また中学卒業後の所属の場としての認知がされ、相談ケースが増加している。	年間を通し開所し、延べ1,072人が通所した。①年度初めに各区窓口等関係機関（区役所や専門相談機関など：要確認）や学校等へリーフレットを配布し、10,000部配布した。また、広報紙を月に一度上記各機関へ配布し事業周知を図った。②月に1回5名の専任相談員向けに研修会を実施した。③ふれあい広場ボランティア相談員20名が対象の研修会及び情報交換会を年3回（4月・6月・12月）行った。	不登校やひきこもりの青少年に社会活動等への参加や自立を促すため、通所希望者への積極的なアウトリーチの実施や就学・就労支援活動の充実を図る必要がある。そのため、中学校や各関係機関への広報や支援連携の強化を今後も図っていきたいと考える。※左記の実施状況下段に記載した内容に関する評価・課題については下記のとおり	
方向性3	173	中小企業の経営環境に関する相談の実施	中小企業支援センターによる、中小企業の経営や創業、融資等に関する相談支援の実施	経済局	経済局	地域産業支援課	中小企業支援センターの運営（中小企業の経営環境に関する支援）	中小企業の経営や創業、融資などに関する様々な相談に対応できる窓口を設置する。	中小企業の経営相談等を実施(1870件)。	中小企業の経営環境に関する様々な相談を受け付け適切な支援を行った。	引き続き相談を受け付け適切な支援を行っていく。	中小企業の経営相談等を実施(1414件)。	中小企業の経営環境に関する様々な相談を受け付け適切な支援を行った。	
方向性3	174	中小企業への金融支援の実施	女性活躍や次世代育成、若者の採用・育成、ダイバーシティ経営等、働き方改革に取り組む中小企業者を対象とした融資の実施	経済局	経済局	地域産業支援課	働き方改革に取り組む中小企業への金融支援	働き方改革（女性活躍、次世代育成、若者の採用・育成、ダイバーシティ経営）に取り組む中小企業者を融資制度の対象者とする事で、資金調達面でメリットを打ち出し、当該取組を促進する。	融資実績なし。	利用促進につなげるため、更なる周知が必要である。	引き続き制度の周知を図っていく。	融資実績なし	利用促進につなげるため、更なる周知が必要である。	
方向性3	175	少人数授業によるきめ細かな指導の実施	市立小学校1年生から3年生を対象とした、非常勤講師による基礎的な学習内容のより確実な習得に向けた少人数授業の実施	教育局	教育局	教職員課	少人数授業によるきめ細かな指導の実施	市立小学校1年生から3年生を対象とした、非常勤講師による基礎的な学習内容のより確実な習得に向けた少人数授業の実施	非常勤講師を34校に配置した。	複数の教員による指導により、より多面的・多角的に児童を指導できること、基礎・基本の定着などの学力向上が見られることなど、一定の成果を上げている。講師の不足から配置数が減少しており、より一層の拡充を進める必要がある。	学力向上の成果を維持するため、引き続き非常勤講師を確実に配置していく。	小学校1年生から3年生の基礎的な学習内容のより確実な習得を目的に、非常勤講師を市立小学校44校に配置した。	複数の教員による指導により、より多面的・多角的に児童を指導できることから、基礎・基本の定着などの学力向上が見られており、学習が遅れがちな児童生徒などへの個に応じた指導や支援の充実が図られている。	
方向性3	176	学級生活等のアンケート調査を通じた生徒支援の実施	学校における様々な問題の未然防止や早期対応に向けた、全市立中学生を対象とした、アンケート調査による友達づくりやよりよい学校生活を送るための支援	教育局	教育局	教育相談課	学級生活等のアンケート調査	全市立中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を実施することにより、生徒一人一人の状況や学級集団の状態を把握し、学級経営に生かします。	平成31年度より実施	平成31年度は、5月から6月にかけて実施し、夏休み前に各学校に結果を送付する。	令和2年度も、全市立中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を年1回実施し、生徒一人一人の状況や学級集団の状態を把握するとともに、学級経営に生かして参りたい。	5月から6月にかけてアンケート調査を実施し、夏休み前に各学校に結果を送付した。	アンケート調査を学級経営や生徒一人一人の指導に生かすことができたという声が多く寄せられた。学校予算で2回目のアンケート調査を実施する学校もあった。	
方向性3	177	児童生徒の心のケア（心とからだの健康調査）の推進	中長期的な心のケアを目的に、市立学校の児童生徒を対象とした、心とからだの健康チェックの実施	教育局	教育局	健康教育課	保健関係調査票による「心とからだの健康調査」の実施	中長期的な心のケアの取組として、4月上旬に配付する「保健関係調査票」の中で心とからだの健康チェックを実施しています。	各学校において、4月上旬に配付する「保健関係調査票」の中で心とからだの健康チェックを実施しました。	日常生活の変化やストレス、いじめ問題等の早期の気付きや対応の一助となっております。引き続き、4月上旬に心とからだの健康調査を実施する予定です。	各校において、4月上旬に配付する「保健関係調査票」の中で心とからだの健康チェックを実施しました。	継続的な調査により、経年変化にも注目して対応することができます。児童生徒理解の一助となっており、今後も継続して行っていく必要があります。		

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)	令和元年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和3年1月照会予定)
方向性3	178	スクールカウンセラーによる支援	全市立学校へ配置したスクールカウンセラーによる、いじめや不登校等の諸問題を抱える児童生徒に対する心理的側面からの支援の実施	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラーによる支援	いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決を図るため、児童生徒や保護者対象のカウンセリング、教職員への助言等を実施します。	相談件数54,448件	カウンセラーの資質向上とともに効果的な支援のあり方を検討することも必要。	各学校の相談体制を充実させるために、全体研修、グループ研修、新任層研修など、事例研究やスーパーバイズの場を充実させて参りたい。全市立学校への週1日配置を実現させるとともに、小中の連携を視野に入れた配置にも取り組んで参りたい。	相談件数51,123件	小中連携を視野に入れた配置を進めることができた。全校配置を進める中で、経験の少ないカウンセラーも採用していることから、力量向上は喫緊の課題である。	
方向性3	179	いじめに関するSNSを活用した相談窓口の設置	中学生の多くが利用するSNSを活用したいじめ相談窓口の設置による、いじめの早期発見、状況に応じた対応と問題解決の推進	教育局	教育局	教育相談課	SNSを活用したいじめ相談の実施	中学生の多くが利用するSNSを活用したいじめ相談窓口を開設し、早期発見と問題解決を図ります。	8月20日～9月9日、10月1日～10月15日、1月5日～1月15日に相談を実施。8月20日～3月31日に一方向の報告・連絡を実施。	相談件数59件 報告・連絡件数17件 相談の実施日数を拡充する。	令和2年度も中学生を対象に、4・5月の連休前後、夏休み明け前後、1学期末から2学期始め、冬休み明け前後の4期間に相談を実施する予定である。報告・連絡は365日24時間実施する予定である。	仙台市の学校に通う中学生を対象に、SNS上に開設した専用窓口で、年60日間（4月26日～5月8日、8月19日～9月8日、10月7日～10月21日、1月4日～1月14日）、相談員と双方向のやりとりをしながら、いじめを含めた様々な悩みについての相談に応じた（相談件数51件）。また、4月1日から3月31日までの24時間、友達や自分のことはいじめのほか、学校にSOSを伝える一方向の報告・連絡を受けた（報告31件）。	相談件数51件 報告・連絡件31件 相談の実施日数や小学校への拡充が必要か検討が必要である。	
方向性3	180	震災に伴う心のケア推進事業の実施	精神科医や臨床心理士等による、東日本大震災の精神面への影響が心配される児童生徒への対応や教職員への助言の実施	教育局	教育局	教育相談課	震災に伴う心のケア推進事業	震災等により精神面への影響が心配される児童生徒について、精神科医や臨床心理士を学校に派遣し、その対応や支援について、教職員への助言を行います。	精神科医5名、臨床心理士4名の協力のもと、14校に派遣し、26件に対応	震災による心のケアだけでなく、日常的な心のケアについても対応が必要になっていく。	震災に特化することなく、精神的なケアが必要な児童生徒について、精神科医や臨床心理士を学校に派遣し、その対応や支援について、教職員への助言を行って参りたい。	精神科医5名、臨床心理士4名の協力のもと、震災等により精神面への影響が心配される児童生徒が在籍する市内8校に派遣し、19件に対応した。	震災の影響を直接受けた児童生徒へのケアだけでなく、震災直後に生まれた児童のケアを考える必要が出てきているため、学校からの情報を支援に結び付けられるよう助言していく。	
方向性3	181	スクールソーシャルワーカーによる支援の実施	スクールソーシャルワーカーによる、児童生徒や保護者が抱える問題等の解決に向けた環境調整の実施	教育局	教育局	教育相談課	スクールソーシャルワーカーによる支援	教育委員会に7名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が抱える問題等の環境調整を行うことで、その問題解決を支援します。	相談対応158件	効果的な支援のあり方を検討するとともに活用の仕方を学校に周知徹底することも必要。	教育委員会に7名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が抱える問題等の環境調整を行うことで、その問題解決を支援して参りたい。	相談対応157件	学校がスクールソーシャルワーカーを活用できるようになってきている。更に一人一人の児童生徒へ効果的な支援ができるようにするために学校や関係機関との連携していく。	
方向性3	182	24時間いじめ相談専用電話の実施	児童生徒やその保護者を対象とした、いじめの早期発見と問題解決に向けた電話相談の実施	教育局	教育局	教育相談課	電話による24時間いじめ相談の実施	いじめに関する24時間電話相談窓口を設置し、早期発見と問題解決を図ります。	相談件数481件	フリーダイヤルとなったことから電話番号の周知徹底を図る。	児童生徒やその保護者を対象とした、フリーダイヤルの24時間いじめ相談電話窓口を設置し、いじめの早期発見と問題解決に向けた相談を実施して参りたい。	438件の電話相談があり、そのうちいじめに関する相談は107件であった。	フリーダイヤル化により、相談者の利便性の向上を図り、いじめの早期発見、迅速な対応につなげている。	
方向性3	183	「いじめ対策支援員」による巡回指導	教員退職者等からなる「いじめ対策支援員」による、いじめ事案を抱える小学校に対する巡回指導	教育局	教育局	教育相談課	「いじめ対策支援員」の配置	いじめ事案を抱える小学校に教員OB等を一定期間派遣し、巡回指導等を実施します。	元警察官11名、元教員9名を年度途中の配置転換があり23校に派遣	小学校からの要請が増加しており、支援員の増員などより一層の拡充が必要である。	いじめ事案を抱える小学校に、元警察官、元教員等を一定期間派遣して巡回指導等を実施し、指導体制を強化して参りたい。	新たな配置が必要と思われる学校には、年度途中で配置転換し、20名の支援員を24校に配置した。	いじめ等、課題を抱える小学校への配置により、早期発見につながっており、組織的な対応のためには一層の拡大が必要である。	
方向性3	184	いじめ不登校対応支援チームによる学校支援の実施	全市立学校を対象とした、いじめ不登校対応支援チーム（教育委員会職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成）の訪問による教職員との連携や支援体制等に関する情報交換、指導助言の実施	教育局	教育局	教育相談課	いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問	市教委職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがチームで全市立学校を巡回訪問し、いじめや不登校の問題に適切に対応ができるよう助言を行います。	全市立学校を訪問	学校と教育委員会の情報共有が密接になり、早期かつ的確に事案に対処できた。	教育相談課主任指導主事と指導主事が全市立学校を訪問し、いじめや不登校の問題に適切に対応できるよう助言を行って参りたい。	全市立学校を訪問	学校と教育委員会の情報共有が密になったことで、迅速に、適切に対処できる事案が増えた。	
方向性3	185	児童生徒に対する適応指導事業の実施	「仙台市適応指導センター・児童遊の杜」や「適応指導教室・杜のひろば」における、不登校児童生徒の個々の事情に応じた支援の実施	教育局	教育局	教育相談課	適応指導事業の実施	「仙台市適応指導センター・児童遊の杜」や「適応指導教室・杜のひろば」を通じて、不登校児童生徒の個々の事情に応じた支援を実施します。	入級児童生徒数251名 相談件数474件	入級児童生徒数が過去最高となり、杜のひろばの相談員や学校訪問対応相談員を増員する必要がある。	入級児童生徒数の人数が年々増加していることから、8か所目の適応指導教室を開設するとともに、学校訪問相談員を増員し、児童生徒への対応を充実させて参りたい。	入級児童生徒数261名 相談件数428件	入級児童生徒数が年々増加しているため、令和2年9月に杜のひろばは広瀬を開設することになった。一人一人の課題を丁寧に把握し、対応の充実を図っていく。	
方向性3	186	心のケア緊急支援の実施	災害や事故等により精神的なストレスを受けた市立学校の児童生徒や保護者、教職員を対象とした、スクールカウンセラー等による緊急支援の実施	教育局	教育局	教育相談課	心のケア緊急支援の実施	災害や事故等の発生や遭遇により、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケア緊急支援を行うため、スクールカウンセラー等を市立学校に派遣します。	小学校5校、中学校1校に派遣	大きな心的ストレスを伴う事案の発生に対してすみやかに対応し、影響を最小限に抑える。	災害や事故等の発生や遭遇により、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行うため、必要に応じて臨床心理士等を市立学校に派遣して参りたい。	小学校2校、中学校2校に派遣	大きな心的ストレスを伴う事案の発生に対して迅速に対応し、影響を最小限に抑えることができた。	
方向性3	187	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施	自殺企図・自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	自殺企図・自傷行為者への介入支援	自殺企図・自傷行為で救命救急センターを受診した患者に対して、アセスメントの上精神科医師や精神科医療相談室が紹介し、医療機関や相談機関への紹介を行います。	自殺企図・自傷行為で救命救急センターを受診した患者の77%の患者に対し精神科医師や精神科医療相談室が紹介した。	医療機関への紹介に加え、相談機関への紹介が今後の課題である。	自殺企図・自傷行為で救命救急センターを受診した患者について精神科医師や精神科医療相談室が紹介し、相談機関につなげることができた。今後も、このような取組みを継続するとともに、医療機関や相談機関への連携強化を図ってまいりたい。	自殺企図・自傷行為で救命救急センターを受診した患者の71%に対し、精神科医師や精神科医療相談室が紹介した。さらに、新たに多機関による支援が必要で「いのちの支えあい事業」の対象となる患者をはあと一とにつなげた。	対象患者に対し精神科スタッフによる医療・相談支援を提供することができた。今後は、より多くのハイリスク患者を支援できるよう、「いのちの支えあい事業」につなげる対象患者を拡大していく。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性3	188	入院患者に対する治療と仕事の両立支援の実施	市立病院入院中の患者を対象とした、治療と仕事を両立するための相談支援の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	治療中の患者に対する就労支援	当院にて治療中の患者が治療と仕事を両立できるように、仕事に関する不安や悩みの相談を受け、必要に応じて公的支援制度の情報提供を行います。	市民協働参画事業として、月1回、パーソナルサポートセンターによる就労相談窓口の開設と市民向けの両立支援シンポジウムを開催した。	平成30年度で市民協働参画事業は終了となったので、これまでのノウハウを病院としてどう活かしていくかが課題である。	引き続き、院内の「医療相談コーナー」と「がん相談支援センター」において、就労相談に取り組んでいきたい。	院内の「医療相談コーナー」と「がん相談支援センター」において就労相談を実施した。 ・相談実績 医療相談コーナー30件 がん相談支援センター11件	入院中の対象患者に対し、治療と仕事を両立するための相談支援を実施することができた。引き続き、「医療相談コーナー」等において、関係機関と連携した就労相談を実施する。	
方向性3	189	入院患者に対する傾聴ボランティア活動の実施	市立病院入院中の患者を対象とした、市民ボランティアによる傾聴活動の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	入院患者に対する傾聴ボランティア活動	登録した市民ボランティアが当院入院中の患者の話を傾聴し、気持ちに寄り添い、入院中安心して過ごせるように傾聴活動を行います。	延べ72日間、73名の患者さんに対し、活動を行った。	「話したい」思いを表出できない患者さんへの対応が課題である。	ボランティア登録者の拡大を図りながら、傾聴活動に継続して取り組んでいきたい。	延べ82日間、88名のボランティアが活動を行った。	ボランティアが患者の話を傾聴し気持ちに寄り添うことで、より安心できる療養環境の提供につなげることができた。なお、新型コロナウイルスの院内感染対策として令和2年2月以降は活動を休止中である。	
方向性4	190	仙台市自殺総合対策庁内連絡会議及び関係部所管の協議会等による施策展開	庁内関係部局による自殺対策に関する情報共有・課題整理、重点対象に関わる関係部局所管の各種協議会等との情報共有に基づく協調的な施策展開	市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 各区 教育局 市立病院	健康福祉局	障害者支援課	自殺総合対策庁内連絡会議	仙台市自殺総合対策庁内連絡会議を開催し、庁内の関係部局による緊密な連携と情報の共有等を実施し、総合的な自殺対策の推進を図ります。	年3回開催	本市における自殺対策に関する情報共有・課題整理を行い、協議を重ねることで、地域の実態に即した自殺対策計画の策定につなげることができた。	庁内関係各課との連携・情報共有を行いながら、計画目標の達成状況、取組みの進捗状況について評価をし、仙台市自殺対策計画におけるPDCAサイクルの推進を進め、計画の実効性を高めて参りたい。	年1回開催	仙台市自殺対策計画の推進について、PDCAサイクルを回していくための評価の進め方について協議を行い、共通認識を図ることができた	
方向性4	191	要保護児童対策地域協議会による連携推進	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための、児童相談所、各区保健福祉センター、保育所、学校等の子どもに関わる関係機関による連携推進	子供未来局 各区	子供未来局	子供家庭支援課	要保護児童対策地域協議会	虐待を受ける要保護児童及びその保護者に関する情報、その他虐待を受ける要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るために必要な情報の交換を行います。	年1回関係機関からなる代表者会議を開催し、13の機関が参加した。実務者会議については、各区において年3回実施。ケース検討会議は、必要に応じ各区で実施。	各機関と必要な情報の交換を行うことができ、児童虐待対応における関係機関との連携強化につながった。	要対協の実務者会議について、ケース検討会議との役割分担・整合に留意しつつ、実務者会議の効率的・実効性ある運営のあり方について改善策の検討を行い、運営の活性化を図って参りたい。	年1回関係機関からなる代表者会議を開催し、13の機関が参加した。実務者会議については、各区及び宮総において年3回実施。ケース検討会議は、必要に応じ各区で実施。	各機関と必要な情報の交換を行うことができ、児童虐待対応における関係機関との連携強化につながった。	
方向性4	191				子供未来局	児童相談所相談指導課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	各区保健福祉センター等関係機関と児童に関する情報交換を行い、また、一緒に対応することも多かった。	児童及び保護者を支援していくためには、関係機関により関わり方の視点に違いがあることから、相互の連携を欠くことは出来ず、H30年度はその取り組みは概ね出来ていた。	今後各区保健福祉センター・宮城総合支所をはじめ、関係機関との連携を強化していき要保護児童・保護者への適切な援助を行っていく。	各区保健福祉センター等関係機関と児童に関する情報交換を行い、また、一緒に対応することも多かった。	児童及び保護者を支援していくためには、関係機関により関わり方の視点に違いはあるもの、相互の連携(対応の共有)は非常に大切であり、令和元年度については、概ねその取り組みは出来ていた。	
方向性4	191				青葉区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	(No.96に同じ) 要保護児童対策地域協議会・青葉区実務者会議の実施（3回） 【3回延数】 ・児童：286人、特任：96人 ・対象児童の支援状況、方針等報告検討を行う。	・対象数が多い為、新規ケースの方針確認、進捗管理で終始し、十分な審議が出来ない状況にある。 ・H31年度から宮城総合支所が青葉区から独立実施。	(No.96に同じ) 引き続き、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行う。	要保護児童対策地域協議会・青葉区実務者会議の実施（3回） 【3回延数/実数】 ・児童：189人(138人) ・特任：96人(51人) ・対象児童の支援状況、方針等報告検討を行う。 ・令和元年度から宮城総合支所が青葉区から独立実施のため、例年よりも減少。	・対象数が多い為、新規ケースの方針確認、進捗管理で終始し、十分な審議が出来ない状況にある。	
方向性4	191				宮城総合支所	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	(青葉区要保護児童対策地域協議会) 要保護児童対策地域協議会・青葉区実務者会議の実施（3回） 【3回延数】 ・児童：286人、特任：96人 ・対象児童の支援状況、方針等報告検討を行う。	・対象数が多い為、新規ケースの方針確認、進捗管理で終始し、十分な審議が出来ない状況にある。 ・H31年度から宮城総合支所が青葉区から独立実施。	個別ケース会議等を通じ、関係機関との連携を図るとともに、児童虐待の早期対応や支援を図っていく。	要保護児童対策地域協議会実務者会議を年3回（6、10、2月）実施した。	青葉区から独立し、初めての会議となった。	
方向性4	191				宮城野区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	年3回（6・10・2月）実施。要保護児童（台帳登録児童数：第1回180人、第2回176人、第3回165人）について状況を報告した。	要保護活動を実際に行っている委員の知識及び経験を要保護児童等の支援等に反映させるため、引き続き実施する。	要保護活動を実際に行っている委員の知識及び経験を要保護児童等の支援等に反映させるため、引き続き実施する。	年3回（6・10・2月）実施。要保護児童について状況を報告した。（台帳登録児童数：第1回166人、第2回165人、第3回172人）	要保護活動を実際に行っている委員の知識及び経験を要保護児童等の支援等に反映させるため、引き続き実施する。	
方向性4	191				若林区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	年3回開催	要保護児童数はここ数年高止まりの傾向があり、関係機関との連携の機会が増えていく。	関係機関と連携して要保護児童の情報を把握し、適切な保護を図る。	若林区実務者会議を年3回開催（7月・10月・2月）。	要保護児童数は、年々増加傾向である。また、虐待の内容は年々複雑化しており、区役所単独での対応が困難であるケースも増加している。関係各所との連携体制の構築が課題となっている。	
方向性4	191				太白区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	年3回、6月29日（金）、11月1日（木）、3月4日（月）に協議会を開催した。	新規の要保護児童、特定妊婦について、情報共有しながら、処遇困難事例についても1～2件提示し、綿密に情報共有するとともに、対応について、各機関の役割を確認してきている。	今後も児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化していきます。	年3回、7月3日（水）、11月8日（金）、3月2日（月）に協議会を開催した。	新規の要保護児童、特定妊婦について、情報共有しながら、処遇困難事例についても1～2件提示し、綿密に情報共有するとともに、対応について、各機関の役割を確認してきている。3月には次年度の組織改正を説明し、子育て支援の強化と連携について理解を深めた。	
方向性4	191				秋保総合支所	保健福祉課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	太白区実施に含む	対象案件には適切に対応していく	太白区実施に含む。	太白区実施に含む。	太白区実施に含む。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性4	191				泉区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	年3回開催の要保護児童対策地域協議会において要保護児童の情報共有等を行った。	実務者が集まり、それぞれの視点から検討ができた。検討ケースが増加している。	年3回開催の要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し要保護児童の情報共有等を行った。	年3回開催の要保護児童対策地域協議会実施者会議において要保護児童の情報共有等を行った。	関係機関との情報共有や、今後の支援の方向性を確認することができた。子供見守り強化プランが制定されたことから、より強固な連携と、定期的な見守りが必要となる。	
方向性4	192	児童虐待対応のための医療ネットワークの構築	拠点病院（市立病院）に配置されたコーディネーターによる、地域の医療機関への助言を通じた、児童虐待対応のためのネットワーク構築	子供未来局 市立病院	子供未来局	子供家庭支援課	児童虐待防止に係る医療ネットワーク事業	仙台市立病院を拠点病院とし、院内への児童虐待対応組織を設置、地域医療機関からの相談支援などを実施している。	拠点病院としての相談・助言件数55件【内12件が外部機関からの相談】	院内に児童虐待専門コーディネーターを配置し、院内外からの相談に助言を行うことで児童虐待に対する対応力強化につながった。	今後も児童虐待専門コーディネーターを中心に、院内外からの相談に助言を行うことで児童虐待に対する対応力強化を図る。	拠点病院としての相談・助言件数65件【内13件が外部機関からの相談】	院内に児童虐待専門コーディネーターを配置し、院内外からの相談に助言を行うことで児童虐待に対する対応力強化につながった。	
方向性4	192				市立病院	総合サポートセンター	児童虐待防止に係る医療ネットワーク事業	仙台市立病院を拠点病院とし、院内への児童虐待対応組織を設置、地域医療機関からの相談支援などを実施している。	平成30年12月に児童虐待防止を目的とした講演会を開催。保健・医療・教育機関から約130名の参加があった。平成31年2月に「医療ソーシャルワーカー情報交換会」を開催。県内9医療機関、3児相、子供未来局の参加があった。その他、太白区主催「医療機関連携会議」、仙台地方検察庁主催「多機関連携協議会」および「処前カンファレンス」に参加した。虐待対応件数54件。2医療機関からの相談支援を実施した。	地域全体の児童虐待対応力の向上を図ることを目的に、講演会、医療ソーシャルワーカー情報交換会を実施してまいりたい。	引き続き、地域全体の児童虐待対応力の向上を目的に、講演会、医療ソーシャルワーカー情報交換会を実施してまいりたい。	検察庁や保健福祉センターなど関係機関との会議等に出席するとともに、当院では、令和2年2月に児童虐待防止に関する講演会を開催した。保健・医療・教育機関から約194名の参加。	会議や研修会における助言等を通して、関係機関のネットワークの充実や地域全体の児童虐待対応力の向上を図ることができた。今後も虐待対応の拠点病院として、関係機関とのネットワークを強化しながら、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組んでいきたい。	
s	193	宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携推進	県や宮城県警察、国、支援団体等で構成する宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携の推進	市民局	市民局	市民生活課	宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携の推進	県や宮城県警察、国、支援団体等で構成する宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携の推進	平成30年6月8日に行われた平成30年度宮城県犯罪被害者支援連絡協議会総会に出席した。	犯罪被害者等基本法による「犯罪被害者等基本計画」および宮城県犯罪被害者支援条例による「宮城県犯罪被害者支援推進計画」等に基づく各種施策の積極的かつ効果的な推進と連携強化に努めた。	引き続き、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携推進に努める。	令和元年6月7日に行われた令和元年度宮城県犯罪被害者支援連絡協議会総会に出席した。	犯罪被害者等基本法による「犯罪被害者等基本計画」および宮城県犯罪被害者支援条例による「宮城県犯罪被害者支援推進計画」等に基づく各種施策の積極的かつ効果的な推進と連携強化に努めた。	
方向性4	194	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動の実施	町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉団体との連携による、見守り等の安否確認活動やサロン、買い物支援等の生活支援活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	社会課	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動	高齢者や障害者等の支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地区社会福祉協議会が実施主体となり、町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉活動団体と連携して、見守り等の安否確認活動や、サロン、買い物支援等の生活支援活動を行います。	(実績件数) ○安否確認活動 ・平成30年度：535,068回 ○サロン活動 ・平成30年度：7,418回 ○日常生活支援活動 ・平成30年度：118,433回	市内に設置する全ての地区社会福祉協議会において、各活動を実施することができた。市内では、104地区の社会福祉協議会が活動中であるが、未設置のエリアも数カ所存在しており、該当地区における普及啓発活動の推進を続け、新たな地区社会福祉協議会の立ち上げと、地域福祉ネットワーク活動の展開へとつなげていく。	高齢者や障害者等の支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、令和2年度以降も、現在未設置エリアの地区社会福祉協議会における普及啓発活動の推進を続け、新たな地区社会福祉協議会の立ち上げと、地域福祉ネットワーク活動の展開へとつなげていく。	(実績件数) ○安否確認活動 ・令和元年度：555,214回 ○サロン活動 ・令和元年度：7,184回 ○日常生活支援活動 ・令和元年度：114,682回	市内に設置する104地区全ての地区社会福祉協議会において、各活動を実施することができた。一方で、地区社会福祉協議会未設置の地域が存在しており、該当地区における新たな地区社会福祉協議会の立ち上げと、地域福祉ネットワーク活動の発展を推進していく必要がある。	
方向性4	195	高齢者・障害者の見守り活動のための連携推進	高齢者や障害のある方への見守り活動の充実を目的とした、日本郵便株式会社との連携の推進（高齢者・障害者世帯への郵便配達の際の活用した、異変発見時の本市相談機関等への連絡・相談等）	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	日本郵便との協定締結	市内郵便局の社員が業務中に高齢者・障害者宅を訪問する際、異変に気づき必要と判断した場合に、本市と日本郵便株式会社との協定に基づき、本市への連絡や消防・警察への通報等を行います。	平成29年3月16日から、協定を継続中。	地域見守り活動の推進のため、引き続き、協定を継続する。	地域見守り活動の推進のため、引き続き、協定を継続する。	平成29年3月16日から、協定を継続中。	地域見守り活動の推進のため、引き続き、協定を継続する。	
方向性4	196	ひきこもり支援のための関係機関の連携推進	ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じた適切な支援の提供に向けた、ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター等の関係機関の連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	ひきこもり地域支援連絡協議会	ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じた適切な支援を提供するため、ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター等の関係機関の連携によるチーム支援の取組みを推進します。	複数の専門機関を構成機関とする拠点機能（支援方針の検討や多機関チーム支援の提供など）として、本協議会を位置づけ、ひきこもりの長期化や支援が途切れやすい事例を中心に、多機関で支援の方向性の検討を行い、支援状況の定期的な把握と進捗管理を行った（11回開催）	ひきこもりに関係する生活上の困りごと（親の介護、生活困窮等）に対応する相談機関からの支援依頼が徐々に増え、多機関による事例検討やチーム支援が促進された。	今年度はひきこもり状態が長期化している事例や中高年齢の事例などを中心に、区保健福祉センターや地域包括支援センターからの新たな支援依頼が増加した。また、地域の身近な場所で実施するひきこもり地域相談会における個別相談事例についても、支援状況を共有する工夫なども行った。今後は、より多くの支援依頼が持ち込まれるような工夫について検討するとともに、別途議論している外部有識者による検討会結果も踏まえて、ひきこもり者支援全体の進捗管理や課題整理に係る機能強化を図ってまいりたい。	ひきこもり支援体制連絡協議会において、ひきこもりの長期化や支援が途切れやすい事例やひきこもり地域相談会の事例を中心に、多機関で支援の方向性の検討を行い、支援状況の定期的な把握と進捗管理を行った（年11回開催）。	ひきこもり支援体制評価委員会での検討を経て、支援の進捗管理機能を強化すること、個別支援の蓄積から課題を見出し、社会資源開発に結びつけていくこと、ひきこもり支援に携わる機関・団体を一元的に把握すること、拠点機能を中心とするひきこもり支援体制全体の機能を定期的に点検することが提言された。このことの実現に向け、拠点機能の運用等についても見直しを図り、ひきこもり者への支援体制の推進に努めてまいりたい。	
方向性4	197	震災後心のケア従事担当者会議による連携推進	東日本震災の被災者の心のケアの課題に対応できるよう、地域、行政、関係機関等での情報共有を目的とした多機関連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	震災後心のケア従事担当者会議の開催	遅れて発生したり、繰り返して出現する被災者の課題に対応できるよう、地域、行政、関係機関等での多機関連携強化と情報共有を目的とした会議の実施	研修会を年間7回実施。各区障害高齢課、家庭健康課に配置している被災者支援担当職員が研修に参加し、各区において支援を行っているケースを基にして事例検討を行った。	各回にて事例検討ができ、相談支援を行う際の課題や疑問点などを共有することができた。	被災者支援の対象者については通常の支援の枠組みの中に徐々に戻していく必要がある。また、被災者の抱える問題も年数を経過するにつれ、複雑化しており、支援者自身のより一層のスキルアップが求められる。そのため、現場スタッフのみならず、統括レベルにある職員に対しても参加を促し、支援に関わるもの全体のスキルアップを図って参りたい。また、直接的な被災者支援担当だけでなく、連携する他機関の関係者の参加も促し、他機関連携強化を図って参りたい。	震災後心のケア従事者研修会において、各区における支援実践上の課題や孤立防止に向けた各種取組みに関する情報共有を行った。	事例検討や精神科医師からの助言を通して、被災者支援のためのアセスメントや支援方針の決定等、相談支援従事職員の能力の向上を図ることができた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性4	197				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	震災後心のケア従事者担当者会議の開催	遅れて発生したり、繰り返して出現する被災者の諸課題に対応できるよう、地域、行政、関係機関等での多機関連携強化と情報共有を目的とした会議の実施	震災後こころのケア従事者を対象とした情報共有を実施した（1回）。また、みやぎ心のケアセンター主催の会議に参加し、連携を行っている。	被災者支援に関する情報共有課題の抽出を行い、支援に活かすことができた。被災者支援にかかわる他機関との連携が進んだ。	令和3年度以降の心のケア支援のあり方について、各区支所管理職と担当者を対象に検討会を3回開催し、これまでの心のケア支援活動の成果と課題、今後の心のケア支援のあり方について検討した。令和2年度も心のケア支援の長期継続のための検討を重ねていく。	令和3年度以降の心のケア支援のあり方について、各区支所管理職と担当者を対象に検討会を3回開催した。	これまでの心のケア支援活動の成果と課題、令和3年度以降の心のケア支援や連携を推進するための体制維持について検討することができた。	
方向性4	198	仙台市自殺対策連絡協議会による関係機関の連携推進	保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関や団体による自殺対策に関する多角的、総合的な協議を通じた連携推進	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	自殺対策連絡協議会	仙台市自殺対策連絡協議会を開催し、自殺対策の取組みに関して本市、関係機関、関係団体等が連携し、本市における自殺対策の推進を図ります。	年5回開催。	それぞれの知見・経験に基づく各団体からの意見を聞き、協議を重ねることで、本市の実態に即した地域自殺対策計画の策定を行うことができた。	仙台市自殺対策計画についての進捗状況・評価についてご意見をいただきながら、計画のPDCAサイクル推進のための必要な改善を図って参りたい。	年間2回開催 ・第1回（令和元年9月11日） ・第2回（令和2年3月24日）	本市の自死の傾向等を共有するとともに、重点対象に対する各団体の取組みについて情報交換することで連携強化を促進することができた。	
方向性4	199	被災者支援のための地域総合支援事業による連携推進	精神保健福祉総合センターにおける各区保健福祉センターとの共同訪問等を通じた、東日本大震災の被災者支援に関わる関係機関との連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域総合支援事業による連携（震災後心のケア支援事業）	精神保健福祉総合センターにおいて、各区保健福祉センターとの共同訪問などを通じて、被災者支援に関わる関係機関との連携を推進します。	各区保健福祉センターと協働で、訪問支援（延260件）、心の啓発活動（2回）を行い、技術支援として、レビューや事例検討（30回）実施した。	複数の機関が関わる困難ケースについて協働で、訪問やレビュー・事例検討を行い、関係機関との情報交換や役割分担、支援方針の共有が促進し、連携が強化された支援を実施することができた。	各区保健福祉センターとの協働訪問や、支援事例の検討等の技術支援を行い、連携して被災者支援を行う。	問題が複雑化した事例を中心に、各区保健福祉センターと協働で、訪問支援（延210件）、技術支援として、レビューや事例検討（34回）を実施した。	複数の機関が関わる困難ケースについて区保健福祉センターと協働で、訪問やレビュー・事例検討を行い、関係機関との情報交換や役割分担、支援方針の共有が促進され、連携が強化された支援を実施することができた。	
方向性4	200	複雑困難事例等支援のための地域総合支援事業による連携推進	精神保健福祉総合センターにおける各区保健福祉センターとの共同訪問等を通じた複雑困難事例等に関わる関係機関との連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）	精神保健福祉総合センターにおいて、各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関に対して精神障害者等の支援への技術支援を行います。	各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関と協働で、対象者103名に対して、訪問393回、ケア会議への参加139回、電話相談41回の支援を行った。地域精神保健福祉活動連絡会議を開催し（10回）、地域精神保健福祉活動の質の向上を図っている。精神障害者のための地域移行推進連絡会の開催（11回）、各区事実支援協議会相談支援事業等連絡会や宮城県医療観察法制度運営連絡協議会へ参加した。	協働支援においては個別の支援チームにおける連携の推進が図られている。当センター主催の各会議では、各機関の支援状況等の情報交換や事例検討を行い、今後の連携に役立てることが出来た。	令和元年度は、各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関との協働支援により、個別の支援チームの連携の推進が図られた。今後は、より効果的に技術支援を行えるよう、ケースレビュー、事例検討、研修による職員育成を、さらに行っていく。	各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関と協働で、対象者97名に対して、訪問333回、ケア会議への参加123回、電話相談16回の支援を行った。地域精神保健福祉活動連絡会議を開催し（10回）、地域精神保健福祉活動の質の向上を図っている。精神障害者のための地域移行推進連絡会の開催（5回）、各区自立支援協議会相談支援事業等連絡会や宮城県医療観察法制度運営連絡協議会へ参加した。	協働支援においては個別の支援チームにおける連携の推進が図られている。当センター主催の各会議では、各機関の支援状況等の情報交換や事例検討を行い、今後の連携に役立てることが出来た。	
方向性4	201	アルコール問題対策連絡会議による連携推進	精神保健福祉総合センター、各区保健福祉センター、断酒会、医療機関等のアルコール問題に関わる関係機関との情報共有を通じた、連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール問題対策連絡会議	アルコール問題について関係機関との連携を図り、アルコール関連問題の予防と早期発見、依存症者の社会復帰を図ります。	平成31年2月5日に実施し、18機関から22名が参加した。	各参加機関が、依存症関連問題からの回復について理解を深めるとともに、各機関の活動状況を理解し、今後の連携に役立てることができた。	アルコールに加え、薬物やギャンブル等においても、関係機関との連携を図り検討する必要がある。今後、依存症関連問題に対応する連絡会議の実施を検討していく。	令和2年2月4日に実施。17機関から22名が参加した。	各参加機関が、依存症関連問題からの回復について理解を深めるとともに、各機関の活動状況を理解し、今後の連携に役立てることができた。	
方向性4	202	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）を中心とした関係機関のネットワークの構築	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）を中心とした多機関協働支援のための関係機関のネットワークの構築	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域自殺対策推進センターを中心とした関係機関のネットワークの構築	地域自殺対策推進センターを中心とした多機関協働支援のための関係機関のネットワークの形成を図ります。	自殺対策連絡協議会（5回）や自殺総合対策庁内連絡会議（3回）、自死/ハイリスク者支援体制検討会議（5回）を通じ、関係機関とのネットワークの構築・強化を図った。	医療、福祉、司法、労働、教育等の関係機関と今後も、多機関協働支援を円滑に行うため、ネットワーク形成や強化を図る必要がある。	令和元年度は、自殺未遂者等ハイリスク者支援に従事する実務者の懇話会を2回開催し、医療機関並びに各区保健福祉センター職員等とハイリスク者支援に関する意見交換を行い、関係構築に努めた。加えて、各区保健福祉センター職員と自殺対策に関する意見交換を実施する。今後も継続的に実施するとともに、自殺対策連絡協議会や自殺総合対策庁内連絡会議も通じ、関係機関とのネットワークの構築・強化を図る。	自殺未遂者等ハイリスク者支援に従事する実務者の懇話会を2回開催し、医療機関並びに各区保健福祉センター職員等とハイリスク者支援に関する意見交換を行った。また、各区保健福祉センター職員と自殺対策に関する意見交換を行った。	医療、福祉、司法、労働、教育等の関係機関と今後も、多機関協働支援を円滑に行うため、ネットワーク形成や強化を図る必要がある。	
方向性4	203	自死遺族支援に関わる関係機関や団体の連携推進	自死遺族等からの相談を担っている関係機関や団体の相互の連携推進	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	自死遺族等に対する支援事業補助金	自死遺族支援団体の活動に対して助成しています（再掲）	4団体に補助金（計722,000円）を交付した。（再掲）	市内の自死遺族支援活動団体の継続的な広報及び活動の助成を行うことができた。（再掲）	自死遺族の心のケアや交流等の活動を行う自死遺族支援団体の活動経費を助成するため、今後も、補助金を交付する。（再掲）	3団体に補助金（計600,000円）を交付した。（再掲）	市内の自死遺族支援活動団体の継続的な広報及び活動の助成を行うことができた。（再掲）	
方向性4	204	せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進	全国健康保険協会宮城支部、宮城産業保健総合支援センター等、勤労者の健康増進に関わる各機関の取組み状況や課題の共有	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	（仮）せんだい健康づくり推進会議の開催	（仮）せんだい健康づくり推進会議を通じて、各機関の取組状況を共有します	会議を開催出来なかったため、各関係団体の取組状況の共有には至らなかった。（再掲）	会議を開催し、各関係団体の取組状況を共有することにより、連携体制を作る必要がある。	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」を設置し、各機関の取組を共有することができたので、今後も、より一層の連携を図っていく。	全国健康保険協会宮城支部、宮城産業保健総合支援センター等、勤労者の健康づくりに取り組む団体を迎え、「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」を開催し、各団体における健康づくりの課題及び取り組みを共有した。 ①推進会議 構成：外部16団体+仙台市、開催：1回、議題：「各団体における健康づくりの取組について」他 ②ワーキング 構成：外部18団体+仙台市、開催：2回、議題：「仙台いきいき市民健康フォーラム2019について」他	会議を設置し、連携づくりに着手することができたので、今後より連携を強化し、事業所における健康づくりに繋げていく必要がある。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性4	205	宮城県地域両立支援推進チームへの参画による関係機関の連携推進	労働組合、医師会、地域の中核医療機関等の関係機関で構成する宮城県地域両立支援推進チームによる治療と仕事の両立支援への参画と課題の共有	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	宮城労働局等との連携	宮城労働局の所管する事業の周知や、宮城県地域両立支援推進チームへ参画しています	(仮) せんだい健康づくり推進会議を開催出来なかったため、会議の構成団体である宮城労働局や宮城県地域両立支援推進センターと連携する機会がなく、周知・参画には至らなかった。(再掲)	(仮) せんだい健康づくり推進会議を開催し、各関係団体との連携体制を作る必要がある。(再掲)	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」の設置を機に、双方の事業の周知を行う等、協力体制を作ることが出来たので、一層の連携強化を目指していく。(再掲)	当該チーム会議は開催されなかったが(新型コロナウイルスの影響により中止)、就労支援に関するリーフレットの区役所等への配架による周知協力等において連携した。	今後も連携を推進するとともに、新型コロナウイルス禍における新たな影響が出ていることから、それらを踏まえた取り組み及び事業についても情報を共有していく必要がある。	
方向性4	206	仙台市青少年対策関係六機関合同会議の開催	児童生徒の抱える課題解決に向けた、子供未来局、教育局、健康福祉局内の6機関による研修会やケース検討を通じた連携の推進	子供未来局	子供未来局	子供相談支援センター	仙台市青少年対策関係六機関合同会議	児童生徒の抱える課題解決に向けた教育局、健康福祉局、子供未来局内の6機関による連携組織	全体会を年3回(4月, 8月, 3月)に実施し、担当者会を年5回(4月, 6月, 9月, 11月, 1月)に実施した。6つの機関が参加し、さらにオブザーバーとして、1つの機関、全体会の第2回目は小中学校校長の参加もあった。	担当者会におけるケース検討会や全体会での研修の実施により、連携の強化につながった。連携の強化が、各機関の抱える個別のケースに生かされるように、さらに情報交換だけでなく、個別ケースへの対応についてさらに具体的な議論を実施していく予定である。また、小中学校長会生徒指導部会との合同研修会を継続し、各機関の抱える個別ケースについて学校といたし連携をして支援していくのか、検討を進める。	児童生徒の抱える課題はより複雑化しており、機関連携による横断的な対応が求められている。そこで、年5回の担当者会では情報交換だけでなく、個別ケースへの対応についてさらに具体的な議論を実施していく予定である。また、小中学校長会生徒指導部会との合同研修会を継続し、各機関の抱える個別ケースについて学校といたし連携をして支援していくのか、検討を進める。	全体会を年3回(4月, 8月, 3月)実施を予定していたが、3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。担当者会は年5回(4月, 6月, 9月, 11月, 1月)実施した。6つの機関に加え、オブザーバーとして1つの機関が参加した。また、全体会の第2回目は小中学校校長の参加もあった。	担当者会におけるケース検討会や全体会での研修の実施により、各機関の連携強化につながった。また、小中学校校長の参加もあり、学校との連携強化にもつながった。連携の強化が、各機関や学校が抱える事業対応に生かされるように、さらに情報共有・行動連携を意識して取り組む必要がある。	
方向性4	207	各区障害者自立支援協議会による連携推進	各区保健福祉センターや障害福祉サービス事業所等による障害者等の地域生活支援のための連携の推進	各区	青葉区	障害高齢課	青葉区障害者自立支援協議会	障害福祉サービス事業所等とのネットワークの構築や、支援能力の向上を図る。	高齢者障害者地域ケア会議1回、運営会議12回、連絡会議1回、地域課題ワーキング1回、精神保健福祉部会4回実施	引き続き必要な連携を取る	引き続き必要な連携を図っていきたい	高齢者障害者地域ケア会議1回、運営会議12回、連絡会議1回、地域課題ワーキング4回、精神保健福祉部会4回実施	引き続き必要な連携を取る	
方向性4	207				宮城総合支所	保健福祉課	青葉区障害者自立支援協議会	障害者支援に従事する専門職の技能向上や関係機関との連携強化および、社会資源の創出を図る。	青葉区障害者自立支援協議会における各会議体について、事務局として参加した。	引き続き青葉区障害者自立支援協議会における各会議体について事務局として参画する。	引き続き青葉区障害者自立支援協議会における各会議体について事務局として参画する。	青葉区障害者自立支援協議会における各会議体について、事務局として参加する。	青葉区自立支援協議会において重点的に関わるべき対象者を整理する。	
方向性4	207				宮城野区	障害高齢課	宮城野区障害者自立支援協議会	障害福祉サービス事業所等とのネットワークの構築や、支援能力の向上を図ります。	全体協議会1回、実務者ネットワーク会議4回、障害者相談支援事業所等連絡会議12回、運営会議12回実施。	相談支援事業所等連絡会では、課題の検討、情報集約、事例検討を実施予定。実務者ネットワーク会議は次年度も同様に実施。	各会議体の時期や回数は例年通り実施予定。内容は事務局内で意見を固めながら進めるため今後検討予定。	全体協議会1回、実務者ネットワーク会議4回、障害者相談支援事業所等連絡会議11回、運営会議12回実施。	地域課題の抽出・整理を継続して行っていく必要がある。	
方向性4	207				太白区	障害高齢課	太白区自立支援協議会	障害福祉サービス事業所等とのネットワークの構築や、支援能力の向上を図ります。	高齢者障害者地域会議、実務者ネットワーク会議、障害者相談支援事業所連絡会、よりそいワーキング、運営会議を実施	さらなる障害分野と高齢分野の連携	よりそいワーキングは令和元年度で終了する。それ以外の京業は継続して実施する。	高齢者障害者地域会議、実務者ネットワーク会議、障害者相談支援事業所連絡会、よりそいワーキング、運営会議を定期的に実施	障害分野においては、未だにほぼ支援者のみで地域支援に取り組んでいる現状にあることが、実務者ネットワーク会議や相談支援事業所連絡会議の中であげられている。そのため、充分地域課題を集約する段階に至っておらず、今後支援者が地域に赴き障害や高齢分野が連携した取組みを把握し、実践の中で地域支援の連携を深めていく必要がある。	
方向性4	207				若林区	障害高齢課	宮城野区障害者自立支援協議会	障害福祉サービス事業所等とのネットワークの構築や、支援能力の向上を図ります。	全体協議会 年2回、実務者ネットワーク会議 年2回、障害者相談支援事業所等連絡会 年12回、プロジェクトチーム 年1回、運営会議 年12回実施。	活動テーマを①障害のある方やその家族への支援力を高める ②障害に関する普及啓発活動 ③支援ネットワークの形成、とし実施。参加メンバーの固定化、少数化が課題となるなか実施している状況。今後も先の活動テーマに沿って活動を積み重ねていく。また、高齢者支援部門と共有した地域課題の解決に向け、合同でワーキンググループを作り具体的な解決策の検討及び実行につなげていく。	今後も左記活動テーマに沿った活動を継続していく。地域生活支援拠点事業の実施に向けて、緊急対応が予想される困難ケースの検討やレビュー等の積み重ねを予定している。支援ネットワーク形成に関しては高齢者分野はもとより、地域課題の解決に必要な他の分野との連携も模索していく。	全体協議会 年1回、実務者ネットワーク会議 年2回、障害者相談支援事業所等連絡会 年9回、プロジェクトチーム 年1回、運営会議 年12回実施。活動テーマを①障害のある方やその家族への支援力を高める ②障害に関する普及啓発活動 ③支援ネットワークの形成、として実施した。	地域生活支援拠点事業の実施に向けてケースレビュー等を行うことにより、障害種別により緊急対応が生じる状況、必要な資源に差があることや、資源の不足、支援の工夫の必要性があることが課題と整理することができた。高齢分野との連携強化に向けた取り組みを平成30年度から継続しているが、「(障害者支援は)難しい」「どう関わっていいかわからない」というイメージを依然として持たれやすい。今後も高齢分野との合同連絡会・合同会議の実施や、会議のテーマ設定の検討、内容の工夫が必要である。	
方向性4	207				泉区	障害高齢課	区障害者自立支援協議会による連携推進	各区保健福祉センターや障害福祉サービス事業所等による障害者等の地域生活支援のための連携の推進	年間で、運営会議12回・障害者相談支援事業所等連絡会議11回・よめごと会議12回・プロジェクトチーム1チーム・全体協議会1回・研修会1回実施。	会議体が多く、運営や調整にかかる負担が大きい。通常業務における個別事例や事務量の増加もことから、障害者相談支援事業所・区双方にとって持続可能な活動の在り方を模索する必要がある。	平成31年度中に、区協議体全体の活動を俯瞰・整理し、持続可能な運営の在り方について検討する。令和2年度では、その検討結果も踏まえ、効果的かつ効率的な会議運営を行うことで、関係機関のネットワーク構築をさらに推進して参りたい。	年間で、運営会議12回・障害者相談支援事業所等連絡会議11回・よめごと会議10回・プロジェクトチーム2チーム・全体協議会1回・研修会1回実施。新型コロナウイルスで中止があった。	平成31年度中に、区協議体全体の活動を俯瞰・整理し、持続可能な運営の在り方について検討し、令和2年度計画に反映させた。	
方向性4	208	復興公営住宅等コミュニティ支援の実施	復興公営住宅等における孤立化防止や円滑なコミュニティ運営のため、町内会長・自治会長への相談対応等を通じた、地域の支え合いネットワークの構築	各区	青葉区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅入居者相互、または近隣住民との交流の機会づくりや円滑な自治組織の活動を行うための支援を行っています。	区内の復興公営住宅で区主催のコンサート等イベントの開催や住民が中心となって活動へ物品等の支援を行った。	イベントやサロンなどに参加する住民が固定化している。	区内の復興公営住宅で区主催のコンサート等イベントの開催や住民が中心となって行っている活動に対し物品等の支援を行った。	イベントやサロンなどに参加する住民が固定化している。		
方向性4	208				宮城野区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅等におけるコミュニティの運営や交流行事等の開催に関し、町内会長・自治会長からの相談への対応等を行い、コミュニティの円滑な運営及び孤立化の防止への支援を行います。	町内会長・自治会長からのコミュニティの運営や交流行事等の開催に関する相談への対応を、年間を通して実施	相談があった際にはそのことに対し適切に対応することができた	コミュニティごとに様々な課題があることから、相談があった場合には関係課・機関との情報共有と連携を密にして対応を行うなど、令和2年度以降も継続してコミュニティへの支援を行ってまいりたい。	町内会長・自治会長からのコミュニティの運営や交流行事等の開催に関する相談への対応を、年間を通して実施した。	相談があった際にはそのことに対し適切に対応することができた。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和2年1月照会予定）	令和元年度取組みの実施状況	実施状況に対する評価・課題	今後の取組みの方向性（令和3年1月照会予定）
方向性4	208				若林区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅等におけるコミュニティの運営や交流行事等の開催に関し、町内会長・自治会長からの相談への対応等を行い、コミュニティの円滑な運営及び孤立化の防止への支援を行います。	被災者交流活動助成事業を活用したコミュニティの活性化支援（助成件数12件）を行うとともに、相談等を受けた個別課題について訪問し町内会役員との意見交換により解決に向けた提案を行うなど、コミュニティの課題解決に向けた支援を図った。	支援対象を特に課題のあるコミュニティに重点化するとともに、関係課・機関との情報共有と連携を密にし、課題解決に向け努めた。	引き続き、被災者交流活動助成事業を活用したコミュニティの活性化支援を行うとともに、町内会長・自治会長からのコミュニティの運営等の相談への対応を行う。	被災者交流活動助成事業を活用したコミュニティの活性化支援（助成件数13件）を行うとともに、相談等を受けた個別課題について訪問し町内会役員との意見交換により解決に向けた提案を行うなど、コミュニティの課題解決に向けた支援を図った。	相談案件について、関係課・関係機関や支援団体との情報共有と連携を密にし、適切な課題解決に向け支援に努めた。	
方向性4	208				太白区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅等におけるコミュニティの運営や交流行事等の開催に関し、町内会長・自治会長からの相談への対応等を行い、コミュニティの円滑な運営及び孤立化の防止への支援を行います。	定期的に開催しているWGに参加し、復興公営住宅の生活再建支援等に関する実施事業の連絡調整を行った。	生活再建支援等に関する実施事業の連絡調整を行うとともに、町内会長・自治会長等からのコミュニティの運営等に関する相談への対応を適宜行った。	必要に応じて、関係各課とともに復興公営住宅の生活再建支援等に関する実施事業の連絡調整を行う。	定期的に開催しているWGに参加し、復興公営住宅の生活再建支援等に関する実施事業の連絡調整を行った。	生活再建支援等に関する実施事業の連絡調整を行うとともに、町内会長・自治会長等からのコミュニティの運営等に関する相談への対応を適宜行った。	
方向性4	208				泉区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅等におけるコミュニティの運営や交流行事等の開催に関し、町内会長・自治会長からの相談への対応等を行い、コミュニティの円滑な運営及び孤立化の防止への支援を行います。	定期的に開催しているWGへの参加、復興公営住宅で構成される町内会主催のサロンへの参加、復興公営住宅に住む方々の情報交換会（地域活性化のつなぐ・つながるプロジェクト）への参加を促すなど、情報提供を行った。	年度当初の総会への参加、町内会長の来庁時には情報提供を行うなど、情報の収集と情報の提供を行い、孤立化の防止を図った。なお、復興公営住宅の住民でH27年度に自治会が設立されており、現在は一単位町内会として相談等の対応や情報提供などを行っている。	隔月で開催しているWG（泉中央南・上谷刈地区連絡会）へ参加し、復興公営住宅に係る情報交換を行う。また、町内会に係る研修会について情報提供を行っていき、コミュニティの円滑な運営の支援を行う。	隔月で開催しているWG（泉中央南・上谷刈地区連絡会）へ参加した。また、町内会長や役員に対し、泉区が主催する町内会長研修会や地域政策課が主催する町内会役員担い手講座への積極的な参加を促した。	昨年度と同様に一つの町内会として相談等の対応や情報提供などを行っている。ただし、令和2年度当初に町内会長の交代を発生と、所属していた連合町内会から脱会するなど近隣町内会から距離を置いた状況となっている。	
方向性4	209	児童虐待防止ネットワーク会議による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関による、児童虐待の防止に向けた連携の強化	宮城野区	宮城野区	家庭健康課	児童虐待防止ネットワーク会議	区内の4ブロックの地域毎に児童虐待防止ネットワーク会議を開催することにより、地域の関係機関と連携を深め、顔の見える関係づくりを強化していきます。	年4回（9～11月）。延べ106機関155人参加。	児童虐待対応について関係機関へ周知するとともに、地域の関係機関と連携を深め、顔の見える関係づくりを強化し、引き続き実施する。	年4回（9～11回）。延べ119機関170人参加。	児童虐待対応について関係機関へ周知するとともに、地域の関係機関と連携を深め、顔の見える関係づくりを強化に資することができた。		
方向性4	210	学校支援地域本部による地域ボランティアと学校の効果的な連携推進	地域ぐるみで子どもを育てる観点から、学校の求めに応じて地域ボランティア（地域住民、地元企業等）が協力することを通じた、学校・家庭・地域社会の連携推進	教育局	教育局	学びの連携推進室	学校支援地域本部事業	地域住民や地元企業の協力を得ながら学習支援や防犯巡視をはじめとする様々な学校支援を実施します。	現在164校での支援体制ができ、市立学校の89.1%の学校をカバーしている。学習環境整備や授業への支援、防犯活動等、延べ112,254人のボランティアが学校支援に当たった。	学校支援体制づくりに関する管理職への説明や情報提供、地域連携担当教員やスーパーバイザーへの研修等での周知により、活動の一層の充実が図られた。今後、カバー率を100%にしていく。	令和元年度までに、学校支援体制のカバー率が90%を超えるところまで進んできた。令和2年度内に100%を目指しており、全市の小中学校が地域と連携した支援体制をとることができるように、学校の意向や地域の状況を聞き取りながら進めていきたい。	令和元年度は5本部が新たに立ち上がり、市内〇〇の（要確認）カバー率が91.3%まで広がり、ボランティア実数が19,162名となった。スーパーバイザーの連絡協議会では、地域と学校との連携・協働体制の構築を進めるため、地域学校協働活動統括推進員の講話を実施した。	令和2年度にカバー率が100%になることを目指しており、学校支援地域本部の未設置校に対して働きかけを行う必要がある。また、令和2年度からコミュニティ・スクールを導入する予定であることから、学校と地域、保護者の連携・協働体制構築に向けて、スーパーバイザーの理解と協力を得られるよう、進めていくことが必要である。	
方向性4	211	コミュニティ・スクール検討委員会の開催	学校運営協議会の設置による、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の実現に向けた、地域とともに歩む学校づくりの推進	教育局	教育局	学びの連携推進室	コミュニティ・スクール検討委員会	地域ぐるみで子どもを育む新たな体制の構築を検討します。	本市の特性を生かしたコミュニティ・スクールの導入を検討するために、大学教授、小中学校長、保護者や地域の方々による検討委員会を設置し、4回の会議を行った。	本市の学校教育の取組や先進地の視察などにより、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について共通理解を得ることができた。取り組むべき方策をまとめた上で、導入に向け準備を進める。	平成30年度から令和元年度にわたり10回の検討委員会を行った。先進地への視察や文科省等での研修への参加も有り、市立学校・園でのコミュニティ・スクール導入に向けた視点を整理し、提言として報告書をまとめた。これをもって、本検討委員会は終了した。	令和元年度は8月に市立学校長を対象に、コミュニティ・スクールについて共通理解を図るため、文科省から講師を招き、研修を行った。コミュニティ・スクール検討委員会は6回実施し、1月に報告書をまとめた。3月に「仙台市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を制定した。	令和2年度からのコミュニティ・スクールの導入に向けて、研修や規則の制定等、準備を進めることができた。導入に向けて、学校を始め、地域や保護者の理解を得られるよう、丁寧な説明を行うことが必要とってくる。	
方向性4	212	スクールソーシャルワーカーによる学校と関係機関の連携	児童生徒や保護者を取り巻く環境への働きかけや関係機関・団体との連絡調整を通じた、いじめや不登校等の問題解決を図るための連携推進	教育局	教育局	教育相談課	スクールソーシャルワーカーの配置	いじめや不登校などの問題解決に向け、各関係機関との連絡調整等によって児童生徒を取り巻く環境調整を実施します。	教育相談課に7名配置	スクールソーシャルワーカーの資質向上とともに効果的な支援のあり方を検討することも必要。	教育委員会に7名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が抱える問題等の環境調整を行うことで、その問題解決を支援して参りたい。	教育相談課に7名配置、スクールソーシャルワーカーが児童生徒へ効果的な支援ができるようにするために、電話連絡や訪問を適切に積み重ねながら学校や関係機関と連携を図ってきた。更に一人一人のスクールソーシャルワーカーの力量向上を目指して研修の充実を図ってきた。		
方向性4	213	スクールカウンセラー連絡協議会による連携推進	スクールカウンセラー等を対象とした定期的な会議を通じた、学校内での効果的な相談や連携体制に向けた協議と実践例の報告による校内連携の推進	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラー連絡協議会による連携推進	学校の教育相談体制やスクールカウンセラーと学校担当者の効果的な支援に関する協議や報告を通じた連携推進	年2回開催（4月、10月） 全市立学校の担当者やカウンセラー全員	効果的な支援のために、学校担当者やカウンセラーの連携についての意識を高める必要がある。	スクールカウンセラーと教員による授業の実践報告やカウンセラーの効果的な活用の仕方について情報交換を行い、さらなる連携を図ってまいりたい。	全市立学校の担当者やカウンセラー全員を対象に、学校内での効果的な相談や連携体制に関する協議や実践報告などをテーマに、年2回（4月、10月）開催した。	効果的な支援を目指し、学校担当者やカウンセラーの連携についての意識を高めるために実施している。	
方向性4	214	スクールカウンセラー調査研究委員会による連携推進	教員、スクールカウンセラー等で構成する委員会における「心の教育」に関する調査研究や学校とスクールカウンセラーの連携推進	教育局	教育局	教育相談課	教員とスクールカウンセラー等による調査研究	教員、スクールカウンセラーなどで構成する委員会における学校とスクールカウンセラーとの連携の仕組みづくりや「心の教育」に関する調査研究	大学教授1名、校長2名、教頭1名、教諭4名、SCSV3名、SC3名で4回実施	心の健康教育、教員とSCの連携のあり方等について、具体的な成果を発信していく。	スクールカウンセラーと教員による授業の実践などを通して、連携の仕方について調査研究を進めて参りたい。	大学教授1名、校長2名、教頭1名、教諭4名、SCSV3名、SC2名で4回実施	児童生徒の心の教育を適切に進めていくために、教員とスクールカウンセラーが連携して授業づくりを行い、市立学校に発信している。	
方向性3	子3-1	【令和元年度追加の取組み】		子供未来局	子供未来局	子供家庭支援課	仙台市児童養護施設等入所児童就業支援・アフターケア事業	児童養護施設等入所児童が将来経済的に自立して生活が営めるよう、就労支援、退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を行う	自立に向けた支援（就労体験、ソーシャルスキルトレーニング）、退所後児童の生活相談を実施。	自立支援は計画通り実施。生活相談は各関係機関（部署）と協力しながら実施。対応困難な事業が多かった。	自立前の支援を継続的に、児童との関係づくりを進めます。また、退所後の相談者に対する支援をおこなうため、関係機関との連携を強化します。	自立に向けた支援（就労体験、ソーシャルスキルトレーニング）、退所後児童の生活相談を実施。	自立支援は計画通り実施。生活相談は各関係機関（部署）と協力しながら実施した。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認					
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			令和2年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）	令和元年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和3年1月照会予定）
方向性3	宮総3-1	【令和元年度追加の取組み】		宮城総合支所	宮城総合支所	保健福祉課	産後交流会	初めて育児をする親に交流の場を提供し、親の孤立の防止を図ります。また、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	・全10回開催。 ・初産婦とその乳児95組、延267組が参加	初めての子育てをする母親同士の定期的な交流の場、育児に関する疑問や不安に継続して対応できる場として活用しており、今後も継続していく必要がある。	年間全10回を12回(月に1度の実施)に増やし、母親達が継続して来所できる場を提供していく。また、講話を多職種から行い内容を充実させていく。	全10回開催。 ・初産婦とその乳児89組、延211組が参加	初めての子育てをする母親同士の定期的な交流の場、育児に関する疑問や不安に継続して対応できる場として活用しており、今後も継続していく必要がある。	
方向性3	教3-1	【令和元年度追加の取組み】		教育局	教育局	市民図書館	10代のあなたに贈る『いじめ・命』にむき合う本のブックリスト作成・配布	中学生向けに、いじめや命について考えるブックリスト（10代のあなたに贈る『いじめ・命』にむき合う本）を作成・配布し、いじめや命についての理解を深める本を紹介する。	・133冊の本のリストを作成 ・市立中、高等学校へ配信 ・仙台市図書館ホームページへ掲載	ブックリストを印刷して生徒に配布したり、学校図書室にリストで紹介されている本を置くなど、各学校において、リストを活用した独自の取り組みが行われた。また、中学生だけでなく、幅広い年齢層の来館者等からも、興味を持って見てもらっている状況である。	「10代のあなたに贈る『いじめ・命』にむき合う本」のブックリストを更新し、配布する。各学校へ改めて配信するとともに、仙台市図書館ホームページの「YA中高生のページ」内、「中学生向きブックリスト」に掲載する。	「10代のあなたに贈る『いじめ・命』にむき合う本」のブックリストを更新し、配布した。各学校へ配信するとともに、仙台市図書館ホームページの「YA中高生のページ」内、「中学生向きブックリスト」に掲載した。	各学校において、更新されたブックリストを印刷して生徒に配布したり、学校図書室にリストで紹介されている本を置くなど、リストを活用した独自の取り組みが行われた。また、中学生だけでなく、幅広い年齢層の来館者等からも、興味を持って見てもらっている状況である。	
方向性3	市3-1	【令和2年度追加の取組み】		教育局	市民局	男女共同参画課	男性のための電話相談	生き方や働き方、性に関すること、職場やパートナーとの人間関係における男性ならではの生きづらさに起因する悩み等に男性相談員が応じます。				電話相談（令和元年9月13日～11月29日までの毎週金曜日に開設、計12日間） ・相談実績：33件	男性の様々な相談に対応するなかで、本人の悩みの整理や助言、必要に応じた支援機関の紹介を行うことができた。	